



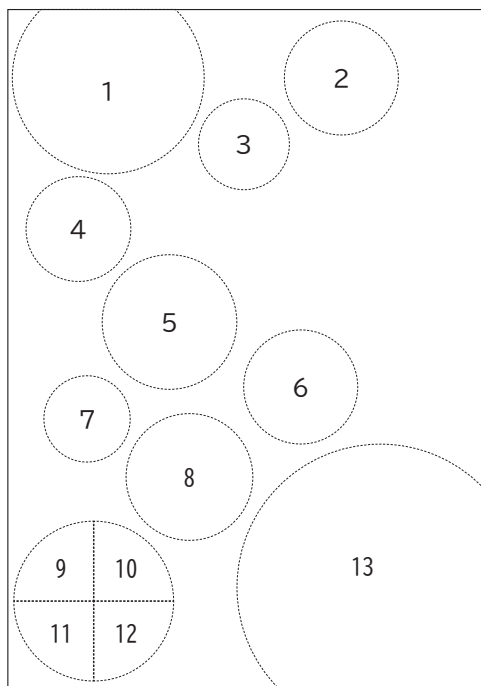
令和6年版

環境白書

福岡県



表紙の写真



- 1 水生生物講座の一環として那珂川（那珂川市）で開催した調査（令和6年5月）
- 2 苅田町で開催した「スポGOMI 苅田町白石海岸大会」（令和5年11月）
- 3 八女市で開催した矢部川源流生き物調査（令和6年7月）
- 4 ZEH基準を上回る省エネ住宅「福岡未来づくり住宅」
- 5 高良山（久留米市）で開催した愛鳥週間探鳥会（令和5年5月）
- 6 糸島市で開催した「芥屋海水浴場クリーンアップ」（令和5年10月）
- 7 八女市で開催した田んぼの生き物調査（令和5年8月）
- 8 エコトン
- 9～12 「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」に基づき指定されている指定希少野生動植物種20種のうちの4種
福岡県保健環境研究所が生育方法などを検討しています。
- 9 キビヒトリシズカ
- 10 ムラサキ
- 11 セボシタビラ
- 12 コバンムシ
- 13 巨瀬川河道掘削工事（久留米市）の施工後
豪雨による浸水被害を受け緊急対策として河道掘削を実施する際に、瀬や淵を保全するなど現在の河川環境を壊さないように配慮したものです。

環境白書の刊行に当たって

本県では、「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指し、さまざまな施策を展開しており、その実現のためには、豊かで快適な環境を持続可能なものとしていくことが重要です。

本県の環境行政の施策大綱である「第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）」では、「環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会」を将来像に掲げ、グリーン社会の実現を推し進める「脱炭素社会への移行」、資源の効率的活用と廃棄物の適正処理による「循環型社会の推進」、生物多様性の保全・利用とワンヘルスの理念の実現による「自然共生社会の推進」など7つの柱を設定し、各分野での取り組みを進めているところです。



特に、「循環型社会の推進」に関しては、「ふくおかプラごみ削減応援サイト」による情報発信や先進的プラスチック代替製品の開発支援などの取り組みに加え、今後急速な増加が見込まれる使用済EVバッテリーの資源循環に向けて、令和6年7月に「グリーンEVバッテリーネットワーク福岡（GBNet福岡）」を設立しました。このネットワーク会議のもとで、関連企業の皆さまとともに、全国初となる資源循環の「福岡モデル」の構築を目指します。

「自然共生社会の推進」に関しては、令和6年3月に策定した「福岡県アライグマ防除実施計画」に基づいた特定外来生物アライグマの防除体制の構築、生物多様性保全に関する研究やワンヘルス教育を実施するワンヘルス体験学習・研究ゾーンの整備などに取り組んでいます。

今後も、これらの取り組みをはじめ、環境総合ビジョンの7つの柱に基づく施策を推進し、環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会を目指してまいります。

本書は、環境に関する年次報告として公表するものであり、本県の環境の現状や施策の概要などを取りまとめています。次世代に豊かな自然や美しいまち、限りある資源を引き継いでいくことは、私たちの重要な責務です。本書を多くの皆さまに活用していただき、持続可能な社会の実現に向けた環境保全活動の輪がさらに広がっていくことを期待しています。

令和6年 12 月

福岡県知事 服部 誠太郎

第1部 総説

第1章 福岡県の環境の現状と取組のあらまし ・・・ 1

第2章 県内の主な取組 ・・・ 11

第1節 SDGs(持続可能な開発目標) ・・・ 11

第2節 福岡県の取組 ・・・ 12

- 1 全国初の使用済EVバッテリー資源循環モデルの構築 ・・・ 12
 - 2 プラスチックの資源循環に向けて ・・・ 13
 - 3 リサイクル総合研究事業化センターの最新成果 ・・・ 14
 - 4 環境に配慮した国際スポーツ大会の開催 ・・・ 15
 - 5 海洋ごみ問題の解決に向けて ・・・ 16
 - 6 ドローンとAIを活用した産業廃棄物監視指導の強化 ・・・ 17
 - 7 北九州市響灘臨海エリアを中心とした水素大規模拠点の構築 ・・・ 18
 - 8 FCモビリティ普及と水素ステーション整備の一体的推進 ・・・ 19
 - 9 グリーン成長戦略日韓学生会議 ・・・ 20
 - 10 「こどもエコクラブ」の環境学習をサポート ・・・ 21
 - 11 太陽光発電設備等の共同購入とJ-クレジット制度の活用 ・・・ 22
 - 12 省エネルギー住宅の普及 ・・・ 23
 - 13 ワンヘルスセンターの整備 ・・・ 24
 - 14 特定外来生物アライグマの防除体制構築 ・・・ 25
 - 15 アジア諸地域向けの環境人材育成研修 ・・・ 26
- #### 第3節 市町村の取組 ・・・ 27
- 1 北九州市 ・・・ 27
 - 2 福岡市 ・・・ 28
 - 3 大牟田市 ・・・ 29
 - 4 久留米市 ・・・ 30
 - 5 古賀市 ・・・ 31
 - 6 宮若市 ・・・ 32
 - 7 鞍手町 ・・・ 33
 - 8 筑前町 ・・・ 33

第2部 環境の現況と対策

第1章 福岡県環境総合ビジョンの概要 ・・・ 34

- 1 位置付けと役割 ・・・ 34
- 2 将来像と施策体系 ・・・ 34
- 3 推進体制・進捗管理 ・・・ 36

第2章 経済・社会のグリーン化 ・・・ 41

第1節 経済・社会のグリーン化の推進 ・・・ 42

- 1 環境配慮型ビジネススタイルの普及 ・・・ 42
- 2 環境配慮型ライフスタイルの普及 ・・・ 43
- 3 環境負荷低減に寄与する産業の育成と環境関連産業の集積 ・・・ 43
- 4 環境に配慮した農林水産業の振興 ・・・ 46
- 5 税制のグリーン化 ・・・ 47

第2節 グリーンイノベーションの推進 ・・・ 48

- 1 県試験研究機関を活用した環境関連技術実用化の推進 ・・・ 48
- 2 事業者における技術開発の支援 ・・・ 52

第3章 持続可能な社会を実現するための

地域づくり・人づくり ・・・ 53

第1節 地域資源を活かした魅力ある

地域づくりの推進 ・・・ 54

- 1 県民、NPO、事業者等の各主体が行う自主的な取組への支援 ・・・ 54
- 2 各主体の情報提供や連携等のネットワーク構築 ・・・ 55
- 3 持続可能な地域づくりの推進 ・・・ 57
- 4 環境に関する観光ブランドの推進 ・・・ 57

第2節 環境を考えて行動する人づくりの推進 ・・・ 58

- 1 「持続可能な開発のための教育(ESD)」の推進 ・・・ 58
- 2 人づくりを支える拠点・場の整備 ・・・ 60
- 3 人づくりを支える人材・機会等の提供 ・・・ 61

第4章 脱炭素社会への移行 ・・・ 62

第1節 地球温暖化問題の現状 ・・・ 63

- 1 地球温暖化問題の概要 ・・・ 63
- 2 国内外の動向 ・・・ 64
- 3 日本の温室効果ガスの排出状況 ・・・ 65

第2節 総合的な地球温暖化対策の推進 ・・・ 66

- 1 福岡県地球温暖化対策実行計画 ・・・ 66
- 2 福岡県地球温暖化対策実行計画の進捗状況 ・・・ 67

第3節 温室効果ガスの排出削減(緩和策) ・・・ 69

- 1 再生可能エネルギーの導入促進 ・・・ 69
- 2 再生可能エネルギーの利用の促進 ・・・ 72
- 3 水素エネルギー利活用の推進 ・・・ 72
- 4 運輸における取組 ・・・ 72
- 5 家庭における取組 ・・・ 73
- 6 事業所における取組 ・・・ 74
- 7 公共施設における取組 ・・・ 75
- 8 農林水産業における取組 ・・・ 76
- 9 脱炭素型の都市・地域づくりの推進 ・・・ 77
- 10 温暖化対策に資する取組の促進 ・・・ 78
- 11 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進 ・・・ 78

第4節 温室効果ガスの吸収源対策(緩和策) ・・・ 79

- 1 森林の保全 ・・・ 79
- 2 都市の緑化 ・・・ 79
- 3 二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用 ・・・ 79
- 4 農地土壌炭素吸収源対策 ・・・ 80

第5節 気候変動の影響への適応(適応策) ・・・ 81

- 1 福岡県気候変動適応センター ・・・ 81
- 2 農林水産業に関する対策 ・・・ 81
- 3 水環境・水資源に関する対策 ・・・ 82
- 4 自然生態系に関する対策 ・・・ 82
- 5 自然災害・沿岸域に関する対策 ・・・ 82
- 6 健康に関する対策 ・・・ 83
- 7 産業・経済活動に関する対策 ・・・ 83
- 8 県民生活・都市生活に関する対策 ・・・ 83

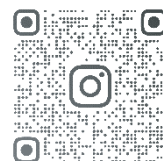
第5章 循環型社会の推進	84	第4節 土壤環境の保全	180
第1節 資源の利用の状況	85	1 土壤汚染対策法に基づく適切な管理	180
1 資源の利用の状況	85	2 農用地土壤汚染の現状と対策	181
2 福岡県廃棄物処理計画の推進	86	第5節 化学物質等による環境・健康影響対策	182
3 全国における一般廃棄物の排出の状況	87	1 化学物質の適正管理	182
4 福岡県における一般廃棄物の排出と処理の状況	87	2 ダイオキシン類の現況と対策	185
5 市町村における一般廃棄物の排出の状況	89	3 農薬流通の動向と安全対策	187
6 全国における産業廃棄物の排出の状況	89	第6節 その他の生活環境の保全	189
7 福岡県における産業廃棄物の排出と処理の状況	90	1 騒音・振動・悪臭対策	189
第2節 限りある資源の効率的な利用	92	2 環境放射線	195
1 持続可能な消費と生産を考えた取組	92	3 花粉症対策	195
第3節 資源循環利用の推進	98	4 地盤沈下	195
1 法に基づく取組	98	5 学校に及ぼす公害の状況と対策	196
2 リサイクル製品の利用促進	103	6 畜産経営環境保全の現状と対策	197
3 資源循環型まちづくりの推進	104	第8章 国際環境協力の推進	199
4 各種バイオマスの利用促進	105	第1節 環境技術・ノウハウを活用した	
5 福岡県リサイクル総合研究事業化センター	107	国際環境協力の推進	200
第4節 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	112	1 アジア諸地域との環境協力	200
1 一般廃棄物に関する法律等の整備	112	第2節 民間及び国連機関と連携した	
2 一般廃棄物の適正処理の推進	112	国際環境協力の促進	203
3 海洋ごみに関する対策	113	1 県内環境関連企業の海外展開に対する支援	203
4 産業廃棄物の適正処理の確保	113	2 国連ハビタット福岡本部との連携	204
5 廃棄物の不適正処理の防止	118	第3部 資料	
6 災害廃棄物の適正処理	119	1 環境に係る県民・事業者への支援制度	205
第6章 自然共生社会の推進	120	2 環境に関する人材派遣制度	210
第1節 自然環境の現況	121	3 年間を通じて募集している	
1 地形	121	県民参加型事業	211
2 気候	121	4 環境関連法律・条例一覧	213
3 植生	121	5 環境行政の推進体制	217
4 動物	121	6 環境部門関係予算	229
第2節 福岡県生物多様性戦略 2022-2026	123	7 環境関連各種計画概要	230
第3節 生物多様性の保全と自然再生の推進	124	8 環境関連福岡県知事表彰一覧	232
1 重要地域の保全	124	9 県の環境関連施設	233
2 野生生物の適切な保護と管理	130	10 大気関係資料	234
3 生物多様性プラットフォームを活用した啓発	135	11 水質関係資料	237
4 地球温暖化対策との連携	135	12 土壌関係資料	264
5 自然環境の保全によるワンヘルスの取組	135	13 一般廃棄物関係資料	266
6 環境影響評価制度の適切な運用	136	14 騒音・振動関係資料	271
7 生物多様性に配慮した公共工事の推進	137	15 ダイオキシン類関係資料	275
8 生態系を利用した防災・減災	140	16 市町村の環境行政	276
第4節 生物多様性の持続可能な利用	141	《用語の解説について》	
1 生物多様性に配慮した農林水産業の推進	141	本文中、※印のある用語については、当該ページ下欄で解説しています。	
2 里地里山里海の適切な利用と管理	143	《根拠法令について》	
第7章 健康で快適に暮らせる生活環境の形成	144	各項目の下部に〔 〕書きで当該施策の根拠となる法令（略称）を記載しています。	
第1節 総合的な対策	145		
1 公害対策	145		
2 都市計画	147		
第2節 大気環境の保全	149		
1 大気環境の現況	149		
2 大気汚染防止対策	157		
第3節 水環境の保全	164		
1 水環境の現況	164		
2 水質監視体制	169		
3 水質保全対策	169		

～ 福岡県環境部 SNS アカウント ～

福岡県環境部 X
「ふくおか環境広報隊」



福岡県環境部
循環型社会推進課
Instagram



エコトン



エコトンファミリー



「エコトン」は、平成 21(2009)年度に本県の地球温暖化対策マスコットキャラクターとして誕生しました。ファミリーには、お父さん(パパトン)とお母さん(ママトン)、妹のヒメトンもいます。

第1部

総説

第1章 福岡県の環境の現状と取組のあらまし

私たち人類はその誕生以来、この地球上で環境がもたらす豊かな恵みを享受してきました。これらの地球の恵みは、未来の世代から借りている大切なものです。しかしながら、現在の私たちの世代がこれらの恵みを消費し尽くすおそれに直面しています。

特に近年では、地球温暖化による気候変動により、集中豪雨や干ばつなどの気象災害や熱中症の増加、農作物の品質低下、動植物の生態系の変化など、地球環境に多大な影響が発生しています。私たちの世代がこれまでのような社会経済活動が続ければ、将来の世代は豊かな地球の恵みを享受できなくなるでしょう。

私たちは、地球の豊かな恵みを将来の世代に引き継ぐため、地球環境への負荷を減らし、社会経済活動が持続可能となるような社会を構築していかなければなりません。本県は、県環境総合基本計画に基づく各種施策を通じ、“持続可能な”福岡県を目指しています。

第五次福岡県環境総合基本計画



1 経済・社会のグリーン化（詳細は第2部第2章）

社会・経済活動の発展に伴って増大する環境負荷を低減するためには、環境負荷の低減に寄与する技術・産業の振興が重要となります。

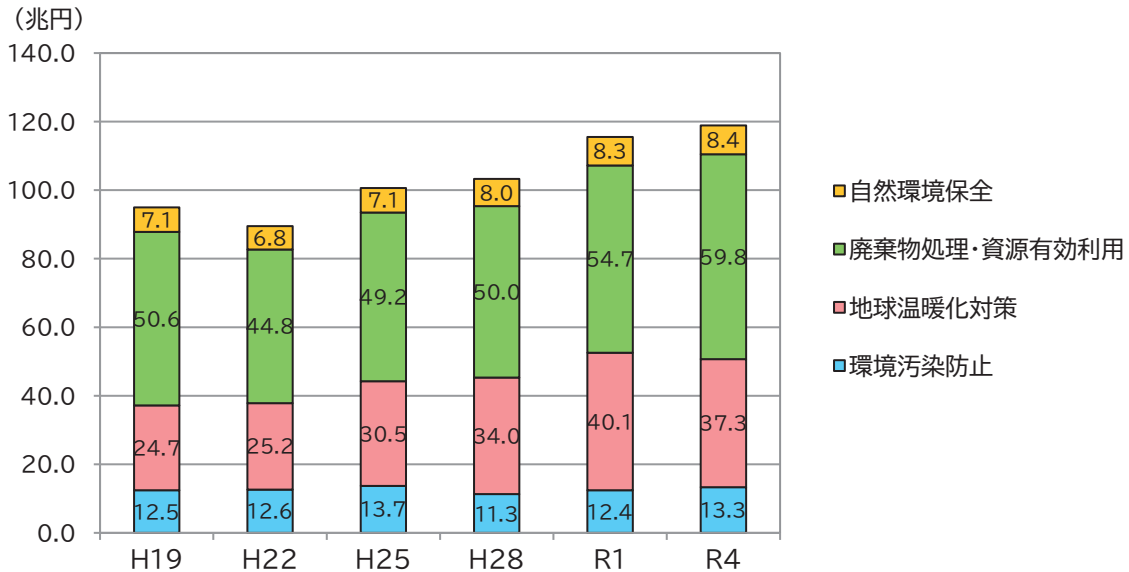
県内には、低燃費車や様々な機器の電力消費を抑えるパワー半導体等の省エネルギー・省資源型の製品を生産する産業があり、北九州市、大牟田市の両エコタウンにはリサイクル関連産業の集積が図られています。これらの地域特性を活かし、グリーンアジア国際戦略総合特区において省エネルギー・省資源に大きく寄与する環境配慮型製品の開発・生産拠点の構築を進めています。

さらに、本県の試験研究機関において、環境保全に関する調査研究に取り組むとともに、福岡県リサイクル総合研究事業化センターでは、産学官民の連携によるリサイクル技術と社会システムの開発を進めています。

○現在取り組んでいる主な施策

- ・ エコ事業所やエコファミリーにおける省エネルギー・省資源の取組の促進
- ・ 県の率先した環境物品等の調達によるグリーン購入の推進
- ・ グリーンアジア国際戦略総合特区における環境配慮型製品の開発・生産拠点の構築
- ・ 水素製造・供給のイノベーションを推進するとともに、幅広い分野での水素利用の拡大を促進し、成長分野である水素関連産業の集積を図る、「福岡県水素グリーン成長戦略」の推進
- ・ 試験研究機関における環境負荷低減に資する調査・研究、福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおける産学官民による共同研究

国内の環境産業の市場規模の推移



資料:2022年版環境産業の市場規模推移(環境省)
※ 端数処理により合計が合わない場合がある。

2 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

(詳細は第2部第3章)

地球温暖化やプラスチックごみの問題など、今日の環境問題は、我々の日常生活に伴って発生するものであり、それらの問題を解決するためには、一人ひとりが環境の現状や課題について正しく理解し、自らの日常行動を変えていく必要があります。環境教育は、環境に対する関心を喚起するとともに、共通の理解を深め、問題解決能力を育成することを通じ、各主体の自主的な環境問題への取組を促進するものとして重要です。

本県では、「ふくおか環境ひろば」や「ふくおかエコライフ応援サイト」、「ふくおか環境広報隊」などウェブサイトやSNS等での情報発信を通じ、各主体の自主的な環境保全の取組やネットワーク化を促進しています。

また、地域における取組を通じて本県の望ましい環境を創出し、地球環境の保全に貢献するため、平成8(1996)年に「福岡県環境県民会議」を設置し、県民・事業者・行政が一体となって、福岡県環境総合基本計画(福岡県環境総合ビジョン)の推進を図っています。

さらに、県内の各保健福祉環境事務所に「地域環境協議会」を設置し、地域の実情に応じた地球温暖化対策・3R・自然共生の推進等の事業を実施しています。地域の住民や子どもたち、事業者の環境を考え行動する意識を育むとともに、地域住民・事業者等が事業に参画することにより、地域の環境活動の担い手となることを目指しています。

加えて、子どもたちが環境保全活動や環境学習を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援するため、環境学習会を開催しています。

○現在取り組んでいる主な施策

- ・ウェブサイトやSNSを利用した環境情報の発信

「ふくおか環境ひろば」(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hiroba1.html>)

「ふくおかエコライフ応援サイト」(<https://www.ecofukuoka.jp/>)

「ふくおか環境広報隊」(<https://x.com/fukuokakankyoku>)

- ・ 環境県民会議や地域環境協議会による県民・事業者・行政が一体となった環境保全への取組
- ・ 小学生向け環境教育副読本の作成・配布、小中学生向け地球温暖化対策ワークブックの提供
- ・ こどもエコクラブ活動の支援

3 脱炭素社会への移行（詳細は第2部第4章）

地球温暖化は、気温や海水温の上昇、異常気象、生態系の変化など様々な分野に影響をもたらしています。特に近年、国内外で深刻な気象災害が多発するなど、地球温暖化による気候変動により、今後このような災害リスクが更に高まると予測されています。

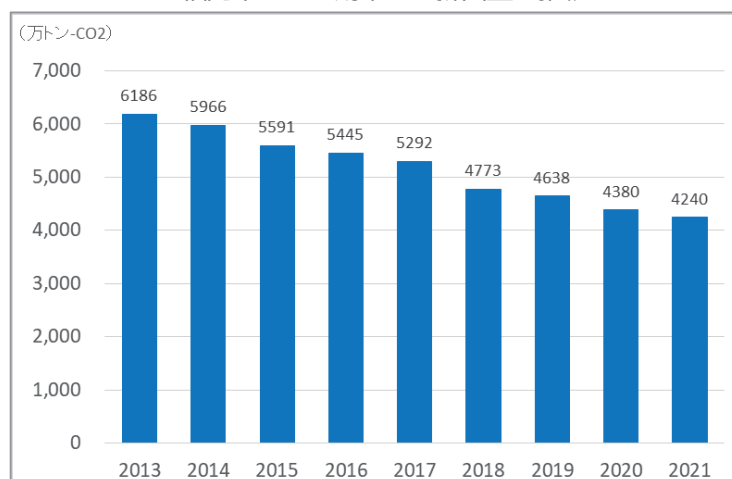
このような状況に対処するため、平成 27(2015)年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をすることを世界共通目標とした「パリ協定」が採択され、平成30(2018)年に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、「1.5℃特別報告書」をとりまとめ、地球温暖化を1.5℃に抑制するためには、二酸化炭素排出量が令和12(2030)年までに45%削減され、32(2050)年頃には正味ゼロに達する必要があること等を示しました。

我が国では、令和2(2020)年に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、3(2021)年4月の気候サミットで「日本の 2030 年度の温室効果ガス排出を 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに 50%の高みに向け、挑戦を続ける」ことを表明しました。

本県では、令和 4(2022)年 3 月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を改定し、32(2050)年度までに本県の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指し、12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で 46%削減することを目標に掲げ、県民、事業者、市町村などと連携・協力し、温室効果ガスの排出削減や吸収源に関する対策(緩和策)と気候変動の影響を防止・軽減する対策(適応策)を総合的・計画的に推進しています。

令和 3(2021)年度の本県の温室効果ガス排出量は 4,240 万トンであり、平成 25(2013)年度比で 31.5%減少(前年度比 3.2%減少)しています。

福岡県の温室効果ガス排出量の推移



○現在取り組んでいる主な施策

- ・ 導入支援システムの公開やアドバイザーの派遣等による再生可能エネルギーの導入促進
- ・ 共同購入による家庭・企業の太陽光発電設備等の導入促進
- ・ 福岡県地球温暖化防止活動推進センターや福岡県地球温暖化防止活動推進員による地域における省エネルギー・省資源の普及啓発
- ・ エコファミリーやエコ事業所における省エネルギー・省資源の取組の促進
- ・ 福岡未来づくり住宅の普及促進や県内事業者への補助金セミナー・ZEB 見学会の実施による住宅、建築物の省エネルギー対策の促進
- ・ 県有施設への太陽光発電設備導入や県公用車への電動車導入による県の率先取組
- ・ 福岡県気候変動適応センターにおける気候変動影響や適応情報の収集・分析・発信

4 循環型社会の推進（詳細は第2部第5章）

高度経済成長を支えた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、私たちに大きな豊かさや便利さを与えると同時に、地球上の有限な資源を大量に消費し、天然資源を巡る争い、廃棄物の不適正処理や環境汚染など、社会経済活動の持続的な発展を阻害する事態をもたらしました。

これらの流れに歯止めをかけるには、資源大量消費型の社会構造から、資源循環利用を基調とした社会システムへと転換を図ることが必要です。特に、プラスチックは、その有用性から幅広い製品に利用されている一方で、不適正な処理のために少なくとも世界で年間約800万トンが陸上から海洋に流出していると推計され、地球規模での環境汚染が懸念されています。

我が国では、令和4(2022)年4月に「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置が定められました。本県では、2(2020)年7月に「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定し、事業者、県民及び行政が一体となってプラスチックごみの削減をすすめています。

また、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品(食品ロス)が、食品の製造・流通、外食・販売、消費の各段階において日常的に発生しています。本県では、平成28(2016)年度からいち早く食品ロス削減推進事業を県の重点施策に掲げ、県民運動としてその削減に取り組んでいます。

令和4(2022)年3月には「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定し、計画期間(4(2022)年度から8(2026)年度まで)で食品ロス年間発生量を1万トン(5%)削減することを目標に掲げ、各段階ごとの施策を実施しています。

福岡県食品ロス削減推進計画表紙



廃棄物の処理については、「福岡県廃棄物処理計画」により3R(廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))の推進や、廃棄物処理の適正化に取り組んでいます。

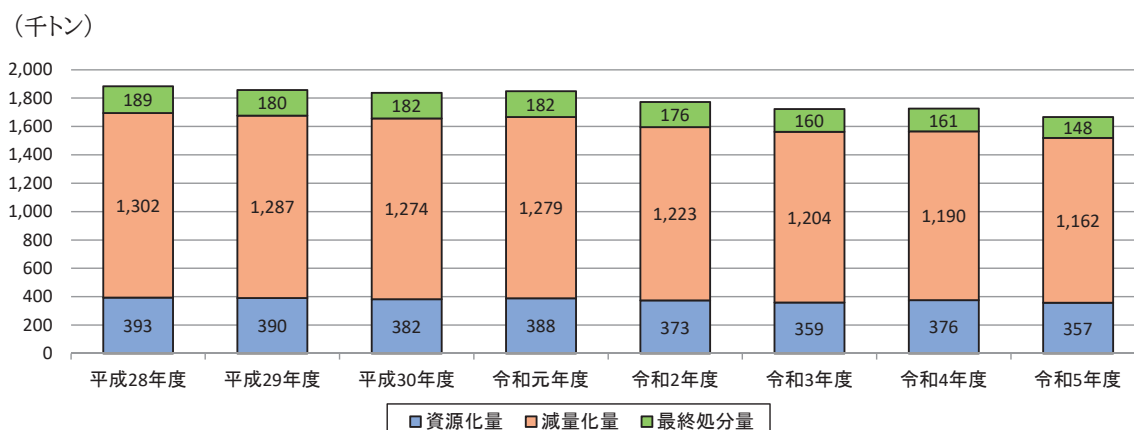
令和5(2023)年度(速報値)の県内の一般廃棄物(ごみ)の総排出量は167万3千トンであり、前年度から減少しています。4(2022)年度の県内の産業廃棄物の発生量は1,746万3千トン、資源化・減量化量は1,688万9千トンであり、近年横ばいで推移しています。

一般廃棄物の適正処理推進のため、各市町村は一般廃棄物処理計画を策定し、計画に従って処理を行っています。本県では、市町村

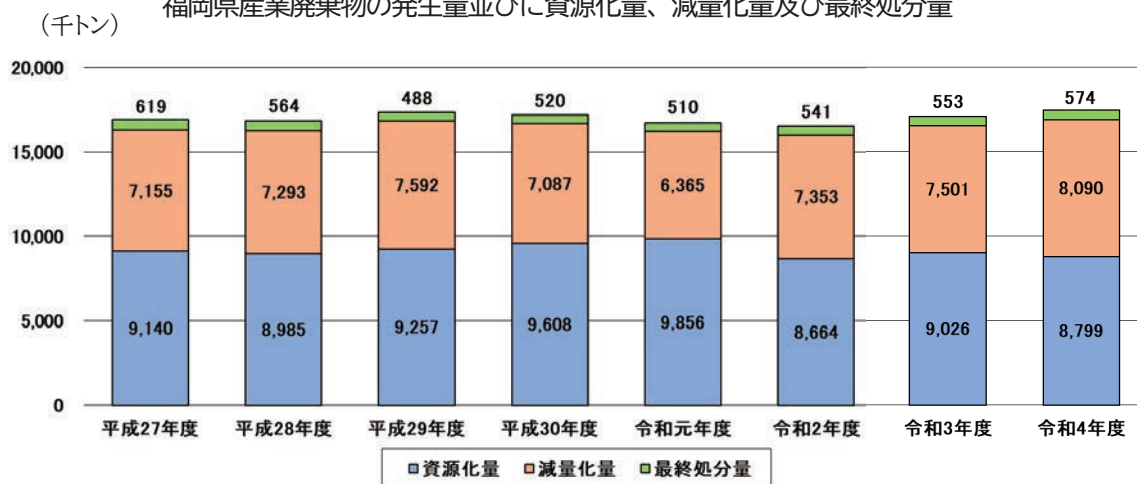
等の処理施設の維持管理が適正に行われるよう適宜立入検査を行うほか、施設の維持管理に関する定期的な報告により実態把握を行い、必要に応じて改善指導を行っています。また、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理について県内廃棄物関係事業者団体や九州・山口各県と相互支援協定を締結し、広域的な災害廃棄物処理に係る連携体制を構築しています。さらに、市町村職員等関係者に対する研修等により実践的な対応能力の向上を図っています。

産業廃棄物については、事業者への立入検査、処理業者や排出事業者への講習会等を行っています。また、不適正処理の早期発見・早期対応のため、安定型最終処分場に対する掘削調査の実施、赤外線カメラ搭載ドローンやウェアラブルカメラの活用、平日夜間及び休日昼間の監視パトロール、県警察の協力によるヘリコプターを使用した空からのパトロールなど、監視指導を強化しています。

福岡県一般廃棄物（ごみ）の総排出量並びに資源化量、減量化量及び最終処分量



福岡県産業廃棄物の発生量並びに資源化量、減量化量及び最終処分量



○現在取り組んでいる主な施策

- ・ 3R 啓発等による廃棄物減量化の促進
- ・ 福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおける産学官民による共同研究
- ・ リサイクル製品認定制度によるリサイクル製品の普及促進
- ・ フードバンク活動や食べもの余らせん隊の促進等による食品ロス削減の推進
- ・ ふくおかプラごみ削減キャンペーン等によるプラスチック資源循環の促進

- ・ 使用済み太陽光発電パネルのリユース・リサイクルの推進
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理等に関する市町村等への情報提供や助言
- ・ 災害廃棄物処理に携わる市町村職員等に対する研修の実施
- ・ 福岡県不法投棄マッピングシステムを活用した不法投棄事案の情報共有
- ・ 赤外線カメラ搭載ドローンやウェアラブルカメラ、遠隔操作対応監視カメラによる産業廃棄物処理施設等への監視指導の強化
- ・ 安定型最終処分場に対する掘削調査

5 自然共生社会の推進（詳細は第2部第6章）

地球の長い歴史の中で、生物は様々な進化を遂げて現在の生態系を形成しています。多種多様な生物からなる生態系は、人類の生存にとって重要な生物多様性の恵みをもたらします。また、「人と動物の健康と環境の健全性是一つ」というワンヘルスの理念の推進において生物多様性の保全は重要な取組です。しかし、環境汚染、地球温暖化などの影響により、生物多様性が失われつつあります。

県内でも、開発や里地里山の荒廃による生物多様性の衰退などのほか、外来生物による在来生態系のかく乱や生息環境の変化に起因したイノシシ、シカ、サルなどの野生鳥獣による農作物被害などが生じています。

本県では、令和4(2022)年3月に「福岡県生物多様性戦略2022-2026」を策定し、2050年に「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会」の実現を目指し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、鳥獣保護や有害鳥獣対策、森林整備などに取り組んでいます。

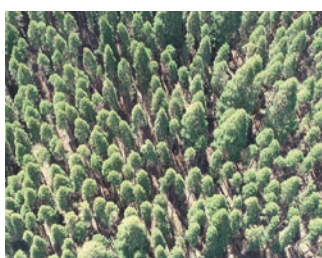
また、希少野生動植物の保護を図ることにより生物多様性を確保するため、令和3(2021)年5月に「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を施行しました。条例に基づき特に保護が必要な20種を指定希少野生動植物種に指定しています。

これらの取組により、豊かな自然の恵みを持続的に享受できる自然共生社会の実現や、人と野生動植物とが共存する豊かな自然環境の次代への継承を目指します。

鳥獣被害対策
(シカによる苗木食害防止)



森林整備（強度間伐）



水辺（掘割・クリーク）



草原（二次草原）



○現在取り組んでいる主な施策

- ・シカの食害による生態系への被害が著しい英彦山及び犬ヶ岳におけるシカの捕獲及び絶滅危惧植物の保護対策
- ・福岡県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲の推進
- ・外来種問題啓発のための講師派遣
- ・福岡県レッドデータブックの改訂
- ・野生動物の重症熱性血小板減少症候群(SFTS)ウイルス感染状況の調査
- ・人・動物・環境の各分野に関する一体的な試験・検査、調査・研究の実施やワンヘルスの普及・啓発を行うワンヘルスセンターの整備
- ・公共事業における生物多様性への配慮の推進
- ・総合的な鳥獣被害対策、荒廃森林の整備

6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成（詳細は第2部第7章）

本県では、安全・安心な環境の確保に向けて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などに対する各種施策を推進するとともに、市町村と協力して騒音・振動・悪臭などの公害対策にも取り組んできました。このほか、環境大気中の放射性物質に関する常時測定及び緊急時を想定したモニタリング体制を確保しています。

今後も大気環境、水環境について、監視体制を構築することにより、環境保全への各種対策の実施と情報の提供及び大気汚染物質の越境問題対策を行い、健康で快適に暮らせる生活環境の確保を図ります。

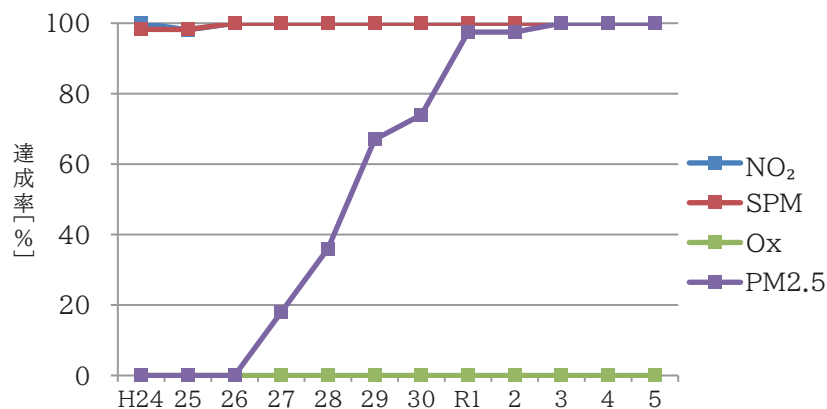
ア 大気環境の保全

大気環境の常時監視は、大気汚染防止対策上、最も基本となるものであり、県内55局の常時監視測定局で測定されたデータはテレメータシステム（遠隔監視装置）により県保健環境研究所及び県庁に集約され、県ホームページで公開されるとともに、大気保全行政に活用されています。

代表的な大気汚染物質には、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)、微小粒子状物質(PM_{2.5})などがあり、これらの物質には環境基準が定められています。

令和5(2023)年度の測定結果によると、SO₂、NO₂、CO及びSPMは全測定局で環境基準を達成しています。Oxは、全国的に環境基準達成率が非常に低く、本県においても全測定局で環境基準を達成できていません。なお、PM_{2.5}は平成26(2014)年度まで環境基準を達成できていませんでしたが、徐々に改善し、令和3(2021)年度以降は全測定局で環境基準を達成しています。

大気環境基準達成状況の推移



また、保健環境研究所が開発した大気汚染予測システムを用いて、県内(4地域別)における光化学オキシダントやPM_{2.5}の独自予測を毎日実施しており、高濃度の光化学オキシダントやPM_{2.5}の発生が予測される場合には、県公式LINEアカウントにより県民に対し高濃度予測情報を配信しています。(令和4年2月15日から開始)

発生源対策として、大気汚染防止法等に基づき、令和5(2023)年度には延べ 315 件の工場・事業場の監視指導を行うとともに、自動車排出ガス対策を進めています。

建築物等の解体、改造又は補修に伴う石綿飛散防止対策として、測定機器(アスベストアナライザー)を2台配備するとともに、5(2023)年度には延べ 768 件の特定粉じん排出等作業現場に立入検査を行い、作業基準の遵守の徹底等を指導しました。また、災害に備え、九州・山口9県とアスベスト調査専門家団体(2団体)との間で、被災建築物等の石綿調査に関する支援協定を令和4年6月13日に締結しました。

○現在取り組んでいる主な施策

- ・ 大気環境状況の把握
- ・ PM_{2.5} やO_xの注意喚起等の実施
- ・ PM_{2.5} やO_xの高濃度予測情報の配信
- ・ 工場・事業場に対する監視指導の実施(ばいじん、VOC、ダイオキシン、水銀等)
- ・ 解体等工事現場に対する監視指導の実施(石綿飛散防止対策)
- ・ 低公害車等の普及促進

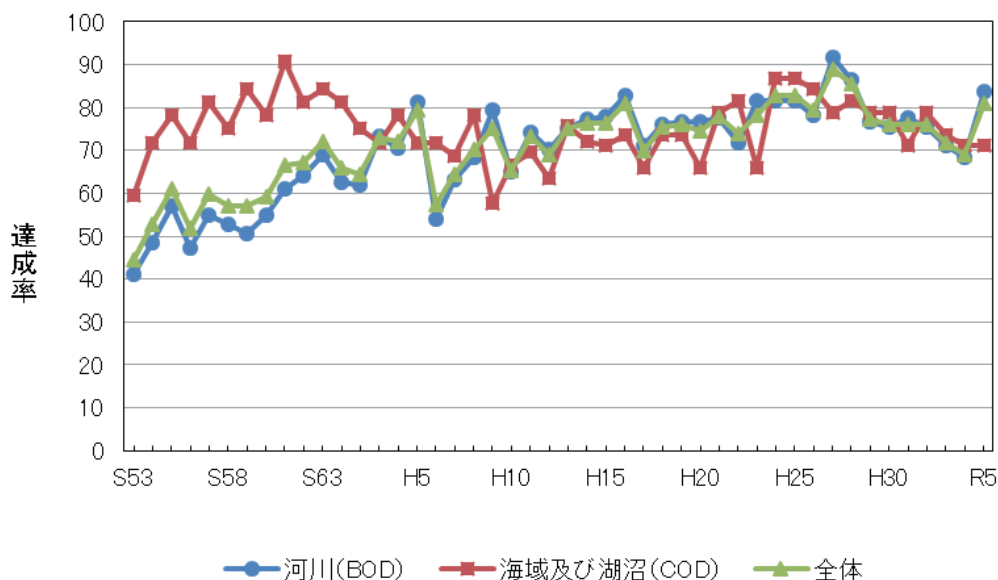
イ 水環境の保全

本県の河川、海域及び湖沼の水質については、水質測定計画に基づき、県、国、政令市等が環境基準の達成状況を監視しています。

本県では、水質汚濁防止法等に基づき、工場・事業場の排水を規制し、水質汚濁の防止に努めています。また、環境基準の達成維持を図るため、全国一律の排水基準に比べ、より厳しい上乗せ排水基準を設定しています。水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(海域、湖沼)の環境基準達成率を公共用水域全体で見ると、昭和 53(1978)年度の 44.4%に対し、平成元(1989)年度は 66.1%、令和5(2023)年度は81.1%となっており、工場排水の規制や下水道、浄化槽の整

備促進等の取組により徐々に改善し、近年、全体の環境基準達成率は概ね70%から90%の間で推移しています。

福岡県内の水質（河川、海域及び湖沼）環境基準達成状況の推移
（BOD,COD）



水環境の保全には、流域ごとの特性に応じた対策が必要であり、各水系の河川整備基本方針や河川整備計画等において健全な水循環に向けた取組を行っています。

○現在取り組んでいる主な施策

- ・ 公共用水域や地下水の水質汚濁状況の監視
- ・ 立入検査による特定施設の実態把握及び排水基準遵守状況の確認
- ・ 有害物質使用・貯蔵事業場情報の集約と共有

7 国際環境協力の推進（詳細は第2部第8章）

急激な経済発展を遂げているアジア諸地域においては、人口の増大に伴う廃棄物排出量の増大や河川等水質の悪化、大気汚染などの環境問題が顕在化しています。

本県では、同地域の環境問題の解決に貢献するため、本県に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、同地域への環境協力を推進しています。具体的な取組として、アジア諸地域の行政官に対する研修や、研修を通して構築した人的ネットワークを活用した国際環境協力事業を実施しています。

また、アジア太平洋地域において、安全な水の確保、廃棄物の適正な処理など居住環境の改善を推進している国連ハビタット福岡本部の活動を支援しています。



○現在取り組んでいる主な施策

- ・ アジア諸地域の環境分野の行政官を対象とした国際環境人材育成研修の実施
- ・ ベトナム・ハノイ市における県内企業と連携した環境技術の導入支援
- ・ ベトナム・フエ省における福岡方式廃棄物処分場の整備及び普及展開への支援
- ・ タイ・バンコク都におけるごみ減量化支援
- ・ 中国・江蘇省の南京環境展示会における県内環境関連企業への出展支援
- ・ インド・デリー準州の大気環境改善に向けた協力
- ・ 国連ハビタット福岡本部への支援

第2章 県内の主な取組

第1節 SDGs(持続可能な開発目標)

平成27(2015)年9月に開催された国連サミットにおいて、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)が採択されました。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境を巡る広範な課題に取り組むため、「気候変動への具体的な対策」など17のゴールと169のターゲットが示されています。

SDGsの多くのゴールが環境施策と関連があります。「県内の主な取組」においては各取組に関連のあるSDGsの主なゴール・ターゲットを明示しています。

SDGs 17のゴール

 1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 10 人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 11 安全で持続可能な都市と人間居住地を構築する	都市と人間の居住地を包摂的 ¹⁾ 、安全、レジリエント ⁵⁾ かつ持続可能にする
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的 ¹⁾ かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等 ²⁾ を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント ³⁾ を図る	 14 海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさを守る	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的 ¹⁾ な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的 ¹⁾ な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	すべての人々のための持続的、包摂的 ¹⁾ かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク ⁴⁾ を推進する	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ ⁶⁾ を活性化
 9 産業と雇用創出の強さを高める	レジリエント ⁵⁾ なインフラを整備し、包摂的 ¹⁾ で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		

【SDGs関連用語の説明】

- 1) 包摂的 … 誰一人取り残されることなく、世界の構成員の一人一人が社会のシステムに参画できること。
- 2) ジェンダー平等 … 男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃することをジェンダー平等という。
- 3) エンパワーメント … 関係者に権限の付与や各種支援を行い、目標の達成のための自律的な行動を促すこと。
- 4) ディーセント・ワーク … 働きがいのある人間らしい仕事のこと。
- 5) レジリエント(レジリエンス) … 強靱さ、抵抗力、耐久力、回復力、復元力などと訳され、災害などの外的なストレスに対してしなやかに対応し得る能力を指す。
- 6) パートナリーシップ … 協力関係、協働体制、連携の仕組み。

1 全国初の使用済EVバッテリー資源循環モデルの構築

循環型社会推進課

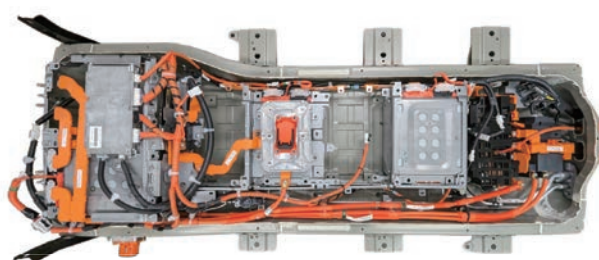
我が国では、今後、EVの普及に伴い、使用済バッテリーの排出量も加速度的に増加していくことが予想されます。

EVのバッテリーに含まれるレアメタルは、その多くを海外に依存しており、経済安全保障上の懸念があるほか、欧州では、バッテリー製造時のリサイクル材の使用率が定められたことなどを背景に、我が国においても、令和12(2030)年までに車載用をはじめとするバッテリーのリサイクルシステム確立を目指すこととしています。

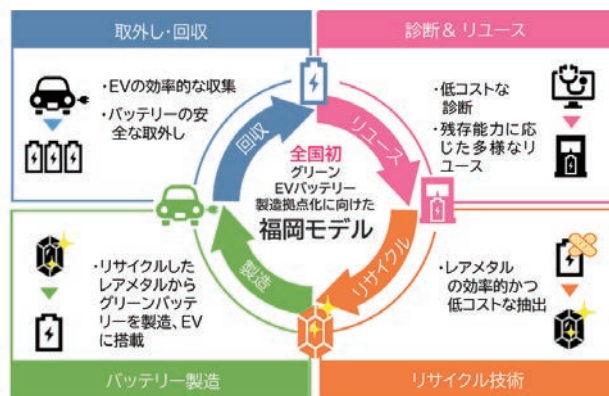
こうした中、県では、令和6(2024)年7月、自動車メーカーや金属リサイクル事業者等で構成する「グリーン EV バッテリーネットワーク福岡(愛称:GBNet福岡)」を設立しました。

GBNet福岡は、バッテリーの「回収」、「リユース」、「リサイクル」、「再製造」の一連の工程を、全国に先駆けて、福岡県で実際に動かすことにより、課題の抽出と解決に取り組み、バッテリー資源循環の「福岡モデル」を構築します。

これにより、EVバッテリーの製造拠点化を目指し、環境と経済の好循環を実現します。

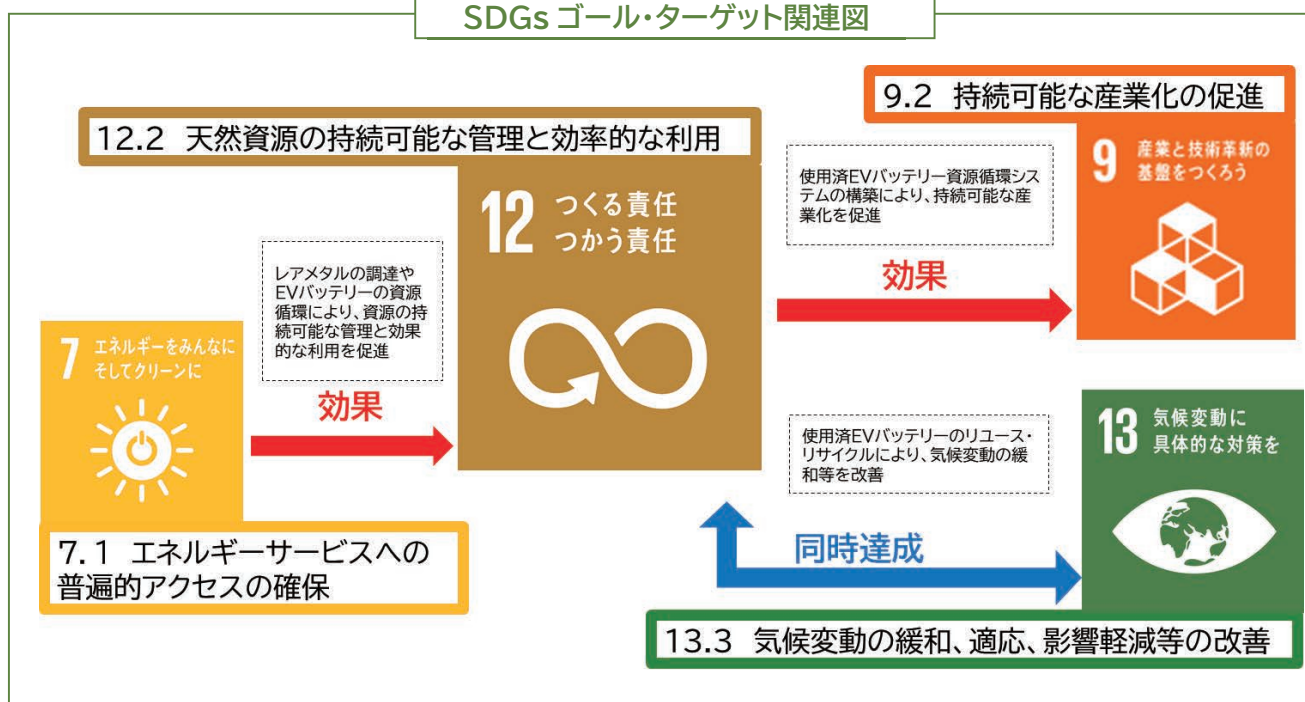


EVバッテリー



福岡モデル（使用済EVバッテリー資源循環システム）

SDGs ゴール・ターゲット関連図



2 プラスチックの資源循環に向けて

循環型社会推進課

世界全体では、毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出し、このままでは2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算する報告があります。

このようなプラスチックごみ問題を背景に、令和4(2022)年4月、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するため「プラスチック資源循環法」が施行されました。

県では、「ワンウェイプラスチックの使用削減」「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」の3つを柱に、各種の取組を進めています。

プラスチックの使用削減に関しては、事業者などと連携して参加型の啓発イベントを実施しています。令和5(2023)年度は、県内のイオン及びサンリブ店舗において、プラスチックごみ削減に関するクイズラリーやステージイベント、ワークショップなどを開催しました。

併せて、令和5(2023)年度から、プラスチックごみ削減に役立つ情報を一元的に提供する「ふくおか

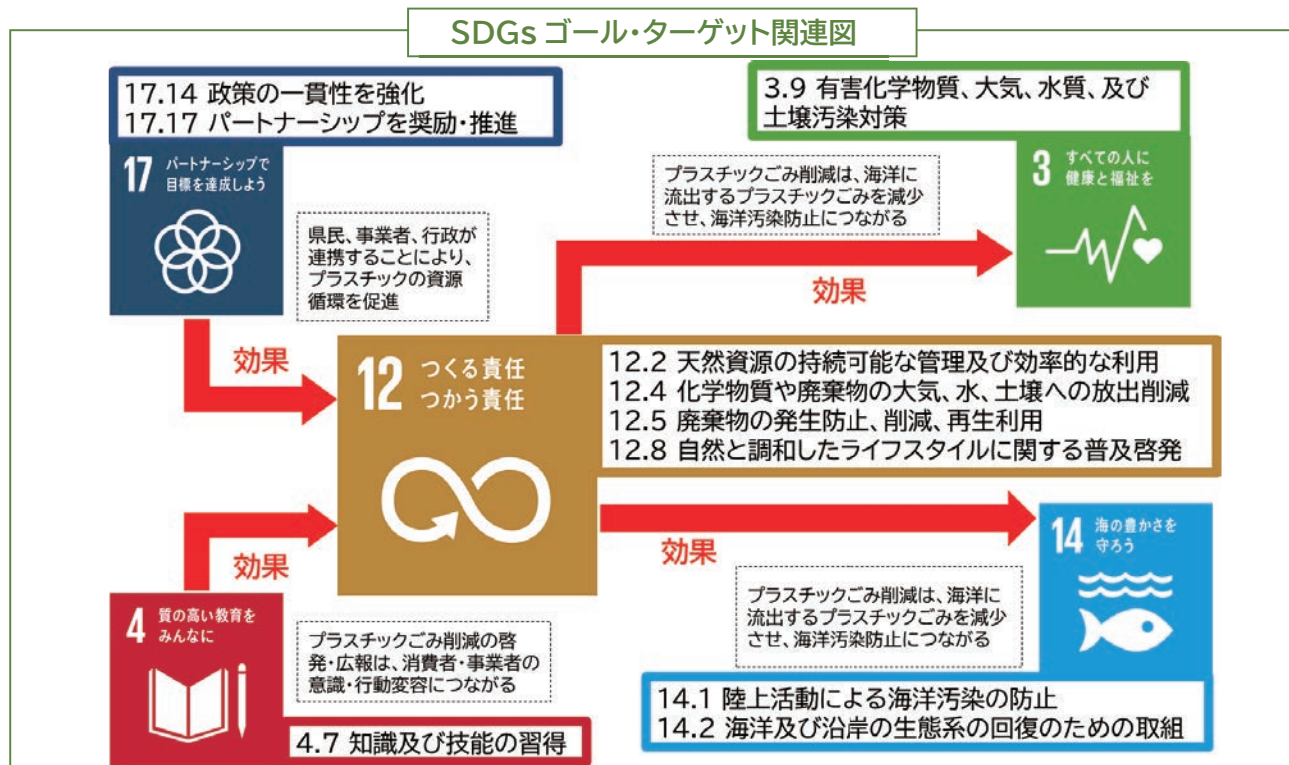


店舗イベントの様子

プラごみ削減応援サイト」を開設し、県民・事業者向けの取組事例や、積極的な取組を実施する事業者のインタビューなどを発信しています。

リサイクルの推進に関しては、リサイクル総合研究事業化センター等と連携し、使用済医薬品ボトルなどのリサイクル実証事業に取り組んでいます。

プラスチック代替品の利用促進に関しては、令和6(2024)年度から、バイオプラスチック等を活用した先進的なプラスチック代替製品の開発を支援する補助金事業を開始しました。プラスチック代替製品の種類を増やすことにより、石油由来プラスチックの使用削減につなげることを目指しています。



3 リサイクル総合研究事業化センターの最新成果

循環型社会推進課

本県が平成13(2001)年に設立した福岡県リサイクル総合研究事業化センター(以下、「センター」と表記)では、産学官民による共同研究開発の支援や地域展開に向けた事業化支援、環境・リサイクル情報の発信を行っています。

1 クリーニング業務用の段ボールハンガー

センターでは、異業種間の交流を促進し共同研究や新ビジネスの創出を目指すため「ふくおか3Rメンバーズ」を設立、運営しており、会員のニーズ(需要、困りごと)・シーズ(技術、ノウハウ)のマッチングに取り組んでいます。

大国段ボール工業(株)(段ボール製造業者)と(株)アルサ(クリーニング業者)をマッチングした結果、クリーニング工場のワイシャツ包装機で使用できる段ボール製の衣類ハンガーが開発され、クリーニング店舗で使用されています。クリーニング工場のラインで段ボールハンガーが採用されるのは、業界初です。

この段ボールハンガーは、原材料を再生可能な資源へ置き替えることによってプラスチックの排出抑制を図るものです。今後、クリーニング業界への波及効果が期待できます。



2 使用済医薬品ボトルをリサイクルしたリサイクル製品の製作

県とセンターでは、プラスチックの資源循環を促進するため、(公社)福岡県薬剤師会及び大日本印刷(株)と協同して、全国に先駆け、薬局で廃棄されている使用済医薬品ボトルを回収しリサイクルする実証事業に取り組んでいます。

令和4(2022)年10月から6(2024)年2月までに約1トンのボトルを回収、再生原料化し、県工業技術センター化学繊維研究所による物性評価を行った上で、リサイクル製品への活用を検討してきました。

その結果、医薬品ボトルをリサイクルした「お薬手帳カバー」と「お薬ボックス」を製作しました。これらの製品を、本実証事業に参加している全280薬局の一部において、希望する利用者に配布しました。

また、本実証事業により得た知見を活かして、「プラスチック製医薬品ボトルのリサイクルに向けた環境配慮設計ガイド(中間案)」を作成しました。

今後、設計ガイドを活用して、医薬品ボトルのリサイクルに向けた取組を働きかけ、新たな資源循環の仕組みを構築していきます。



製作したお薬手帳カバー(左)とお薬ボックス(右)

SDGs ゴール・ターゲット関連図



4 環境に配慮した国際スポーツ大会の開催

～バレーボールネーションズリーグ 2024 福岡大会～

国際スポーツ大会推進室

国際スポーツ大会の開催は、開催地における経済効果など、多くの恩恵がある一方で、食品ロスやごみの排出など、大会開催が環境にもたらす影響が指摘されています。

本県におけるワンヘルスの取組が評価されたことにより、開催地として選ばれた「買取大吉 バレーボールネーションズリーグ 2024 福岡大会」(本年6月開催)では、以下のとおり国際スポーツ大会における環境負荷低減の取組を実施しました。

1 食品ロスの削減

国際スポーツ大会における運営スタッフの食事は、各自のタイミングで場所を選ばず食べられることから弁当の提供が一般的となっていますが、余った弁当の食品ロスが発生することから、資源の浪費や廃棄物の増加につながっています。

本大会では、運営スタッフに対して弁当の提供を行わず、徒歩圏内にある商業施設のレストランや大会会場に隣接するイベント会場のキッチンカー等で使用可能なミールチケットを配布し、余分な供給による食品ロスを軽減する取組を行いました。

選手及びチームスタッフについては、過去大会における各チームの食事量を分析して提供量を調整し

たり、各チームの食事時間に合わせて小分けに調理することで出来立ての温かい料理を提供し、大皿残りを防止するといった取組を行うことで、アスリートの十分な栄養摂取を最優先としつつ、食品ロスの削減に取り組みました。

2 ごみのリサイクル

本大会の応援用グッズとして作成したスティックバルーンには、遠赤外線と触媒(燃やさない、化学薬品を使わない)で廃棄物を減容化、再資源化する新しい廃棄物処理技術の実用化に向けた素材が使用されました。スティックバルーンをはじめとするプラスチック製品の処理方法を工夫することで、環境へ与える負荷を軽減しています。

廃棄物処理の技術イノベーション素材を使用するもの、コスト縮減のために従来の処理方法を採用するものと、廃棄物の種類によりメリハリのある取組を行いました。



大会で使用されたスティックバルーン

SDGs ゴール・ターゲット関連図



5 海洋ごみ問題の解決に向けて

廃棄物対策課

本県は、玄界灘、周防灘及び有明海によって三方を海に囲まれており、海岸線の総延長は約651kmを有しています。

海岸は陸と海が接し、砂浜、岩礁、干潟など多種多様な生物が生息・生育する貴重な場となっているほか、漁業活動や港として利用されるなど重要な役割も果たしています。

しかしながら、近年、本県の海岸にも国内や周辺の国から大量の漂着物が押し寄せています。

そのため、平成24年(2012)年に「海岸漂着物処理推進法」に基づき「福岡県海岸漂着物対策地域計画」を策定(28(2016)年改訂)し、県内の海岸の良好な景観、多様な生物の保全、生活環境の確保等総合的な海岸観光の保全を図っています。

具体的には、国の「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用して、港湾や漁港など海岸における海洋ごみの回収・処理を行っているほか、海洋ごみの発生抑制に向けた取組を行っています。

発生抑制の取組としては、清掃イベントを開催し、地元自治体や住民の方々々と協力して海岸清掃活動を行うなど、海岸環境保全に努めるとともに、ポスターやチラシの作成・配布や啓発動画「密着！漂着！海のごみに突撃インタビュー！」の作成、県政

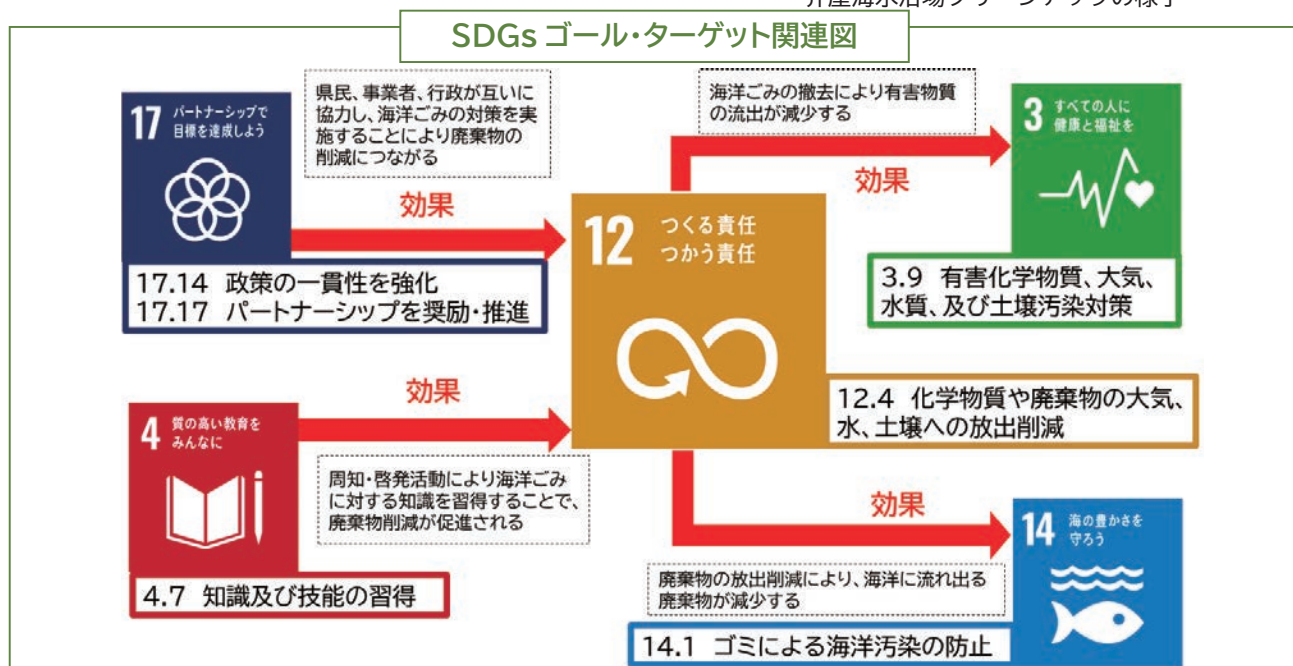
出前講座等での放映など、海洋ごみの発生抑制に向けた啓発活動を行っています。

また、本県の海岸に漂着しているごみの実態を把握し、海洋ごみの効果的な発生抑制対策の検討に活用するため、県内の海岸において漂着物組成調査を実施しています。

このほか、令和5(2023)年度は、地域全体で海の環境を守っていく機運の醸成や海岸清掃等の取組の一層の推進を目指して、同じ筑前海に面している山口県、佐賀県、長崎県と福岡県の4県の連携事業「筑前海沿岸4県一斉ビーチクリーニング」として「芥屋海水浴場クリーンアップ」を開催したほか、陸域で発生したごみが、河川を通して海へ流れ込んでいる実態を把握する調査を実施しました。



芥屋海水浴場クリーンアップの様子



6 ドローンと AI を活用した産業廃棄物監視指導の強化

監視指導課

本県では、産業廃棄物処理業者に適正処理を指導するにあたって、以下の取組を行っています。

1 最新型小型赤外線カメラ搭載ドローンの活用

平成 30(2018)年度から、中間処理施設や最終処分場等への立入検査の際に、赤外線カメラ搭載ドローンの活用を開始しています。

また、令和5(2023)年度には、最新型小型赤外線カメラ搭載ドローンを各保健福祉環境事務所に導入しています。

最新型小型赤外線カメラ搭載ドローンの活用によって、廃棄物の保管量及び表面温度を正確かつ迅速に把握し、産業廃棄物の不適正処理の早期発見、早期是正及び火災の未然防止を図っています。

2 AI-OCR※の導入

令和 5(2023)年度から、より迅速な監視指導を行うため、AI-OCR を導入しています。

不適正処理の早期発見・早期是正のため、産業廃棄物処理業者等への立入検査において、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の適正運用を確認する必要があります。AI-OCR の導入により、手書きのマニフェストについても、職員が膨大な時間をかけて手入力することなく電子データ化し、分析することで、産業廃棄物管理票の運用状況、中間処理の状況、処理を委託した排出事業者等の把握が短時間で可能となりました。

※AI-OCR:活字、手書き文字を読み取ることができるソフトウェア。

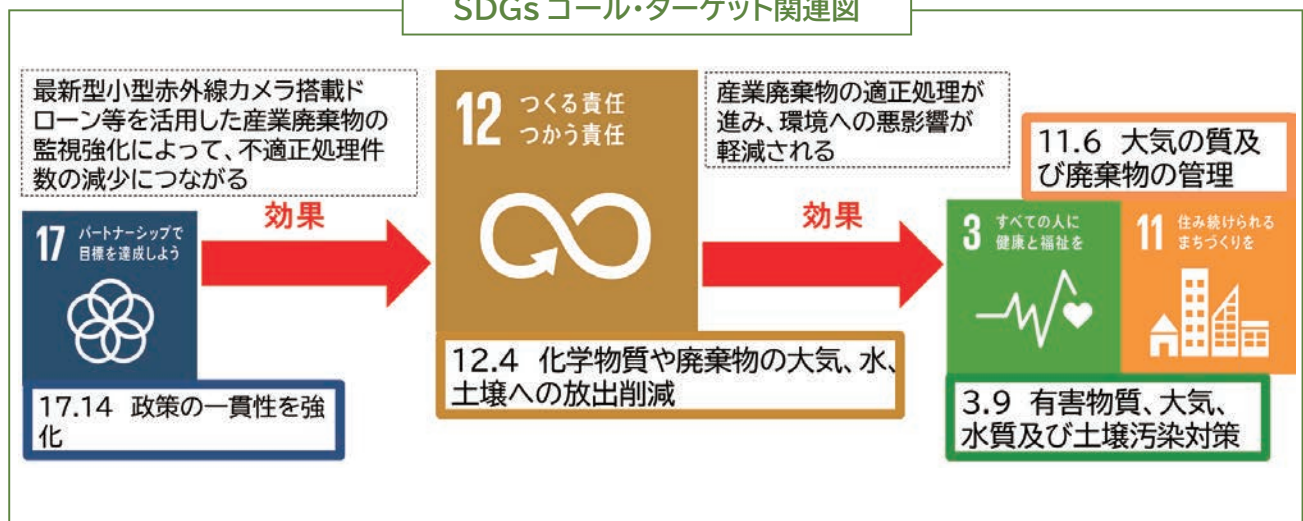


最新型小型赤外線カメラ搭載ドローン



AI-OCRのあらまし

SDGs ゴール・ターゲット関連図



7 北九州市響灘臨海エリアを中心とした水素大規模拠点の構築

自動車・水素産業振興課

「福岡県水素拠点化推進協議会」の発足

福岡県では、水素需給のポテンシャルが高い「北九州市響灘臨海エリア」を中心とした拠点整備を目指し、令和5年5月、北九州市や九州電力、西部ガス、日本製鉄など水素の利活用を目指す企業と「福岡県水素拠点化推進協議会」を発足しました。

今後、①海外から輸入する水素・アンモニア、②余剰再生可能エネルギーを活用し県内で製造するグリーン水素等を響灘臨海エリアから供給するとともに、県内各地での水素の利活用を推進し、将来的な大規模拠点の構築に取り組めます。

令和6年5月には、水素の拠点化を目指す事業者に対する支援や規制の特例措置などを盛り込んだ「水素社会推進法」が成立しました。

この支援制度の採択に向けて、令和6年6月には、協議会の会員の一部からなる企業を中心に、北九州市響灘臨海エリアを中心とした水素・アンモニアの商用サプライチェーン構築に向けた事業可能性調査を開始しました。

本調査において、県内企業の需要量を踏まえた国内外での水素製造体制や水素タンクなどの受入・貯蔵設備、パイプラインなどの輸送インフラの整備について具体的な検討を実施しています。

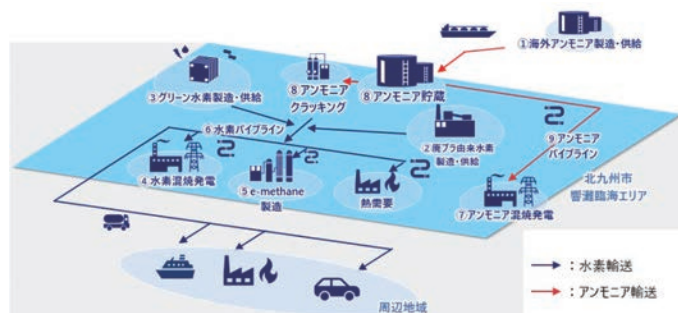
脱炭素化への対応を経済成長の機会と捉え、「経済と環境の好循環」をつくっていくため、北九州市響灘臨海エリアを中心とした水素大規模拠点構築の実現に向けて、引き続き取り組んでいきます。



「福岡県水素拠点化推進協議会」発足



水素需給のポテンシャルが高い
北九州市響灘臨海エリア



北九州市響灘臨海エリアを中心とした
水素等サプライチェーン（イメージ図）

SDGs ゴール・ターゲット関連図



8 FCモビリティ※普及と水素ステーション整備の一体的推進

※水素と酸素の化学反応によって発電した電気でモーターを回して走る乗用車、トラック、バス等

自動車・水素産業振興課

1 FCモビリティ普及の促進

福岡県では、令和4(2022)年8月に策定した「福岡県水素グリーン成長戦略」の柱の一つに「水素利用の拡大」を掲げています。

中でも、モビリティ分野における利用拡大については、水素を安定的且つ大量に消費するトラックやバス等の商用分野での普及が不可欠です。

令和5(2023)年7月、県内物流事業者2社が、県の補助金を活用して西日本で初となるFCトラックの商用運用を開始し、現在までに合計11台のFCトラックが県内に導入されています(実証含む)。

令和6(2024)年度からは、新たにFCトラックの水素燃料代補助を開始しており、引き続き、物流業界の脱炭素化や水素社会の実現に向けて、FCトラックの普及を支援していきます。



FCトラック出発式

また、「日田彦山線BRTひこぼしライン」において、令和5年11月からFCバスの走行実証を開始し、地域交通における水素の活用も促進しています。



FCバスお披露目式

2 水素ステーション整備の促進

福岡県では、県独自の補助金や、候補地の選定から地権者の交渉まで一貫したサポート等を通じ、県内での水素ステーションの整備を支援しています。現在までに、県内4県域全てに、西日本最多となる合計9か所の水素ステーションを整備しています。

また、令和6(2024)年度からは、新たにFCモビリティに対応できる水素ステーションの運営費補助を開始しました。

こうした取組により、FCモビリティの普及と水素ステーションの整備を一体的に進めていき、FCモビリティの先進拠点を目指していきます。

SDGs ゴール・ターゲット関連図



9 グリーン成長戦略日韓学生会議

～水素社会実現に向けた学生からの提言～

国際交流課

「グリーン成長戦略日韓学生会議※」は、日韓関係の未来を担う人材を育成するため、日韓8つの自治体の大学生がフィールドワークや講義を通じて環境・エネルギー政策を学ぶとともに、日韓の歴史や文化等に対する理解を深める事業です。

今年度は、日本側から10名、韓国側から12名の大学生が、「次世代エネルギー(水素)」をテーマに、グループワーク等を通じてグリーン成長戦略に関する提案発表を行いました。

参加者からは、北九州市で整備されているような水素タウンを他の都市にも整備し、多くの人に水素の安全性や将来性を認識してもらうことが重要といった提案や、専用港の整備を通じて日韓の間で水素船を就航し、船内で水素に関するシンポジウムを行うなど水素の社会的重要性について普及啓発を行う提案、また、高価な水素自動車に着目し、購入者には半年間無料で水素を供給する提案など、ユニークなアイデアが発表されました。

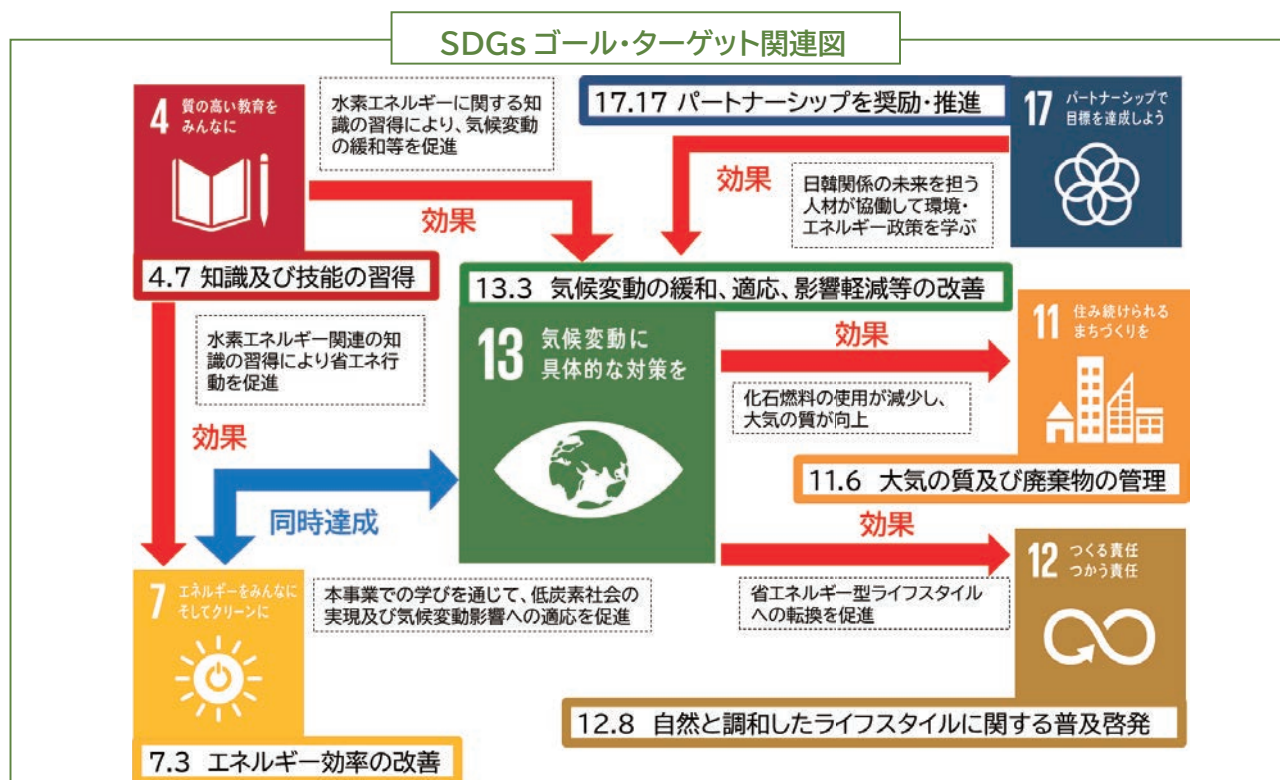


提案発表会の様子

※ グリーン成長戦略日韓学生会議

日韓海峡を挟んだ8県市道(福岡県、佐賀県、長崎県、山口県、釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道)の首長が一堂に会する「日韓海峡沿岸県市道交流知事会議」を両地域の発展と友好関係を促進することを目的に毎年開催。

令和4(2022)年、「グリーン成長戦略の推進」をテーマとして開催された同会議(福岡県開催)での合意に基づき、「グリーン成長戦略日韓学生会議」を開催しました。



10 「こどもエコクラブ」の環境学習をサポート ～リサイクル製品を活用した花栽培セットを提供～

環境政策課

本県は、こどもエコクラブ福岡県事務局として、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境保全活動や環境学習を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援しています。

本県では、令和6(2024)年度に、リサイクル製品を活用した花栽培セットの提供により県内こどもエコクラブの活動を支援し、子どもの環境教育の推進を図りました。

具体的には、事業への参加希望があった学校・保育園等のグループに所属する県内のクラブ(27団体)へ、県産認定リサイクル製品(「ふくくる」)等を活用した花栽培用品(土、プランター、花の種)を提供しました。

併せて、提供したリサイクル製品(プランター、土)がペットボトルキャップ等を原料にしていることなどをまとめた子ども向け資料を作成し、配布しました。

こどもエコクラブとは

幼児(3歳)から高校生までならだれでも参加できる環境活動を行うクラブです。子ども(メンバー)と活動を支える大人(サポーター)各1名以上で構成され、家族や地域、幼稚園・保育園、学校、企業・団体等、自由な形態で活動しています。

事業に参加した各クラブからは、10月末までに44件の活動報告が寄せられ、花の栽培を通じた自然体験やリサイクル学習に役立てていただくことができました。

また、この活動報告を、環境部公式 X「ふくおか環境広報隊」でも発信し、こどもエコクラブ活動の輪の拡大を図りました。

環境部公式 X は
こちらから



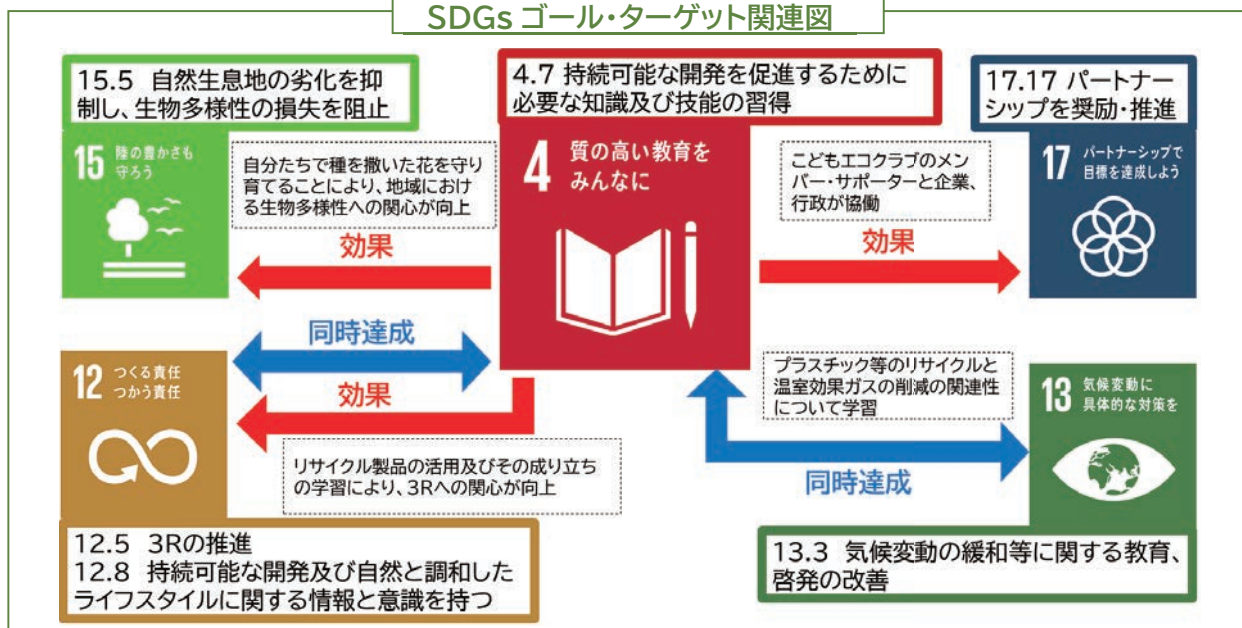
本県のこどもエコクラブ登録メンバー数は令和6(2024)年6月末には1万人を突破しました。

今後も、県事務局として、子どもたちの環境学習の支援を行っていきます。



発芽を喜ぶこどもたち

SDGs ゴール・ターゲット関連図



1 1 太陽光発電設備等の共同購入とJ-クレジット制度の活用

環境保全課

1 共同購入による太陽光発電設備等の導入促進
福岡県では、家庭や企業の脱炭素化を推進するため、スケールメリットにより太陽光発電設備や蓄電池の購入費用を低減する共同購入の仕組みを活用して、太陽光発電設備等の導入を促進しています。

令和6(2024)年度は、企画提案公募で選定した支援事業者と協定を締結し、購入希望者の募集を行いました。また、支援事業者が購入希望者のとりまとめや入札による施工業者の選定、施工業者が設備を設置するまでの施工管理を行い、連携・協力して太陽光発電設備等の導入を支援しています。



共同購入事業の流れ

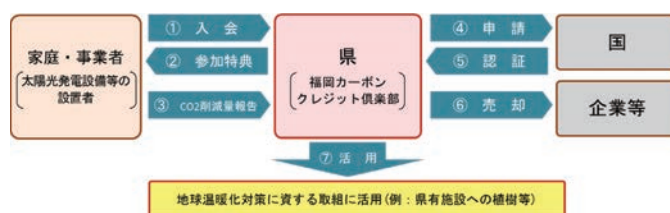


支援事業者（アイチューザー株式会社）との協定締結式

2 J-クレジット制度※を活用した脱炭素型
ライフスタイルの意識醸成

福岡県では、国が認証する「J-クレジット制度」を活用して、太陽光発電設備等の導入により削減したCO₂排出量のとりまとめや排出量取引を行い、その収益を地球温暖化対策に資する取組に活用することで、脱炭素型ライフスタイルの意識醸成を図ることとしています。

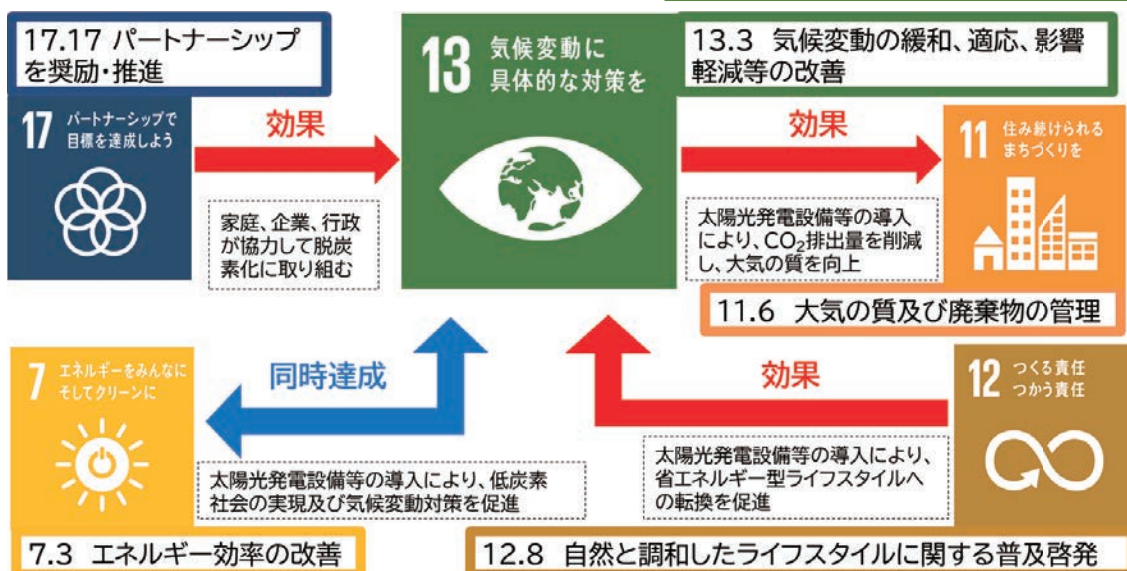
令和6(2024)年度は、排出量取引を行うために必要なCO₂排出量の削減方法とそのモニタリング方法に関する計画書の作成を行い、CO₂排出削減量のとりまとめや排出量取引を行う「福岡カーボンクレジット倶楽部」を開設し、参加者の募集を開始しました。



J-クレジット制度の仕組み

※ 太陽光発電設備や省エネ設備の導入によるCO₂の排出削減量等を取引可能な「クレジット(環境価値)」として国が認証する制度

SDGs ゴール・ターゲット関連図



12 省エネルギー住宅の普及

住宅計画課

我が国におけるエネルギー消費の約3割を、住宅・建築物分野(業務・家庭部門)が占めています。脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギー性能に優れた住宅の普及が必要です。

令和4(2022)年度の県の ZEH※¹普及率は、注文戸建住宅で36.0%程度、建売戸建住宅で 3.1%程度に留まっており、家庭での脱炭素化を推進していく必要があります。そのため本県では、省エネ住宅の普及を目指し、以下の取組を実施します。

1 「福岡未来づくり住宅」※²の普及

ハウズビルダー※³及び PPA※⁴事業者と連携し、ZEH 基準を超える省エネ住宅を供給するとともに、初期費用ゼロで導入できる PPA の手法の活用により ZEHに必要不可欠な太陽光発電設備の導入を促進し、その省エネ性能向上や再エネ導入による効果を検証・公表することで県民の意識を醸成し、省エネ住宅の普及促進を図ります。

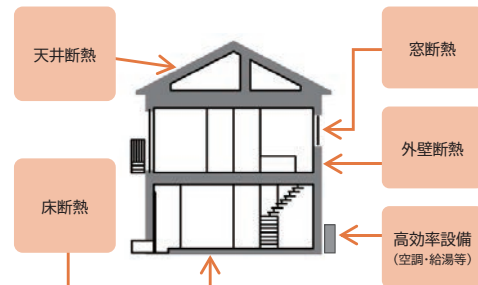
※1 太陽光発電や省エネ設備の導入などにより、エネルギー収支をゼロ以下にする住宅

※2 ZEH 基準を超える省エネ性能を有し、PPA により太陽光発電設備を導入した住宅

※3 戸建住宅の供給を行う事業者

※4 住宅所有者と契約した事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電力を販売・供給する仕組み

省エネ住宅のイメージ



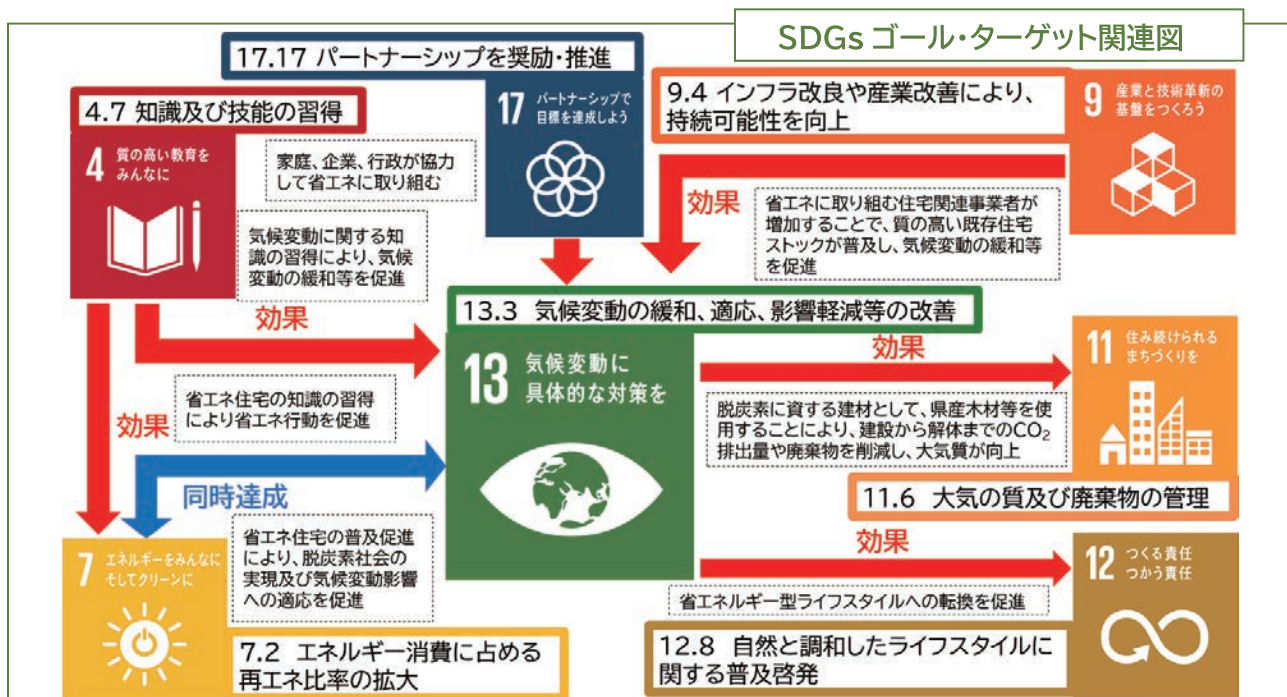
2 省エネ改修工事業者向け講習会

効率的な省エネ改修を行える事業者を増やすため、省エネ改修に携わる各地域の工務店等を対象に、省エネ改修等に関する講習会を実施し、受講した事業者のリストを県 HP に掲載します。

3 木造戸建て住宅性能向上改修費補助金

既存戸建て住宅を対象に、省エネ化する際に要する工事費の一部を、補助します。

県民に対し、これらの取組や住宅の省エネルギー化の重要性について広く情報提供していくことで、省エネルギー住宅の普及を進めていきます。



13 ワンヘルスセンターの整備

ワンヘルス総合推進課

新興感染症や地球温暖化等のワンヘルスに関する課題に対応するため、人の健康と環境の保全に関する機能を持つ保健環境研究所と、動物の保健衛生を一元的に扱う動物保健衛生所とが相互に連携したワンヘルスセンターの整備を進めています。

保健環境研究所については、令和4(2022)年8月に「新・保健環境研究所建設基本計画」を策定し、6(2024)年1月に基本設計を完了しました。保健環境研究所を現在の太宰府市からみやま市に移転し、地方衛生・環境研究所としての機能に加え、動物保健衛生所との連携を図り、人、動物、環境を一体的な視点で捉えた分野横断的な調査・研究を行う施設として整備することとしています。また、ワンヘルス体験学習ゾーン(仮称)として、県民等がワンヘルスに関する情報を学べる展示学習室や座学研修室等を整備します。併せて、生物多様性保全に関する屋外研究とともに、生物多様性保全の観点からワンヘルス教育を実施する屋外学習を行う場を整備します。

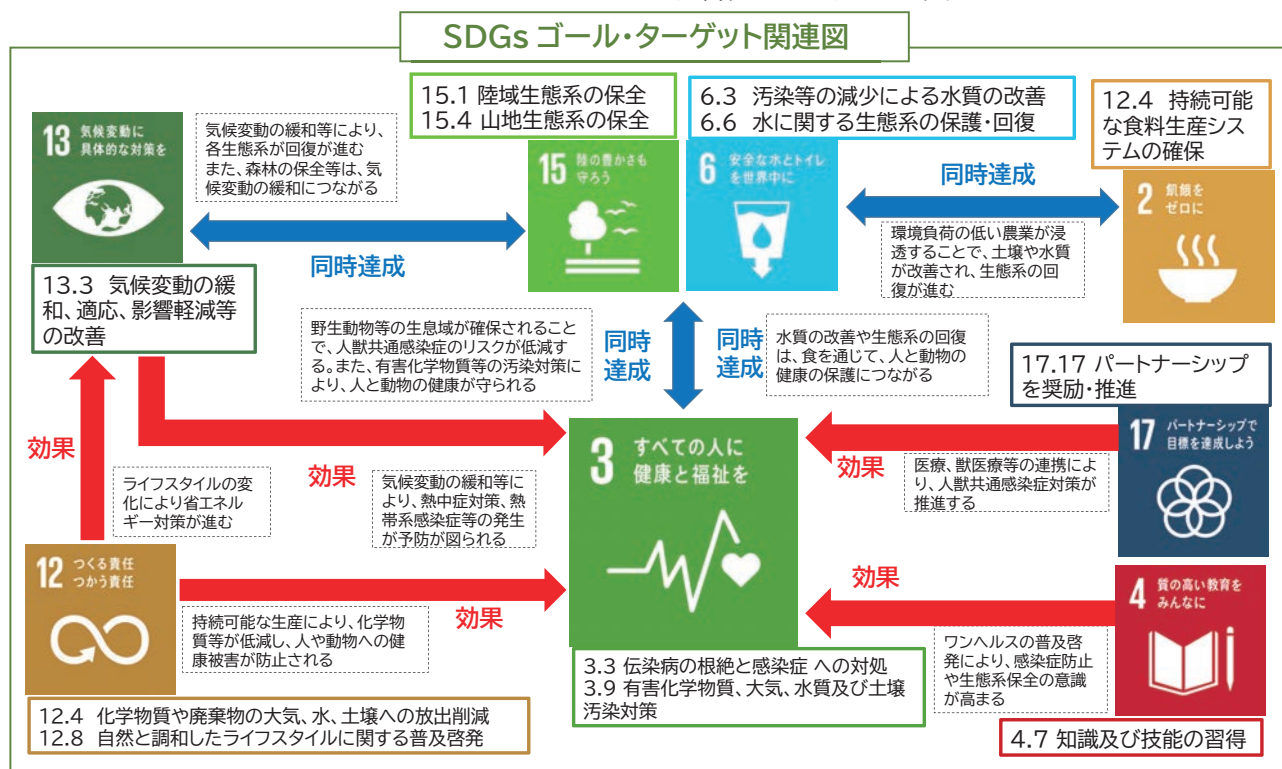
動物保健衛生所については、令和5(2023)年3月に「福岡県動物保健衛生所(福岡県筑後家畜保健



ワンヘルスセンターの外観イメージ

衛生所)基本構想」を策定し、6(2024)年3月に基本設計を完了しました。筑後家畜保健衛生所を現在の筑後市から移転し、家畜に加え、県内の愛玩・展示動物及び野生動物の保健衛生業務を付加し、全国で初めてとなる動物保健衛生所として整備することとしています。

両者を同敷地に建設することにより、他に類を見ない人、動物、環境の各分野に関する一体的な試験・検査、調査・研究ができる特徴を生かして、先進的な調査・研究や専門人材の育成、ワンヘルスの普及啓発などを進めます。



1 4 特定外来生物アライグマの防除体制構築

自然環境課

令和5(2023)年4月に施行された「改正外来生物法」により、国内に既に定着した特定外来生物について都道府県及び市町村は防除の役割を新たに担うことになりました。法改正を受け、県は、動植物の専門家からなる特定外来生物防除対策検討委員会を設置し、緊急度の高い種について検討を行いました。同委員会での意見を踏まえ、優先的に防除を行う種としてアライグマを選定し、6(2024)年3月に福岡県アライグマ防除実施計画を策定しました。

計画の策定に伴い、令和6(2024)年度から計画に参加する市町村に対してアライグマ専用捕獲器を無償貸与するとともに、捕獲個体の処分体制の整備を行います。また、捕獲情報を基に生息密度や捕獲を重点的に行う地域等进行分析のための電子地図システムを構築します。併せて、昨年に引き続き、市町村職員や地域住民を対象に防除講習会を開催し、防除の担い手を育成します。

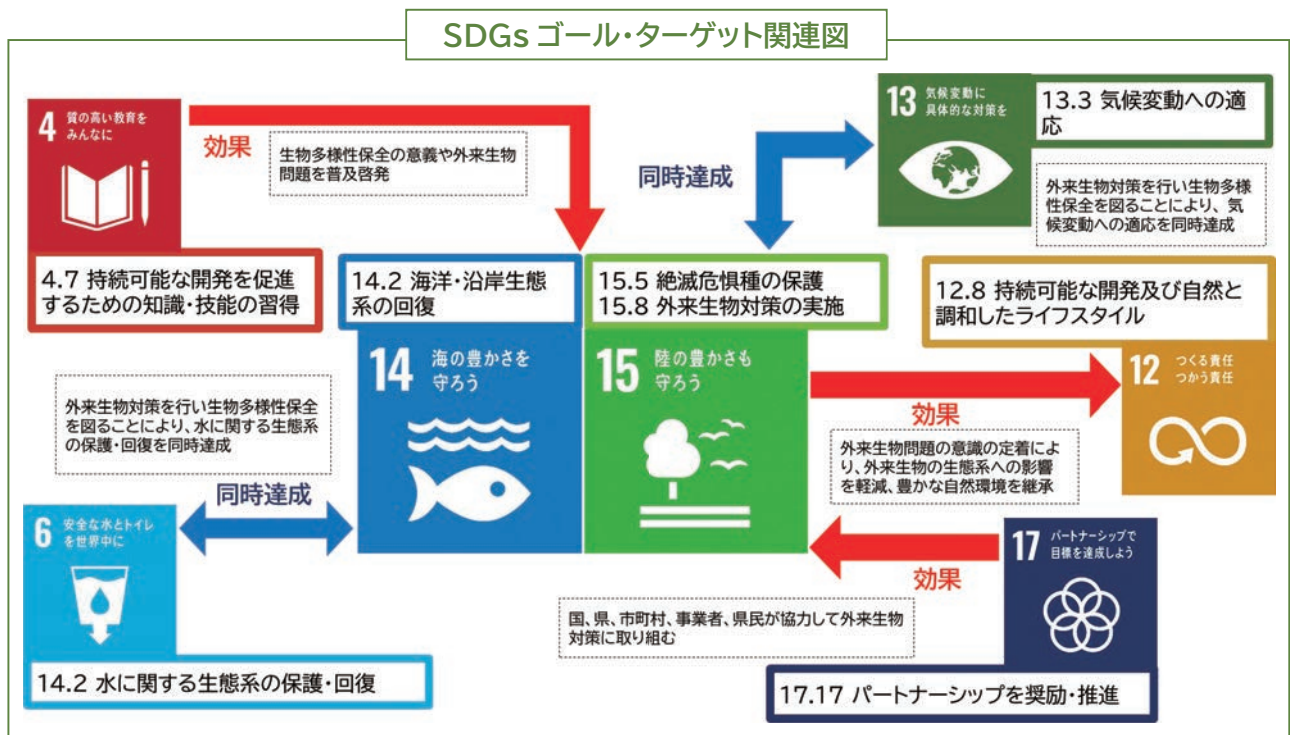
また、アライグマをはじめとする外来生物問題の主な原因は、愛玩、鑑賞用に人為的に海外から持ち込んだものが、管理放棄や逃亡により野生化したことに

あります。こうしたことから、外来種を入れない、野外に捨てない、他地域に拡げないという、予防面の啓発も重要であるため、小中学校や社会教育施設を対象に生物多様性保全の意義や外来種問題をわかりやすく解説する講師派遣事業を実施します。

これらの取組により、県・市町村・地域が一体となったアライグマ防除実施体制を構築し、計画的、効果的及び継続的な防除を進め、ワンヘルスの推進に寄与する生物多様性保全に努めていきます。



アライグマ



15 アジア諸地域向けの環境人材育成研修

環境政策課

本県では、経済発展が進むアジア諸地域の環境問題の解決に貢献するため、アジア諸地域との環境協力を実施しています。

○ 人材育成研修の実施

平成18(2006)年度から、「福岡県国際環境人材育成研修」として、環境協力協定締結地域を中心にアジア諸地域の環境施策の中核を担う行政官を招き、各地域のニーズに応じた研修を行っています。

令和5(2023)年度は、10月にタイやベトナムを対象として、一般廃棄物処理や大気汚染対策をテーマとした研修を行い、11月には中国を対象に、廃棄物の処理・循環利用をテーマとした研修を行いました。

研修では、日本における一般廃棄物の収集運搬及び処理方法や再資源化に向けた社会システムづく

りなど、県内自治体や事業者の取組を紹介しました。

研修員は、現地視察でごみ処理施設等の臭いや騒音の有無を確認しながら環境技術の効果を学び、環境保護の重要性を再認識しました。

各コース最終日の全体討議では活発な意見交換が行われ、この研修を通して行政官同士の交流をより一層深めることができました。

これまでに、延べ238名の研修員を受け入れており、研修員は、本県の環境技術やノウハウを持ち帰り、現地の環境改善に寄与しています。さらに、研修を通じた人的ネットワークの構築により、研修員OBは現地の国際環境協力事業の窓口・担当者として、本県との橋渡し役を担っています。

今後も本研修事業を始めとしたアジア諸地域との環境協力を推進していきます。

令和5年度福岡県国際環境人材育成研修の様子



SDGs ゴール・ターゲット関連図



北九州市の取組



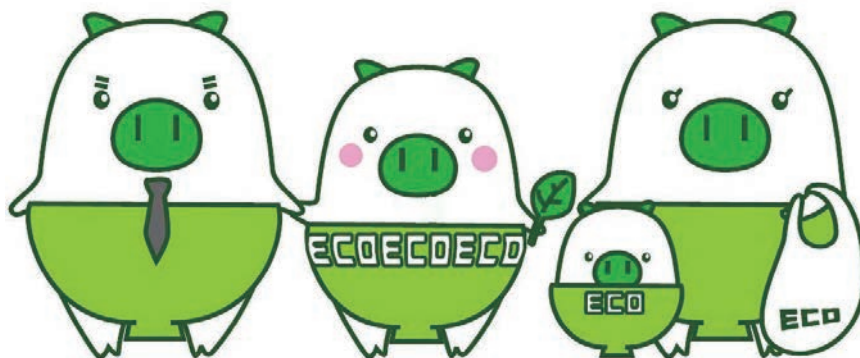
「北九州グリーンインパクト」の推進

環境局グリーン成長推進課

令和6(2024)年3月に策定した「北九州市基本計画」において、北九州市の強みであるグリーン産業の発展に重点的に取り組む、「北九州グリーンインパクトの推進」を掲げました。

環境と経済の好循環によるグリーン成長を目指し、風力発電関連産業の総合拠点形成、水素の供給・利活用拠点化などに取り組みます。また、社会課題に対応した新たなリサイクル事業の創出など、持続可能な形で資源を利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）を推進します。

こうした取組により、グリーン産業のさらなる集積を目指すとともに、再生可能エネルギーやリサイクル機能など様々な環境価値を提供することにより、市内企業の国際競争力の強化を図る「北九州グリーンインパクト」を推進します。



福岡市の取組

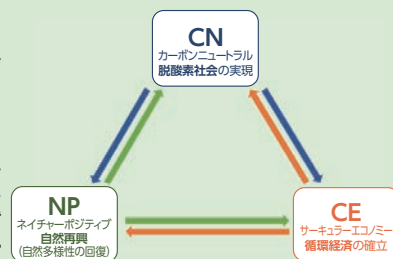


脱炭素（CN）・循環経済（CE）・自然再興（NP） の統合的推進

環境政策課

相互に影響しあう「気候変動」や「海洋プラスチックごみ」、「生物多様性の損失」等の問題は、行政だけで解決することは困難です。

そのため、福岡市では市民への広報啓発や企業との連携に重点を置き、市民の行動変容促進を目的とした広報戦略の策定・実施や、環境経営の裾野拡大を目的とした企業とのネットワーク構築などに取り組み、相互に影響しあう「脱炭素(CN)」「循環経済(CE)」「自然再興(NP)」の実現に向けて、統合的に施策を推進していきます。



3分野の統合的推進

事業系食品廃棄物対策



計画課

福岡市は、事業所から出る食品廃棄物の資源化（飼料化・堆肥化・メタン化）に取り組む事業者への支援として、飼料化施設またはメタン化施設で新たに資源化する際の処理費用の補助や、分別保管場所の整備費用の補助、事業用生ごみ処理機（堆肥化）の購入・設置費用の補助を行っています。

また、モデル小学校では、給食の食べ残しを減らす取り組みや調理くずの堆肥化、メタン化施設での資源化を試行実施しています。



資源化の例

カーボンニュートラルパッケージ



脱炭素社会推進課、脱炭素事業推進課

福岡市は、脱炭素社会の実現に向け、「2040 年度温室効果ガス排出量実質ゼロ」のチャレンジを掲げ、様々な取組みを進めています。その1つとして、市民、事業者それぞれの関心にあわせた、幅広い補助や支援メニューを「カーボンニュートラルパッケージ」として一体的に広報し、脱炭素行動を後押ししています。

令和6(2024)年度は、事業者のニーズを踏まえ、省エネ設備や太陽光発電設備の設置に対する補助上限額を令和5年度の最大5倍に拡充するとともに、金融機関と連携した脱炭素を目的とする融資への支援を政令市で初めて実施しています。



詳細は、市ホームページ
をご覧ください。

◆補助枠は福岡市過去最大の計4億 9,410 万円
CO₂ 削減効果は、年間
14,039 トンを見込んで
います。

大牟田市の取組



クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の指定

環境保全課

福岡県に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合に、熱中症による健康被害の発生防止が図られるよう、令和 6(2024)年 5 月 24 日に、「イオンモール大牟田」及び「ゆめタウン大牟田」と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定」を締結し、クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)に指定しました。

あわせて、9つの公共施設(市役所北別館 1 階ロビー、市役所職員会館 1 階食堂、中央地区公民館、三川地区公民館、勝立地区公民館、吉野地区公民館、三池地区公民館、手鎌地区公民館、駛馬地区公民館)をクーリングシェルターに指定しました。

大牟田市におけるクーリングシェルターは、民間商業施設と公共施設をあわせて、11 施設となっています。



協定締結式



「涼みどころ(クールスポット)」事業の開始

環境保全課

大牟田市では、令和6(2024)年7月1日から9月30日までの3 ヶ月間を、これまで熱中症警戒アラートの発表が多く、かつ熱中症の発生リスクが高くなっている期間であることから、福岡県に熱中症特別警戒アラートが発表されていない時でも、気軽に「涼みどころ(クールスポット)」としてクーリングシェルターを利用してもらうことができる取組みを開始しました。

クーリングシェルターとして指定している施設全てが「涼みどころ(クールスポット)」として利用可能です。



涼みどころポスター

久留米市の取組



清掃工場の余剰電力活用で「電力の地産地消」

環境部施設課

清掃工場のごみ発電から生じる余剰電力を、電力事業者を介さず、公共施設に送電する「自己託送」事業を令和6(2024)年5月から開始しました。(※本事業は、5(2023)年1月から開始していた宮ノ陣クリーンセンターの余剰電力を、電力事業者を介して公共施設に送電する「託送」事業を発展させたものとなります。)

CO₂フリー電源の活用による温室効果ガス排出の削減と、ごみから発電した電力を市の施設で活用する「電力の地産地消」を進めます。

送電対象施設は、公共施設9施設で、CO₂削減効果は年間約2,800t-CO₂と見込んでいます。



自己託送イメージ図



指定ごみ袋の特小サイズを販売開始

環境部資源循環推進課

令和6(2024)年7月1日から家庭用の特小型指定ごみ袋を10枚80円で販売を開始しました。

500ミリリットルのペットボトルがおよそ6本入るサイズで、一部の店舗ではプラスチックごみ削減のためにレジ袋の代わりとしてばら売りもしています。また、レジ袋の代用品として使用してもらえよう、新たなデザインを市民投票により決定しました。

燃やせるごみと混ぜて出されることが多い容器包装プラスチックや紙類を正しく分別すれば、これまで大型で出していたごみを特小型に抑えることができます。環境や家計の負担が少ない特小型指定ごみ袋の活用により、ごみ減量やプラスチックごみの削減を推進していきます。



分別でごみの量を大幅に減らせます

古賀市の取組



ワンヘルス講座の開催

市民部環境課

古賀市では、令和5(2023)年3月18日に表明した「ワンヘルス宣言」の理念に基づき、市内の小中学生とその保護者を対象として親子で学ぶ環境講座「親子で学ぶワンヘルスと馬のふれあい体験」を5(2023)年9月16日に開催しました。

ワンヘルスの基本方針等についての話をした後、福岡県馬術競技場で馬とのふれあい体験を行い、人と動物のかかわり方について体験して学ぶことができる講座を行いました。

今後もワンヘルスの普及啓発に繋がるような取組を行っていきます。



ワンヘルス講座の様子



廃食油回収ボックスの設置

市民部環境課

古賀市では、家庭から排出される廃食油の回収促進を図るため、昨年度、市内公共施設等3箇所(古賀市役所・サンコスモ古賀・サンリブ古賀店)に廃食油回収ボックスを設置しました。設置の効果もあり、今までの窓口回収に比べ回収量が増加しました(前年度比約3倍)。



市役所に設置している
廃食油回収ボックス

宮若市の取組



第2次宮若市環境基本計画の策定

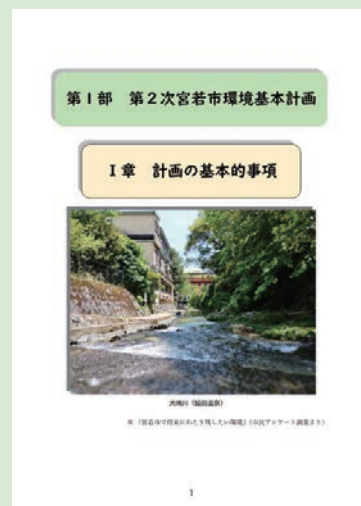
環境保全課

宮若市では、平成25(2013)年に「宮若市環境基本計画」を策定し、環境保全に努めてまいりました。この度、計画期間の満了に伴い、新たに「第2次宮若市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を含めた「第2次宮若市環境基本計画」を策定しました。

本計画は、「持続可能な開発目標(SDGs)」や「人間だけでなくペットや野生生物のすべてを含めた全体の環境の健康を保つ(ワンヘルス)」などの社会動向の変化を踏まえて、策定しています。

また本市はかつて石炭産業が盛んな地域であり、市内には多くのボタ山が形成されていました。現在では豊かな緑に彩られており、この変貌は本市の特色として知られています。

本市の特色であるみどりを活かす施策を推進し、環境的に人にやさしいまちづくりを目指します。



第2次宮若市環境基本計画

進興地区犬鳴川を守る会が 河川浄化活動を讃えられ表彰

環境保全課

進興地区犬鳴川を守る会は、河川浄化活動に取り組み、周辺地域の環境美化向上、美化思想の普及啓発活動に長年尽力された功績を認められ、令和5(2023)年6月に「福岡県都市緑化功労者知事表彰」を、6(2024)年6月に「令和6年度環境保全功労者等表彰(環境大臣表彰)」を受賞しました。

同団体は、毎年5月から10月にかけて年5回程度の草刈り及び倒竹等の片づけ、毎月第3日曜日にごみ拾いを行っています。会員が一丸となり、日常的な美化活動を通して環境衛生の維持・改善に努めるとともに、ホタルが飛び交う綺麗な河川を守っています。



犬鳴川流域の写真
(市花:ヒガンバナ)



鞍手町の取組



鞍手町役場新庁舎の Nearly ZEB 化

管財課庁舎等建設推進係

鞍手町では、令和7(2025)年1月に開庁を予定している新庁舎について、省エネルギー性と快適性・健康性を両立する次世代型の環境共生庁舎の実現を目指し、Nearly ZEB(ニアリー ゼブ)^{※1}を満たす基準での建築に取り組みました。

具体的な取組として、庁舎への太陽光発電設備、蓄電設備やEMS(エネルギーマネジメントシステム)の導入による省エネと再エネを最大限生かした高効率な施設運営と、周辺施設(中央公民館等)とのマイクログリッド化^{※2}による太陽光発電設備の余剰電力の効率的な利用とレジリエンス強化を展開します。

また、町が率先して公共施設のZEB化の実施モデルとなることで、地域の事業者による建築物のZEB化促進を図ります。



詳しくは町ホームページ
をご覧ください

※1 Nearly ZEBとは、省エネと再エネの導入により、従来の基準建築物で消費する年間の一次エネルギー収支の75%以上削減を目指した建物のことです。

※2 マイクログリッドとは、限られたエリア内で太陽光発電などの再生可能エネルギーにより電気をつくり、当該エリア内で電力供給を賄う(エネルギーの地産地消)仕組みのことです。

筑前町の取組

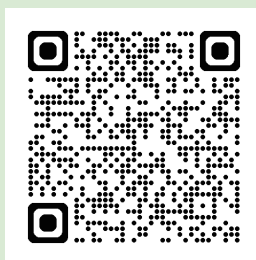


小型家電・製品プラスチックの分別収集の開始

環境防災課

筑前町では、資源の有効利用及び海洋プラスチック削減やレア金属の回収、そして地球温暖化対策のため、令和6(2024)年4月から各地区のステーションで分別収集している資源ごみに「小型家電」「製品プラスチック」の分類を追加しました。

これまで小型家電は平成29(2017)年度から庁舎に回収ボックスを設置していたのに加えて、分別収集をすることによって、さらなるレア金属の回収及びリサイクルを推進していきます。また、同じ素材でありながら「容器包装プラスチック」はリサイクル、「製品プラスチック」は可燃ごみという分かりにくい状況であったことから、住民に分かりやすい分別ルールを定めることで資源の収集拡大を目指します。



分別収集開始の案内
(町ホームページ)

第2部

環境の現況と対策

第1章 福岡県環境総合ビジョンの概要

本県では、目指す将来像を『環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会へ』とする「福岡県環境総合ビジョン(第五次福岡県環境総合基本計画)」を令和4(2022)年3月に策定し、各種施策を推進しています。

1 位置付けと役割

県政運営の基本である福岡県総合計画(計画期間:令和 4(2022)年度からの 5 年間)を踏まえ、環境面に関する事項を実現していくためのものであり、以下の 2 つの役割を持っています。

- 本県において持続可能な社会を目指すための環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱
- 県民・事業者・行政など、全ての主体が環境について考え行動する際の指針

2 将来像と施策体系

環境・経済・社会の 3 つの側面を調和させつつ、前計画に引き続きSDGsの考え方を活用し、分野横断的に課題に取り組むことにより、環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会の構築を目指します。

一方、地球温暖化(気候変動)やプラスチックごみ等、近年の環境問題を取り巻く状況は大きく変化していることに留意する必要があります。

このことから、環境の将来像を実現するため、相互に関連する 7 つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿を示した上で、全体として持続可能な社会を目指します。

【7つの柱のイメージ】



① 経済・社会のグリーン化

－技術・システム・ライフスタイルのイノベーション－

- 事業者が、環境配慮型のビジネススタイルへの転換、商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人一人が、環境配慮型のライフスタイルを選択する経済・社会のグリーン化が進んだ社会。
- 環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革等グリーンイノベーションが進んだ社会。
- 環境負荷低減努力が利益に結び付き、環境関連産業が基幹産業の一つとなっている社会。

② 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

－多様な主体による環境啓発活動や環境教育－

- 県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。
- 個々に行われていた環境教育、環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組のネットワークが拡大した社会。

③ 脱炭素社会への移行

－地球温暖化防止と気候変動への適応－

- 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、森林の適正管理が進む等、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策(緩和策)が進んだ社会。
- 集中豪雨等の自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及等の対策(適応策)が進み、気候変動の影響による被害を防止・軽減することにより、迅速に回復できる社会。

④ 循環型社会の推進

－資源の効率的活用と廃棄物の適正処理－

- 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。
- 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

⑤ 自然共生社会の推進

－生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス」の実現－

- 県民一人一人や事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と生きものが環境の中で一つにつながり、健やかにともに生きることにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。

⑥ 健康で快適に暮らせる生活環境の形成

－心地よい空気・水・土・居住環境の保全－

- きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境等が守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- 個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承することができる社会。

⑦ 国際環境協力の推進

－県内の環境技術によるアジアの環境問題の改善－

- アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。
- NPOや事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

3 推進体制・進行管理

(1) 推進体制

○ 福岡県における総合的な計画推進

PDCAサイクルによる継続的な改善を図るため、庁内協議機関である「福岡県環境対策協議会」(会長:副知事、委員:各部長及び教育長)を活用し、全庁的な進捗状況・問題点等の共有を行い、計画の推進を図るとともに、必要に応じて施策の見直し・強化等を検討します。

○ 県民や事業者、行政等、各主体との連携による計画推進

県民団体や事業者団体、行政(市長会、町村会、政令市)が参加する「福岡県環境県民会議」を活用し、各主体の活動テーマに反映させ、県民・事業者・市町村・本県が一体となって計画の推進を図ります。

○ 地域連携による計画推進

県内市町村等と連携するとともに、本環境総合ビジョンや環境に関する優良事例等の情報発信を行います。また、市町村等に対しても、地域において様々な主体との連携や情報発信を促します。

さらに、本県の各保健福祉環境事務所に設置されている「地域環境協議会」を活用し、地域が一体となって計画の推進を図ります。

○ 広域連携による計画推進

大気汚染物質の移流や海岸漂着物対策等、県境や国境を越えた環境問題に対処するため、隣接する佐賀県や熊本県、大分県をはじめとした九州内各県その他関係自治体や他国自治体との連携、国への働きかけ等を行い、計画の推進を図ります。

(2) 進行管理

○ 進捗状況の点検及び公表

指標の動向やその要因、施策の実施状況調査、更に環境に関する県民意識調査を実施する等により点検を行い、計画の進捗状況について取りまとめ、福岡県環境対策協議会及び福岡県環境審議会に報告するとともに、環境白書により公表します。

○ 環境の状況変化に応じた計画の見直し等

環境の状況変化、国内外の環境政策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行います。

【環境総合ビジョン指標一覧】

柱	指標項目	目標	進捗
経済・社会の グリーン化	「エコ事業所」登録事業所数	2,974 事業所 令和 8(2026)年度	2,580 事業所 令和 5(2023)年度
	新たに電動化や情報通信等の次世代技術に取り組む自動車関連企業数	75 社・団体 (5 年間累計) 令和 8(2026)年度	35 社・団体 令和 5(2023)年度
	特区制度を活用して設備投資を行った企業数	累計 300 社 令和 8(2026)年度	累計 198 社 令和 5(2023)年度
	リサイクル技術の実用化件数	累計 49 件 令和 8(2026)年度	累計 45 件 令和 5(2023)年度
持続可能な社 会を実現するた めの地域づく り・人づくり	こどもエコクラブ登録団体数	200 クラブ 令和 8(2026)年度	222 クラブ 令和 5(2023)年度
	環境講座・環境イベント等の開催数	1,560 件 令和 8(2026)年度	1,897 件 令和 5(2023)年度
脱炭素社会 への移行	再生可能エネルギー発電設備導入容量	405 万 kW 令和 8(2026)年度	328 万 kW 令和 5(2023)年度
	家庭(1世帯当たり)における エネルギー消費量※	23.3 GJ/世帯 令和 8(2026)年度	28.4 GJ/世帯 令和 3(2021)年度
	事業所(床面積当たり)における エネルギー消費量※	1.04 GJ/㎡ 令和 8(2026)年度	1.13 GJ/㎡ 令和 3(2021)年度
	公共建築物等における木材利用量	累計 55,000 ㎡ 令和 8(2026)年度までの 5 年間	累計 22,375 ㎡ 令和 5(2023)年度までの 2 年間

※GJ(ギガジュール):J(ジュール)はエネルギーの単位。1GJ は、エアコン 1 台(2020 年式、冷暖房兼用、冷房能力 2.8kW)の 1 年間の消費電力量(815kW)の約 1/3 に相当する。

柱	指標項目	目標	進捗
循環型社会の 推進	一般廃棄物最終処分量	171 千トン以下 令和 7(2025)年度	148 千トン 令和 5(2023)年度
	産業廃棄物最終処分量	526 千トン以下 令和 7(2025)年度	574 千トン 令和 4(2022)年度
	食品ロス削減県民運動協力店 (食べもの余らせん隊)登録店舗数	1,500 店舗 令和 8(2026)年度	2,390 店舗 令和 5(2023)年度
自然共生 社会の推進	生物多様性プラットフォーム(ホームページ) のアクセス数	266,100 件 令和 8(2026)年度	328,952 件 令和 5(2023)年度
	平尾台自然観察センターの利用者数	44,000 人 令和 8(2026)年度	12,118 人 令和 5(2023)年度
	農地等の維持・保全に取り組む面積	42,180 ha 令和 8(2026)年度	41,997 ha 令和 5(2023)年度
健康で快適に 暮らせる生活環 境の形成	環境基準の達成率	環境基準達成率の 向上・達成維持を 図る 令和 8(2026)年度	大気 (SPM、NO ₂ :100%) 水質 (BOD、COD:81.1%) DXN類 (大気:100%、公共用水域水 質:98.1%、公共用水域底質、 地下水:100%、土壌:100%) 騒音 (航空機:76.2%、新幹線: 63.5%、自動車:95.2%) 令和 5(2023)年度
	河川及び海岸愛護団体登録数	700 団体 令和 8(2026)年度	547 団体 令和 5(2023)年度
国際環境 協力の推進	本県が行う国際環境協力の案件数	累計 27 件 令和 8(2026)年度	累計 21 件 令和 5(2023)年度
	本県が行う国際環境協力に係る研修への参 加者数	累計 315 人 令和 8(2026)年度	累計 504 人 令和 5(2023)年度

【環境総合ビジョンとSDGs 17のゴールとの関連】

柱	SDGs ゴール→ 施策の方向↓	1	2	3	4	5
						
1 経済・社会のグリーン化	経済・社会のグリーン化の推進		○	○	○	○
	グリーンイノベーションの推進		○	○		
2 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり	地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進				○	○
	環境を考えて行動する人づくりの推進		○		○	○
3 脱炭素社会への移行	温室効果ガスの排出削減(緩和策)		○	○	○	○
	温室効果ガスの吸収源対策(緩和策)					
	気候変動の影響への適応(適応策)	○	○	○	○	
4 循環型社会の推進	限りある資源の効率的な利用		○		○	
	資源循環利用の推進			○		
	廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	○	○	○	○	
5 自然共生社会の推進	生物多様性の保全と自然再生の推進		○	○	○	○
	生物多様性の持続可能な利用		○	○	○	
6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成	統合的な対策		○	○	○	
	大気環境の保全			○	○	
	水環境の保全			○		
	土壌環境の保全			○		
	化学物質等による環境・健康影響対策		○	○		
	その他の生活環境の保全			○		
7 国際環境協力の推進	環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進			○		
	民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進					

※7つの柱及び施策の方向に関連する主なSDGsゴールを示しています。

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○
○	○	○			○	○	○	○	○		○
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
					○		○		○		
○			○		○		○	○	○		○
○		○	○		○	○	○	○	○		○
○	○	○	○		○	○	○		○		○
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
		○	○		○	○	○	○	○		○
○		○	○		○	○		○	○	○	○
		○	○		○	○	○		○	○	○
○			○		○	○	○	○	○	○	○
○					○	○		○	○		○
○			○		○	○		○	○	○	○
○			○		○	○			○	○	○
○			○		○	○	○				○
	○	○	○	○	○	○	○				○

第2章 経済・社会のグリーン化

第2章では、経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションを支援する取組について掲載しています。本県では、関連産業技術の実用化・普及促進や環境関連産業の振興、グリーンエネルギーの普及促進、環境に配慮した農林水産業の振興などのため、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- 事業者が、環境配慮型のビジネススタイルへの転換、商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人一人が、環境配慮型のライフスタイルを選択する経済・社会のグリーン化が進んだ社会。
- 環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革等グリーンイノベーションが進んだ社会。
- 環境負荷低減努力が利益に結び付き、環境関連産業が基幹産業の一つとなっている社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
「エコ事業所」登録事業所数	2,374 事業所 令和 3(2021)年度 当初	2,974 事業所 令和 8(2026)年度	2,580 事業所 令和5(2023)年度
新たに 電動化や情報通信等の 次世代技術に取り組む 自動車関連企業数	9 社・団体/年 令和 2(2020)年度	75 社・団体 (5 年間累計) 令和 8(2026)年度	35 社・団体 令和5(2023)年度
特区制度を活用して 設備投資を行った 企業数	累計 164 社 令和 2(2020)年度	累計 300 社 令和 8(2026)年度	累計 198 社 令和 5(2023)年度
リサイクル技術の 実用化件数	累計 37 件 令和 2(2020)年度	累計 49 件 令和 8(2026)年度	累計 45 件 令和 5(2023)年度

第1節 経済・社会のグリーン化の推進

〔グリーン購入法〕

令和3(2021)年6月、地球温暖化への対応を経済成長の制約でなく成長の機会と捉え、「経済と環境の好循環」を実現するための産業政策「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。本県では、グリーン成長戦略で示された14の重要分野のうち、既に風力産業や水素産業のほか、自動車産業、農林水産業等の分野に取り組んでいるほか、産業用ロボットやパワー半導体等、省エネルギー・省資源型の製品を生産する産業も集積しており、これらの取組をさらに進めていく必要があります。

1 環境配慮型ビジネススタイルの普及

(1) 事業所における省エネルギー行動の推進

【環境保全課】

事業所における地球温暖化対策を推進するため、電気やガソリン使用量の削減など、省エネルギー・省資源に取り組む事業所を「エコ事業所」として登録し、補助金やセミナー等活動に役立つ情報の提供などの支援を行っています。令和5(2023)年度末で2,580の事業所が参加しています。

また、事業者が環境に関する方針や目標を自ら設定し、経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進め、目標達成に向けて取り組む環境マネジメントの認証取得を支援するため、環境省が策定した「エコアクション 21」に関するセミナーや認証取得に向けた無料のコンサルティング会を開催しています。

(2) グリーン購入の推進

【環境保全課】

国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進するため、「グリーン購入法」が制定されました。

本県では、グリーン購入法第10条に基づき、「福岡県環境物品等調達方針」を作成し、県の全機関を挙げて環境に配慮した物品等の

調達に取り組んでいます。

令和5(2023)年度の環境物品等調達方針では、20分類200品目について調達率100%の目標を掲げて取組を行い、その目標達成状況は、99.9%となっています。

福岡県環境物品等調達方針の 目標達成状況（単位：％）

年 度	R3	R4	R5
紙類	99.9	99.9	99.9
納入印刷物	100	100	99.9
文具類	99.9	99.9	99.9
オフィス家具等	99.8	99.8	99.9
画像機器等	99.9	100	100
電子計算機等	99.6	99.9	99.7
オフィス機器等	100	99.9	99.9
移動電話等	100	100	100
家電製品	100	100	100
エアコンディショナー等	99.4	100	100
温水器等	100	100	100
消火器	100	100	100
照明	100	100	100
自動車等	100	94.5	100
制服・作業服等	100	100	100
インテリア等	99.8	100	99.9
防災備蓄用品	99.8	99.5	99.7
設備	100	100	100
ゴミ袋等	—	—	99.7
計	99.9	99.9	99.9

※目標達成率の算定方法：金額ベースで算定。

(3) リサイクル製品の利用促進

【循環型社会推進課】

再生資源を原材料とし、一定の基準を満たす製品に対し、県が認定を行う建設資材対象の「福岡県リサイクル製品認定制度」及び生活関連用品対象の「福岡県県産リサイクル製品認定制度」を創設し、その利用を促進しています。（詳細は第5章に記載）

(4) 再生可能エネルギーの導入促進

【総合政策課エネルギー政策室】

本県では、市町村や民間事業者による再生可能エネルギー導入の取組を支援するため、導入検討に必要となる日照時間や風況などの基本データをワンストップで提供する、全国初の「再生可能エネルギー導入支援システム」(URL:<https://www.f-energy.jp/search/>)の公開や、「福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー」の派遣を実施しています。(詳細は第4章に記載)

(5) 福岡県公共工事生物多様性配慮指針

【自然環境課】

「福岡県生物多様性戦略」の生物多様性の保全と再生を図るという行動指針に基づいた施策の1つとして、本県が率先して「生物多様性に配慮した公共工事の推進」に取り組むことを目的とした「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」を策定し、生物多様性を保全するために配慮すべき視点などを明確に示し、本県が実施する公共工事が、より生物多様性に配慮したものとなるよう、取組を進めています。(詳細は第6章に記載)

2 環境配慮型ライフスタイルの普及

(1) 家庭における省エネルギー行動の推進

【環境保全課】

家庭における地球温暖化対策を推進するため、電気やガス、水道、ガソリン使用量の削減など、省エネルギー・省資源に取り組む県民を「エコファミリー」として募集し、「九州エコファミリー応援アプリ(エコふぁみ)」の運用などを通じて、活動の支援を行っています。令和5(2023)年度末で15,231名の県民が参加しています。

エコふぁみは、電気・ガス等の使用量を記録・グラフ化できるほか、自発的な取組を促進するため、アプリに掲載されているエコ活動や環境イベントなどに参加することで貯まったポイントを、県産品が当たる抽選に使用

できる特典をもうけています。

九州エコファミリー応援アプリ



(2) その他の県民参加型事業

【環境政策課、循環型社会推進課】

子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境保全活動・学習を行うことを支援する「こどもエコクラブ事業」や、事業者や県民による使い捨てプラスチックの使用削減を推進する「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」、事業者や学生団体と連携した楽しく学べるクイズラリー等の参加型のプラスチックごみ削減啓発イベントの実施など、環境配慮型のライフスタイルの普及啓発を進めています。(第3部(資料)に年間を通じて募集している県民参加型事業の一覧表を掲載)

(3) 建築物・住宅の省エネルギー化

【建築指導課、住宅計画課】

省エネ性能や創エネ機器の効果的な活用に関する技術や効果に関する情報提供を進める「住宅情報提供推進事業」や、良質な住宅供給促進のための「ふくおか型長期優良住宅ローン制度」、また「建築物省エネ法」「エコまち法」による新規・既存建築物の省エネ化促進などを通して、建築物・住宅における省エネルギー化の促進を図っています。(詳細は第4章に記載)

3 環境負荷低減に寄与する産業の育成と環境関連産業の集積

(1) エネルギー関連産業の育成・支援

【総合政策課エネルギー政策室】

エネルギーに関する製品、技術等を紹介す

る展示会の開催やエネルギーの地産地消に取り組む市町村・事業者への支援等を通じ、エネルギー関連産業の育成・支援及び再生可能エネルギーの導入を促進しています。（詳細は第4章に記載）

(2) 洋上風力発電の導入と産業集積の促進

【総合政策課エネルギー政策室】

ア 洋上風力発電の導入促進

福岡県響灘沖が「再エネ海域利用法」に基づく洋上風力発電の「促進区域」に早期指定されるよう、関係者との意見交換等を実施しています。

イ 風力発電産業の集積

将来の成長が期待される風力発電産業の集積及び県内企業の参入促進に向け、産学官で構成する「福岡県風力発電産業振興会議」において、風力発電産業に関する最新情報の提供や参入促進に向けた勉強会の開催、展示会における関連企業等のPRを行っています。

ウ 風車メンテナンス技術者の育成支援

風力発電は風車の故障や不具合による稼働率の低下を防ぐため、適切なメンテナンスが不可欠です。しかし、国内における風力発電の導入拡大による風車メンテナンス技術者の不足が懸念されており、確保・育成が急務となっています。

本県では、離職者に対する公共職業訓練及び県内高校生・高等専門学校の学生向けの企業見学会・出前授業を実施することにより、風車メンテナンス技術者の育成に取り組んでいます。

(3) エコタウン事業

【循環型社会推進課】

エコタウン事業は、地域の産業蓄積などを活かし、環境産業の振興を通じた地域振興を図りつつ、地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会を構築することを目的として、国において平成9(1997)年度に創設された制度です。

本県では、平成9(1997)年7月に北九州市が、10(1998)年7月に大牟田市がエコタウンの承認を受けています。それぞれの地域の持つポテンシャルを活かしながら、環境・リサイクル産業の集積促進が積極的に図られています。（詳細は第5章に掲載）

(4) グリーンアジア国際戦略総合特区

【商工政策課】

〔総合特別区域法〕

平成23(2011)年12月、本県は北九州市、福岡市とともに、「グリーンアジア国際戦略総合特区」の指定を受けました。

本県は、我が国においてアジアに最も近い大都市圏であり、古くからの交流の歴史と緊密なネットワークを有しています。また、高度成長期の公害問題を克服した技術やノウハウがあり、環境に優しい低燃費車や生産プロセスの効率化を図る産業用ロボット、家電製品等の電力消費を抑えるパワー半導体など、環境に関わる先端技術や産業の集積があります。

本特区は、これらの強みを活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化し、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を図り、アジアの資源問題や環境問題の解決にも貢献し、アジアとともに発展することを目指しています。

本特区では、「都市環境インフラのパッケージ化によるアジア展開」、「環境配慮型製品の開発・生産拠点の構築」、「資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成」、「アジアとのシームレスなビジネス環境の実現」の4つの柱に沿って事業を展開しています。

国による税制・金融面の支援に加え、本県による企業立地促進交付金の上乗せや不動産取得税の課税免除、両政令市による固定資産税の課税免除など様々な支援施策を講じてきました。

これらの取組により、特区指定から現在までに、多くの企業が特区の支援制度を活用し、活発な設備投資を行っています。

引き続き、環境を軸とした産業拠点の形成に向けた取組を進めていきます。

産業用ロボット



(5) グリーンデバイス開発・生産拠点の形成

【新産業振興課】

半導体市場は、デジタル化社会の進展に伴い右肩上がりで成長すると予想されています。

特に、カーボンニュートラル実現の「鍵」とも言われる“グリーンデバイス”(省エネに直結するパワー半導体や低消費電力化を実現する半導体)に注目が集まっています。

半導体(グリーンデバイス)



県内には、ソニーや三菱電機など世界トップクラスの企業をはじめ、約400社の半導体関連企業が集積しています。また、大学や高専、半導体分野の公的支援機関、半導体の輸出入拠点である福岡空港や北九州空港などが集積しています。

こうした強みを活かし、カーボンニュートラル時代の製造業を支える“グリーンデバイス”の一大開発・生産拠点を形成するため、令和4(2022)年2月に「福岡県グリーンデバイス開発・生産拠点協議会」を設立しました。

本協議会の下、「地元企業のサプライチェーンの強化」「人材の育成・確保」「企業誘致の強化」の3つの柱に沿って各種事業を戦略

的に展開し、拠点形成を推進していきます。

(6) 北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクト

【自動車・水素産業振興課】

北部九州は、産学官が一体となったこれまでの取組により、年間154万台の生産能力を持つ自動車産業の拠点に成長しました。

一方で近年、自動車産業は、脱炭素化の流れや「電動化」、「自動運転」といったCASEと呼ばれる技術革新など、100年に一度といわれる大変革期を迎えています。

このような流れに対応するため、令和4(2022)年5月、産学官が一体となり、「世界に選ばれる電動車開発・生産拠点の形成」、「CASEに対応したサプライヤーの集積」、「工場や輸送分野における脱炭素化の実現」、「先進的なクルマ・モビリティの実証の推進」の4つの目標からなる「北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進構想」を策定しています。今後はこの構想の下、地元サプライヤーの電動化分野への業態転換の促進、自動運転といった次世代技術への参入支援、生産工場のカーボンニュートラルの促進などに取り組み、北部九州自動車産業のグリーン先進拠点化を目指します。

(7) 福岡県水素グリーン成長戦略

【自動車・水素産業振興課】

福岡県は、環境にやさしい水素エネルギー社会の実現に向け、平成16(2004)年8月に全国に先駆けて産学官による推進組織「福岡水素エネルギー戦略会議」を設立しました。研究開発や社会実証、新産業の育成・集積など、水素エネルギーの開発・普及を総合的に展開し、世界を先導する水素拠点の形成を目指した取組を進めてきました。

水素は、「2050年カーボンニュートラル」を実現するためのキーテクノロジーです。現在、世界各国で「グリーン水素」を巡る競争が激化しており、我が国においても大規模なサプライチェーンの構築と社会実装を加速することが求められています。

こうした時代の動きを踏まえ、県では、令和4(2022)年8月、水素の巨大市場への参入支援や「グリーン水素」へのシフトを目指す「福岡県水素グリーン成長戦略」を策定し、①水素製造・供給のイノベーション、②水素利用の拡大、③水素関連産業の集積の3つの柱のもと、脱炭素への対応を成長の機会と捉え、経済と環境の好循環をつくる「グリーン成長」を推進しています。

全国初のF C船商用運航



F Cトラック出発式



4 環境に配慮した農林水産業の振興

(1) 環境に配慮した農業の推進について

【食の安全・地産地消課】

本県では、環境に配慮した農業を進めるため、農薬の適正使用や、減農薬・減化学肥料栽培を推進しています。

減農薬栽培については、天敵を利用した防除体系の開発や、水稻種子の温湯消毒など化学農薬の代替技術の普及に取り組んでいます。

減化学肥料栽培については、堆肥投入による土づくりや有機質肥料の施用を推進しています。

こうした減農薬・減化学肥料栽培を更に進

めるため、「ふくおかエコ農産物認証制度」を創設し、エコ農産物の生産拡大や販売拡大のため、直売所や量販店などでのPRにも取り組んでいます。

また、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、令和5(2023)年3月に「福岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を県内全60市町村と共同で策定し、環境に配慮した農林水産業の取組を推進しています。

(2) 環境に調和した林業の推進について

【林業振興課】

森林は温室効果ガスの吸収のほか、木材の供給や水源のかん養、土砂災害の防止といった多面的な機能を有しています。

本県では、こうした森林の持つ多面的機能の持続的発揮を図るため、健全な森林づくりを推進しています。(詳細は第4章に掲載)

(3) 環境に配慮した水産業の推進について

ア 漁場の整備

【水産振興課】

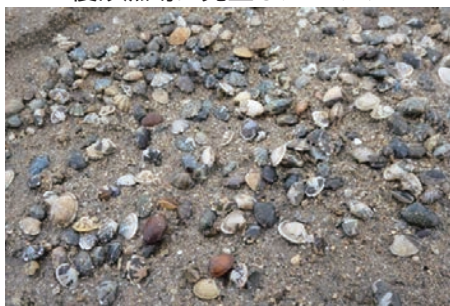
本県には、外海性の筑前海、内湾性の有明海、内海性の豊前海の3つの海と筑後川、矢部川などの多くの河川や湖沼などの内水面があります。

本県では、それぞれの海域特性に合わせた漁場の整備や漁場環境の改善を実施しています。

筑前海においては、広範囲にわたる大規模な魚礁設置による漁場の整備や投石による藻場造成、増殖礁設置による幼稚魚の育成場の造成を行っています。

有明海や豊前海においては、漁場環境の悪化により生産性が低下した漁場の生産力を回復させるための覆砂を実施しています。

覆砂漁場に発生したアサリ



イ 資源管理型漁業

【水産振興課】

水産物は限りある資源であることから、無計画に取り尽くしてしまうと枯渇してしまいます。水産資源を持続的に利用していくためには、産卵期の魚介類を保護するための禁漁期間の設定や、魚を獲る網の目合いを大きくし、小型魚は再度海に帰すといった、水産資源を管理しながら漁獲する資源管理型漁業の取組が重要です。そこで、本県では漁業者との協議や調整を図りながら資源管理型漁業を推進し、水産資源の持続的利用に努めています。

ウ 漁業者による藻場の保全活動

【漁業管理課】

沿岸の浅海域において、様々な海藻が繁茂する藻場は、アワビやサザエなどの漁場としてだけでなく、魚介類の産卵や育成の場としても重要です。しかし、近年、ウニ類が増加しており、一部の藻場で海藻が減少する要因となっています。

そのため、県内では、漁業者を主体とするグループが、ウニ類の除去や海藻のタネの投入などによる藻場の保全活動に取り組んでおり、本県では、このような活動を支援しています。

漁業者によるウニの除去



5 税制のグリーン化

(1) 福岡県森林環境税

【林業振興課】

森林を健全な状態で次世代へ引き継ぐため、福岡県森林環境税を活用し、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策や、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施しています。

(2) 産業廃棄物税

【循環型社会推進課】

産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、排出事業者を産業廃棄物の排出抑制とリサイクルに向けた取組に誘導することを目的とするものです。本県では、平成 17 (2005) 年度から産業廃棄物税を導入し、その財源で循環型社会の構築に向けた取組を進めています。(詳細は第5章に記載)

(3) グリーンアジア国際戦略総合特区

【商工政策課】

〔総合特別区域法〕

環境を軸とした産業の拠点化を目指すグリーンアジア国際戦略総合特区を推進するため、国による法人税の軽減措置に加え、特区に係る事業の用に供するため取得した建物及びその敷地に係る不動産取得税の課税免除を行っています。

(4) 自動車税

【税務課】

自動車環境対策として、環境負荷の大きな自動車の税率を重くし、一方で環境負荷の小さな自動車の税率を軽くする、自動車税のグリーン化の取組を推進します。

第2節 グリーンイノベーションの推進

保健環境研究所では、県民の健康と環境を守るため、ワンヘルスの理念に基づき、保健衛生及び環境保全に関する試験・検査や調査・研究を行っています。得られた成果等は、保健・環境行政への科学的根拠として活用されるとともに、県民への情報提供も行っています。近年は、社会的にも関心が高いPM_{2.5}などの大気汚染や水質保全の調査研究に加え、気候変動や生物多様性などの課題にも取り組んでいます。また福岡県リサイクル総合研究事業化センターと連携し技術開発に取り組んでいます。

その他、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センターにおいても、環境保全に関する取組を行っています。

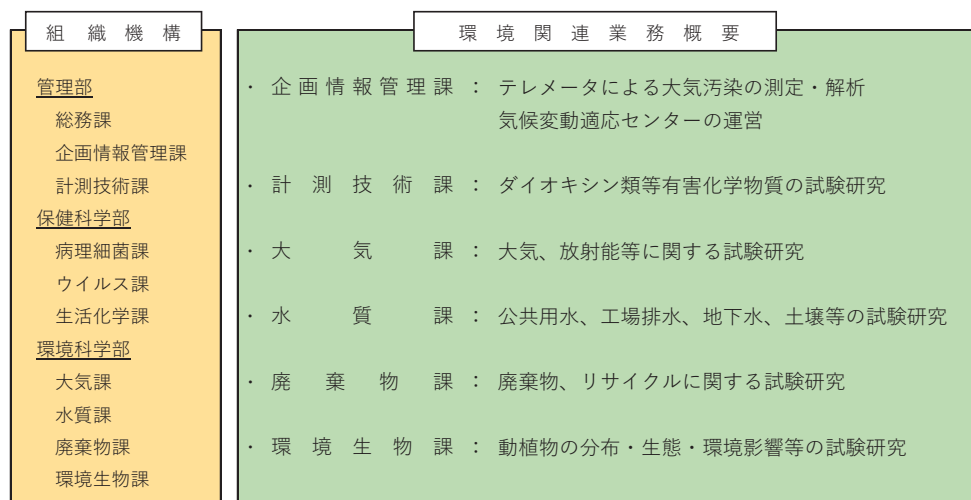
1 県試験研究機関を活用した環境関連技術実用化の推進

(1) 保健環境研究所の取組

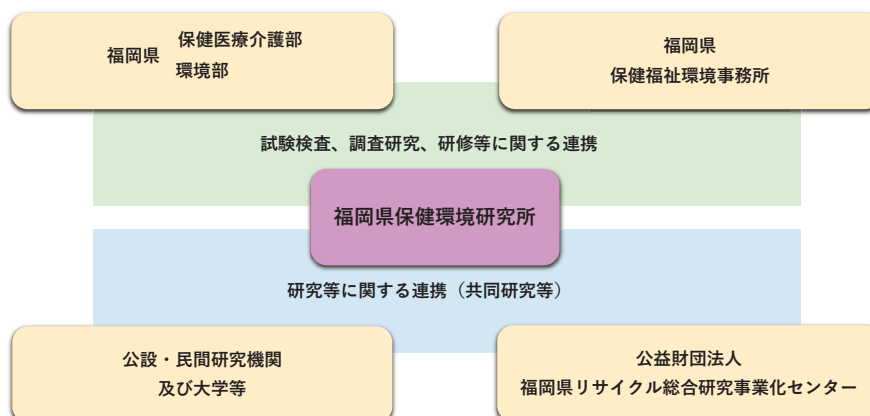
【保健環境研究所】

ア 保健環境研究所の概要

保健環境研究所の組織機構と業務概要



関係機関との連携



イ 最新の研究成果

(ア) 気候変動による暑熱・健康等への影響に関する研究

地球温暖化による気温の上昇は本県でも確認されており、今後も上昇が予測されています。地球温暖化対策を行ったとしても、気温の上昇は避けられないため、気温の上昇を想定した対策(気候変動適応)が必要です。身近なところでは、本県では毎年 2000 人を超える救急搬送者が発生しており、今後も熱中症の発生増加が懸念されます。当所には令和元(2019)年に「福岡県気候変動適応センター」が設置され、気候変動影響や適応策に関する情報を収集し、情報発信や啓発を行っており、本研究では県内の熱中症に関するデータを収集し解析を行いました。

①県内5地点でのWBGT観測

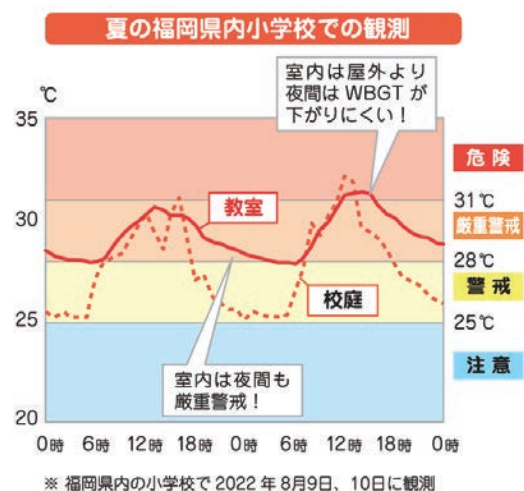
県内全域の傾向把握に向けて、令和 4(2022)年 8 月 19 日から 11 月 13 日に県内 5 地点で WBGT(暑さ指数)の観測を行いました。本県は三方を海に囲まれていますので、日本海、瀬戸内海、有明海の近く、そして、都市部近郊と郊外の山手の 5 か所を選定しました。観測では、瀬戸内海近くの観測地点で日最大値が高い日が多く、郊外の山手の観測地点で日最小値が低い日が多い結果となりました。引き続き解析を続け、県内の傾向把握に努めます。

②小学校での暑熱環境観測

子どもは体温調節能力が十分に発達しておらず熱中症のリスクが高いため、大人と比べて特に注意が必要です。児童が長時間過ごす学校内での熱中症対策に役立てるため、令和 4(2022)年 6 月 14 日から 10 月 16 日に太宰府市内の小学校で WBGT 計や温湿度計を用い観測を行いました。6 月末には校庭で WBGT が危険レベルの 31℃を超えていました。また、夜間や早朝は教室の WBGT が校庭より高く、閉め切った部屋では夜間の熱中症リスクが高くなっていました。調査した学校では教職員の方が熱中症予防の重要性を認識されており、昼間、児童が学校にいる際は、教室内

は冷房が使用され、また、校庭使用時は気温や湿度を確認し、水分補給や休憩の声掛けが行われていました。このため、観測期間中、校内で熱中症様症状の発生はありませんでした。この観測をもとに、熱中症対策パンフレットを作成し、環境イベント等で配布しました。

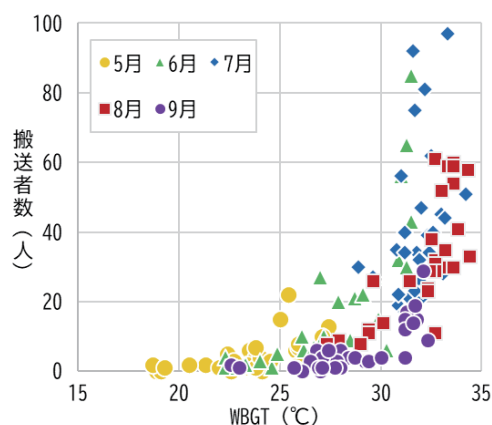
熱中症対策パンフレットより



③県内の熱中症救急搬送状況の把握

消防庁が提供する熱中症救急搬送者数と環境省が提供するWBGTを収集・解析しました。5 月は WBGT が危険(31℃以上)や厳重警戒(28℃以上 31℃未満)レベルの日がないものの、搬送が発生していました。同じ位のWBGTの場合は、5～7 月より、8・9 月の方が、搬送者が少ない傾向がみられました。

WBGT と熱中症救急搬送者数 (2022 年)



これら詳細は、福岡県保健環境研究所年報で報告しています。今後も熱中症関係データの

収集・解析を続け、情報発信を行っていきます。

(イ) 環境調査へのドローンの活用

近年、農業、測量、物流、点検など多分野でドローンが活用されています。当所においても平成 30(2018)年度からドローンを導入して環境調査を行っています。ここでは当所で行った2つの調査事例を紹介します。

① 筑豊緑地藻類調査

当所でドローンを運用した最初の調査事例になります。県営公園筑豊緑地において、緑地内の湖沼で藻類が繁殖し、景観上好ましくないことから、公園街路課と連携して現地調査を実施しました。対策に向けては藻類の発生位置を把握する必要がありますが、湖水面積は約 14,800m² で人力のみの調査は困難であったことから、ドローンの導入を試みました。

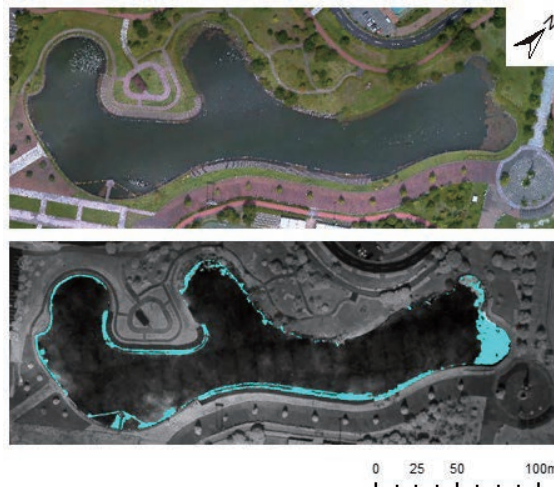
調査にあたり組み立て型のドローンを導入しました。機体下部に可視光カメラと近赤外カメラを配置し、3 秒間隔のインターバル撮影を実施しました。機体は対地 50mでの自動航行により、湖面全体を 15 分程度で撮影することができます。その後、専用のソフトを使って、数百枚からなる写真を真上からみた一枚の写真に変換しました。

湖面の可視光写真(上)、近赤外写真(下)を示します。これによると藻類は、湖水の岸沿いの浅い部分に発生していることがわかります。実際には、湖水表面に見られた藻類は、浅水部のコンクリート表面に発生した藻類が、剥離・浮上したものであることがわかりました。これらの調査をもとに、対策案として遮光や浅水部の撤去を提案しました。

② 広谷湿原植生調査

平尾台に位置する広谷湿原は、県内でも数少ない湿原の一つであり、県絶滅危惧種 IA 類に該当するサギソウやトキソウが生息していますが、湿原の乾燥化により、その面積が減少しているといわれています。湿原調査も広範囲にわたること、また湿原保全の観点から湿原への立ち入りが制限されています。このような条件でもドローンによる調査が有効になります。

湖面の可視光写真(上)と近赤外写真(下)
下図の水色の部分が藻類

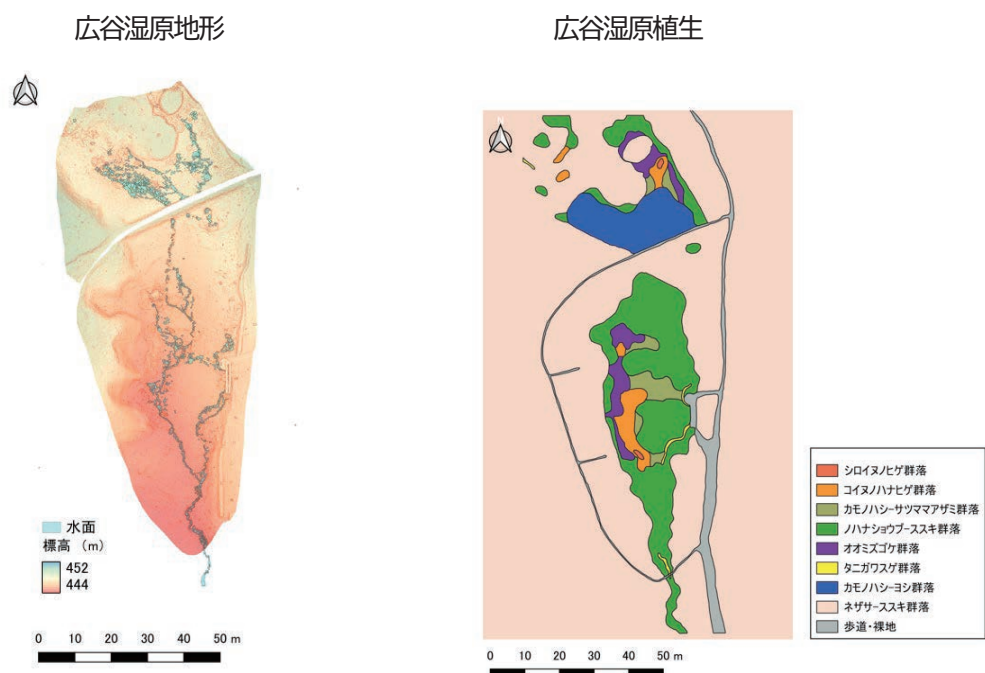


今回の湿原調査では、自動航行により対地 25m で空撮し、湿原全体を 40 分程度で調査しました。また野焼き延焼後にも調査を行ったことで、通常は植生があることで識別が難しい、湿原地形、湿原内の水面、オオミズゴケの分布も調査することができました。

調査で明らかになった湿原内の地形と、植生の分布図を示します。湿原内の植生は、湿原内の水の流れの分布に依存しながら分布していることがわかります。湿原内の代表的な植生であるノハナショウブは水際から少し離れた場所にも、また湿原の乾燥化を促進するといわれているネザサが湿原周辺から内部に向けて繁茂してきていることがわかりました。

これらの調査のように、ドローンを使用することで、今まで長時間、多くの人員を必要とするような広範囲の環境調査も、短時間、少労力で実施することが可能となりました。また今回の湿原調査のように立ち入りが制限されるような場所においても調査が可能になります。

今後も、ドローン含めた最新の技術を環境調査に取り入れながら、県内の環境保全に寄与していきます。



(2) 環境保全に関する調査・研究

研究機関名	主な調査・研究の内容(実施期間)
保健環境研究所	大気中ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤の分析法開発と汚染状況の把握(R4-6)
	大気シミュレーションモデルによる大気汚染対策効果の評価に関する研究(R3-8)
	生物応答試験と網羅分析の迅速化による化学物質スクリーニング法の開発(R4-6)
	堆積物微生物燃料電池を用いた閉鎖性水域の底質改善に関する研究(R4-6)
	浸出水等に含まれる POPs 等の分析法の構築(R6-8)
	福岡県における侵略的外来水生植物の防除に係る研究(R6-8)
	環境DNAを用いた水生外来種の分布把握手法に関する研究(R5-7)
	環境DNAを用いた野生生物の生息状況把握に関する研究(R5-7)
	ワンヘルス・アプローチに向けた生態系把握への環境 DNA の適用に関する研究(R4-6)
工業技術センター	プラスチック再生利用に関する技術の高度化研究(R5-6)
	熱可塑性エラストマーへのバイオマスフィラー配合効果に関する研究(R5)
	バイオマス配合プラスチックの高機能化に関する研究(R5)
	製材・家具製造に伴う廃棄物(端材、おがくず、鉋屑)の有効活用法に関する研究(R5)
	リサイクル未加硫ゴムを利用した高性能キャタライナーの試作開発(R5)
	射出成型用木粉ペレットの開発(R5)
	珪砂副生成物の高取焼陶土活用プロジェクト(R5-6)
	PVC(塩ビ)端材と木材端材を原材料とする新素材とリサイクル商品の開発研究会(R5-6)

研究機関名	主な調査・研究の内容(実施期間)
農林業総合試験場	振動を活用したトマトの総合的病害管理技術の開発(R5-R9)
	農産物及び土壌放射能性核種のバックグラウンドレベルの監視(H27-)
	ヒートポンプ周年利用による促成ナス増収技術の開発(R4-R6)
	プラズマ照射による空気中の窒素固定および種子の発芽率向上技術の開発(R5-R6)
	土壌還元消毒における糖含有廃棄物の利用技術の開発(R4-R6)
	放置竹林拡大抑制技術の開発(R3-5)
	災害リスクを増加させない森林管理技術の開発(R3-7)
	スギ花粉発生源調査(H18-)
	荒廃森林整備事業効果調査(H21-)
	無花粉スギの生産・増殖効率の改善(R2-6)
	松くい虫の防除に関する調査(S48-)
	薬剤防除自然環境等影響調査(S52-)
	八女茶の有機栽培に対応可能な病害虫防除体系の開発(R4-R6)
水産海洋技術センター	指定海域の水質基準達成状況の調査(S52-)
	赤潮発生に関する調査及び研究(S51-)
	藻場の変遷と増殖手法に関する調査及び研究(H29-)
	干潟域の生物生産に関する調査及び研究(H21-)
	覆砂等による干潟環境改善に関する調査(S62-)
	貝毒による被害防止に関する調査(S51-)
	県内主要河川等での水質環境及び生物分布に関する調査(S51-)
	河川における外来生物の駆除に関する調査(H14-)

2 事業者における技術開発の支援

(1) リサイクル総合研究事業化センター

【循環型社会推進課】

福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいては、廃棄物の特性に応じて、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発及び実用化を産学官民の連携により推進するとともに、北九州、大牟田のエコタウンと連携して、研究開発支援や研究成果を活用した事業化を進めています。また、企業連携による研究開発を促進するため、企業間のネットワークづくりに取り組んでいます。(詳細は第5章に掲載)

(2) 福岡県水素グリーン成長戦略会議

【自動車・水素産業振興課】

本県では、令和4(2022)年8月に策定した「福岡県水素グリーン成長戦略」の柱の一つに、「水素関連産業の集積」を掲げています。この戦略のもと、「福岡県水素グリーン成長戦略会議」では、水素・燃料電池関連分野への参入を目指す企業向けに、水素関連分野への参入等の相談にワンストップで対応する「福岡県水素グリーンイノベーションサポート窓口」の運営や、技術アドバイザーの派遣、県内企業が行う水素・燃料電池関連分野の製品開発等への助成といった、各種の支援策を実施しています。

第3章 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

第3章では、持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりの取組について掲載しています。本県では、今日の環境問題を解決するために、県民・事業者の自主的な環境保全活動を促進するための取組を実施するとともに、環境教育の推進や環境啓発活動の実施等により、県民の環境保全に対する意識を高めるため、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- 県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。
- 個々に行われていた環境教育・環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組のネットワークが拡大した社会。
- ニーズに応じた環境関連情報が行き渡り、各主体が積極的に地域課題解決に向け連携している社会。
- 経済・社会活動が「環境」をキーワードにして動き、豊かな環境を持続的に利用できている社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
こどもエコクラブ 登録団体数	143 クラブ 令和2(2020)年度	200 クラブ 令和8(2026)年度	222 クラブ 令和5(2023)年度
環境講座・ 環境イベント等の 開催数	1,043 件 令和2(2020)年度	1,560 件 令和8(2026)年度	1,897 件 令和5(2023)年度

第1節 地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進

地球環境問題や廃棄物の問題など、今日の環境問題を解決するために、県民・事業者の自主的な環境保全活動を促進するための取組を実施するとともに、環境啓発活動の実施等により、県民の環境保全に対する意識を高めるように努めています。

1 県民、NPO、事業者等の各主体が行う自主的な取組への支援

(1) 地域環境協議会

【環境政策課】

地域環境協議会は、地域における地球温暖化対策・3R・自然共生の推進母体となって、地域の住民・事業所等と協働で地域の実情に応じた事業を行い、地域の活動の担い手を育成するため、各保健福祉環境事務所に設置されています。令和5(2023)年度は、管内の市町村や地域の地球温暖化防止活動推進員、NPO等と連携して、環境イベントへの参画や水辺教室、学校や公民館等での地球温暖化対策の講演・講座、地域の特性に合わせた環境保全プロジェクトなど58事業を実施しました。

各地域環境協議会における環境保全プロジェクト

事務所名	プロジェクト名	内容
筑紫	自然体験活動	外部講師を招いて自然を活用した体験活用や自然観察会を開催する。
宗像・遠賀	自然とともに生きていく人材育成プロジェクト イン テピカ	福津市手光ビオトープにおいて、自然観察会、環境整備・維持管理活動等を行い、環境を考えて行動する人材の育成を図る。
嘉穂・鞍手	生きものにぎわいの森づくり in 英彦山	英彦山をフィールドとして活用し、自然体験・環境教育イベントを実施する。
北筑後	生物多様性保全啓発事業	うきは市において、水辺教室や自然観察会を実施する。
南筑後	自然環境保全活動促進事業(自然観察会)	地域の大人や子供らが参加する自然観察会を実施する。
京築	自然観察会・再生事業・リーダー育成事業	広谷湿原の希少植物の観察会や、参加者による生物多様性に係る意見・情報交換を行う。

(2) 環境関連福岡県知事表彰

【環境政策課】

本県は環境関連の活動に顕著な功績のあった個人、団体、企業又は地区について、その活動に応じ、環境保全功労者知事表彰、エコファミリー表彰、エコ事業所表彰、循環型社会形成推進功労者知事表彰、鳥獣保護功績者表彰、環境美化推進功労者等知事表彰及び食品ロス削減優良取組知事表彰を実施しています。(第3部に一覧表を掲載)

(3) ふくおか農林漁業応援団づくり

【食の安全・地産地消課】

本県では、農林水産業への県民の理解促進を図るため、「いただきます！福岡のおいしい幸せ」を県民スローガンに掲げ、農林水産業を応援する「地産地消応援ファミリー」への登録を推進しています。また、飲食店では「地産地消応援の店」、企業や団体では「応援団体」への登録を働きかけることで、農林漁業の応援団づくりを進めています。

これらの取組により、「応援ファミリー」は令和5(2023)年度末現在で55,510世帯、「応援の店」は1,861店、「応援団体」は917団体に拡大しました。

また、体験を重視した交流等により、県民の理解促進を図っています。応援ファミリーを対象とした農林漁業体験ツアーを、令和5(2023)年度には49回実施し、1,247人が参加しました。そのほか、まち(都市部)とむら(農山漁村)の交流を促進する団体等の活動支援では、5(2023)年度は17団体を支援しました。

(4)河川・海岸清掃の推進

【河川管理課、港湾課】

本県では、「クリーンリバー推進対策事業」及び「クリーンビーチ推進事業」により、県が管理する河川や海岸において、清掃、除草などの愛護活動に取り組むボランティア団体、NPO法人、地元企業、学校等を愛護団体等として登録する制度を設け、活動に対する報償、活動のための需用品の支給等により、その活動を支援しています。

2 各主体の情報提供や連携等のネットワーク構築

(1) 環境情報の整備・提供

【環境政策課、循環型社会推進課】

本県では、平成 16(2004)年度から環境の総合的なホームページ「ふくおか環境ひろば」(URL:https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hiroba1.html)を開設し、本県が保有している環境に関する情報、イベント情報等を公開し、各主体の環境保全活動の促進を図っています。

ふくおか環境ひろば



ここから
アクセス

また、令和5(2023)年から、福岡県環境部SNSアカウントを活用した情報発信を始めており、県が実施する環境施策や、その他環境に関する情報について、幅広くかつタイムリーに発信しています。

福岡県環境部 SNS アカウント①： ふくおか環境広報隊 X



@fukuoka
kankyou

福岡県環境部 SNS アカウント②： 循環型社会推進課 Instagram



(2) 環境月間

【環境政策課】

昭和 47(1972)年 6 月にストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、6 月 5 日が「世界環境デー」と定められました。また、環境基本法では 6 月 5 日を「環境の日」とし、国及び地方公共団体はこの趣旨にふさわしい事業を実施することを定めており、環境省では、

環境の日を中心とする6月の1か月間を「環境月間」として呼びかけを行っています。

本県においてもこの環境月間に合わせ、広く環境保全についての関心と理解を深め、意欲を高めるような事業や啓発活動を実施しています。

令和6(2024)年度は、街頭啓発活動として福岡市博多区でキックオフイベントを開催するとともに、本県の環境関連事業の紹介パネルやリサイクル総合研究事業化センターの研究成果品等を県庁ロビーに展示する「環境月間県庁ロビー展」を実施しました。

環境月間の街頭啓発活動の様子



(3) 環境教育ガイド（データベース）の作成

【環境政策課】

学校等における環境教育の取組を支援するため、本県の各担当部局が保有する環境教育関連の事業、教材、人材等の情報を取りまとめ、「環境教育ガイド(データベース)」(URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/envdatabase.html>)として県ホームページに掲載しています。

環境教育ガイド（データベース）



(4) NPO等との協働

【社会活動推進課】

NPO 等との協働を進めるため、NPO・ボランティアと企業、行政で構成する会議を開催し、協働を進めるにあたっての具体的な課題や目標について意見交換を行っています。

また、多様な主体からの協働に関する相談対応や協働のコーディネートなど協働支援を行っています。

(5) 災害廃棄物処理に係る連携

【廃棄物対策課】

災害に伴い発生する災害廃棄物について、迅速かつ適切な処理を可能にするため、関係者間の連携強化や人材育成に努めます。(詳細は第5章に掲載)

(6) 地球温暖化対策に関するポータルサイト「ふくおかエコライフ応援サイト」

【環境保全課】

各主体における地球温暖化対策を促進するため、「ふくおかエコライフ応援サイト」(URL: <https://www.ecofukuoka.jp>)を運用しています。(詳細は第4章に掲載)

(7) 福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム「福岡生きものステーション」

【自然環境課】

希少野生生物や外来種等の情報、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するプラットフォーム(ホームページ)を活用し、生物多様性への関心や理解を深める取組を進めます。(詳細は第6章に掲載)

3 持続可能な地域づくりの推進

(1) 地域循環共生圏

【環境政策課】

脱炭素、循環、自然共生の統合的アプローチに基づき、地域の循環資源を中心に、再生可能資源、ストック資源の活用、森・里・川・海が生み出す自然的なつながり、資源循環や人口交流等による経済的なつながりを深めていく地域循環共生圏の考え方を踏まえ、それぞれの地域の特性を生かした持続可能な地域づくりを推進します。

(2) 地域づくり関連事業

【総合政策課エネルギー政策室、林業振興課】

環境に係る各分野における地域づくりを推進するため、次のような取組を行っています。

(詳細は各分野の章にそれぞれ記載)

地域づくりを推進する各分野の取組

分野	内容	詳細
再エネ・省エネ	エネルギーに関する展示会 エネルギーの地産地消支援	第2章
自然環境	森林づくり活動支援	第6章

4 環境に関する観光ブランドの推進

【観光振興課】

豊かな自然に恵まれ、環境問題に長年の経験と技術を持つ北九州市や大牟田市などと連携して、環境関連施設に関する情報発信や同施設をめぐる修学旅行の誘致など、環境に焦点を当てた観光ブランドの推進に取り組みます。

第2節 環境を考えて行動する人づくりの推進

〔環境教育等促進法〕

環境教育は、環境に対する関心を喚起するとともに、各主体の行動への環境配慮を促進するものとして、今日、その重要性は、ますます高まっています。

中でも、人格形成過程にある子どもに対する環境教育は、その効果の大きさや、その後の取組の広がりが見込めることなどから、特に重点的に取り組んでいるところです。

人
づ
く
り
地
域

1 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

(1) 持続可能な開発のための教育（ESD）

【環境政策課】

平成 17(2005)年から始まった「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の 10 年」の動きなどに対応するため、24(2012)年 10 月に「環境教育等促進法」が完全施行されました。

本県では、「福岡県環境総合ビジョン」を環境教育等促進法に基づく「行動計画」と位置付け、更なる環境教育の充実を図る取組を進めています。

(2) 義務教育における取組

ア 環境教育副読本等環境教育教材の作成

【環境政策課】

次世代を担う子どもたちに地球環境問題をはじめとする環境問題を紹介するとともに、これらの環境問題が私たちの日常生活と深く関わっていることを明らかにし、その解決のために自らできることを学んでもらうため、環境教

育副読本「みんなの環境」(A4 判、52 頁、28,000 部)を作成し、県内の小学校 5 年生の児童に配布しています。また、副読本を使用して環境教育を行う教員のため、副読本の内容を補完するデータや解説等を掲載した「環境教育副読本資料編」(A4 判、64 頁、2,000 部)を作成しています。

令和 6(2024)年 5 月には、(公財)消費者教育支援センターが主催する「消費者教育教材資料表彰 2024」において、本県の副読本及び資料編が優秀賞を受賞しました。

また、平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度にかけて、地球温暖化対策に係るワークブック(小学校 3・4 年生用、5・6 年生用、中学生用及び教員・保護者用)を作成し、学校や社会教育施設等での活用により、地球温暖化への理解を深めることで、家庭における地球温暖化対策への取組を促進することとしています。

環境教育副読本「みんなの環境」



ここから PDF 版を
ダウンロードできます

地球温暖化対策ワークブック



3・4年生用



5・6年生用



中学生用



<各 PDF 版をダウンロードできます>

イ 総合的な学習の時間等の取組

【義務教育課】

県内の小・中学校では、生活の基盤となる環境の役割や大切さの理解、環境保全のための実践的な態度や能力等を育成することを目的に、総合的な学習の時間等をはじめ学校の教育活動全体を通して環境教育が行われています。

学校での取組では、樹木観察やネイチャークラフトを通して森林の働きの大切さや、河川等の生き物調査、水質調査や清掃等の活動を通して自然環境への認識を深め、環境保護について学んでいます。

また、古紙や空き缶、ペットボトル等の回収を通して、身の回りにある環境問題について考える活動も行っています。

(3) 高等学校における取組

【高校教育課】

高等学校学習指導要領(平成30(2018)年3月告示)で「環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること」と明記されており、義務教育段階までの環境教育に関する学習や体験活動を基礎に、生徒自らが環境教育の振興・広報・環境保全活動への意欲を増進させる取組や主体的な探究活動を進めています。

教科の学習として、地理歴史科において「地球環境問題」、「資源・エネルギー問題」、公民科において、「環境保護」、理科において「生態

系とその保全」、「日本の自然環境」、家庭科において「持続可能な消費生活・環境」などを学習し、環境問題について理解を深め、主体的に環境に配慮し、行動できる生徒を育成しています。

また、総合的な探究の時間や課題研究において、環境に関する観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を行い、講演会や地域の環境保全に係る体験活動等を実施している学校もあります。

(4) 県立社会教育施設における取組

【社会教育課】

県立青少年教育施設(社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」)では、各施設の特色を生かしながら、参加者が環境問題について考える機会を提供しています。

例えば、海浜に漂着したゴミを材料として工作物を作る「漂着物アート」では、活動を通して、「どのようなゴミが多いか」や「プラゴミが環境に与える影響」などについて考えます。

また、山の活動では、山に住む様々な生き物を採集したり、観察したりする活動を通して、自然の豊かさを実感します。間伐材を使った「木工クラフト」では、「間伐を行うことは、森を守ることにつながる」ことを知り、ワンヘルスの取組と併せて環境保全の意識を高めます。

これらの活動を通して、参加した児童・生徒は、「環境を守るために私たちにできることは

何か」について考え、日々の生活で自分にできることを実践する意欲を高めています。

2 人づくりを支える拠点・場の整備

(1) 福岡県環境県民会議

【環境政策課】

福岡県環境県民会議は、本県の望ましい環境を創出し、地域における環境への取組を通じて地球環境の保全に貢献することを目的に平成8(1996)年2月に設置されたものです。

平成25(2013)年8月には、「ごみと資源を考える福岡県民会議」と一本化し、それまでの地球温暖化防止が中心となっていた活動テーマを環境全般に広げました。

県民、事業者及び行政が一体となって福岡県環境総合ビジョンの推進を図っています。

福岡県環境県民会議で取り組んでいる環境総合ビジョンに沿った活動テーマ

1. 地域づくり・人づくりの推進
2. グリーン化の推進
3. 環境保全に係る各構成団体の自主的取組の推進
 - (1) 脱炭素社会についての取組
 - (2) 循環型社会についての取組
 - (3) 自然共生社会・ワンヘルスについての取組
 - (4) 快適な生活環境の形成

(2) こどもエコクラブ

【環境政策課】

こどもエコクラブ事業は、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境保全活動・学習を行うことを支援する事業です。

令和5(2023)年度は、県内で222クラブ、8,137名の子どもたちがこどもエコクラブに登録し、リサイクル活動や環境調査など地域の中で自主的な環境保全活動・学習に取り組みました。6(2024)年6月には、県内のこどもエコクラブ登録人数が1万人を突破し、活動の輪が広がっています。

また、令和6(2024)年度から、県内のこど

もエコクラブに対してリサイクル製品を活用した花の栽培セットを提供し、活動支援に取り組んでいます。

こういった県による支援のほか、こどもエコクラブに対しては、協賛企業からクラブの活動に使用する物品の寄贈が行われています。

活動内容を掲載した情報誌「福岡県こどもエコクラブ通信」



(3) 自然共生社会に関する啓発・環境学習

【自然環境課】

ア 環境ものさし

淡水魚の県内分布データ等をもとに作成した環境ものさし(環境指標下敷き)を用いると、それぞれの魚がすむ環境の生物多様性の豊かさをポイント化し、計ることができます。

河川での自然観察会などで活用されており、子どもたちがゲーム感覚で生物多様性を理解することができるものとなっています。

環境ものさし(環境指標下敷き) 「福岡県の淡水魚～魚を使った環境しらべ～」

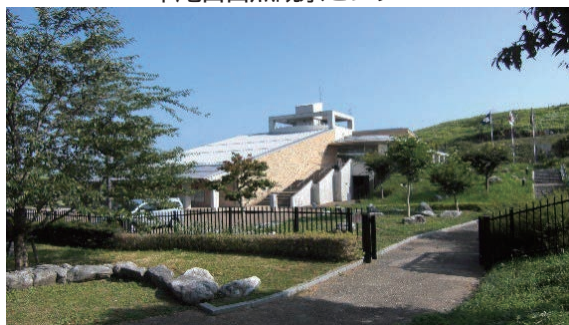


イ 平尾台自然観察センター

平成 12(2000)年度に開館した北九州国定公園の平尾台自然観察センターは、カルスト台地の展示解説やジオラマ、ハイビジョンシアターなどを備えており、自然の仕組みや自然とのふれあいを学ぶ施設として多くの県民に利用されています。また、センターでは野外観察会等を開催し、県民が平尾台の自然により親しめる機会を作っています。さらに、地元のボランティアとともに外来生物の駆除や散策コースの整備を行うなど、平尾台の環境整備を通じてボランティア意識の醸成にも貢献しています。

平尾台自然観察センターは、令和5(2023)年度にリニューアル工事に着手しました。7(2025)年度中にオープン予定です。

平尾台自然観察センター



平尾台自然観察センター
リニューアル内容（予定）

1. 展示設備を更新し、情報発信力を強化
 - (1) タッチパネルディスプレイなどICTを活用
 - (2) 大画面スクリーンでの映像解説
 - (3) 多言語化（日本語を含め5ヶ国語）
 - (4) ワンヘルスに関するコーナー
2. 県の率先取組として、省エネルギー化の推進
高効率照明、高効率空調、太陽光パネルの導入
3. 老朽化部分の改修
展望デッキ、外壁、駐車場、サイン等

ウ 地域環境協議会における取組

県内 6 か所の保健福祉環境事務所では、関係市町村や住民団体、事業者などの多様な主体で組織する地域環境協議会を設置し、生物多様性に関する普及啓発事業や地域の生物多様性保全活動の推進などに取り組んでいます。

3 人づくりを支える人材・機会等の提供

【環境保全課、循環型社会推進課、
林業振興課】

(1) 環境教育に係る人材派遣制度

「ふくおか環境マイスター」「エコアドバイザー」「3Rの達人」「食品ロス削減マイスター」の派遣等、環境教育に係る人材を派遣する制度を活用し、地域や学校における環境教育の推進を図っています。（第3部に一覧表を掲載）

(2) 人づくり関連事業

環境に係る各分野における人づくりを推進するため、次のような取組を行っています。（詳細は各分野の章に記載）

人づくりを推進する各分野の取組

分野	内容	詳細
省エネ・脱炭素	自主的な取組を行うエコファミリー・エコ事業所の活動支援	第2章
3R	福岡県食品ロス削減県民運動 ふくおかプラゴミ削減キャンペーン	第5章
緑化・森林	緑の教室、県民参加の森林づくり等	第6章
水環境	生活排水や水生生物に係る啓発資材の作成・配布	第7章

第4章 脱炭素社会への移行

第4章では、脱炭素社会への移行に向けた取組について掲載しています。

地球温暖化は、気象災害だけでなく、熱中症の増加、農作物の品質低下、動植物の生態系の変化など、様々な分野で影響をもたらしています。このような温暖化の影響に対処するため、令和32(2050)年度に本県の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、温室効果ガス排出削減・吸収源対策である「緩和策」や気候変動の影響を防止・軽減する「適応策」に関する様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、森林の適正管理が進む等、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策(緩和策)が進んだ社会。
- 集中豪雨等の自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及等の対策(適応策)が進み、気候変動の影響による被害を防止・軽減することにより、迅速に回復できる社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
再生可能エネルギー 発電設備導入容量	269 万 kW 令和 2(2020)年度	405 万 kW 令和 8(2026)年度	328 万 kW 令和 5(2023)年度
家庭(1世帯当たり) における エネルギー消費量※	26.9 GJ/世帯 平成 30(2018)年度	23.3 GJ/世帯 令和 8(2026)年度	28.4 GJ/世帯 令和 3(2021)年度
事業所(床面積当たり) における エネルギー消費量※	1.13 GJ/㎡ 平成 30(2018)年度	1.04 GJ/㎡ 令和 8(2026)年度	1.13 GJ/㎡ 令和 3(2021)年度
公共建築物等における 木材利用量	累計 46,227 ㎡ 令和 2(2020)年度 までの 5 年間	累計 55,000 ㎡ 令和 8(2026)年度 までの 5 年間	累計 22,375 ㎡ 令和 5(2023)年度 までの 2 年間

※ GJ(ギガジュール):J(ジュール)はエネルギーの単位。1GJ は、エアコン 1 台(2020 年式、冷暖房兼用、冷房能力 2.8kW)の 1 年間の消費電力量(815kW)の約 1/3 に相当する。

第1節 地球温暖化問題の現状

【環境保全課】

〔地球温暖化対策推進法、気候変動適応法〕

地球温暖化は、私たち人間の活動によって排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加によって引き起こされます。世界の年平均気温は、100年あたり0.76℃の割合で上昇しており、大きな社会問題となっています。

1 地球温暖化問題の概要

工業化以降、人為起源の二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが大量に排出されることで、地球温暖化がもたらされています。特に二酸化炭素は、化石燃料の燃焼などによって膨大な量が排出されており、今世紀末の世界平均気温は、令和32(2050)年頃に二酸化炭素排出量が正味ゼロとなるシナリオでも、産業革命以前に比べ1.0～1.8℃上昇すると予想され、最も温室効果ガス排出量が多いシナリオでは3.3～5.7℃上昇する可能性が非常に高いとされています。

また、近年、世界各地で人類がこれまでに経験したことがない異常気象による災害が発生し、本県においても平成29年7月九州北部豪雨をはじめ、大規模な水害が頻発しています。地球温暖化は、気象災害だけでなく熱中症の増加、農作物の品質低下、動植物の生態系の変化な

ど、様々な分野で影響をもたらしています。生態系の崩壊が進み、人と野生動物の生存領域が近接することで、新たな人獣共通感染症が発生するおそれもあることから、ワンヘルスの観点からも地球温暖化対策は重要な課題です。

このような気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出削減や吸収源に関する対策(緩和策)とともに、気候変動の影響を防止・軽減する対策(適応策)に積極的に取り組むことが求められています。

緩和と適応



【出典:中央環境審議会 第129回地球環境部会資料(環境省)】

気候変動の影響

分野	予測される気候変動の影響
農林水産業	米の収量・品質の低下(白未熟粒の発生、一等比率の低下) 水ストレス増大によるスギ林の衰退 マアジ等の回遊性の浮魚類の分布や漁獲量の変化
水環境・水資源	水温の上昇、無降水・少雨が続くこと等による渇水の発生
自然生態系	ニホンジカの生息域の拡大、低温性の種から高温性の種への遷移
自然災害・沿岸域	短時間強雨の発生頻度の増加などに伴う水害の頻発化・激甚化 海面上昇や高潮等による浸水被害の拡大 土石流や地すべり等の発生頻度の増加や規模の拡大
健康	熱中症搬送者数の増加、暑熱による高齢者への影響
産業・経済活動	企業の生産過程、生産物の販売、生産施設の立地などへの直接的、物理的な影響
国民生活・都市生活	大雨、台風、渇水等による各種インフラ・ライフラインへの影響 都市域でのより大幅な気温の上昇

【「気候変動影響評価書」(環境省)、「気候変動の影響への適応に向けた将来展望」(農林水産省)を参考に県作成】

2 国内外の動向

(1) 国際的な動向

平成27(2015)年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、令和2(2020)年以降の温室効果ガスの排出量削減等に先進国・途上国の区別なく、全ての締約国が参加して取り組むことに合意した、新たな国際枠組であるパリ協定が採択され、「平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする」ことが世界共通目標とされました。

平成30(2018)年には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が「1.5℃特別報告書」をとりまとめ、地球温暖化を1.5℃に抑制するためには、二酸化炭素排出量が令和12(2030)年までに45%削減され、32(2050)年頃には正味ゼロに達する必要があること等が示されました。

令和3(2021)年には、米国主催の下で気候サミットが開催され、参加各国が12(2030)年を目標年とする「自国の貢献する決定(NDC)」のさらなる引上げや、脱炭素化に向けた取組を発表し、世界の脱炭素化に向けた国際協調を呼びかけました。

また、IPCC が公表した「第6次評価報告書第1作業部会報告書」では、温暖化は人間の影響であることは「疑いの余地がない」こと、たとえば1.5℃の気温上昇であっても高温などの極端現象の頻度や強度が増加することなどが示されました。

令和5(2023)年にIPCCが公表した「第6次評価報告書統合報告書」では、地球温暖化を1.5℃や2℃に抑制するためには、2050年代初頭及び2070年代初頭に、世界全体でネットゼロを達成する必要があることが示されました。

また、COP28では、パリ協定下の世界全体の気候変動対策の進捗状況を評価するグローバル・ストックテイクが初めて実施され、日本が主張してきた、1.5℃目標達成のための全ての

国による緊急的な行動の必要性が強調されたほか、令和7(2025)年までの世界全体の排出量ピークアウト、全ての温室効果ガスを対象とした排出削減目標策定、世界全体での再エネ3倍・エネルギー効率改善率2倍、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行、持続可能なライフスタイルへの移行等が決定されました。

(2) 国内の動向

我が国は、パリ協定に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28(2016)年度に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度までに基準年度(2013年度)比で26%削減する目標を掲げました。

平成30(2018)年度には、「気候変動適応法」の施行により、適応策が法的に位置づけられ、関係者が一丸となって適応策を強力に推進するため、「気候変動適応計画」が策定されました。

令和元(2019)年度には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会の実現を目指すことが掲げられました。

令和2(2020)年度には、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

令和3(2021)年度に開催された気候サミットにおいて、「2030年度の温室効果ガス排出を2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続ける」ことが表明されました。これを受け、地球温暖化対策推進法が改正、公布され、「地球温暖化対策計画」や、「気候変動適応計画」、エネルギー需給に関する国の中長期的政策の基本指針である「エネルギー基本計画」、経済と環境の好循環につなげるための産業政策である「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」

が改定されました。

令和 4(2022)年度には、エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となる中、GXの実現を通して、2030 年度の温室効果ガス46%削減や 2050 年ネット・ゼロの国際公約の達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さらには、我が国の産業構造・社会構造を変革し、将来世代を含む全ての国民が希望を持って暮らせる社会を実現すべく、「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定されました。

令和 5(2023)年度には、「GX 実現に向けた基本方針」に基づき、国際公約達成と我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、巨額の GX 投資を官民協調で実現するため、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(GX 推進法案)」が成立したほか、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するため、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(GX 脱炭素電源法)」が成立しました。

また、GX 推進法に基づき、エネルギー安定供給の確保に向け、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などのエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換など GX に向け

た脱炭素の取組を進めるとともに、GX の実現に向け、「GX 経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによる GX 投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行を行うため、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(GX 推進戦略)が閣議決定されました。

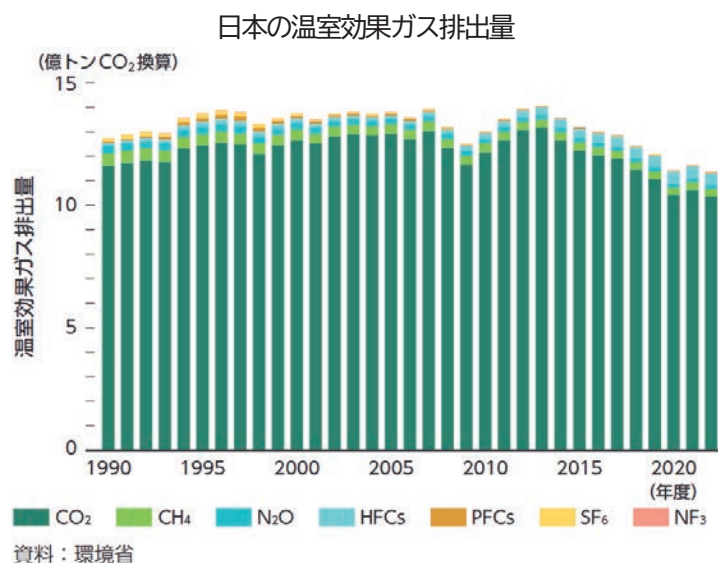
3 日本の温室効果ガスの排出状況

平成 23(2011)年に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故以降は、我が国のエネルギーを巡る環境が大きく変化し、原子力発電所停止による火力発電所の稼働増によって発電の際に発生する二酸化炭素が増加することとなりました。

日本の令和 4(2022)年度の温室効果ガス総排出量※は、約10億8,500万トンであり、基準年の平成 25(2013)年度比で22.9%減少(前年度比 2.3%減少)しています。

基準年から減少した主な要因は、省エネ意識の高まりや高効率設備の導入等によるエネルギー消費量が減少したこと、再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等に伴う電力由来の二酸化炭素排出量が減少したことなどが考えられます。

※二酸化炭素換算量。以下同じ。



第2節 総合的な地球温暖化対策の推進

【環境保全課】

〔地球温暖化対策推進法、気候変動適応法〕

本県では、福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)に基づき、エネルギー、家庭、業務、産業などあらゆる部門において、県民や事業者、行政といった全ての主体と連携し、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進しています。

1 福岡県地球温暖化対策実行計画

本県は、令和3(2021)年度に、国内外の動向、福岡県の温室効果ガス排出量の将来予測やエネルギーの需給見通しを踏まえ、地球温暖化対策推進法第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に位置づける「福岡県地球温暖化対策実行計画」の改定を行いました。

この計画では、令和32(2050)年度までに本県の温室効果ガス排出の実質ゼロ、すなわち2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比46%削減することを目標に掲げ、温室効果ガスの排出削減や吸収源に関する対策である「緩和策」と気候変動の影響を防止・軽減する対策である「適応策」を総合的・計画的に推進することとしています。

福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)の施策体系

温室効果ガスの排出削減と吸収源対策(緩和策)	温室効果ガスの排出削減	
	再生可能エネルギー等の導入拡大・利用促進	再生可能エネルギーの導入の促進
		再生可能エネルギーの利用の促進
		水素エネルギー利活用の推進
	省エネルギー対策の強化	運輸(自動車)における取組
		家庭における取組
		オフィスビル・店舗・中小企業の工場等における取組
		公共施設における取組
		農林水産業における取組
		脱炭素型の都市・地域づくりの推進
	温暖化対策に資する取組の促進	循環型社会の推進
		環境教育の推進
		国際環境協力の推進
	CO ₂ 以外の温室効果ガス排出削減の推進	
	吸収源対策	
	森林の保全	
	都市の緑化	
	二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用	
	農地土壌炭素吸収源対策	
気候変動の影響への適応(適応策)	農林水産業に関する対策	
	水環境・水資源に関する対策	
	自然生態系に関する対策	
	自然災害・沿岸域に関する対策	
	健康に関する対策	
	産業・経済活動に関する対策	
	県民生活・都市生活に関する対策	
	分野を横断した施策	

この目標を達成するためには、エネルギー、家庭、業務、産業などあらゆる部門において、積極的な取組を行う必要があることから、地球温暖化対策やエネルギー政策を全庁的に推進する「福岡県地球温暖化対策施策連絡調整会議」や「福岡県エネルギー政策推進本部」、「福岡県環境対策協議会」において、多岐にわたる地球温暖化対策の推進・進行管理に関する検討・調整を行うとともに、県内6か所に設置する「地域環境協議会」において、地域における取組を推進しています。

また、多様な主体との連携するため、環境審議会、環境県民会議、地球温暖化防止活動推進センター、気候変動適応センター等を活用しつつ、県民、事業者、国、市町村等との連携・協力により、計画の推進を図っています。加えて、地球温暖化対策に関するポータルサイト「ふくおかエコライフ応援サイト」(URL: <https://www.ecofukuoka.jp>)を運用し、補助金やセミナー等の支援メニュー、エコ活動に参加・登録できる制度、環境イベントなど、取組の参考となる各種情報を発信し、各主体にお

ける地球温暖化対策を促進しています。



2 福岡県地球温暖化対策実行計画の進捗状況

本県では、毎年度、取組の進捗状況の把握や、県内の温室効果ガス排出量の算定を行い、削減目標の達成状況を点検・評価するとともに、環境審議会、環境県民会議、省エネルギー推進会議に報告を行っています。

令和 3(2021)年度の本県温室効果ガス排出量は4,240 万トンであり、基準年度の平成 25(2013)年度比で 31.5%減少(前年度比 3.2%減少)し、順調に推移しています。(関連: 第1部第1章 表「福岡県の温室効果ガス排出量の推移」(3頁)参照)

福岡県の温室効果ガス排出量

(単位:万 t-CO₂)

温室効果ガス排出区分	基準年度 (2013 年度) 排出量	前年度 (2020 年度) 排出量	現況(2021 年度)		
			排出量	前年度比	基準年度比
合計	6,186	4,380	4,240	▲3.2	▲31.5
二酸化炭素	6,100	4,304	4,167	▲3.2	▲31.7
エネルギー転換部門(発電所等)	65	46	46	1.0	▲28.3
家庭部門	1,009	556	515	▲7.2	▲48.9
業務部門(商業・サービス・事業所等)	1,113	616	564	▲8.5	▲49.4
産業部門(工場等)	2,247	1,671	1,620	▲3.1	▲27.9
運輸部門(自動車・船舶等)	969	787	785	▲0.2	▲18.9
工業プロセス分野(セメント製造等)	613	546	555	1.7	▲9.4
廃棄物分野(一廃・産廃)	85	82	81	▲1.6	▲4.0
メタン	36	32	32	▲1.4	▲11.5
一酸化二窒素	44	37	33	▲10.2	▲24.0
代替フロン等4ガス(HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃)	7	7	8	9.7	10.8

また、各主体の進捗状況を把握しやすくするため、部門別の目標を設定しており、令和 3 (2021)年度の本県の部門別二酸化炭素排出量は、基準年度の平成 25(2013 年)年度に比べ、家庭部門における 1 世帯当たりの排出量で 52.9%減少、業務部門における事業所床面積当たりの排出量で 50.7%減少、運輸部門(自動車)における 1 台当たりの排出量で 19.4%減少となっており、電力の排出係数※の影響を受けずに削減努力を正しく把握できるエネルギー消費量についても、家庭部門における1世帯当たりの消費量で 16.8%減少、業務部門における事業所床面積当たりの消費量で 9.1%減少となっています。

さらに、令和5(2023)年度の再生可能エネルギー発電設備導入容量は、328万kW(目標:405万kW(8(2026)年度))となっており、5(2023)年度の一般廃棄物の総排出量は、1,673千トン(目標:1,681 千トン(7(2025)年度))となっています。

基準年度から二酸化炭素排出量が減少した主な要因は、国同様、省エネ意識の高まりや高効率設備の導入等によるエネルギー消費量が減少したこと、再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等に伴う電力由来の二酸化炭素排出量が減少したこと、廃棄物が減少し焼却処理によって排出される二酸化炭素排出量が減少したことなどが考えられます。

福岡県における部門別温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の状況

温室効果ガス排出量の削減目標 (2030 年度)			基準年度 (2013 年度)	現況 (2021 年度)	
区分		基準年度比	排出(消費)量	排出(消費)量	基準年度比
温室効果ガス排出量		▲46%	6,186万 t	4,240 万 t	▲31.5%
エネルギー消費量		－	546 PJ	471 PJ	▲13.7%
部門	部門別の削減目標※ (2030 年度)		基準年度 (2013 年度)	現況 (2021 年度)	
	区分	基準年度比	排出(消費)量	排出(消費)量	基準年度比
家庭	(1 世帯当たり)CO ₂ 排出量	▲69%	4.4 万 t	2.1 万 t	▲52.9%
	(同上)エネルギー消費量	▲37%	34.1 GJ/世帯	28.4 GJ/世帯	▲16.8%
業務	(床面積当たり)CO ₂ 排出量	▲60%	176.3 kg	86.9 kg	▲50.7%
	(同上)エネルギー消費量	▲20%	1.24 GJ/m ²	1.13 GJ/m ²	▲9.1%
運輸 (自動車)	(1 台当たり)CO ₂ 排出量	▲37%	2.63 t	2.12 t	▲19.4%

※エネルギー消費量については、削減の目安

福岡県における再生可能エネルギー発電設備導入容量と一般廃棄物の総排出量の状況

目標	当初値	目標値	現況
再生可能エネルギー 発電設備導入容量	269 万 kW (2020 年度)	405 万 kW (2026 年度)	328 万 kW (2023 年度)
一般廃棄物の総排出量	1,769 千トン (2018 年度)	1,681 千トン (2025 年度)	1,673 千トン (2023 年度)

※1kWh 発電時に排出される二酸化炭素排出量。

第3節 温室効果ガスの排出削減（緩和策）

本県では、温室効果ガスの排出量を削減するため、再生可能エネルギー等の導入拡大・利用促進、家庭・事業者等における省エネルギー対策の強化、循環型社会の推進など温暖化対策に資する取組の強化、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量削減の推進に取り組んでいます。

1 再生可能エネルギーの導入促進

(1) 本県における再生可能エネルギーの導入状況

【総合政策課エネルギー政策室】

平成24(2012)年7月1日に再生可能エネルギー固定価格買取制度が施行されました。

本制度による認定を受けた県内の発電設備の導入容量は、令和5(2023)年度末現在、全国第9位(約315万kW)となっています。

本県による推計では、令和5(2023)年度末現在の再生可能エネルギー発電設備の導入容量は約328万kWとなっており、8(2026)年度末までに405万kWとする県総合計画の目

標達成に向け、今後も、再生可能エネルギーの更なる導入促進に向けた各種の取組を推進していきます。

再生可能エネルギー固定価格買取制度認定状況 (発電設備の導入容量(運転開始済み分))

順位	都道府県名	導入容量
1	茨城県	5,010,206 kW
2	北海道	4,084,358 kW
3	愛知県	3,807,683 kW
4	福島県	3,732,898 kW
5	千葉県	3,674,921 kW
9	福岡県	3,151,831 kW

(令和5(2023)年度末現在)

【出典:資源エネルギー庁資料(FIT 導入容量)から県作成】

福岡県内の再生可能エネルギー発電設備の導入容量

再生可能エネルギー発電の種類		導入容量(kW)		
		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
太陽光発電	10kW未満(住宅用)	618,892	664,173	707,311
	10kW以上(非住宅用)	1,794,527	1,848,942	1,943,649
風力発電		38,736	38,736	39,585
水力発電		25,734	25,734	26,711
地熱発電		0	0	0
バイオマス発電(※)		508,199	508,199	560,227
合計		2,986,088	3,085,783	3,277,483

【出典:県における推計値(資源エネルギー庁資料(FIT 導入容量)等を基に独自に推計)】

※廃棄物発電含む。また、導入容量については、設備容量にバイオマス比率を乗じて算出。

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

(2) 再生可能エネルギーの普及に向けた取組

【総合政策課エネルギー政策室、 環境保全課】

ア 本県における率先導入

地域におけるエネルギー問題への意識改革を進め、地域の資源や特性を活かした再生可

能エネルギーの導入を県内各地に拡げるため、県有施設への再生可能エネルギーの導入を率先して進めています。

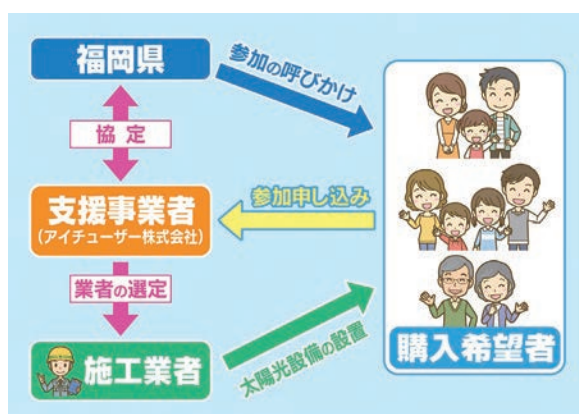
これまでに、水力発電設備を5か所(計14,600kW)に導入したほか、県有施設70か所(計1,186kW)に太陽光発電設備等を導入

してきました。

イ 共同購入による家庭や企業での太陽発電設備等の導入促進

令和 6(2024)年度は、家庭や企業における脱炭素化を推進するため、スケールメリットにより太陽光発電設備等の購入費用を低減する共同購入の仕組みを活用して、太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進します。

事業スキーム



ウ 再生可能エネルギーの導入支援

本県では、市町村や民間事業者の取組を支援するため、再生可能エネルギー導入検討に必要な基本データ(日照時間・風況など)をワンストップで提供する、全国初の「再生可能エネルギー導入支援システム」(URL:<https://www.f-energy.jp/search/>)を平成 24(2012)年 7 月から公開しています。

また、平成 28(2016)年度から、県内の民間事業者等を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有する人材を派遣し、課題解決を図ることにより再生可能エネルギーの導入等を支援する「福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣事業」を実施しています。

再生可能エネルギー導入支援 アドバイザー派遣事業の概要

- 1.対象者
県内に事業所を有する民間事業者、市町村、自治会、NPO法人等
- 2.対象事業
①再生可能エネルギーの導入検討
②既に導入している再生可能エネルギー設備のメンテナンス、安全対策の検討
- 3.対象分野
①太陽光発電、②小水力発電、③風力発電、④バイオマス発電・熱利用、⑤地中熱利用、⑥蓄電池
- 4.利用料
無料(1 案件につき原則 2 回まで)

さらに、本県では、分散型エネルギーに関する総合相談窓口を開設し、民間事業者等からの再生可能エネルギー導入に関する各種相談に対応しています。

加えて、県有財産の有効活用を図るとともに、民間活力による再生可能エネルギー導入を促進するため、県有未利用地や学校など県有施設の屋根を民間事業者に貸し付け、太陽光発電設備を整備する取組を行っています。

エ エネルギーに関する情報発信

本県では、ホームページ「ふくおかのエネルギー(福岡県エネルギー総合情報ポータルサイト)」において、エネルギーに関する公募・助成情報や、セミナー・イベント開催情報などを発信しています。

エネルギーに関する最新情報については、ホームページ「ふくおかのエネルギー」(URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokaenergy.html>)で御確認ください。

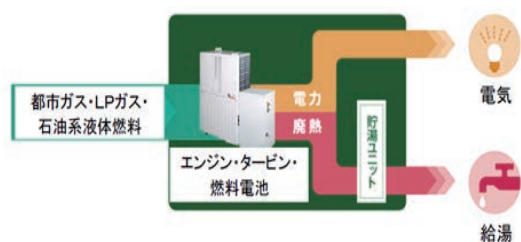
オ コージェネレーションの導入促進

コージェネレーション(熱電併給システム)とは、天然ガスや石油、LPガス等を燃料として発電を行い、その際に生じる廃熱も回収し、給湯や冷暖房などに有効利用するシステムであり、エネルギーを最も効率的に活用することができる方法の一つとされています。

本県では、システムの特長や、最新の技術・

導入事例、国や県の導入支援制度などを紹介する民間事業者向けのセミナーを開催するなど、コージェネレーションの普及に向けた取組を推進しています。

コージェネレーションの仕組み



(3) エネルギー対策特別融資制度の運用

【総合政策課エネルギー政策室】

民間事業者においては、「電力コストの上昇」や「原油・原材料価格の高騰」などが経営上の懸念事項となっています。生産コストの低減や産業競争力の強化を図る観点からも、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入が必要とされていますが、その導入に当たって多額の費用を伴うことが課題となっています。

このような現状を踏まえ、本県では、24の取扱金融機関及び信用保証協会と連携して、中小企業者を対象とした「福岡県エネルギー対策特別融資制度」を運用しています。

エネルギー対策特別融資制度の概要

1. 融資対象者
県内に事業所を有する中小企業者
2. 融資対象設備等
省エネルギー設備
再生可能エネルギー設備
コージェネレーション、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池
建築物の省エネ改修
水素ステーションその他の次世代自動車用燃料供給設備 など
(県内に設置する場合に限る)
3. 融資限度額
再生可能エネルギー設備及び水素ステーション
その他の次世代自動車用燃料供給設備
：2億円以内
その他の設備等
：1億円以内
4. 融資期間
再生可能エネルギー設備及び水素ステーション
その他の次世代自動車用燃料供給設備
：15年以内
その他の設備等
：10年以内
5. 融資利率
1.1～1.3%
6. 保証料率
0.13～1.56%

(4) カーボンニュートラルポートの取組

【港湾課】

脱炭素社会の実現に貢献するため、県は苅田港・三池港において「カーボンニュートラルポート(CNP)」の形成を目指し、地元企業や国、県、市町などで構成する協議会を開催しています。

今後は、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、水素・アンモニア等の利活用及び、それらの受入環境の整備など官民一体となり、脱炭素化に関する取組について協議会で議論し、港湾地域の面的・効率的な脱炭素化を図ります。

2 再生可能エネルギーの利用の促進

【環境保全課、道路建設課】

公共施設において、再生可能エネルギーから発電した電力を率先して利用します。

また、事業者における再生可能エネルギーの利用を促進するため、ふくおかエコライフ応援サイトで再エネ電気小売業者に関する情報を発信しています。

さらに、令和 6(2024)年度は、道路管理における再生可能エネルギーの利用推進についても、検討を開始しました。

3 水素エネルギー利活用の推進

【自動車・水素産業振興課】

本県では、利用時に CO₂ を排出しないエネルギーである水素の利用拡大に向け、令和 4(2022)年 8 月に策定した「福岡県水素グリーン成長戦略」の柱の一つに、「水素利用の拡大」を掲げています。この戦略のもと、「福岡県水素グリーン成長戦略会議」では、商用車の脱炭素化を目指し燃料電池トラックの普及促進を図るため、燃料電池トラックを導入する県内運送企業向けの導入補助や燃料費補助、水素調達、関連技術・製品の導入等を目指す企業の相談にもワンストップで対応する「福岡県水素グリーンイノベーションサポート窓口」の運営といった、各種の支援策を実施しています。(戦略の詳細は第2章に掲載)

4 運輸における取組

(1) 電動車の率先導入

【総合政策課エネルギー政策室、環境保全課、循環型社会推進課】

福岡県環境保全実行計画(第5期改定版)の目標達成に向けて、新規導入・更新する公用車については、代替可能な電動車等がない場合を除きすべて電動車等とし、2030年度までに公用車を全て電動車等にすることとしています。

また、電動車の購入に活用できる「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の案内や、

電動車を含む次世代自動車の購入等に利用できる「福岡県環境保全施設等整備資金融資制度」の運用により財政支援を行い、県内における次世代自動車の普及・促進に取り組みます。

さらに、電動車の普及拡大に欠かせない充電設備の普及・促進に寄与するため、水素ステーションその他の次世代自動車用燃料供給設備の導入を行う県内の中小企業者に対し、特別融資制度を運用しています。(詳細は第 3 節 1(3)に掲載)

(2) エコドライブの普及・促進

【環境保全課】

ふくおかエコライフ応援サイトや県ホームページで「急発進や急加速をやめる」「タイヤの空気圧を点検する」など、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけであるエコドライブの具体的な方法を示し、普及・促進を図っています。

(3) 交通の円滑化

ア 道路

【公園街路課、道路維持課、道路建設課、警察本部】

本県の都市活動における二酸化炭素排出量の約 2 割を運輸部門が占め、運輸部門のうち、約 9 割を自動車占めている状況であり、二酸化炭素排出量の削減が求められています。

円滑な交通を確保し、排出ガスの抑制を図るため、以下の交通環境対策に取り組み、省エネルギー化を推進しています。

- ・踏切での渋滞解消のための鉄道と道路の立体交差化
- ・幹線道路をはじめとする体系的な道路ネットワークの整備
- ・交差点の改良

警察本部交通管制センターでは、テレビカメラや車両感知器などにより、主要幹線道路の交通量や交通渋滞などの情報を収集するとともに、収集した情報をコンピューターで解析して信号機のコントロールを行うなど、交通状況に応じた最適な信号制御を行っています。また、渋滞情報や交通情報を交通情報板、ラジオ放

送、カーナビゲーション、インターネット等を通じてドライバーに提供することにより、交通渋滞の軽減に取り組んでいます。

これらの対策により、

- ・ 交通渋滞による車両の停止回数が少なくなるため停止中や発進時に排出される排気ガスや騒音が減少する
- ・ スムーズな車の流れを作ることにより走行時間が大幅に短縮する

など、エネルギーの省力化により、人・地球に優しい環境づくりを推進しています。

(4) 公共交通・自転車の利用促進

【交通政策課、道路建設課】

バスや鉄道などの公共交通は、輸送量当たりの二酸化炭素排出量が自家用車よりも少なく、自転車は、二酸化炭素を排出しないなど、ともに地球環境に優しい移動手段です。しかし、モータリゼーションの進展等により自家用車利用が増え、都市部での交通渋滞や、公共交通の利用減少によるバスや鉄道の減便などが発生しています。

本県では、国、市町村、交通事業者等と連携し、公共交通網の整備、公共交通利用促進の啓発活動、自転車の活用推進等に取り組んでいます。

〔主な取組〕

- ・ 路線バス、コミュニティバス(デマンド交通を含む)維持・確保のための補助
- ・ 第三セクター鉄道等への安全輸送設備整

備等に対する補助

- ・ 公共交通利用促進キャンペーンの実施
- ・ 県ホームページでの情報提供
- ・ 自転車の活用推進
- ・ 自転車道や自転車通行帯の整備

(5) 道路・トンネル照明、信号機のLED化

【道路維持課、警察本部】

道路照明及び信号機のLED化は、平成 30 (2018)年度に完了しました。トンネル照明のLED 化についてもほぼ完了しており、エネルギー効率の向上ひいては環境負荷の低減を図っています。

5 家庭における取組

【環境保全課】

(1) 福岡県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の普及啓発活動の拠点として、令和5(2023)年度から5年間、(一財)九州環境管理協会を「福岡県地球温暖化防止活動推進センター」(温防センター)に指定しています。温防センターでは、地球温暖化防止活動推進員等と連携し、以下の取組を行っています。

- ・ ホームページや広報誌による情報発信
- ・ 県民等からの照会・相談への対応
- ・ 学習教材や啓発資材の作成・貸出
- ・ 各種講師の派遣
- ・ 地球温暖化防止活動推進員の活動支援
- ・ うちエコ診断の実施
- ・ 環境家計簿の作成・普及
- ・ 温室効果ガス排出量の調査・算定

地球温暖化防止活動推進員による街頭啓発活動

お祭りなどの地域のイベントで、クイズや実験を交えながら省エネ・節電を呼びかけたり、幼稚園や小学校へ講師として出向き、環境に関する講座を行ったりしています。

【推進員の活動紹介】<https://www.ecofukuoka.jp/advice/4121.html>



(2) 地球温暖化防止活動推進員

地域に密着した地球温暖化対策を進めるため、各市町村長からの推薦に基づき、福岡県地球温暖化防止活動推進員を委嘱しています。

家庭や地域における地球温暖化対策の取組を促進するため、現在、95名の推進員が県、温防センター、市町村と連携し、県内各地で以下の取組を展開しています。

- ・ 環境学習会・研修会等の開催
- ・ 児童・生徒等を対象とした出前講座
- ・ 市町村主催イベント等でのブース出展
- ・ 地域住民等からの相談対応

(3) 省エネルギー型ライフスタイルへの転換

家庭における地球温暖化対策を推進するため、省エネルギー・省資源に取り組む県民を「エコファミリー」として募集し、「九州エコファミリー応援アプリ(エコふぁみ)」の運用などを通じて活動の支援を行っています。(詳細は第2章に掲載)

また、ふくおかエコライフ応援サイトで取組の参考となる各種情報や、県内の環境イベント情報などについて掲載し、情報発信を行うほか、地球温暖化について特に関心を高めていきたい若い世代をメインターゲットとして、脱炭素に向けた行動変容を促す啓発CMを制作し、街頭ビジョンやSNS等で配信を行っています。

(4) 住宅の省エネルギー化

【環境保全課、住宅計画課】

本県では、脱炭素社会に資する住まいづくりの促進のため、新築住宅、既存住宅の省エネルギー性能の向上に向けて、ZEHなどの省エネルギー性能の高い住宅に関する情報発信や既存住宅の省エネリフォームの促進などの取組を行っています。

<福岡未来づくり住宅普及促進事業>

家庭における脱炭素化を一層進めるため、モデル団地において、住宅の断熱性能向上とPPAによる太陽光発電設備の導入を行うハウスビルダー及び電力販売契約(PPA)事業者を支援し、ZEH基準を上回る省エネ住宅(「福岡

未来づくり住宅」)の普及を図っています。

また、ハウスビルダーやPPA事業者と連携し、省エネ性能向上や再エネ導入による効果などのフォローアップ調査や、その結果に基づく効果的な広報を行い、省エネ住宅の普及促進を図ることとしています。

<住宅情報提供推進事業>

県民の住宅における環境負荷低減の必要性の理解を深めるため、「生涯あんしん住宅」において省エネ性能や創エネ機器について展示し、効果的な活用に関する技術や効果に関する情報提供を進めています。

<太陽光発電設備等共同購入推進事業>

令和6(2024)年度は、スケールメリットにより太陽光発電設備等の購入費用を低減する共同購入の仕組みを活用して、太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進しています。

(5) J-クレジットを活用した温暖化対策の推進

令和6(2024)年度は、国が認証する「J-クレジット制度」を活用して、二酸化炭素排出削減量のとりまとめや排出量取引を行い、その収益を地球温暖化対策に資する取組に活用するため、「福岡カーボンクレジット倶楽部」を開設し、参加者の募集を行っています。

6 事業所における取組

(1) 省エネルギー型ビジネススタイルへの転換

【環境保全課】

事業所における地球温暖化対策を推進するため、省エネルギー・省資源に取り組む事業所を「エコ事業所」として登録し、活動に役立つ情報の提供などの支援を行うほか、環境マネジメントシステムである「エコアクション 21」の認証取得を支援しています。(詳細は第2章に掲載)

(2) 福岡省エネルギー推進会議と連携した中小企業等の脱炭素化促進

【環境保全課】

平成 22(2010)年度に県内中小企業等による省エネルギーの取組を促進する事業の実施を通じて、地球温暖化防止及び企業振興に貢献することを目的として、省エネ技術等保有企業、事業者団体及び行政機関等で構成する「福岡県省エネルギー推進会議」を設置しました。

以下の事業を県と共同で実施し、中小企業等のエネルギーコストの低減や温室効果ガス排出量の削減を推進しています。

ア 省エネルギー相談事業

省エネルギー型設備・機器の導入又は現有設備の運用改善を検討している中小企業等の相談に応じ、運用面・投資面での助言や提案を行うことにより、中小企業の省エネルギー対策の促進を図るため、省エネルギーに関する無料の相談窓口を開設しています。

必要に応じて専門家を派遣し、現地相談を行っており、令和 5(2023)年度は 99 件の省エネ診断を実施しました。

イ 脱炭素化情報発信事業

ふくおかエコライフ応援サイトで取組の参考となる各種情報や、国・自治体の支援策などについて掲載し、情報発信を行っています。

また、地域における省エネルギーの取組促進と環境ビジネスの拡大を図るため、省エネルギー技術等の機器展示を行うエコテクノにおいて、環境保全に資する優良な技術・製品等を紹介する展示商談会を開催しました。

ウ 脱炭素化人材育成事業

県内事業者を対象に、企業の経営層・経営スタッフを対象に環境経営に取り組むメリットや先進企業の事例紹介を行う講座、各種機器・設備の運用改善手法等に関する技術者向け講座、国が実施する省エネ補助金の紹介や申請に向けた準備のポイントなどを解説する講座といった脱炭素に関する各種講座等を開催するほか、優れた ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の

取組を行っている企業の現地視察等を実施し、脱炭素に係る人材の育成を支援しています。

講座の様子



エ 中小企業等省エネ支援補助事業

省エネ診断を受診した中小企業等が、省エネ効果が期待できる既存設備の更新や機器の導入を行う際に、その経費の一部を補助しています。

オ 太陽光発電設備等共同購入推進事業

令和 6(2024)年度は、スケールメリットにより太陽光発電設備等の購入費用を低減する共同購入の仕組みを活用して、太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進しています。

(3) 病院及び診療所の省エネルギー化の促進

【医療指導課】

病院及び診療所における地球温暖化対策の取組を推進し、省エネルギー化を促進するため、温室効果ガス総排出量の削減が見込まれる設備整備を実施する病院及び診療所に対し助成を行っています。

7 公共施設における取組

【環境保全課】

(1) 福岡県環境保全実行計画の概要

本県では、県自らが一事業者として環境保全に配慮した行動を行い、環境負荷の低減に取り組むため「福岡県庁環境保全行動計画」を策定し、平成 10(1998)年度から知事部局で取組を開始しました。その後、対象機関を県の全機関に広げた「福岡県環境保全実行計画」を策定、第2期～第5期に渡って取組を推進しました。さらに令和 4(2022)年3月には、引き続

き県自らが、地球温暖化対策等に率先して取り組んでいくため、第5期計画を改定しました。

(2) 福岡県環境保全実行計画の実績

第5期計画については、令和5(2023)年度の実績を下表にまとめています。

令和5(2023)年度の実績は、県有施設におけるLED照明の導入や、公用車の電動車への買い替え等、省エネの進展によるエネルギー消費量の減少から、温室効果ガス総排出量は、基準年度比で15.9%減少となりました。

(3) 計画推進に向けた取組

本県では、目標達成に向け、新築及び既存の県有施設への太陽光発電設備の導入、省エネルギー改修等を重点的に取り組むこととしています。

令和6(2024)年度は、県有施設への太陽光発電設備の設置及び省エネ改修を35施設(施工・設計)で実施します。加えて、太陽光発電設備の導入を加速するため、7(2025)年度末までに設計・施工一括発注方式により32施設の整備を実施していきます。更新を迎える公用車について、電動車90台を導入します。

このような取組により県自ら率先して、脱炭素化を推進していきます。

環境保全実行計画 令和5(2023)年度実績

重点取組項目	令和5年度実績	令和5年度増減率 (平成25年度比)	令和12年度 目標増減率 (平成25年度比)
温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)	100,156,217	-15.9%	-32%
電気使用量 (kWh)	133,458,208	-5.1%	-32%
都市ガス使用量 (m ³)	2,772,619	16.5%	-32%
LPG・LNG使用量 (kg)	200,535	-1.1%	-32%
A重油使用量 (L)	1,058,979	-36.3%	-32%
軽油使用量 (L)	630,051	-38.9%	-32%
灯油使用量 (L)	620,160	-39.7%	-32%
ガソリン使用量 (L)	4,039,697	-34.9%	-32%

※基準年度は原則、平成25年度(指定管理者分の基準年度は平成27年度であり、基準年度比についてはその分反映済み。)

※温室効果ガス総排出量は、取組の成果を適切に把握するために基準年度(平成25年度)の排出係数を用いて算定。

8 農林水産業における取組

(1) 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

【林業振興課】

本県では、化石燃料の代替資源として間伐材等に由来する木質チップを利用するため、木材チップパーや木質バイオマスボイラーの導入を推進しています。

令和5(2023)年度は、木質ボイラー導入や木質バイオマス発電を検討する事業者に対して、燃料調達に関する助言等を行いました。

(2) 農林水産物の地産地消

【食の安全・地産地消課】

地産地消は、輸送にかかるエネルギーの削減など環境負荷低減にも寄与します。本県では、地産地消を推進するため、積極的に県産農林水産物を利用し、農林水産業を応援する「ふくおか農林漁業応援団」づくりを実施しています。(詳細は第3章に記載)

9 脱炭素型の都市・地域づくりの推進

(1) 集約型の都市づくりの推進

【都市計画課】

人口減少・少子高齢化の更なる加速化、自然災害の激甚化・頻発化が高まることに加え、カーボンニュートラルの実現、新型コロナウイルス感染症を契機としたデジタル化の急速な進展による働き方や暮らし方に対する県民の意識や価値観の変化、財政上の制約など様々な課題に対応するために、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる都市づくりが求められています。

本県では、広域的な観点からの都市づくりの方針や今後の県や市町村が取り組むべき施策の方向性を示す「福岡県都市計画基本方針」(平成27(2015)年10月改定)に基づき、豊かで暮らしやすい持続可能な都市を目指して「集約型の都市づくり」を推進しています。

このため、集約型の都市づくりに向けた具体の市町村の都市計画の策定や立地適正化計画の策定等の取組に対し、情報提供や技術的助言を行っています。

(2) 建築物・住宅の省エネルギー化、長寿命化の促進

ア 建築物の省エネルギー化の促進

【建築指導課】

〔建築物省エネ法、エコまち法〕

我が国における全エネルギー消費量のうち、3割以上を建築物部門が占めており、産業、運輸部門が減少する中、建築部門の増加が著しいため、省エネ対策の強化が求められています。

本県では、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「エコまち法」という。)の施行を通して、建築物における省エネルギー化の促進を図っています。

<規制措置>

建築物省エネ法により、一定規模以上の非住宅建築物の新築・増改築等については、省エネ基準の適合が義務化されています。

適合義務化の対象規模は、法改正(令和3(2021)年4月1日施行)により、延べ床面積300㎡以上となっています。

また、適合義務化の非住宅建築物を除く延べ床面積300㎡以上の建築物の新築・増改築等については、省エネ計画の届出書の提出が義務化されています。提出された省エネ計画が省エネ基準に満たない場合は、指示・勧告等により規制しています。これらの規制的措置を円滑に施行するため、届出者等に対し、制度や評価方法、適合基準等についての説明や、省エネ性能を向上させる省エネ計画の作成方法についての指導・助言を行っています。

<誘導的措置>

建築物省エネ法及びエコまち法に基づき、建築物の新築計画が省エネ基準をより向上させた基準に適合しているか、既存建築物が省エネ基準に適合しているかについて、審査・認定業務を行っています。また、認定された計画については、建築行為が正しく行われたか報告を求めるなど、確実な履行に取り組んでいます。

イ 住宅の省エネルギー化、長寿命化の促進

【住宅計画課】

地球環境保護と持続可能な社会の実現のため、限りある資源を有効活用する循環型社会の形成に寄与し、環境に配慮した住宅の供給促進が求められています。

本県では、長期優良住宅などの良質な住宅の供給促進、省エネルギー性など環境に配慮した住宅の普及促進や県産木材等を活用した木造住宅の普及などにより「良質な住宅ストックを将来世代に継承できる環境づくり」を目指しています。

<長期優良住宅普及促進事業>

長期優良住宅等の良質な住宅の供給促進のため、県内金融機関と提携し、一定の基準を満たした住宅を取得する方に向け、ローンの優遇制度「ふくおか型長期優良住宅ローン制度」を実施しています。

<省エネルギー住宅普及促進事業>

脱炭素社会実現のため、県内中小企業等の技術力向上に向けた取組を行うとともに、耐震改修と併せた省エネ改修や耐震性のある住宅への省エネ改修を支援することで、住宅の省エネ化を促進していきます。

ン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が図られています。業務用冷凍空調機器の廃棄時における冷媒フロン回収率は4割程度に低迷しています。こうした状況を踏まえ、令和元(2019)年6月に同法が改正され、2(2020)年から業務用冷凍空調機器を廃棄する際の規制が強化されました。

県では、関係者に対し、法改正の周知を図るとともに、立入検査等によりフロン類の排出抑制に取り組んでいます。

また、ノンフロン製品本体の購入や買替えを支援する融資を行っています。

10 温暖化対策に資する取組の促進

【環境政策課、循環型社会推進課】

環境に係る各分野において、温暖化対策にも有効な次のような取組を行っています。
(詳細は各分野の章にそれぞれ記載)

温暖化対策にも有効な各分野の取組

分野	内容	詳細
環境教育	環境教育副読本 こどもエコクラブ	第3章
3R	福岡県食品ロス削減県民運動 ふくおかプラごみ削減キャンペーン	第5章
国際協力	アジア自治体間環境協力推進事業	第8章

11 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進

【環境保全課、循環型社会推進課】

オゾン層は破壊しないものの強力な温室効果ガスである代替フロンについては、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に使用されており、冷凍空調機器の廃棄時に加え、使用中においても経年劣化等により冷媒フロン類が機器から漏えいする可能性があるため、その排出抑制を進める必要があります。

このため、フロン排出抑制法に基づき、フロ

第4節 温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）

本県では、大気中の温室効果ガスを吸収・固定するため、森林の保全、都市の緑化、二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用、農地土壌炭素吸収源対策に取り組んでいます。

1 森林の保全

【林業振興課】

森林は木材の供給や水源のかん養、土砂災害の防止といった機能を有しています。

本県では、こうした森林の持つ多面的機能の持続的発揮を図るため、間伐などの森林整備を推進しています。

令和5(2023)年度は、福岡県森林環境税を活用した強度間伐※等の取組により、1,292haの森林整備が実施されました。

強度間伐※直後の林内



また、森林を県民共有の財産として守り育てていくため、福岡県森林環境税を活用し、県民自らが企画立案し、実行する森林づくり活動への支援を実施しています。

ボランティアによる植樹活動



2 都市の緑化

【林業振興課】

県有施設における緑化や、都市公園の整備において、緑地の適切な保全及び緑地空間の創出を行うなど、地域緑化を推進します。

令和5(2023)年度は、大牟田北高校や糸島特別支援学校等において、植栽により緑地空間の創出等を行いました。

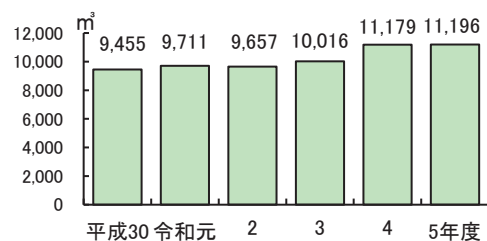
3 二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用

【林業振興課】

本県では、「福岡県内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共及び民間建築物の木造・木質化を促進することとしています。

令和5(2023)年度は、朝倉警察署宝珠山駐在所の木造化に加え、築上高等学校教室棟の木質化などを行いました。これにより、公共建築物等における木材利用量は、11,196m³となりました。

公共建築物等における木材利用量



※強度間伐:間伐率をより高く設定した間伐。

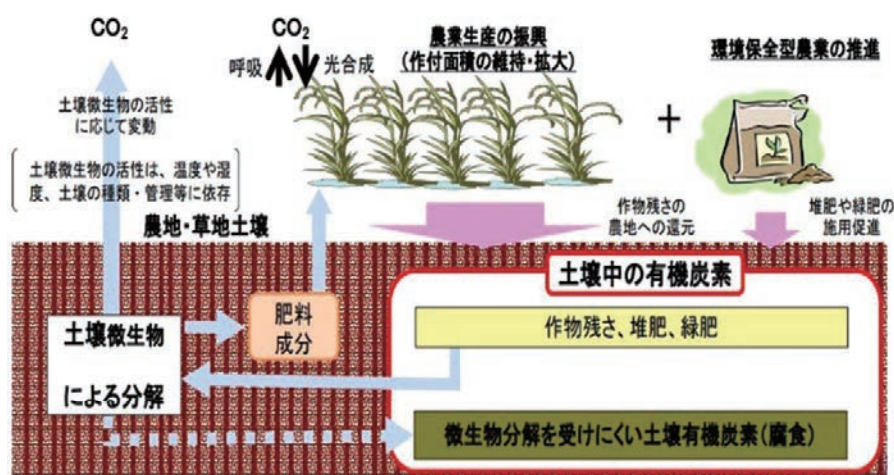
4 農地土壌炭素吸収源対策

【食の安全・地産地消課】

堆肥等の有機物を土壌中に投入すると、それに含まれる炭素は微生物により分解され、一部は大気中に放出されますが、一部は土壌中に貯留され、二酸化炭素の排出抑制に寄与します。

本県では、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を活用するなど、その取組を支援しています。

農地・草地土壌の炭素収支モデル



【資料：農林水産省「農業分野における気候変動・地球温暖化対策について」(平成30年3月作成版)】

第5節 気候変動の影響への適応（適応策）

本県では、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、高温に耐性のある農作物の品種開発や普及、治水・治山・砂防・道路防災などの自然災害対策等に取り組んでいます。

1 福岡県気候変動適応センター

【環境保全課】

令和元(2019)年度に、気候変動に関する情報の収集・発信拠点として、「福岡県気候変動適応センター」を設置し、国の気候変動適応センターや福岡管区気象台等と連携し、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応策に関する情報を収集し、ホームページ等(<https://www.lccac.pref.fukuoka.lg.jp/>)で情報提供しています。

また、気候変動の影響や適応策について関係者と情報共有するとともに、専門家等の助言・提言により、福岡県における効果的な適応策の推進を図るため、「気候変動適応推進協議会」を開催しています。



2 農林水産業に関する対策

(1) 温暖化に対応した品種の開発

【農林水産政策課、水田農業振興課】

県農林業総合試験場では、競争力が高く、かつ気候変動に対応した新品種の育成に取り組んでいます。これまでに、高温に強い米の品種として、「元気つくし」、「実りつくし」を育成しました。導入実績(令和5(2023)年産)は、それぞれ、6,310ha(19%※)、330ha(1%※)とな

っています。今後も、米をはじめ果樹等の品目でも高品質で高温に強い特性を持つ品種の開発に取り組めます。

※ ()内の割合は、令和5年産県内水稻作付面積32,800haに対する割合

(2) 気象情報に基づく技術対策情報の提供

【経営技術支援課】

農業は、大雨や少雨、台風等の気象の影響を受けやすく、被害の発生が農家所得の減少に直結します。そこで、本県では、気象情報を基に、必要に応じて技術対策情報を発出しています。

令和5年度に県内に発表した情報等の状況

発表月日	情報の名称
4月19日	低温に伴う農作物等の技術対策
5月10日	大雨・強風に対する農作物等の技術対策
5月25日	高温に伴う農作物等の技術対策
5月30日	台風2号接近に伴う農作物等の技術対策
6月29日	梅雨期の大雨に対する農作物等への技術対策
7月5日	6月29日及び7月2日からの大雨後における農作物等に対する技術対策
7月14日	7月16日ごろからの高温における農作物等に対する技術対策
8月3日	台風6号接近に伴う農作物等の技術対策
12月19日	農作物等の寒害及び雪害の被害防止に向けた技術対策
1月22日	農作物等の寒害及び雪害の被害防止に向けた技術対策

伝達先:普及指導センター、JA全農ふくれん など
※農業者には、普及指導センターを通じて情報提供

令和5(2023)年度は、「大雨・強風に対する農作物等への技術対策」や「農作物等の寒害及び雪害の被害防止に向けた技術対策」など延べ10回の情報提供を行いました。

3 水環境・水資源に関する対策

【水資源対策課】

水の貴重さや水資源開発の重要性への理解、節水への意識を高めるための普及啓発として、国が定める「水の日」、「水の週間」に本県においても、啓発物品の配布や中学生を対象にした水の作文コンクール等を実施しています。

また、雨水の利用について普及・啓発を行っており、これまで情報発信力のある拠点に雨水タンクや集水ネットを設置してきました。花壇や農作業に雨水を利用してもらうことにより、水資源の有効活用に対する県民の意識向上を図っています。

4 自然生態系に関する対策

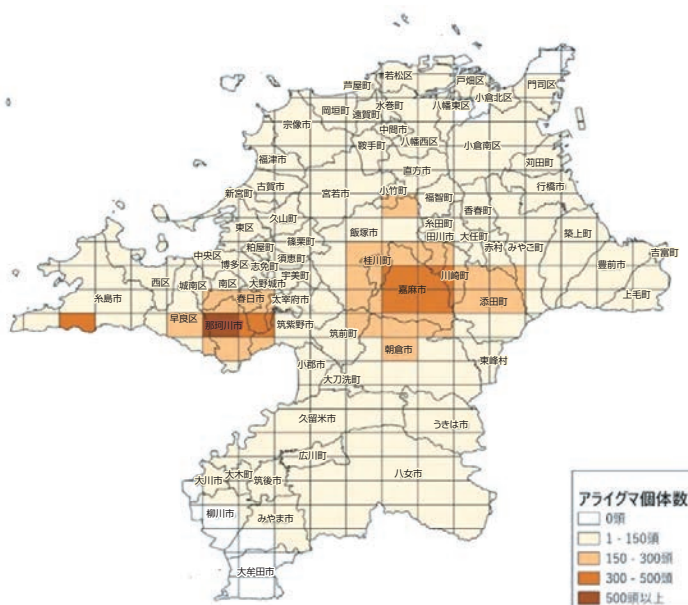
(1) 生物多様性の現状の把握

【自然環境課】

生物多様性の現状や変化の状況を把握することは、生物多様性の保全の基盤となります。

このため、本県では希少種や外来種を含めた多様な生物の分布情報の調査・収集を行っています。福岡県アライグマ防除実施計画(令和6(2024)年3月策定)では、特定外来生物であるアライグマの生息状況推定分布図を公表しています。

「福岡県アライグマ防除実施計画」におけるアライグマの生息状況推定分布



5 自然災害・沿岸域に関する対策

(1) 情報伝達手段の多重化の促進

【防災企画課、消防防災指導課】

災害時に、市町村が住民に必要な避難情報等を伝達するための情報基盤を整備するとともに、市町村が実施する伝達手段の多重化について助言等の支援を行っています。

(2) 自然災害対策

【農村森林整備課、道路維持課、河川管理課、河川整備課、港湾課、砂防課】

県民の生命と財産を守るため、治水、治山、砂防、道路防災などの自然災害対策を推進し、災害に強い県土づくりを進めます。

- ・保安林及び治山施設(治山ダム等)の整備
- ・公共インフラの防災対策
- ・河道や堤防等の整備
- ・海岸保全施設の整備
- ・洪水・高潮・土砂災害ハザードマップ等作成支援
- ・砂防関係施設の整備

(3) グリーンインフラ・Eco-DRR

【自然環境課、県土整備企画課】

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。本県における社会資本整備や土地利用等についても、生態系ネットワークの保全・再生・活用、健全な水資源の循環など、グリーンインフラを活用した自然共生社会づくりの普及と導入の働きかけを進めます。

グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域を作る考え方が「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)」であり、その普及と導入の働きかけを進め、広く啓発を行います。

6 健康に関する対策

(1) 熱中症予防の普及啓発・注意喚起

【健康増進課、私学振興課、環境保全課、
体育スポーツ健康課】

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく屋内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

本県では、熱中症予防に関する留意点について、県ホームページや県広報紙への掲載、SNSによる発信等により、啓発を行っています。令和 6(2024)年度は、「熱中症警戒アラート」の一段上の「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始されたことから、アラート発表時の伝達体制の整備等を行いました。

また、県内学校の体育・スポーツ活動等における熱中症による事故を防止するための熱中症予防の普及啓発を継続して行っています。

(2) 蚊媒介感染症対策

【がん感染症疾病対策課】

デング熱等蚊媒介感染症は、主に、感染した人の血を吸った蚊に刺されることによって感染します。

本県では、デング熱等蚊媒介感染症の発生リスクを評価するために、訪問者が多く蚊の生息に適した場所で、媒介蚊の発生状況を継続的に観測する蚊のモニタリング調査を実施しています。

また、県ホームページやチラシ等を活用し、デング熱等蚊媒介感染症の予防やまん延防止の啓発を行っています。

(3) 光化学オキシダント等の注意喚起

【環境保全課】

地球温暖化との関係性が指摘されている光化学オキシダント等の濃度上昇時には、大気汚染防止法に基づき注意報等を発令し、報道機関や県ホームページ、市町村等を通じ

て速やかに県民へ注意を呼びかけています。

7 産業・経済活動に関する対策

【中小企業振興課】

本県では、商工会議所、商工会が市町村と共同で作成する事業継続力強化支援計画の策定を促進しており、令和 5(2023)年度末時点で、56計画(67団体)を認定しています。

また、策定された計画に基づき、商工会等が実施する事業継続計画(BCP)作成支援のためのワークショップの開催に対し、補助金を交付することで、商工会等を通じて事業者の防災、減災意識の向上や事前対策の取組みを支援しているところです。

8 県民生活・都市生活に関する対策

【水資源対策課水道整備室】

災害に強い水道施設を構築するため、県内の水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、アセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画の策定を要請するとともに、国庫補助を活用した施設整備について助言等を行っています。

第5章 循環型社会の推進

第5章では、循環型社会の推進の取組について掲載しています。

地球上の限りある資源を持続的に利用するためには、廃棄物を抑制し、資源の循環的な利用を進めていく必要があります。本県では、3Rにおける啓発事業や資源循環利用に関する産業の育成、廃棄物の適正処理の確保などの政策を行っています。

◆目指す姿

- 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。
- 環境に負荷をかけず、かつ有用性の高い先進的なリサイクルが行われている社会。
- バイオマス等の再生可能な資源が活用され、二酸化炭素の排出量が減少するとともに、天然資源の消費量が減少している社会。
- 技術開発の進展等により、県内の資源循環関連産業が活性化している社会。
- 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
一般廃棄物最終処分量	176 千トン 令和 2(2020)年度	171 千トン以下 令和7(2025)年度	148 千トン 令和 5(2023)年度
産業廃棄物最終処分量	510 千トン 令和元(2019)年度	526 千トン以下 令和7(2025)年度	574 千トン 令和 4(2022)年度
食品ロス削減県民運動 協力店・事業所(食べもの の余らせん隊)登録数	1,192 店舗 令和 2(2020)年度	1,500 店舗 令和8(2026)年度	2,390 店舗 令和5(2023)年度

第1節 資源の利用の状況

〔循環型社会基本法、廃棄物処理法〕

私たちの社会は、地球上の限りある資源の恩恵を受け成り立っています。この限りある資源を将来にわたって持続的に利用していくためには、不用物をできるだけ発生させない(Reduce:リデュース)、使えるものは繰り返し使う(Reuse:リユース)、再び資源として利用する(Recycle:リサイクル)の順番で取り組む、いわゆる「3R」を推進し、資源の消費を抑制することが重要です。

1 資源の利用の状況

【廃棄物対策課、循環型社会推進課】

環境省が作成する環境・循環型社会・生物多様性白書において、国内における物質フローが示されています。

下図は、平成12(2000)年度と令和3(2021)年度の国内における物質フロー(ものの出入り)を表したもので、図の左側は資源の投入、図の右側は利用・消費を示しています。また、図下部の帯は、利用・消費に伴い発生した廃棄物の一部が再生されて資源の投入側に戻る循環利用を示しています。

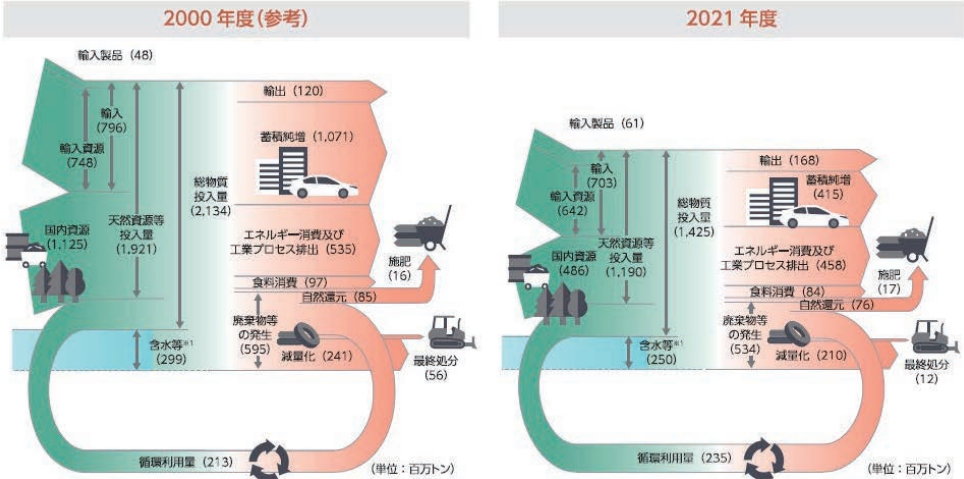
天然資源等投入量は、平成 12(2000)年度の 19 億 2,100 万トンから、令和3(2021)年

度には 11 億9,000 万トンに削減されており、資源生産性(GDP/天然資源等投入量)は、平成12(2000)年度の約 25.3 万円/トンから令和3(2021)年度には約 45.7万円/トンと向上しています。

また、循環利用量は、平成12(2000)年度の 2 億 1,300 万トンから、令和3(2021)年度には 2 億3,500 万トンに増加しており、投入側の循環利用率(循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量))は、平成12(2000)年度の約 10%から令和 2(2020)年度には約 16.5%に向上しています。

このことから、平成12(2000)年度に比べ、より効率的に資源が利用されていると言えます。

国内における物質フロー (資源採取・消費・廃棄等によるものの流れ)



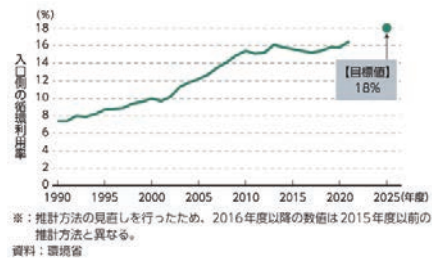
注:含水等:廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)。
資料:環境省

【出典:令和 6 年版環境・循環型社会・生物多様性白書】

資源生産性の推移

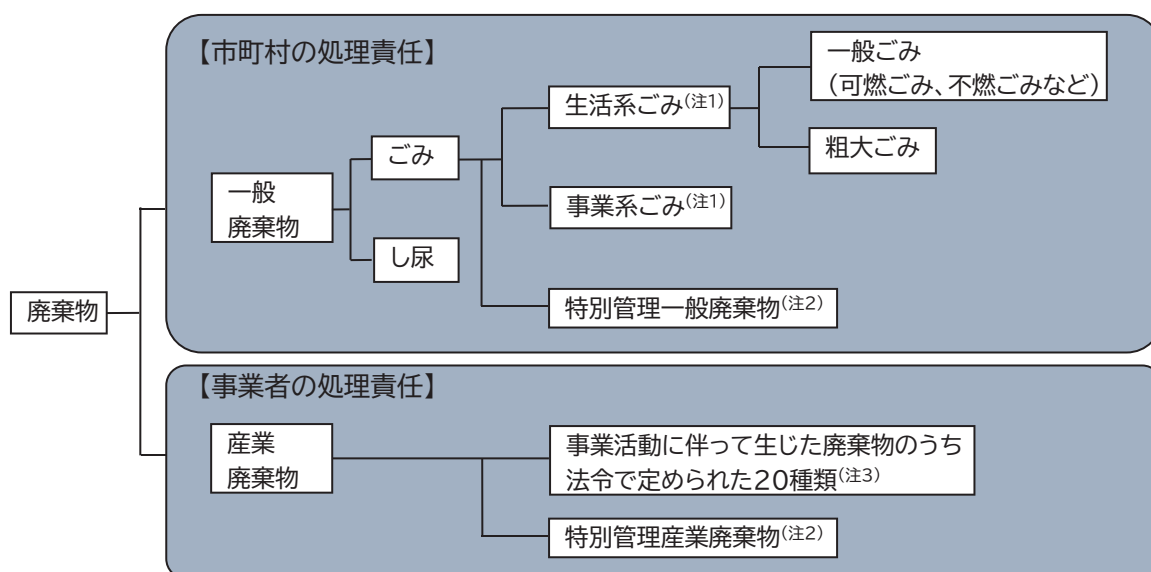


循環利用率の推移



【出典：令和 6 年版環境・循環型社会・生物多様性白書】

廃棄物の分類



- 注 1) 「生活系ごみ」、「事業系ごみ」は排出元による分類で、一般家庭から排出されるごみを生活系ごみ、事業場から排出されるごみを事業系ごみと言います。
- 注 2) 「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」とは、一般廃棄物又は産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものです。
- 注 3) 表中の「法令で定められた 20 種類」とは、具体的には燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず(★)、木くず(★)、繊維くず(★)、動植物性残さ(★)、動物系固形不要物(★)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい、かたき類、動物のふん尿(★)、動物の死体(★)、ばいじん、産業廃棄物処理物です。
- (★)印は、対象となる業種が指定されているものです。

2 福岡県廃棄物処理計画の推進

【廃棄物対策課】

循環型社会を形成していくためには、まず、できる限り廃棄物の発生を抑制し、次に、廃棄物となったものについては、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う必要があります。

このような発生抑制及び循環的な利用を徹底した上で、なお利用できないものについては、適正に処理する必要があります。

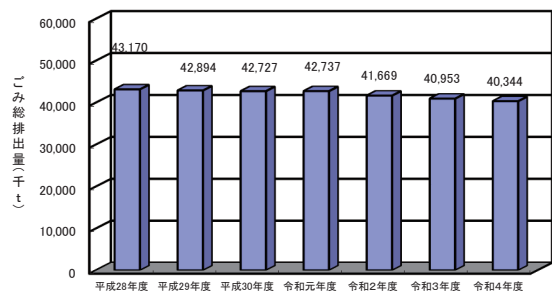
このため、本県では、令和 3(2021)年 3 月に策定した「福岡県廃棄物処理計画」に基づいて、7(2025)年度を目標年度として、廃棄物の発生抑制〔Reduce(リデュース)〕、再使用〔Reuse(リユース)〕、再生利用〔Recycle(リサイクル)〕の推進などの施策に取り組んでいるところです。

3 全国における一般廃棄物の排出の状況

【廃棄物対策課】

令和 4(2022)年度における全国の一般廃棄物(ごみ)の総排出量は、約 4,034 万 4 トンと推計されており、前年度より減少しています。

ごみ総排出量の推移(全国)



【出典:日本の廃棄物処理 令和4年度版】
※総排出量は災害廃棄物を除く値である

4 福岡県における一般廃棄物の排出と処理の状況

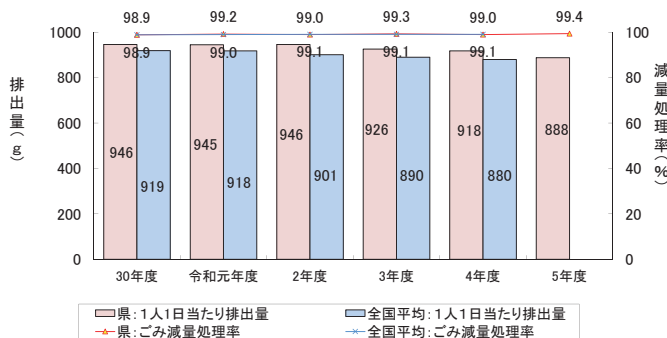
【廃棄物対策課】

ごみやし尿等、主に人の日常生活に伴って発生する一般廃棄物の処理は、市町村が策定する処理計画に従って行われています。令和 5(2023)年度(速報値)における処理状況は、次のとおりです。

(1) ごみ

令和 5(2023)年度における県内のごみ総排出量は167万 3 トンで、前年度から減少しています。また、1 人 1 日当たりの排出量は88gで、前年度に比べて30gの減少となっています。

ごみ処理状況



※ 1 人 1 日当たり排出量は災害廃棄物を除いた値である。

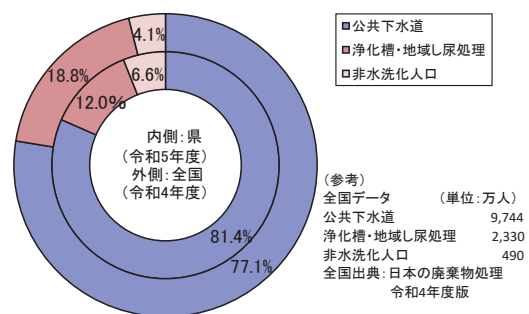
ます。

市町村の清掃事業により計画的に処理されたごみの量は 161万 5 千トンで、処理方法別に見ると、直接焼却が 124万 2 千トン(76.9%)、破碎・選別・高速堆肥化等の中間処理や直接資源化を行ったものが 36万 4 千トン(22.5%)、直接埋立が 1 万トン(0.6%)となっています。

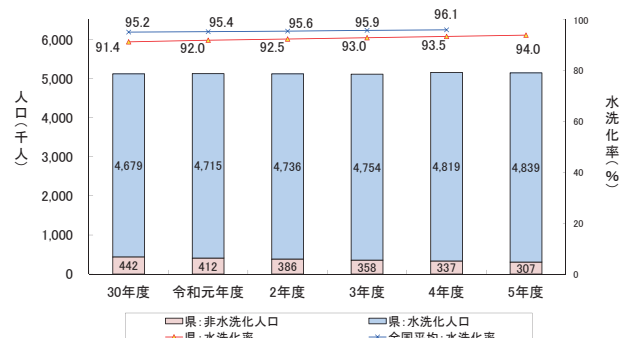
(2) し尿

総人口 514万 6 千人のうち令和 5(2023)年度における水洗化人口は、前年度よりも1万 9 千人(0.4%)増加し、483 万 9 千人に達しています。その内訳は、公共下水道 420万 3 千人(86.9%)、浄化槽 63 万人(13.0%)、地域し尿処理 6 千人(0.1%)となっています。5(2023)年度に汲み取りを行ったし尿は、103 万 6 千 kl です。このうち、市町村の清掃事業により計画的に収集されたし尿の処理方法ごとの割合は、し尿処理施設 86.4%、下水道投入8.9%となっています。

し尿処理人口の内訳(全国との比較)



し尿処理状況



ごみ処理状況

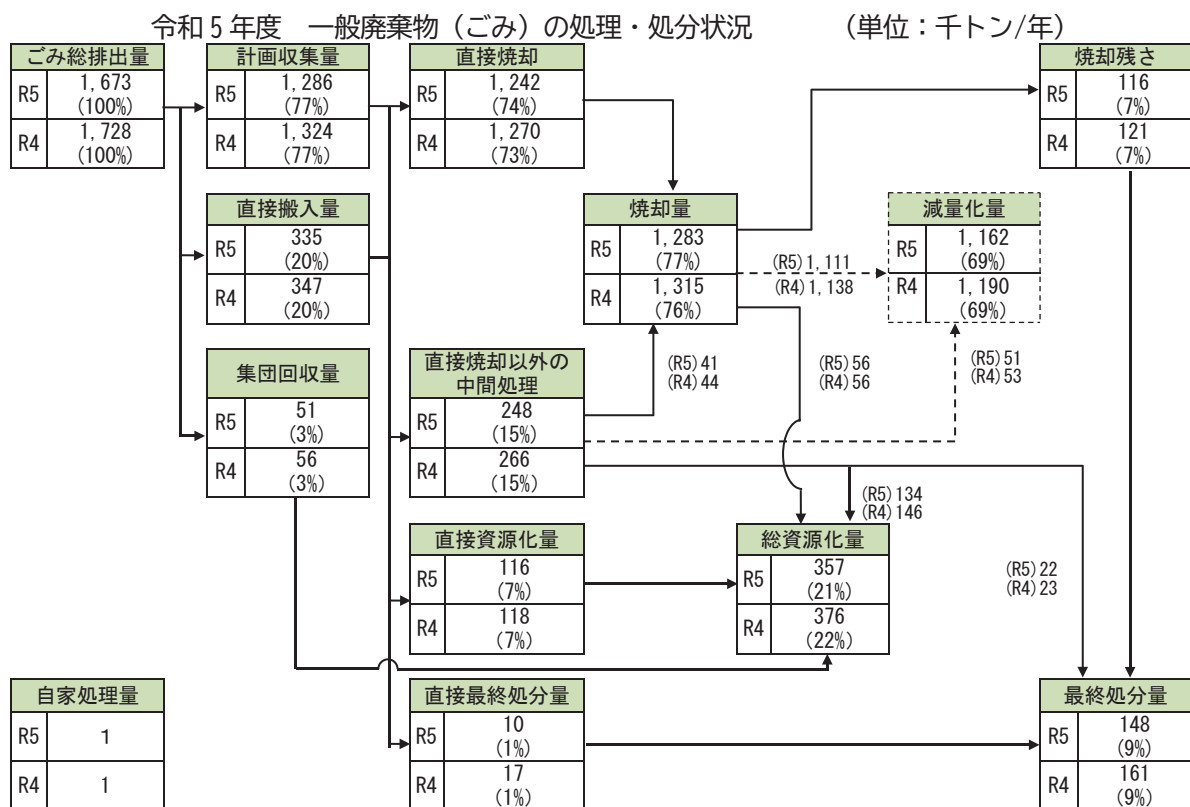
区 分		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
総人口 (千 人)		5,127	5,123	5,110	5,156	5,146
1 人当たり排出量 (g/日)		945	946	926	918	888
ごみ 総排出量 (t/年)	収集ごみ量	1,386,692	1,352,671	1,334,860	1,324,328	1,286,495
	直接搬入量	312,785	352,197	331,186	347,313	335,392
	集団回収量 (A)	72,988	63,777	60,521	56,606	51,405
	合計 (B)	1,772,465	1,768,645	1,726,567	1,728,247	1,673,293
	1 日当たり排出量	4,843	4,846	4,730	4,735	4,584
ごみ 処理量 (t/年)	直接焼却	1,369,950	1,312,958	1,285,373	1,270,169	1,241,949
	構成比 (%)	(77.1)	(76.9)	(77.3)	(76.0)	(76.9)
	直接埋立	14,873	16,547	11,766	16,867	9,953
	構成比 (%)	(0.8)	(1.0)	(0.7)	(1.0)	(0.6)
	焼却以外の中間処理	285,817	287,888	274,929	265,753	247,943
	構成比 (%)	(16.1)	(16.9)	(16.5)	(15.9)	(15.3)
	直接資源化 (C)	105,514	91,057	90,767	117,832	115,574
	構成比 (%)	(5.9)	(5.3)	(5.5)	(7.1)	(7.2)
	合計	1,776,154	1,708,450	1,662,835	1,670,621	1,615,419
	中間処理後再生利用量 (D)	209,444	218,118	207,813	202,011	189,832
再生利用率 (A + C + D) / (B) × 100 (%)		21.9	21.1	20.8	21.8	21.3

※令和 5 年度は、速報値である。構成比は、端数処理により合計が一致しない場合がある。

し尿処理状況

区 分		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
処理計画区域人口 (千人)		5,127	5,123	5,110	5,156	5,146
水洗化 人口 (千人)	公共下水道	4,095	4,107	4,128	4,193	4,203
	構成比 (%)	(79.9)	(80.2)	(80.8)	(81.3)	(81.7)
	浄化槽	607	617	618	618	630
	構成比 (%)	(11.8)	(12.0)	(12.1)	(12.0)	(12.2)
	地域し尿処理	13	13	8	8	6
	構成比 (%)	(0.3)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.1)
	計	4,715	4,736	4,754	4,819	4,839
非水洗化人口 (千人)		412	386	356	336	307
構成比 (%)		(8.0)	(7.5)	(7.0)	(6.5)	(6.0)
汲み取り し尿内訳 (kl/年)	総 量 (A)	1,121,766	1,099,842	1,100,564	1,061,509	1,036,168
	下水道投入 (B)	93,087	98,985	94,567	91,159	91,936
	構成比 (%)	(8.3)	(9.0)	(8.6)	(8.6)	(8.9)
	し尿処理施設 (C)	978,993	951,094	955,937	920,839	894,856
	構成比 (%)	(87.3)	(86.5)	(86.9)	(86.7)	(86.4)
	農地還元等	48,937	49,063	49,271	48,696	48,812
	構成比 (%)	(4.4)	(4.5)	(4.5)	(4.6)	(4.7)
	計	1,121,017	1,099,142	1,099,775	1,060,694	1,035,604
	構成比 (%)	(99.9)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)
	自家処理量	749	700	789	815	564
	構成比 (%)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
処理施設等による処理率 (B + C) / A × 100 (%)		95.6	95.5	95.5	95.3	95.2

※令和 5 年度は、速報値である。構成比は、端数処理により合計が一致しない場合がある。



※令和5年度は、速報値である。

※図中の数値については、端数処理により収支が合わない場合がある。

5 市町村における一般廃棄物の排出の状況

【廃棄物対策課】

令和5(2023)年度(速報値)の県内の1人1日当たりのごみの排出量は888gになりますが、1人1日当たりのごみの排出量が少ない市町村及び4(2022)年度に比べ1人1日当たりのごみ排出量の削減率が高い市町村は、以下のとおりです。

- (1) 1人1日当たりのごみ排出量が少ない市町村

順位	市町村名	排出量(g/人日)
1	大木町	656
2	粕屋町	663
3	みやま市	666

- (2) 1人1日当たりのごみ排出量の削減率が高い市町村 (前年度比)

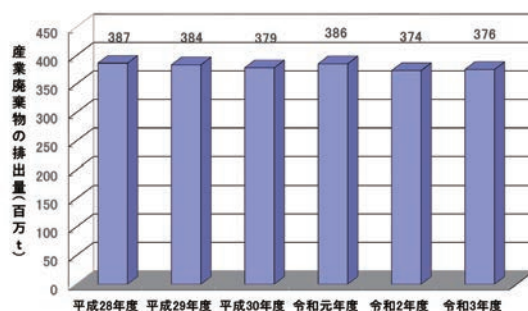
順位	市町村名	削減率(%)
1	上毛町	9.3
2	香春町	9.0
3	鞍手町	6.0

6 全国における産業廃棄物の排出の状況

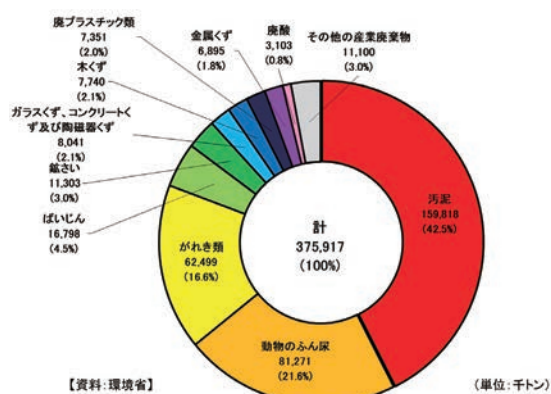
【廃棄物対策課】

令和3(2021)年度における全国の産業廃棄物の排出量は、約3.8億トンと推計されており、近年、ほぼ横ばいとなっています。

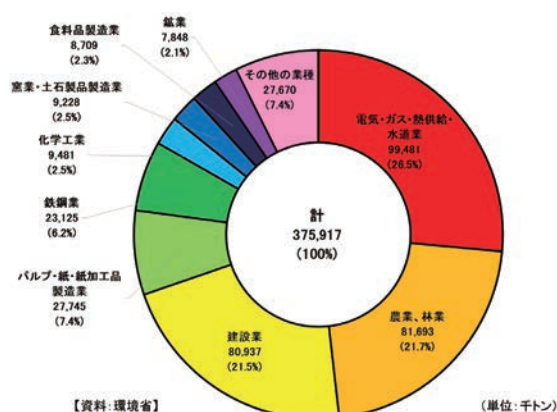
産業廃棄物の排出量の推移(全国)



産業廃棄物の種類別排出量
(令和3年度/全国)

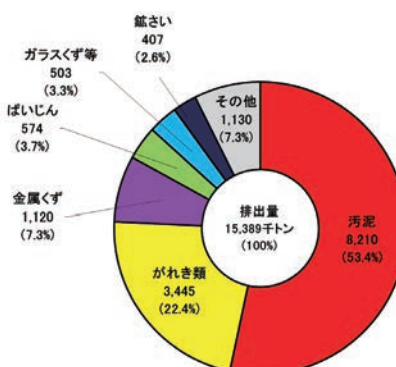


産業廃棄物の業種別排出量
(令和3年度/全国)



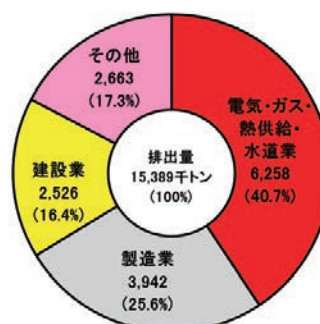
泥が全体の 53.4%を占め、最も多くなっており、以下、がれき類22.4%、金属くず7.3%、ばいじん3.7%、ガラスくず等3.3%、鉱さい2.6%となっており、これら6種類で排出量全体の約9割を占めています。

産業廃棄物の種類別排出量
(令和4年度推計/福岡県)



また、産業別に見ると、電気・ガス・熱供給・水道業から排出される産業廃棄物が全体の40.7%を占め、最も多くなっており、続いて、製造業25.6%、建設業16.4%となっており、これら3業種で排出量全体の約8割を占めています。

産業廃棄物の業種別排出量
(令和4年度推計/福岡県)



7 福岡県における産業廃棄物の排出と処理の状況

【廃棄物対策課】

本県における産業廃棄物の発生量は、僅かな増減があるものの、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。今後、より一層の排出抑制及び適正な循環的利用の促進は、県内の生活環境の保全と産業の健全な発展を図る上で、極めて重要な課題です。

そのため、本県では「福岡県廃棄物処理計画」を策定し、県下における廃棄物の適正処理の推進に向けた基本方針や排出抑制、減量化、リサイクルの推進に向けた目標を設定しています。

令和4(2022)年度の県内の事業場等での産業廃棄物の排出量は1,538万9千トンとなっています。

排出量を産業廃棄物の種類別に見ると、汚

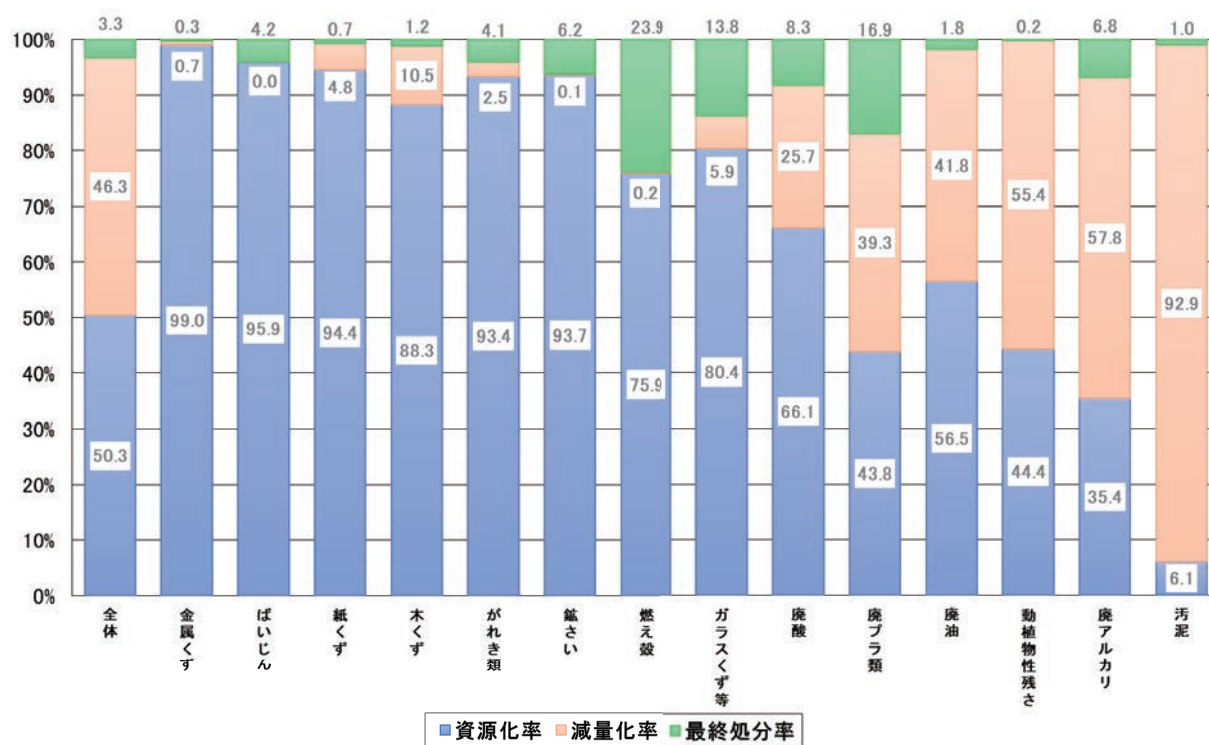
産業廃棄物全体の処理状況を見ると、発生量1,746万3千トンの78%に当たる1,367万1千トンが排出事業者又は産業廃棄物処理業者によって脱水、焼却等の中間処理が行われ、これにより809万トン(46%)が減量化されています。

また、発生量の50%に当たる879万9千ト

ンがセメント原料や建設資材、堆肥等に資源化されており、これに減量化量を合わせた資源化・減量化量は 1,688万 9 千トン(97%)とな

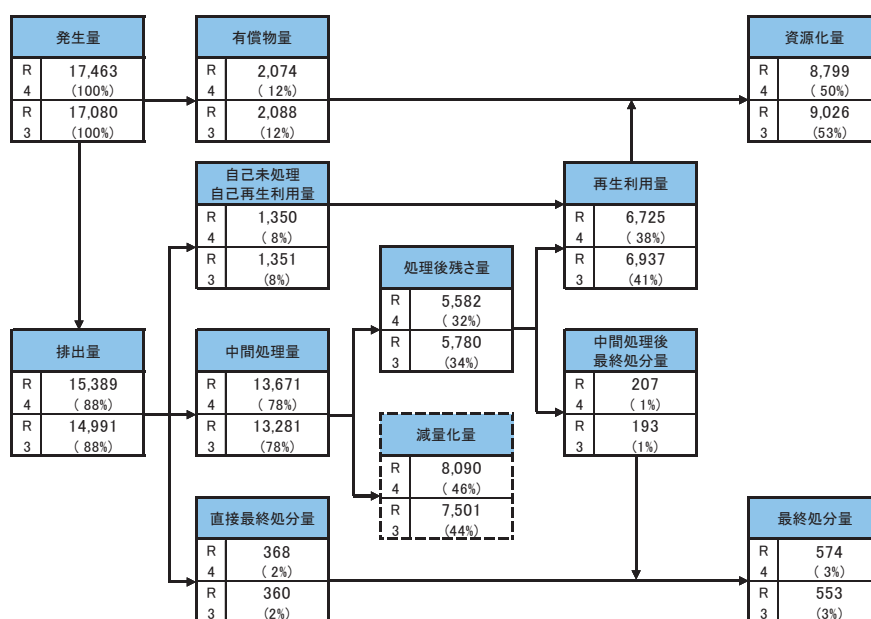
っています。また、発生量の 3%に当たる57万 4 千トンが最終処分されています。

主な産業廃棄物の種類別資源化率、減量化率、最終処分率(令和4年度)



令和4年度 産業廃棄物の処理・処分状況

(単位:千トン/年)



※図中の数値については端数処理により収支が合わない場合がある。

第2節 限りある資源の効率的な利用

〔循環型社会基本法、資源有効利用促進法、
食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環法〕

資源を有効に利用するためには、廃棄物の発生抑制〔Reduce(リデュース)〕、再使用〔Reuse(リユース)〕、再生利用〔Recycle(リサイクル)〕(以下「3R」という。)を進める必要があります。特に、再生利用〔Recycle(リサイクル)〕に比べて環境負荷削減効果が大い、廃棄物の発生抑制〔Reduce(リデュース)〕と再使用〔Reuse(リユース)〕の2Rの取組を優先的に進める必要があります。

本県では、3Rを進めるために、様々な取組を行っています。

1 持続可能な消費と生産を考えた取組

【廃棄物対策課】

令和3(2021)年3月に策定した福岡県廃棄物処理計画に基づき、市町村が一般廃棄物の減量等に取り組むことができるよう、市町村の一般廃棄物の処理状況や先進的な取組等に関する情報などを収集・提供するとともに、必要な技術的助言を行います。

(1) 3Rに関する取組

【循環型社会推進課】

ア ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動

ごみの減量化・リサイクルを推進するために、「3Rの達人」派遣事業をはじめ、次のような普及啓発の活動を行い、県民の意識の高揚を図っています。

(ア) 3Rの達人派遣事業

3Rについての知識と経験を有する個人やNPO法人を「3Rの達人」として登録し、地域や職場、学校等で開催される学習会等に講師として派遣しています。

上毛町の小学校での3R教室の様子



(イ) 「九州まちの修理屋さん」事業

九州7県(沖縄を除く)共同でごみの減量化に関する意識啓発を行っています。

ものの修理(リペア)を推奨するため、県内の修理店を「まちの修理屋さん」として紹介しています。

「九州まちの修理屋さん」登録店ステッカー



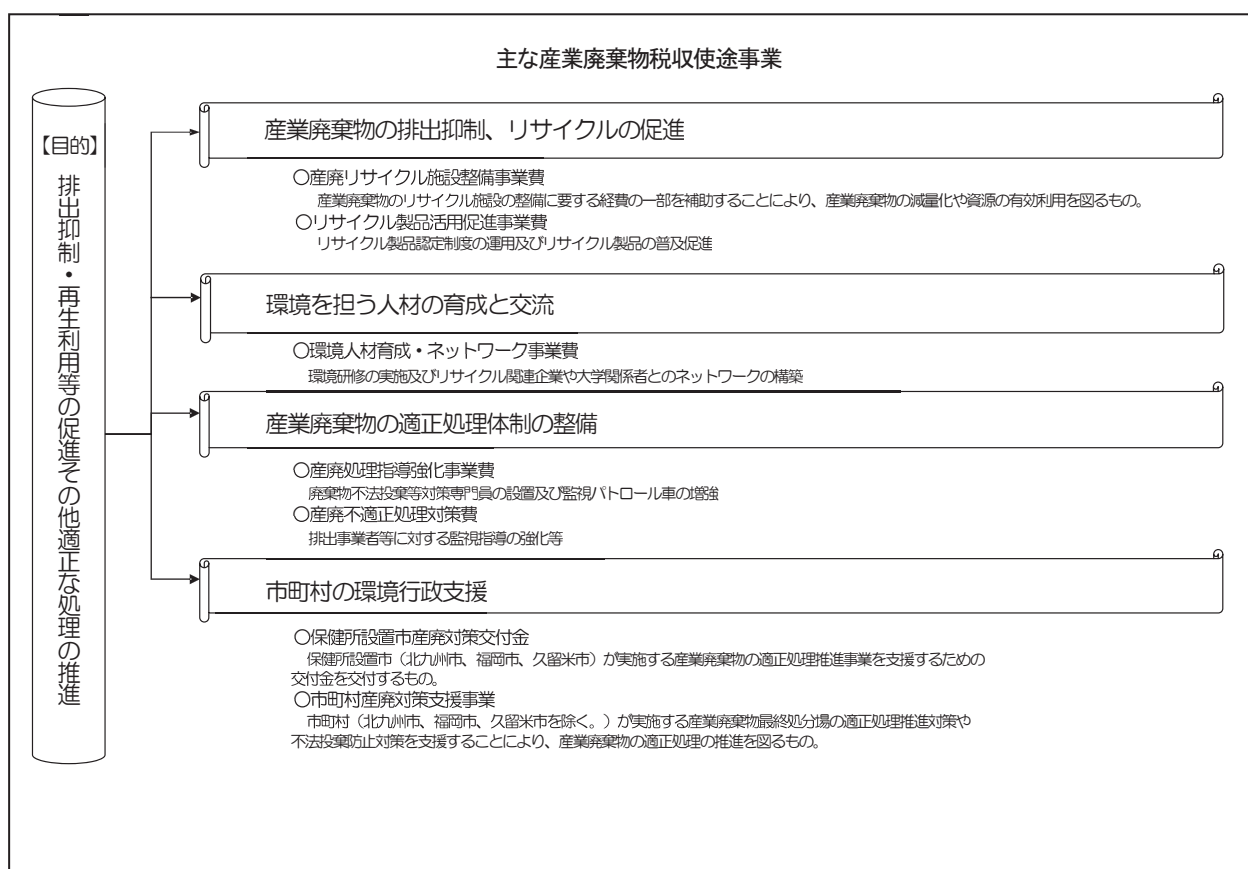
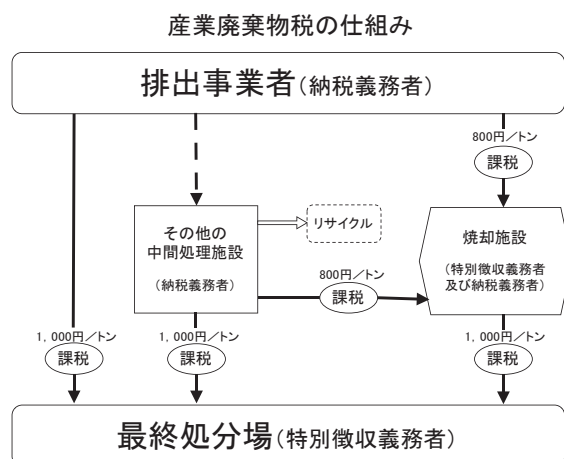
イ 産業廃棄物リサイクル施設整備に対する助成(※産業廃棄物税使途事業)

産業廃棄物の減量化や資源の有効利用を図るため、先導性のあるリサイクル施設の整備費用の一部を助成しています。令和5(2023)年度は1件の事業に対して補助金を交付しました。

ウ 産業廃棄物税とその使途

産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場への搬入に対して課税するもので、排出事業者を産業廃棄物の排出抑制とリサイクルに向けた取組に誘導することを目的と

するものです。本県では、平成17(2005)年度から産業廃棄物税を導入し、その財源で循環型社会の構築に向けた取組を進めるため、次のような事業を実施しています。



(2) プラスチック資源循環促進事業

【循環型社会推進課】

ア ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク

ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用削減等を県全体で進めるために、令和2(2020)年7月に業界団体、消費者団体、学識経験者、行政等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置しました。ネットワークでは、プラスチックごみ削減の取組の方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」の策定や、取組事例の共有を行いました。

イ ふくおかプラごみ削減協力店

令和2(2020)年7月に、プラスチックごみの削減に取り組む福岡県内の事業者を対象とした登録制度「ふくおかプラごみ削減協力店」を創設しました。

令和5(2023)年度末時点での登録店舗数は、4,380店舗です。

ウ ふくおかプラごみ削減キャンペーン

令和2(2020)年度から、10月をレジ袋も含めたプラスチックごみ削減強化月間として「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施し、事業者や県民による使い捨てプラスチックの使用削減の取組を推進しています。

プラスチックごみ削減ロゴマーク



エ 大規模商談展示会

令和3(2021)年度から、生分解性食品容器や紙製弁当容器などのプラスチック代替品の利用促進を目的に、小売・中食・外食業界を対象とした大規模商談展示会において、県内企業が製造・販売するプラスチック代替品をPRするとともに、プラスチックごみ削減の重要性を訴える啓発を実施しています。

オ 消費者参加型啓発事業の実施

県民の取組を一層推進するため、令和5(2023)年度から、事業者や学生団体と連携し、気軽に、楽しく学べる参加型の啓発イベントを実施しています。

具体的には、アサヒビール、福岡ソフトバンクホークスと連携し、折れたバットをアップサイクルしたリユースカップを用いて、福岡 PayPay ドーム内のビール用使い捨てプラカップの削減に取り組んでいます。

また、県内のイオン、サンリブの店舗と九州大学の学園祭で、楽しく学べるクイズラリーを実施しています。

折れたバットをアップサイクルしたリユースカップ

クイズラリーの様子



カ ふくおかプラごみ削減応援サイトの構築

令和5(2023)年9月に、プラスチックごみ削減に係る情報を広く発信するポータルサイト「ふくおかプラごみ削減応援サイト」を開設しました。

県内のプラスチックごみ削減に関連するイベント情報のほか、県民・事業者向けの取組事例の紹介や、積極的な取組を実施する事業者のインタビュー記事を掲載し、県民や事業者のプラスチックごみ削減の取組を推進していきます。

ふくおかプラごみ削減応援サイト



キ テイクアウト容器等のプラスチック代替品切替に対する助成等

増加しているワンウェイプラスチックの使用削減を図るため、令和4(2022)年度から、テイクアウト容器などをプラスチック代替品へ切り替える飲食店に対する助成を行うとともに、SNS や九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」を活用し、消費者へ代替品使用店舗の利用を促進しています。この取組をさらに進めるため、4(2022)年7月に、(株)出前館と連携協定を締結し、飲食店及び消費者への代替品の認知度・理解度向上などにつながる広報活動を行うことで、代替品の利用促進に取り組んでいます。

プラスチック代替品
取扱店 PR ステッカー



プラスチック代替品一例
(紙でできた弁当容器)



ク 先進的なプラスチック代替製品の開発支援

バイオマスプラスチック等を活用したプラスチック代替製品の普及促進を図るため、バイオマスプラスチック等を活用し、これまでにないプラスチック代替製品の開発に取り組む県内中小企業を対象とした、開発費用の補助制度を令和6(2024)年度から開始しました。

令和6(2024)年9月に、補助対象として2つの事業を初めて採択し、現在、各事業者による開発が進められています。

ケ 使用済プラスチックの回収・再資源化に関する実証事業支援

令和4(2022)年4月から施行された「プラスチック資源循環促進法」に対応できるよう、クリーニングの衣類用カバー及び医薬品のボトルを対象に、使用済プラスチックに係る関係者

(排出者、収集運搬業者、リサイクル業者)のマッチングを行い、新たな自主回収・再資源化スキームを構築する実証事業を実施しています。

また、同法において市町村による製品プラスチックの分別収集・再商品化が努力義務として規定されたことを受けて、令和6(2024)年度から県内市町村に対してプラスチック資源循環の取組を促進するための支援事業に取り組んでいます。

クリーニング
衣類用カバー



医薬品ボトル



(3) 食品ロス削減推進事業

【循環型社会推進課】

我が国では、食品ロス(食べられるのに捨てられてしまう食品)が全国で年間472万トン(うち事業系 236万トン、家庭系 236万トン)発生しています。

この食品ロスの削減を国民運動として推進するため、令和元(2019)年10月に「食品ロス削減推進法」が施行されました。

本県では、同法に基づき、令和4(2022)年3月に「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

また、製造・流通、外食・販売、消費の各段階で発生する食品ロスの削減のため、事業者・関係団体・県民・行政で構成する「福岡県食品ロス削減推進協議会」を設置し、各主体が連携して次のような取組を推進しています。

ア 食べもの余らせん隊の登録促進

食品ロス削減に取り組む活動(例:料理提供量の調整、ばら売り・少量パック等による食料品販売など)を実践する店舗や事業所を「食べもの余らせん隊」として登録し、食品ロス削減に取り組む環境に優しい店舗・事業所として県

ホームページ等に掲載して紹介しています。

また、「食べ物余らせん隊」として登録した食品メーカーと小売店等の事業者間の連携をマッチングし、その取組を情報発信しています。

イ 食べ残しをなくそう さんまる・いちまる 30・10 運動

本県では、飲食店から排出される食品ロスを削減するため、懇談会や懇親会時に乾杯後30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らす「食べ残しをなくそう 30・10 運動」について呼びかけています。



ウ フードバンク活動の普及促進

まだ食べられるにもかかわらず通常の販売が困難になった食品を引き取り、生活困窮者や福祉施設等に無償提供する「フードバンク」活動が実施されています。

本県では、福岡県リサイクル総合研究事業化センターを通じて、食品提供企業の開拓やフードバンク活動ガイドラインの策定をするとともに、平成31(2019)年4月には、県内フードバンク活動の推進を目的とする一般社団法人福岡県フードバンク協議会の設立を支援し、活動の基盤強化を図ってきました。

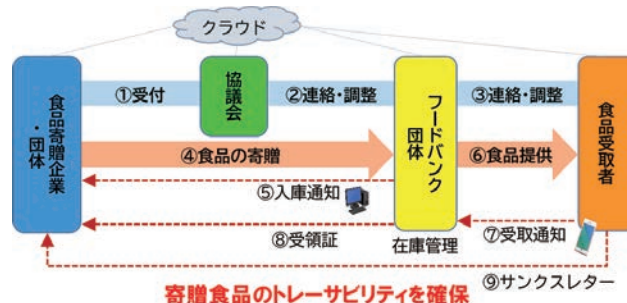
さらに、寄贈食品のトレーサビリティを確保するネットワークシステムとして「フードバンク活動支援システム」を開発し、令和2(2020)年から同協議会により運用を開始しました。

令和4(2022)年度からは、企業が新規に食品を提供する際の輸送支援のほか、継続的に食品を提供する企業へのフードバンク協力証の贈呈等に取り組んでいます。

こうした取組を通じて、フードバンク活動の普

及を促進しています。

フードバンク活動支援システムの概要



エ 「食品ロス削減」ポスターコンテスト

県内の小・中学生を対象に食品ロスの削減に関するポスターを募集し、それぞれ金賞、銀賞、銅賞、佳作を決定しました。(令和5(2023)年度の応募総数:327点)

ポスターコンテスト金賞作品

(小学校低学年の部)

福岡市立那珂小学校1年 山口 雛乃さん



オ 食品ロス削減マイスターの派遣

食品ロスの現状や各業界における取組に加え、家庭でできる取組の紹介やエコクッキングなどの実践的な内容を教えることができる講師役として、県が認定した「食品ロス削減マイスター」を、令和4(2022)年度から地域・学校・職場で開催される学習会等に派遣しています。

食品ロス削減マイスターによる講座の様子



食品ロス削減優良取組知事表彰

令和4(2022)年度から、食品ロス削減の気運醸成及び取組の更なる推進を目的として、「福岡県食品ロス削減優良取組知事表彰」を行い、受賞した食品ロス削減に資する優れた取組を県ホームページ等で広く情報発信しています。

表彰式の様子（令和5年度）



(4) 農業用廃プラスチックの再生

【食の安全・地産地消課】

令和4(2022)年度農業用廃プラスチックの県内の排出量及び処理量は、2,564トンで、排出量のほとんどがビニールハウスなど園芸用で使用されたものです。

農業用廃プラスチックの排出量・処理量 令和4年度排出量（t）

種 類 利用区分	(a)プラスチックフィルム				(b)その他の プラスチック	(C) 合 計 (a)+(b)
	塩化ビニル フィルム	ポリオレ フィン系 フィルム	その他プラ スチック フィルム	計		
排出量						
園芸用	827	1,087	66	1,980	477	2,457
その他	28	36	12	76	31	107
計	855	1,123	78	2,056	508	2,564

令和4年度の処理量（t）

種 類 処理方法	(a)プラスチックフィルム				(b)その他の プラスチック	(C) 合 計 (a)+(b)
	塩化ビニル フィルム	ポリオレ フィン系 フィルム	その他プラ スチック フィルム	計		
処理量						
①再生処理	812	1,066	74	1,952	482	2,434
②埋立処理	23	30	2	55	13	68
③焼却処理	10	14	1	25	6	31
④その他	11	14	1	26	7	33
⑤（①～④）計	856	1,124	78	2,058	508	2,566

※端数処理により合計が一致しない場合がある。

一方、回収後の処理別の内訳では、火力発電の熱エネルギーの原料などの再生処理が2,434トン、埋立処理が68トン、焼却処理が31トン、その他が33トンとなり、再生率は約95%となっています。

本県と関係団体で構成する福岡県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、研修会を実施するなど、リサイクルを基本とした農業用廃プラスチックの適正処理を推進しています。

第3節 資源循環利用の推進

〔容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、プラスチック資源循環法〕

本県では、容器包装、家電、食品などの個別リサイクル法、食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環法などの各種法制度に基づき3Rを推進するとともに、リサイクル製品やバイオマスの利活用を促進しています。

また、福岡県リサイクル総合研究事業化センターを設立し、廃棄物の特性に応じたリサイクル技術や分別回収等の社会システムの開発及び実用化を産学官民の連携により推進しています。

1 法に基づく取組

(1) 循環型社会基本法

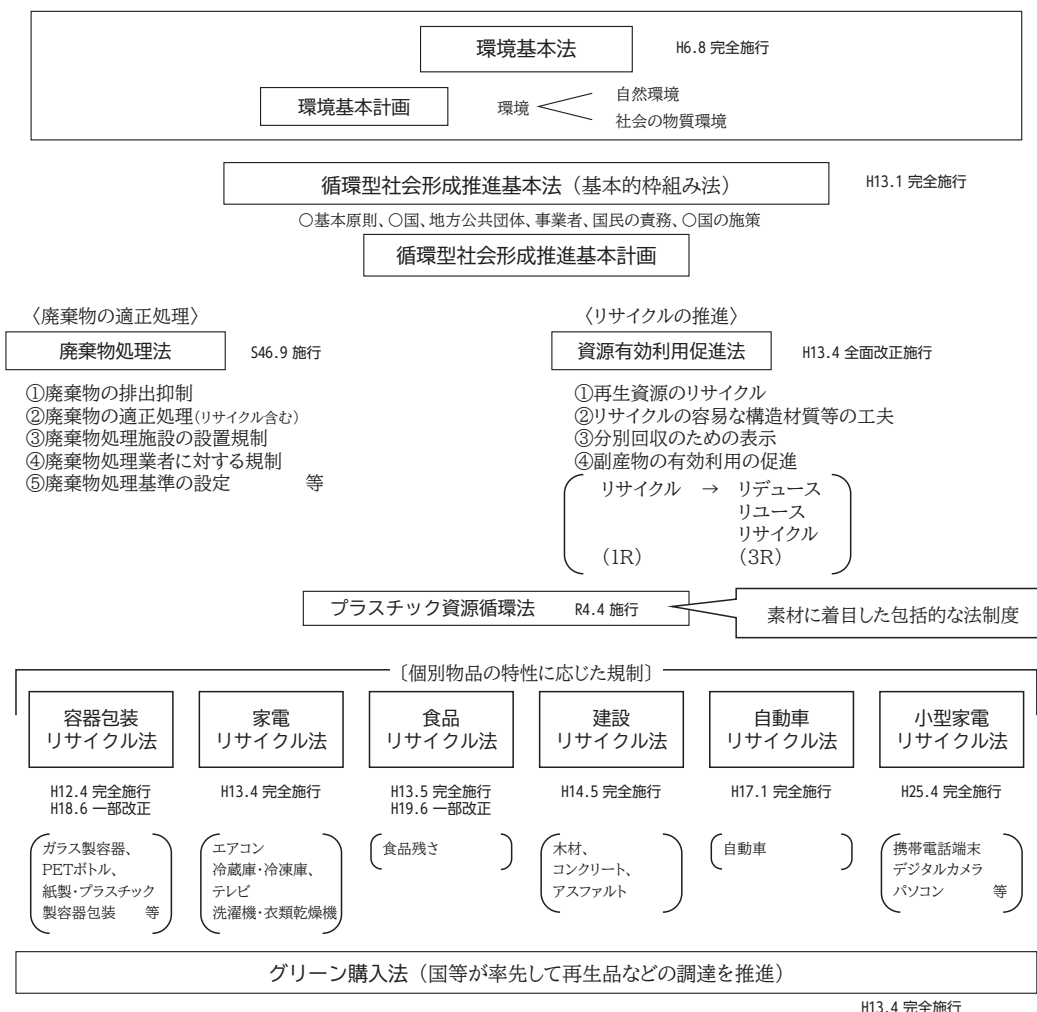
【循環型社会推進課】

廃棄物の発生を減らし、資源の有効利用を図り、適正な処分を行うことによって、天然資源

の消費が抑制され、環境への負荷が低減される「循環型社会」の形成に向けて、平成12(2000)年6月「循環型社会基本法」が制定されました。

また、併せて容器包装をはじめ、家電、食品、

循環型社会の形成のための法体系



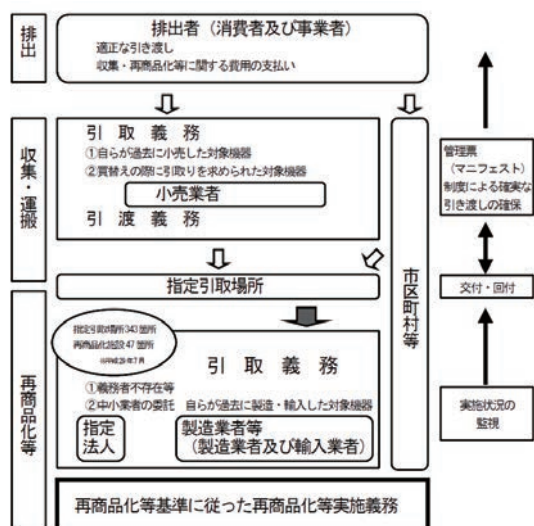
出される廃家電のリサイクルシステムを確立し、廃棄物の減量と有用な部品・素材のリサイクルを図り、循環型社会の実現を目指すため、平成13(2001)年4月に施行されました。

平成 21(2009)年 4 月から、対象機器は、家庭用エアコン、テレビ(ブラウン管式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機に加え、液晶テレビ・プラズマテレビ及び衣類乾燥機が追加されました。

これらの対象家電については、小売店による回収、メーカーによるリサイクル実施を義務付けるとともに、消費者が対象機器の収集運搬料金とリサイクル料金を負担するという役割分担により、リサイクルが行われています。

また、対象家電を持ち込む指定引取場所は、これまでメーカーによって、A・B二つのグループに分かれていましたが、排出者や小売業者の利便性を考え、平成21(2009)年10月1日から共有化が実施されました。令和 5(2023)年度における全国の指定引取場所における引取台数は、廃家電4品目合計で約1,445万台となり、前年度に比べて3.4%減少しました。

家電リサイクル法制度の概要



平成 27(2015)年 4 月から、製造事業者に対して義務付けられる廃家電 4 品目の再商品化率について見直しが行われ、家庭用エアコン 80%以上、液晶テレビ・プラズマテレビ 74%以上、冷蔵庫・冷凍庫 70%以上、洗濯機・衣類乾燥機 82%以上に引き上げられました。ただ

し、ブラウン管テレビについては 55%のまま変更ありませんでした。

令和 5(2023)年度における全国の廃家電 4 品目の再商品化率は、エアコン 93%、液晶テレビ・プラズマテレビ 85%、冷蔵庫・冷凍庫 80%、洗濯機・衣類乾燥機 92%、ブラウン管テレビ 73%となっており、昨年度に引き続き、法定基準を上回る再商品化率を達成しています。

(4) 小型家電リサイクル法

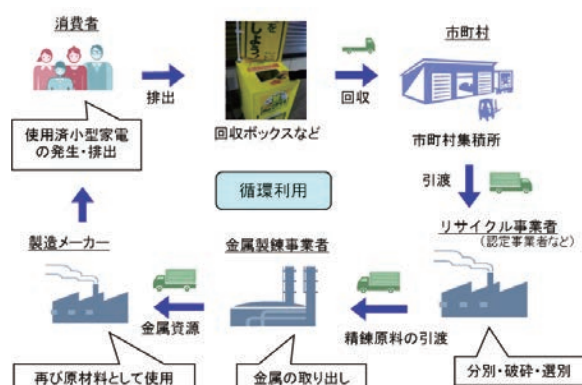
【循環型社会推進課】

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電には、鉄、アルミ、貴金属、レアメタルといった有用な金属が含まれています。日本において1年間に使用済みとなる小型家電は 65 万トンであり、そのうち有用な金属は 28 万トンにもなると推測されています。

これらの大半は埋立処分されていたことから、有用金属の再資源化、鉛などの有害な物質の適正処理などを目的として、平成25(2013)年4月に「小型家電リサイクル法」が施行されました。

本法は、市町村が回収した使用済小型家電を国が認定した再資源化を行う事業者(認定事業者)に引渡し、認定事業者が有用な金属等を再び原材料として使用するものです。

使用済小型家電リサイクルの流れ



〈小型家電再資源化マーク〉

このマークは、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者、本法に基づき分別収集を行う市町村であることを示しています。

この使用済小型家電のリサイクル制度が円滑に進むためには、多くの市町村が制度に参加することが重要です。

本県では、市町村への会議・研修等の機会や県ホームページを活用し、法施行以前に取り組んだ広域回収モデル事業や県内市町村の取組状況、認定事業者の情報を提供するなど、更なる参加市町村の拡大を図っていくこととしています。

なお、小型家電のうちパソコンについては、資源有効利用促進法に基づき、事業所から排出されるパソコンの回収・リサイクルが平成 13 (2001) 年 4 月から実施され、家庭から排出される使用済パソコンについても、15 (2003) 年 10 月から「ゆうパック」を利用した回収・リサイクルの取組が実施されています。

家庭から排出される使用済パソコンの回収・リサイクルの仕組み



〈PCリサイクルマーク〉
このマークがついているパソコンは、新たな回収・リサイクル料金を負担することなく、廃棄することができます。

また、自作のパソコンや倒産したメーカーのパソコンなど回収するメーカーがないパソコンについては、平成 16 (2004) 年 7 月から「一般社団法人パソコン3R推進協会 (旧パソコン3R推進センター)」による回収システムが整備されています。

パソコンについては、使用済小型家電リサイクル制度と併せて、これらの回収方法も活用し、

再資源化を進めていくこととされています。

(5) 自動車リサイクル法

【廃棄物対策課】

ア 概要

我が国で年間約 274 万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み、資源として価値が高いものです。自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付け、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図る仕組みとして、「自動車リサイクル法」が施行されています。

この自動車リサイクル法は、エアコンの冷媒として使用され、大気に放出されるとオゾン層を破壊する「フロン類」、処理の難しい「エアバッグ類」や使用済自動車から有用資源を回収した後に残るシュレッダーダストを適正にリサイクル・処理することを目的とし、これらリサイクル等に必要な費用については、自動車所有者が負担することになっています。

イ 使用済自動車引取業等の状況

この法律の定めるところにより、使用済自動車の引取り等を業として行う場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事 (保健所を設置する市にあっては、市長。本県の場合は、北九州市、福岡市、久留米市の各市長) の登録又は許可が必要です。

使用済自動車の引取業者等登録及び許可状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

	県	北九州市	福岡市	久留米市	計
引取業	505	92	84	45	726
フロン類回収業	212	46	21	13	292
解体業	133	24	12	4	173
破碎業	19	11	5	0	35
計	869	173	122	62	1,226

(6) 食品リサイクル法

【環境政策課】

食品の売れ残りや食べ残し、食品の流通過程や製造過程において発生している廃棄物の大部分が焼却・埋立処分されていたことから、発生抑制と減量化により、最終的に焼却・埋立処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料の原材料として再生利用するために、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を

促進させる「食品リサイクル法」が、平成 13 (2001)年 5 月に施行されました。

食品廃棄物等の発生及び処理状況 (2021 年度)
(単位:万トン)

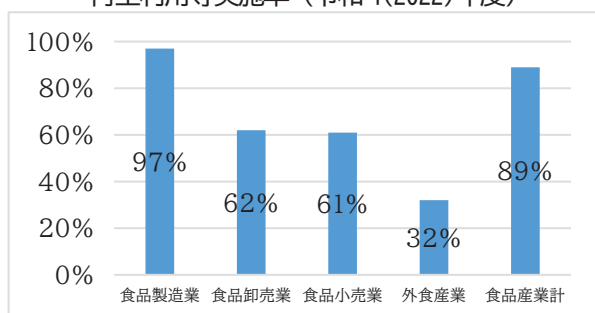
	発生量 (食品 ロス量)	再生利用等量				焼却・ 埋立 等量
		飼料化	肥料化	その他	計	
事業系廃棄物 及び有価物	1,670 (279)	902	185	147	1,234	255
家庭系廃棄物	732 (244)	-	-	-	56	676
合 計	2,402	-	-	-	1,290	931

【資料:環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書(令和6年版)」】

食品リサイクル法では、食品廃棄物の再生利用等の実施率を令和 6(2024)年度までに、食品製造業は 95%、食品卸売業は 75%、食品小売業は 60%、外食産業は 50%に向上させることを目標として定めています。

この目標に向けて、食品関連事業者は食品廃棄物の発生抑制、再生利用、熱回収、減量化に取り組むことになっています。

食品産業における食品廃棄物等の
再生利用等実施率 (令和 4(2022)年度)



【「令和4年度食品循環資源の再生利用等実態調査」(農林水産省)を基に県作成】

(7) 建設リサイクル法

【県土整備企画課、建築指導課】

建設工事に伴い排出される建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約 2 割を、不法投棄量の約 5 割を占めています。さらに、昭和 40 年代の建築物が更新期を迎え、今後、令和 10(2028)年頃をピークに、建設廃棄物の排出量の増大が予測されます。この建設廃棄物について分別解体及び再資源化を行うため、平成 12(2000)年 5 月に「建設リサイクル法」が制定され、14(2002)年 5 月から施行され

ました。

建設リサイクル法の対象となる特定建設資材は、①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートであり、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又は施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の建設工事については、その受注者等に対し、分別解体及び再資源化等を行うことを義務付けています。

現在、特定建設資材廃棄物は、排出者による分別及び再資源化が促進され、国土交通省の調査結果によると、平成 30(2018)年度における再資源化等率は全体で約 97.2%になります。

特定建設資材廃棄物については、再資源化の取組をより一層徹底し、その他の建設資材廃棄物については、リサイクル技術の開発等を積極的に行い、建設リサイクルを推進していく必要があります。

(8) プラスチック資源循環法

【循環型社会推進課】

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品に使用されている一方で、不適正な処理のために年間約800万トンのプラスチックごみが陸上から海洋に流出し、地球規模での環境汚染が懸念されています。

このようなプラスチックごみ問題を背景に令和 4(2022)年 4 月に、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するため「プラスチック資源循環法」が施行されました。

回避可能なプラスチックの使用は合理化(Reduce・Reuse)した上で、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生材や再生可能資源(紙・バイオプラスチック等)に適切に切り替え(Renewable)、徹底したリサイクルを実施し(Recycle)、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利

用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進していくことが必要です。

プラスチック資源循環



【環境省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ】

2 リサイクル製品の利用促進

(1) リサイクル製品認定制度（＊産業廃棄物税使途事業）

【循環型社会推進課】

本県では、平成 17(2005)年 12 月に、資源の循環利用及び廃棄物の減量の促進を図り、循環型社会の形成に資することを目的として、品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品の認定を県が行い、その利用促進を図る「福岡県リサイクル製品認定制度」を創設しました。

制度の概要は次のとおりです。

ア 認定対象品目

再生資源を原材料として製造した建設資材
16 品目

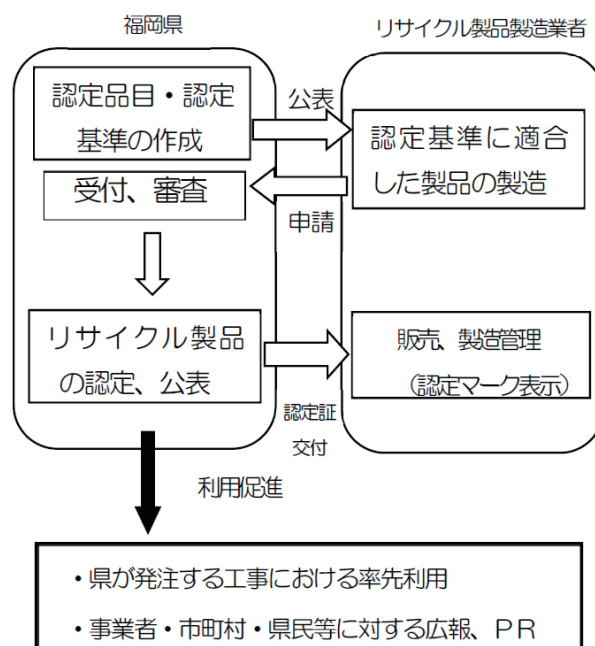
イ 認定要件

①国内に所在し、生活環境保全措置が講じられている工場で製造されること、②認定基準に適合していること、③関係法令を遵守して製造等がなされること、などを要件としています。

ウ 認定基準

認定対象品目ごとに、①対象資材、②品質性能、③再生資源の含有率、④環境安全性、⑤品質管理(規格等の取得状況)、⑥環境負荷の 6 項目について定めています。

福岡県リサイクル製品認定制度



福岡県リサイクル製品認定マーク



令和 6(2024)年 9 月までに 37 回の認定を行い、「福岡県認定リサイクル製品」として 390 製品を認定しています。

認定リサイクル製品は、本県が発注する公共工事において、優先利用するほか、認定リサイクル製品の情報を県ホームページに掲載するなど事業者や県民等への積極的な広報を行い、利用促進を図っています。

(2) 県産リサイクル製品認定制度

【循環型社会推進課】

本県では、平成 27(2015)年 11 月に、県内のリサイクル産業の育成や再生資源の有効活用拡大を図ることを目的として、一定の基準を満たす県内で製造されたリサイクル製品(生活関連用品)の認定を県が行い、その利用促進

制度の概要は、次のとおりです。

再生資源を原材料として製造した生活関連用品 21 分類(認定対象は順次拡大の予定です。)

①県内にある工場や本社を県内に置く事業者により製造等されること、②認定基準に適合していること、③関係法令を遵守して製造等がなされること、などを要件としています。

グリーン購入法に基づき策定した本県の環境物品等調達方針を参考に認定品目ごとに認定基準を定めています。

平成28(2016)年2月に初めての認定を行って以降、令和6(2024)年9月までに18回の認定を行い、「福岡県県産認定リサイクル製品」として117製品を認定しています。

県産認定リサイクル製品は、本県において率先利用するほか、県ホームページへの掲載やパンフレット作成など市町村や県民等への積極的な広報を行い、利用促進を図ります。

また、県産認定リサイクル製品を「販売」又は「使用」で応援いただく事業所を登録・広報する「県産リサイクル応援事業所」の運用を平成 29 (2017) 年 4 月 1 日に開始し、令和 6 (2024) 年 9 月までに 155 事業所の登録を行いました。

さらに、県民や事業者が「県産認定リサイクル製品」に親しみを感じるよう愛称を公募し、平成31(2019)年2月に「ふくくる」に決定しました。

【循環型社会推進課】

エコタウン事業は、地域の産業蓄積などを活かし、環境産業の振興を通じた地域振興を図りつつ、地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会を構築することを目的として、国において平成9(1997)年度に創設された制度です。

また、既存の枠にとらわれない先進的な環境調和型まちづくりを実現するために、地方公共団体が主体となり、地域住民、地域産業と連携して取り組むものであり、これまでに全国で26地域が承認されています。

本県では、平成9(1997)年7月に北九州市が、10(1998)年7月に大牟田市がエコタウンの承認を受けています。それぞれの地域の持つポテンシャルを活かしながら、環境・リサイクル産業の集積促進が積極的に図られています。

エコタウン事業概要

項目	北九州市	大牟田市
承認年月	平成 9 月 7 月	平成 10 年 7 月
場所	北九州市全域	健老町・新開町地区
特色	西日本有数の港湾機能や鉄道・道路網が整備されていること、企業等に環境関連技術が蓄積されていることなどから、アジアを視野に入れた広域・国際的な環境産業拠点となることを目指しています。	有明海沿岸道路や三池港の活用、環有明海地域との連携により、農業、水産業地域と石炭化学技術の融合を図ることで、主として生活密着型のリサイクル産業を推進しています。
主な施設の概要	〈実証研究エリア〉 ・福岡大学資源循環・環境制御システム研究所 ・九州工業大学社会ロボット具現化センター、グリーンマテリアル研究センター 等 〈総合環境コンビナート〉 ・ペットボトルリサイクル ・OA機器リサイクル ・自動車リサイクル ・家電リサイクル ・蛍光管リサイクル ・建設混合廃棄物リサイクル ・非鉄金属、小型家電、二次電池リサイクル 〈響灘東部地区 他〉 ・パチンコ合リサイクル ・廃木材、廃プラスチックリサイクル ・汚泥・金属等リサイクル ・超硬合金リサイクル ・携帯電話リサイクル ・風力発電事業 ・食品廃棄物リサイクル ・古紙・製紙スラッジリサイクル ・都市鉱山リサイクル ・OA機器リユース ・食用油リサイクル ・使用済有機溶剤精製リサイクル ・古紙リサイクル ・空き缶リサイクル ・自動車リサイクル ・古着リサイクル ・太陽光発電パネルリサイクル 等	〈中核施設〉 ・大牟田リサイクル発電所 ・大牟田・荒尾RDFセンター ・大牟田市リサイクルプラザ(資源化施設) ・大牟田市エコサンクセンター 〈環境リサイクル産業団地〉 ・紙おむつリサイクル ・小型家電等リサイクル ・建設系廃棄物リサイクル ・飲料容器リサイクル ・リサイクル改良土の製造 ・溶融設備の再利用 ・水再生処理施設設計 ・環境計量証明事業 ・RDFセンター設備等補修整備 ・半導体関連部品のリペア ・アスファルト混合物、再生骨材、再生路盤材等の製造等 〈企業化支援施設〉 ・RPF(プラスチック及び紙から製造されるリサイクル燃料)製造 ・アミューズメント機器等リサイクル 等

4 各種バイオマスの利用促進

(1) バイオマスの活用状況

【林業振興課】

大量生産、大量消費、大量廃棄の経済システムは、地球温暖化や廃棄物の増加などの環境負

荷をもたらしています。

このような中、循環型社会の実現と地球温暖化防止に資するためには、再生利用が可能な資源であるバイオマスの利用を推進する必要があります。

バイオマス(biomass)とは、バイオ(生物)とマス(量)を合わせた言葉であり、「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」とされています。

バイオマスはその発生状態により、①廃棄物系バイオマス、②未利用系バイオマス、③資源作物の3種類に分類されます。

①廃棄物系バイオマス

生活や産業活動から排出される生ゴミや製材所残材など

②未利用系バイオマス

農林業において広く薄く発生するわらや林地残材(伐採後に林地に置かれたままの径の小さい間伐材や枝など)

③資源作物

食料などの生産を目的とせず、エネルギー源や製品材料を目的に栽培される菜の花やトウモロコシなど

バイオマスの発生量と活用状況(令和5年度)

	発生量(万t)	活用率(%)
家畜排泄物	67	87
食品廃棄物	67	15
木質系	60	46
汚泥	33	97
農作物非食用部	26	79
合計	253	59

注:表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

令和5(2023)年度において253万トンのバイオマスが発生し、そのうち約6割が活用されています。家畜排泄物や汚泥、農作物非食用部の活用は進んでいますが、今後、木質系や食品廃棄物の活用率を高めていく必要があります。

(2) 木質バイオマスの活用

【林業振興課】

本県では、伐採された木材のうち未利用の間伐材等は34万トンで、このうち23%、7万9千トンが資源として利用されています。

また、県内の製材所で丸太を加工する際に発生する製材端材は8万4千トンで、うち96%、8万1千トンが資源として利用されています。

(3) 下水汚泥の活用

【下水道課】

下水汚泥は下水の処理過程にて発生するバイオマスであり、発生量は下水道の普及に伴って年々増加しています。地球温暖化対策の推進や循環型社会の構築が求められる現況において、下水汚泥の有効活用が促進されています。

こうした状況の中、本県の流域下水道においても有効活用を進めており、県内の流域下水道で最大規模となる御笠川浄化センターで下水汚泥の減容化及び資源化を目的として、平成12(2000)年度から「油温減圧式乾燥施設」を、令和元(2019)年度から「下水汚泥固形燃料化施設」を稼働しています。このほか、下水汚泥の発生過程において有機物を細菌の働きにより分解し、メタン含有率約60%のガスを発生させる消化槽も導入しており、発生したガスを各施設の燃料として有効利用しています。

「油温減圧式乾燥施設」では、下水汚泥と廃食用油を混合し、減圧・加熱することにより、石炭に近い発熱量を有する乾燥汚泥となります。この処理過程にて下水汚泥の含水率が低下し、約1/4程度に減容化されます。現在、この乾燥汚泥は石炭火力発電所での石炭との混焼燃料や肥料の原料として活用されています。

「下水汚泥固形燃料化施設」では、下水汚泥を250℃～350℃で蒸し焼き(炭化処理)することにより、固形燃料となります。この固形燃料を石炭火力発電所での石炭との混焼燃料として活用することで、下水汚泥の資源化を促進するとともに、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に貢献します。



御笠川浄化センターでは、令和 5(2023)年度に発生した下水汚泥のうち、77.2%を「下水汚泥固形燃料化施設」、16.7%を「油温減圧式乾燥施設」で処理し、残り 6.1%については場外搬出等を行い、次表のとおり再利用を図っています。

令和5年度下水汚泥の処理（御笠川浄化センター）

処理方法	受入量(t)		活用方法
固形燃料化	30,156	77.2%	石炭混焼燃料
油温減圧乾燥	6,539	16.7%	石炭混焼燃料、肥料原料
場外搬出等	2,371	6.1%	セメント原料等

(4) 環境保全施設等整備資金融資事業

【循環型社会推進課】

福岡県環境保全施設等整備資金融資制度により財政支援を行い、県内に事業所を有する中小企業者等の次世代自動車の購入・最新規制適合車への買い替え、廃棄物資源化・再生利用施設、バイオマスプラスチックを原料とする製品の製造施設の整備等を促進します。

5 福岡県リサイクル総合研究事業化センター

【循環型社会推進課】

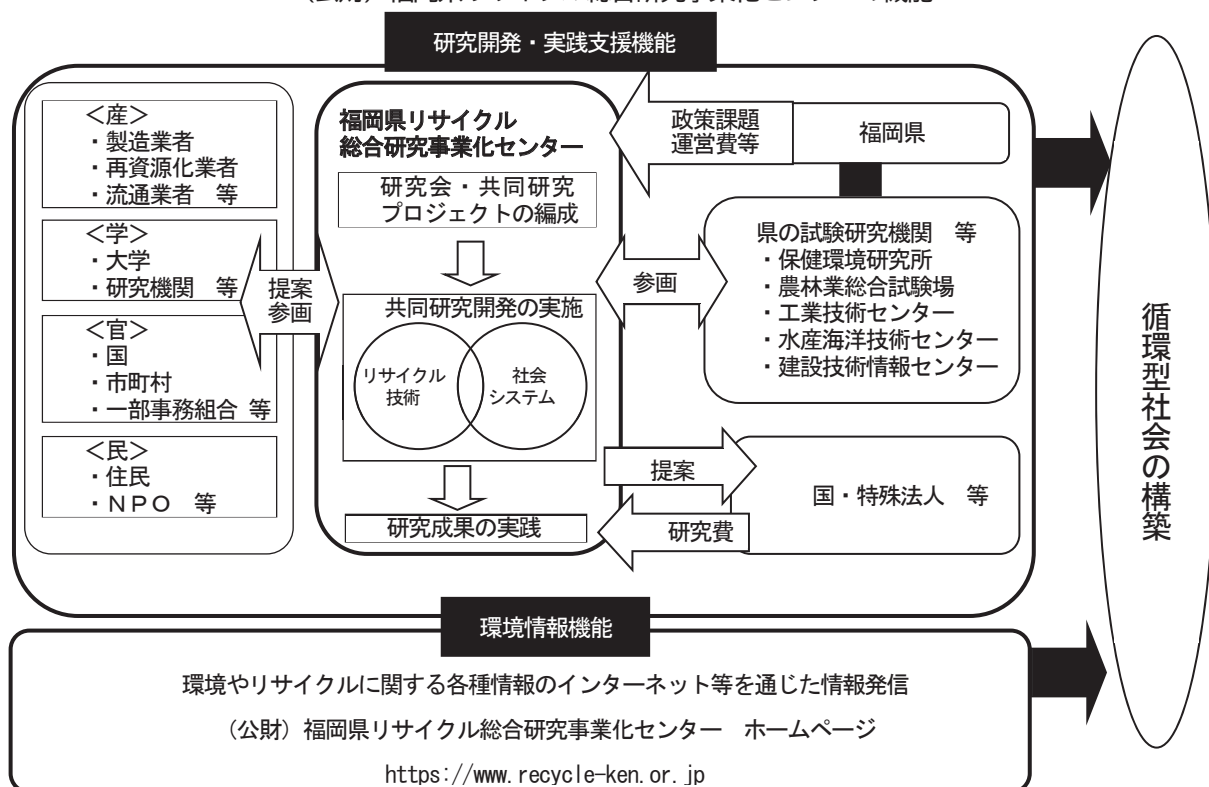
リサイクルをシステムとして地域に定着させるためには、技術だけでなく、分別回収やリサイクル製品の販路の確保等の課題が数多くあります。

このため、本県では、平成13(2001)年6月に福岡県リサイクル総合研究事業化センターを設立し、産・学・官・民の協力により、廃棄物の特性に応じたりサイクル技術と併せて、効果的な分別収集システム等の社会システムを開発しています。

本センターは、課題解決のための研究機能、研究成果の展開を図る実践支援機能、環境情報の発信機能により、実用的なりサイクルに関する研究を推進するとともに、研究開発支援や研究成果を活用した事業化を進めています。

また、太陽光発電パネルリサイクル推進事業や使用済プラスチックの回収・再資源化に関する実証事業支援等の実施機関としての役割も担っています。

(公財) 福岡県リサイクル総合研究事業化センターの機能



さらに、令和 6(2024)年度からは使用済 EV バッテリー資源循環モデル構築事業を開始しています。

(1) 研究成果事例

新技術によるバイオ液肥の濃縮施設を開発

築上町では、し尿・浄化槽汚泥から製造するバイオ液肥を用いて循環型農業に取り組んできましたが、水分が多く運搬コストがかさむ、散布機械や灌水装置に繊維が詰まるため利用が制限されるという課題がありました。

これらの課題を解決するため、三菱ケミカルアクア・ソリューションズ(株)、九州大学、静岡県立大学、築上町、みやま市と共同研究を実施し、液肥から肥料成分を濃縮する施設を全国で初めて開発しました。

研究では、特許技術をもとに築上町の有機液肥製造施設において液肥濃縮試験を行い、肥料成分(窒素及びカリウム)を約20倍に濃縮できました。この技術により、①輸送コストや液肥貯蔵スペースの削減、②農作物に与えたい濃度に肥料成分を調整、③目詰まりの原因となる懸濁物質の除去が可能となり、従来は難しかった小規模農地や灌水装置を使用する施設園芸等への利用拡大が期待されます。



築上町が建設した全国初の新技術を用いた液肥濃縮施設と、濃縮前(左)濃縮後(右)の液肥

(2) 研究開発取組状況(令和 5(2023)年度)

ア 研究会

- ・ 糖含有廃棄物を活用した農業用土壌還元消毒技術の開発研究会
- ・ 大豆の増収を目指した剪定枝・草チップを原料とする堆肥の調製・施用サービス事業化研究会

- ・ 浮遊選鉱法によって改質した燃焼灰を使用したジオポリマーコンクリートによる実建物の実証研究会
- ・ 竹をバイオマス資源として伐採・回収するシステムを社会実装する研究会
- ・ 放置竹林の竹を原料とするトマト養液栽培用培土の開発等総合的利活用事業化研究会
- ・ フルボ酸とカキ殻を活用したチップバーン発生抑制策と AI を用いた X 線画像解析によるチップバーン検出方法の研究会
- ・ 植物発酵エキスを製造工程で発生する残渣の養豚用飼料開発と事業化研究会
- ・ 福岡県内におけるリユース容器を用いた循環型ショッピングプラットフォーム「Loop」の導入および事業拡大のための基礎調査研究会
- ・ PVC(塩ビ)端材と木材端材を原材料とする新素材とリサイクル商品の開発研究会

イ 共同研究プロジェクト

- ・ 珪砂副生成物の高取焼陶土活用プロジェクト
- ・ リサイクル鉄粉によるスマート農業の実証と販売体制構築プロジェクト
- ・ 廃プラスチックを添加したアスファルトの舗装材料への利用研究プロジェクト

(3) レアメタルリサイクル推進事業

レアメタルとは、元々埋蔵量が少なかったり、量は多くても経済的・技術的に取り出すことが困難な 31 種類の金属の総称です。

自動車や電子電気機器等のハイテク産業には必須の素材であるため、レアメタルの安定的な確保は、我が国の産業競争力を確保する重要な課題の一つとなっています。

本県には、北九州市と大牟田市に 2 つのエコタウンがあり、エコタウンを中心としてリサイクル産業等の集積が進んでいることや大学等

使用済小型家電の回収方法



においてもレアメタル抽出等の研究実績があるなど、レアメタルリサイクルを推進する上で多くのポテンシャルがあるため、平成 20(2008)年度から事業化に向けた取組を積極的に進めてきました。

これまで、使用済電子機器からの tantalum リサイクルの事業化や使用済蛍光灯からのレアアースリサイクルの事業化を実現しました。

また、レアメタル等の有用な金属の再資源化を目的として、平成 25(2013)年 4 月に小型家電リサイクル制度がスタートしましたが、本県では、制度開始前の先行的な取組として、21(2009)年から、大牟田市、筑後市及び大木町において、ゲーム機やデジタルカメラ、携帯電話などの使用済小型家電の回収モデル事業を開始し、23(2011)年度からは全国で初めて県域を越えて九州一円 17 自治体で、さらに、24(2012)年度には参加自治体を 30(県内は 17 自治体)に拡大し、広域回収モデル事業を実施しました。

本モデル事業においては、各自治体の実情に応じた回収方法の採用や広域的な回収な

ど、使用済小型家電の回収システムの構築を図ることができました。

現在、県内の多くの自治体が小型家電リサイクル法に基づき小型家電の回収を行っています。

これらの取組に加えて、令和 6(2024)年度からは使用済 EV バッテリーの資源循環モデル構築に向けた事業にも取り組んでいます。(詳細は(7)使用済 EV バッテリー資源循環モデル構築事業に掲載)

(4) 太陽光発電パネルリサイクル推進事業

太陽光発電については、平成 24(2012)年に開始した再生可能エネルギーの固定価格買取制度により導入が急速に進展したことに伴い、今後、使用済みとなった太陽光パネルの排出量が加速度的に増加することが想定されます。

現在、パネルの多くが埋立処理されており、資源の有効利用の観点から、将来のパネルの排出量の増加に備え、リサイクルにつなげる仕組みが必要です。

県内には全国的にも数少ない太陽光パネルの高度な処理技術を持つリサイクル業者があり、

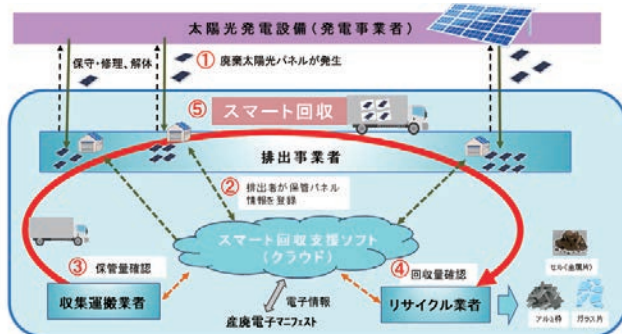
効率的な回収システムがあれば、パネルのリサイクル推進が可能な環境にあります。

このため、本県と福岡県リサイクル総合研究事業化センターは、令和元(2019)年度から 2 (2020)年度にかけて各所に点在するパネルを効率的に回収するシステムの実証試験を実施しました。そのうえで、「廃棄太陽光パネルスマート回収システム」を全国に先駆けて開発し、3(2021)年 7 月から運用を開始しました。

このシステムは、排出者(メンテナンス業者)、収集運搬業者、リサイクル業者等が、廃棄パネルに関する情報(保管量、保管場所、種類)をクラウド上の支援ソフトで共有し、点在する廃棄パネルを効率的(スマート)に回収、リサイクルするものです。

今後、太陽光パネルリサイクルの関係者と設置した「太陽光発電(PV)保守・リサイクル推進協議会」を通じて、多くの関係者にシステムの活用を促すことにより、点在する廃棄パネルを効率的(スマート)に回収し、再資源化を推進します。

廃棄太陽光パネルスマート回収システムの概要



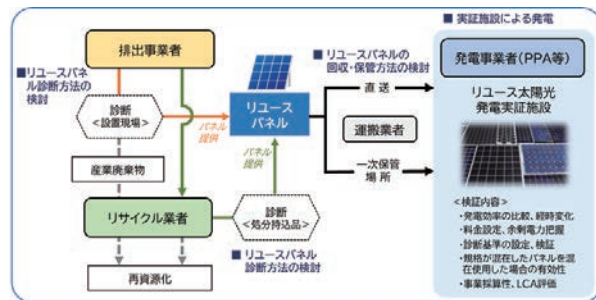
(5) 太陽光パネルリユースモデル事業

使用済みパネルのうち、まだ発電可能なものをリユースすることにより将来の排出量の平準化を図るため、令和5(2023)年度から、「太陽光パネルリユースモデル事業」を実施しています。

本事業では、県と福岡県リサイクル総合研究事業化センターが関連事業者等と協同して、診断・物流・発電の一連の実証や事業採算性の検

証を行い、低コストで信頼性の高い診断方法の確立など、太陽光パネルリユースモデルの構築を目指しています。

太陽光パネルリユースモデル事業の概要

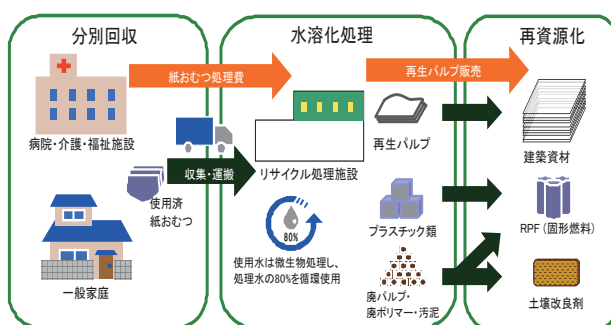


(6) 紙おむつリサイクル推進事業

高齢化社会の進行に伴い、紙おむつの使用量・排出量は増加することが予測され、紙おむつのリサイクルは大きな課題となっています。

県内リサイクル事業者は、福岡県リサイクル総合研究事業化センター等との共同研究により、使用済紙おむつを水溶化処理してパルプなどを分離・回収し、建築資材の原料等として再利用する技術を確認しました。この技術は、環境省が令和 2(2020)年 3 月に策定した「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」においてもリサイクル技術のひとつとして取り上げられています。

紙おむつリサイクルシステムの概要



また、大木町においては、この共同研究の成果を活用して、平成 23(2011)年 10 月に全国で初めて家庭からの紙おむつの分別回収とリサイクルが開始されました。27(2015)年度には、福岡都市圏において紙おむつのリサイクル

事業化を目的とした自治体や病院、介護施設等の関係者をメンバーとする「紙おむつリサイクルシステム検討委員会」において、排出実態調査及び広域回収実験の結果等を基に、「紙おむつリサイクルシステム(案)」を取りまとめました。

今後とも情報発信に努め、紙おむつリサイクルを推進していくこととしています。

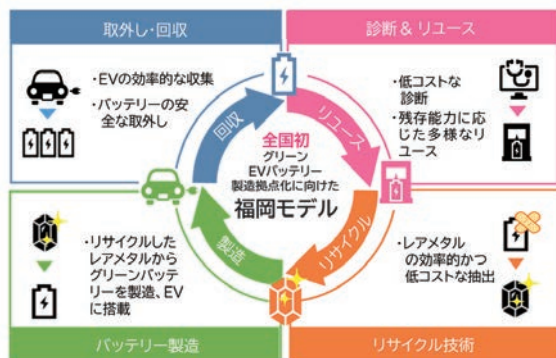
(7) 使用済EVバッテリー資源循環モデル構築事業

EV(電気自動車)の普及に伴い、今後、バッテリーの廃棄量も加速度的に増えていくことが予測されます。我が国では、EVバッテリーに含まれるレアメタルの調達を海外に依存しており、経済安全保障上の懸念があることから、国内におけるバッテリーのリサイクルシステムの確立が喫緊の課題となっています。

県では、国家的課題である使用済EVバッテリーの資源循環システムを全国に先駆けて構築するため、令和6年7月に「グリーンEVバッテリーネットワーク福岡(愛称:GBNet(ジービーネット)福岡)」を設立しました。

GBNet福岡は、自動車メーカー、金属リサイクル業者等の企業・団体で構成され、使用済EVバッテリーの「回収」「リユース」「リサイクル」「再製造」の一連の工程に取り組み、資源循環の「福岡モデル」構築を目指します。

福岡モデル（使用済EVバッテリー資源循環システム）



第4節 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

〔廃棄物処理法〕

一般廃棄物については、市町村に処理責任がありますが、本県では市町村等の関係機関と連携し、適正な処理のため各種施策を実施しています。また、災害廃棄物の処理体制の整備にも取り組んでいます。

産業廃棄物については、排出事業者がその責任において適正に処理することが原則であり、本県では、その適正処理の徹底のため、安定型最終処分場の定期掘削調査などの各種施策を実施しています。

1 一般廃棄物に関する法律等の整備

【廃棄物対策課】

一般廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法、同法施行令及び施行規則が施行されています。

近年の改正においては、平成 27(2015)年 7 月に、災害対策を実施・強化するための法整備がなされました。

2 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 市町村の一般廃棄物処理計画と処理体制の整備

【廃棄物対策課】

市町村は、一般廃棄物の排出抑制のための方策や分別収集体制の確立及び処理施設の整備等について計画を策定し、その計画に従って廃棄物の処理を行っています。

廃棄物処理施設については、マテリアルリサイクル推進施設(容器包装の選別・保管や粗大ごみの破碎・資源回収等を行う施設)や熱回収施設(焼却施設)等を環境負荷や立地等に配慮しつつ、効率的かつ計画的に整備していくことが必要です。

(2) 広域的な視野に立った処理体制の整備(RDF※発電事業の推進)

【循環型社会推進課】

私たちの日常生活などから排出されたごみ(一般廃棄物)の一部はリサイクルされていますが、大部分は焼却処理されています。

そのため、ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類などの適正処理対策に加え、焼却熱の有効利用などのリサイクルにも取り組む必要があります。

このためには、市町村単独又は近隣の市町村と共同でごみを処理していくだけではなく、より高度で広域的な視点に立ったごみ処理施設を整備していく必要があります。

本県では、小規模市町村のごみ焼却に伴うダイオキシン類対策や熱回収を図るため、平成 11(1999)年 1 月、大牟田市、電源開発株とともに大牟田リサイクル発電㈱を設立しました。14(2002)年 12 月から RDF(ごみ固形化燃料)発電所の運転を開始し、一般廃棄物の焼却熱を有効利用しています。

この RDF 発電事業は、令和 4(2022)年度末に、第 3 セクターとしての事業を終了し、5(2023)年度から民間事業者として事業を継続しています。

(3) 一般廃棄物処理施設の維持管理の指導

【廃棄物対策課】

市町村等の処理施設の維持管理が適正に行われるよう適宜立入検査を行うほか、施設の排ガス、排水の検査等の定期的な報告を求め、実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行っています。

※RDF(Refuse Derived Fuel:ごみ固形化燃料):可燃物を破碎・選別したのち、ごみに含まれる水分を乾燥させ、添加剤として消石灰を加え、円柱形に圧縮成形(直径 10~20 mm、長さ 30~50 mm のチョーク状)したもので、輸送性・貯蔵性に優れていることから、広域的なごみ収集の手法として有効です。

(4) ごみ散乱防止対策

【廃棄物対策課】

道路や河川、観光行楽地等における空き缶やペットボトル等のごみの散乱が後を絶ちません。

このため、県民への啓発を主眼とし、地区衛生組織等のボランティア団体による美化運動の推進等に努めています。

また、本県では、平成5(1993)年3月に「福岡県ごみ散乱防止条例」を制定し、県、市町村、県民、事業者及び土地の占有者が連携して、たばこの吸い殻、空き缶等のごみの散乱を防止することを目的とした、「環境美化の日」の設定や普及啓発を行っています。

県内では、全ての市町村において、同様の条例が制定されており、行政、住民、事業者が一体となってごみ散乱防止対策に取り組んでいます。

3 海洋ごみに関する対策

(1) 海岸漂着物等対策

【廃棄物対策課】

本県の海洋ごみ(海岸漂着ごみや漂流ごみ、海底ごみ)は、河川を経由した流れ込みやポイ捨て等による国内由来によるものが多数含まれています。また、海岸漂着ごみにおけるプラスチック類や発泡スチロールの割合が、個数で94%、重量で37%を占めています。

こうした海洋ごみは、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼすばかりでなく、海岸における美しい景観を損ない、漁業活動に支障を来すなど経済活動にも悪影響を与えています。

本県では、「海岸漂着物対策地域計画」に基づいて、県内の海岸においてビーチクリーニング大会を実施したり、海洋ごみの発生の状況や原因に関する調査を進めるなど、海岸環境の保全についての普及啓発に取り組んでいくこととしています。

また、海洋ごみに対する理解や認識を深め、ポイ捨てをしない、ごみの分別を行うといった

簡単な行動から少しずつ始めていくことなどを目的として、海洋ごみ発生抑制に係る啓発動画「密着！漂着！海のごみに突撃インタビュー！」を作成しています。

「密着！漂着！海のごみに突撃インタビュー！」



(視聴できます)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/umigomikeihatudouga.html>

(2) クリーンリバー・クリーンビーチ推進事業

【河川管理課、港湾課】

本県では、「クリーンリバー推進対策事業」及び「クリーンビーチ推進事業」により、県が管理する河川や海岸において、清掃、除草などの愛護活動に取り組むボランティア団体、NPO法人、地元企業、学校等を愛護団体等として登録する制度を設け、活動に対する報償、活動のための需用品の支給等により、その活動を支援しています。(第3章にも記載)

4 産業廃棄物の適正処理の確保

(1) 産業廃棄物に関する法律等の整備

【廃棄物対策課】

産業廃棄物の適正な処理体制の整備や不適正処理を防止するため、廃棄物処理法において、国における基本方針や都道府県における廃棄物処理計画の策定、マニフェスト制度の見直し、野外焼却の禁止等が定められています。

また、近年の改正においては、平成30(2018)年4月、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に指定されている32品目のうち、廃棄物ではなく、かつ再使用されないものが有害使用済機器として定められ、当該機器の保管又は処分を行おうとする場合は届出が必要となりました。

有害使用済機器の保管等届出状況

(令和6年3月31日現在)

届出の種類	届出件数				
	県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
保管のみ	5	10	1	0	16
保管及び処分 (再生を含む)	0	3	2	0	5
計	5	13	3	0	21

(2) 産業廃棄物処理施設の設置許可状況

【廃棄物対策課】

事業者の設置する最終処分場(埋立場)及び一定規模以上の中間処理施設については、許可を要することとなっています。

(3) 産業廃棄物処理業の許可状況

【廃棄物対策課】

産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事(政令で定める市にあっては市長。本県の場合、北九州市、福岡市、久留米市の各市長)の許可が必要であり、通常の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物について、それぞれ収集運搬業及び処分業の許可が必要です。

ただし、収集運搬(積替え、保管を含まない。)については、平成23(2011)年4月から許可の合理化が行われ、原則として知事の許可のみで県内全域の収集運搬業が可能となっています。

産業廃棄物処理施設設置許可状況

令和6年3月31日現在

施設の種類		許可件数				
		県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
汚 泥	脱水施設	43	31	15	13	102
	乾燥施設	3	3	0	0	6
	焼却施設	5	19	0	1	25
廃 油	油水分離施設	5	10	0	1	16
	焼却施設	6	18	1	1	26
廃酸・廃アルカリの中和施設		1	5	0	0	6
廃プラスチック類	破碎施設	25	57	5	4	91
	焼却施設	10	23	2	2	37
木くず・がれき類の破碎施設		173	133	23	90	419
有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		0	1	0	0	1
水銀等を含む汚泥のばい焼施設		0	1	0	0	1
廃水銀等の硫化施設		0	0	0	0	0
汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		1	9	0	0	10
廃石綿、石綿含有産業廃棄物の溶融施設		0	1	0	0	1
その他の産業廃棄物の焼却施設		8	19	2	1	30
P C B	焼却施設	0	0	0	0	0
	分解施設	0	3	0	0	3
	洗浄・分離施設	0	1	0	0	1
最終処分場	遮断型	1	0	0	0	1
	安定型	22	4	4	1	31
	管理型	12	6	1	0	19
計		315	344	53	114	826

産業廃棄物処理業許可状況

令和6年3月31日現在

業 の 種 類			許 可 区 域				
			県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
産業廃棄物	収 集 運 搬 業		6,201	185	34	9	6,429
	処分業	中 間 処 理	381	153	66	53	653
		最 終 処 分	13	4	4	1	22
特別管理 産業廃棄物	収 集 運 搬 業		703	50	4	6	763
	処分業	中 間 処 理	11	24	2	2	39
		最 終 処 分	1	0	0	0	1
合 計			7,310	416	110	71	7,907

(4) 産業廃棄物処理の監視指導（※産業廃棄物税 使途事業あり）

【監視指導課、廃棄物対策課】

産業廃棄物は、排出事業者がその責任において適正に処理することが原則であり、また、循環型社会の形成に向けて、一層の廃棄物の排出抑制や減量化・資源化の促進が求められています。

本県は、排出事業者及び処理業者に対して適正処理を指導しています。

ア 法令の周知徹底

【監視指導課】

廃棄物処理法や条例の周知を図るため、本県では次の施策を実施しています。

産業廃棄物の適正処理に必要な知識の習得を目的として産業廃棄物処理業者に対する講習会を実施しています。また、排出事業者の処理責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理の徹底を図ることを目的として、排出事業者に対する講習会を実施しています。（令和2(2020)年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため県ホームページに資料を掲載すること等により実施）

加えて、排出事業者で構成される団体の研修会などに職員を講師として派遣しています。

さらに、県民向けの啓発活動として、例年、福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会※と合同で、福岡市天神など県内の複数か所で「不法投棄撲滅キャンペーン」を実施しています。

イ 監視指導

【監視指導課】

不法投棄をはじめ産業廃棄物の不適正処理が依然として発生していることから、処理業者等に対する不信感や生活環境保全上の支障に対する不安の声が県民から寄せられています。

そのため、本県では、排出事業者、処理業者に対して監視指導を行い、適正処理の徹底を図っています。

本県における不法投棄等不適正処理の状況

	R1	R2	R3	R4	R5
発生量(t)	0	40	2,750	24	0
発生件数	0	2	1	1	0
改善状況	—	改善中	改善中	改善済	—

（1件当たり10トン以上のもの。政令市、中核市分を除く）

令和5(2023)年度における監視指導は、次のとおりです。

(ア) 排出事業者に対する監視指導

排出事業者の処理責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を一層徹底するため、有害物質関連の事業場や処理施設を有する事業場、さらには排出量の多い事業場等の立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、法令の遵守、処理体制の整備、処理施設の適正管理を指導しました。

(イ) 処理業者に対する監視指導

産業廃棄物処理業者は、その性格上社会的な責任が大きいこと、また、取り扱う産業廃棄物が多量かつ多種類に及ぶことから、全ての処理業者を対象として立入検査及び処理実績報告の徴

※福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会：県、環境省、県警、第七管区海上保安本部、北九州市、福岡市、久留米市及び(公社)福岡県産業資源循環協会で構成する協議会(令和6年3月31日時点)。不法処理の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ適正な対応を目的としています。

収を行い、許可事業範囲の徹底、処理処分に関する基準の遵守、処理施設の適正管理を指導しました。

(ウ) 立入検査と行政処分

産業廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理法等に基づき、産業廃棄物処理業者や事業場の廃棄物処理施設等への立入検査を令和5(2023)年度は4,384件実施しています。

また、廃棄物処理法に違反する処理等が行われた場合には、改善命令、措置命令、業の停止、業許可の取消し等の行政処分を行います。

(I) 県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前届出制度

産業廃棄物の処理の適正化を図るため、平成25(2013)年11月に「福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱」を制定しました。

県外から搬入される産業廃棄物の種類、数量等を事前に把握することにより、効率的な監視・指導の実施、不適正処理の早期発見・早期対応に努めています。

(オ) 産業廃棄物運搬車両検問

警察と連携し、産業廃棄物運搬車両検問を実施しています。

実際に産業廃棄物を運搬している車両を停車させて、積載している産業廃棄物の量や性状を確認し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)[※]との照合を実施しています。

令和5(2023)年度は県内7か所で実施し、許可証の写しの不携帯などについて、処理業者に対して適正に運用するよう指導しました。

ウ 監視指導の強化

【監視指導課】

産業廃棄物の不適正処理事案の未然防止、早期解決を目的として、次のような取組により、監視指導を強化しています。

(ア) 警察官等の配置

現職の警察官2名を監視指導課に配置すると

ともに、警察官OBを専門員として監視指導課及び各保健福祉環境事務所に計20名配置するなど、監視指導体制の強化を図っています。

(イ) 安定型最終処分場の掘削調査

平成25(2013)年度から、産業廃棄物の不適正処理の早期発見・早期対応を図るため、県内の安定型最終処分場に対する掘削調査を実施しています。

令和5(2023)年度においては、3処分場の掘削調査を実施し、必要な指導を行うとともに、その調査結果を県ホームページで公表しました。

(ウ) 立入検査の強化

効果的・効率的な監視指導を行うため、平成28(2016)年度から、産業廃棄物処理業者の許可情報、指導実績等を一元的に管理するシステムを運用しています。

平成30(2018)年度からは、立入検査の効率化・強化を図るため、赤外線カメラ搭載ドローンを導入し、廃棄物の量や表面温度を正確かつ迅速に把握して、過剰保管への早期対応や火災の未然防止に努めています。

令和元(2019)年度からは、的確かつ速やかな行政指導、排出事業者責任の早期追及、積極的かつ厳正な行政処分を行うことを目的として、産業廃棄物処分業者に対して、廃棄物対策課、監視指導課、担当保健福祉環境事務所が合同で立入検査を実施しており、令和5(2023)年度においては、41業者を対象に合同立入検査を行い、違反が認められた業者に適正処理を指導しました。また、監視指導担当職員の資質向上のため、過去の事案を題材とした研修を行うことにより、不適正処理の早期発見・早期対応の取組をさらに強化しています。

令和2(2020)年度からは、監視指導業務にウェアラブルカメラや遠隔操作対応監視カメラを導入し、不適正処理に対して迅速・的確に対応する体制を構築しています。

※産業廃棄物管理票(マニフェスト):排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者へ交付する書類。処理終了後処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおり産業廃棄物が処理されたことを確認し、もって適正処理を確保するためのもの。

令和5(2023)年度からは、より迅速な監視指導を行うため、AI-OCR※を導入しました。

エ 不適正処理現場の是正

【監視指導課】

廃棄物処理法に基づく措置命令、改善命令及び行政指導を行っているものの課題の解消に長期間を要している事案について、将来に向けた生活環境保全上の支障がないよう、周辺環境のモニタリングや各種調査による現状の詳細な把握、専門家会議での対応方針の検討、地元自治体や住民との協議・調整等、必要な対策を迅速かつ重点的に実施し、課題解消に取り組んでいます。

オ 適正な産業廃棄物処理施設確保の推進

【廃棄物対策課、循環型社会推進課】

産業廃棄物を処理するためには、適正な処理施設の確保とともに、周辺(又は近隣)住民の理解を得ることが極めて重要です。

このため、設置者と住民との意見の調整を図るための手続を定めた「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を制定し、その適正な運用を図り、産業廃棄物処理施設の確保に努めています。

令和5(2023)年度は、この条例に基づき、4件の事業計画が提出され、手続を進めています。

しかし、産業廃棄物処理施設に対する不安感等を背景に、周辺地域の住民と事業者との意見調整に時間を要している事例もあります。

また、現状では県内の最終処分場については残余容量に余裕があり、今後は、民間による最終処分場の整備状況や残余容量を見極めながら、公共関与による整備についても引き続き検討を行っていきます。

力 優良産業廃棄物処理業者認定制度の優良基準適合認定

【廃棄物対策課】

廃棄物処理法において、優良産廃処理業者認定制度が規定されています。

優良産廃処理業者認定制度は、法人の許可情報、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間インターネットを利用する方法により公表するなど、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準(①遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組、④電子マニフェスト、⑤財務体質の健全性、⑥5年以上継続して優良認定を受けようとする都道府県又は政令市の産業廃棄物処理業の許可を受けていること)への適合性を都道府県知事(政令で定める市にあっては市長。本県の場合、北九州市、福岡市、久留米市の各市長)が認定した場合には、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等のメリットが付与されます。

優良産廃処理業者認定状況

令和6年3月31日現在

業の種類	認定件数				
	県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
産業廃棄物収集運搬業	215	21	6	5	247
産業廃棄物処分業	48	24	15	18	105
特別管理産業廃棄物収集運搬業	136	11	1	5	153
特別管理産業廃棄物処分業	3	8	0	1	12
計	402	64	22	29	517

※AI-OCR:活字、手書き文字を読み取ることができるソフトウェア。ほとんどが手書きのマニフェストをAI-OCRを用いて電子化し分析することで、中間処理の状況等を短時間で把握することが可能となる。

(5) 市町村への環境行政支援（※産業廃棄物税使
途事業）

【循環型社会推進課】

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、保健所設置市（北九州市、福岡市、久留米市）が実施する産業廃棄物の適正処理推進事業及び市町村（北九州市、福岡市、久留米市を除く。）が実施する産業廃棄物最終処分場の適正処理推進事業や不法投棄防止事業を支援しています。

5 廃棄物の不適正処理の防止

（※産業廃棄物税使途事業あり）

【監視指導課】

廃棄物の不法投棄防止に関する監視と情報交換を目的として、平成6(1994)年3月に福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会を設置するとともに、県内9地域に県保健福祉環境事務所を中心として警察署及び市町村等で構成する地域連絡協議会※を設置しています。

この地域連絡協議会を中心として、不法投棄監視体制の整備を進めています。また、6保健福祉環境事務所管内においては、41の市町村で不法処理防止推進員制度※が整備されています。

加えて、平成28(2016)年度から、デジタルカメラのGPS機能を活用して、本県が把握した不法投棄場所を不法投棄物の種類や量等の関連情報とともに電子地図上にマッピングするシステムを整備・運用し、市町村等と情報を共有しているほか、不法投棄が疑われる現場等に監視用小型カメラを設置し、不法投棄等の早期発見、早期対応、未然防止を図っています。

不適正処理現場の状況（改善指導前）



不適正処理現場の状況（改善指導後）



その他の監視指導活動

- ・巡回監視パトロール
各保健福祉環境事務所職員等による不法投棄の防止及び早期発見のための巡回監視
- ・スカイパトロール
県警所有のヘリコプター等による空からの不適正処理等監視
- ・平日夜間、休日昼間における監視パトロール

※地域連絡協議会：保健福祉環境事務所環境（指導）課を中心に管内の警察署、市町村、農林・県土整備事務所等で構成し、不法投棄対策等を協議する協議会。

※不法処理防止推進員制度：不法投棄等の疑いがある情報を地域住民（ボランティア等）から収集する制度

6 災害廃棄物の適正処理

【廃棄物対策課】

大規模な地震や水害等の災害時には、大量の災害廃棄物が発生します。このため、「福岡県災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理について、県内廃棄物関係事業者団体と協定を締結するとともに、九州・山口各県との間で相互支援協定を締結し、広域的な災害廃棄物処理に係る連携体制を構築しています。さらに県では、市町村における災害廃棄物処理の実効性を高めるため、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援や、市町村職員等関係者に対する研修等を行っています。

令和5(2023)年7月からの大雨では、事前に関係団体へ支援に向けた体制確保を要請するとともに、発災後には被災自治体へ災害廃棄物処理に関する必要な助言を行いました。さらに、特に大きな被害を受けた自治体へ職員を派遣し、仮置場の運営等に関して、必要な助言を行うとともに、県内の市町村に対して支援を要請し、広域処理を調整しました。

第6章 自然共生社会の推進

第6章では、自然共生社会の推進の取組について掲載しています。

私たちは、自然から多くの恵みを受けて生活しています。この恵みを将来にわたって持続的に利用するために、生物多様性の保全をはじめとした自然と共生するための様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- 県民一人一人や事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と生きものが環境の中で一つにつながり、健やかにもともに生きることにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。
- 地域の自然や生きものに関心を持つ人々が増え、また、自然資本から得られる生物多様性の恵みが重要な地域資源として見直され、人々の郷土愛を育んでいる社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
生物多様性プラットフォーム (ホームページ)のアクセス数	177,391 件 令和 2(2020)年度	266,100 件 令和 8(2026)年度	328,952 件 令和5(2023)年度
平尾台自然観察センターの 利用者数	39,980 人 平成 30(2018)年 度	44,000 人 令和 8(2026)年度	12,118 人 令和5(2023)年度 ※リニューアル工事 のため令和 5 年 9 月から休館中
農地等の維持・保全に 取り組む面積	41,545 ha 令和 2(2020)年度	42,180 ha 令和 8(2026)年度	41,997 ha 令和 5(2023)年度

第1節 自然環境の現況

【自然環境課、農山漁村振興課】

本県は、山、川、海が相互に影響を及ぼしながら豊かな自然環境を形成し、多くの動植物による様々な生態系が形作られています。これらの恵まれた自然を未来に引き継ぐことは、現代に生きる我々に課せられた責任であると言えます。

1 地形

本県は、筑前海、豊前海、有明海の三つの海に面しています。

主な山地としては、脊振山地(脊振山 1,055m)、英彦山地(英彦山 1,199m)、釈迦岳山地(釈迦岳 1,230m)、古処山地(古処山 860m)、三郡山地(三郡山 936m)、福智山地(福智山 901m)があります。

河川では、遠賀川、筑後川、矢部川などの大河が平野部を形作りながら県土を縦横断しています。遠賀川は筑豊盆地、直方平野、遠賀平野などを形成しながら筑前海に注ぎ、また、九重連山に源を発する筑後川と、釈迦岳山地から流れ出した矢部川は、その間に県内第一の穀倉地帯である筑後平野を形成しながら有明海に注いでいます。

県東部では今川をはじめとする中小河川が豊前平野を経て豊前海に、また、県北西部では室見川、那珂川、多々良川などが福岡平野を経て、博多湾に注いでいます。

玄界灘に面した海岸は、弧状の砂浜海岸と岬が交互に出現するいわゆる隆起沈降性海岸で、海岸防風林のクロマツと相まって、白砂青松の景観を呈しています。

2 気候

年間を通すと、温暖的要素が強いと言えます。一方で日本海側に位置する福岡、北九州地方は冬季には大陸からの寒気の影響を受け、日本海型気候区の特徴を示しています。筑後平野を中心とする内陸平野部は、三方を山に囲ま

れており、内陸型気候の特徴を示し、筑豊盆地は、気温の日較差や年較差が大きく、盆地特有の気候を示しています。

降水量は、平均で年間 1,800 mm程度あります。

3 植生

森林面積は 225,091 ヘクタールで、人工林の割合が高い(約6割)のが特徴です。県内の自然植生は標高 750~800mを境に、おおむね上部ではブナなどの夏緑樹林帯、下部ではシイ、カシなどの照葉樹林帯となっています。

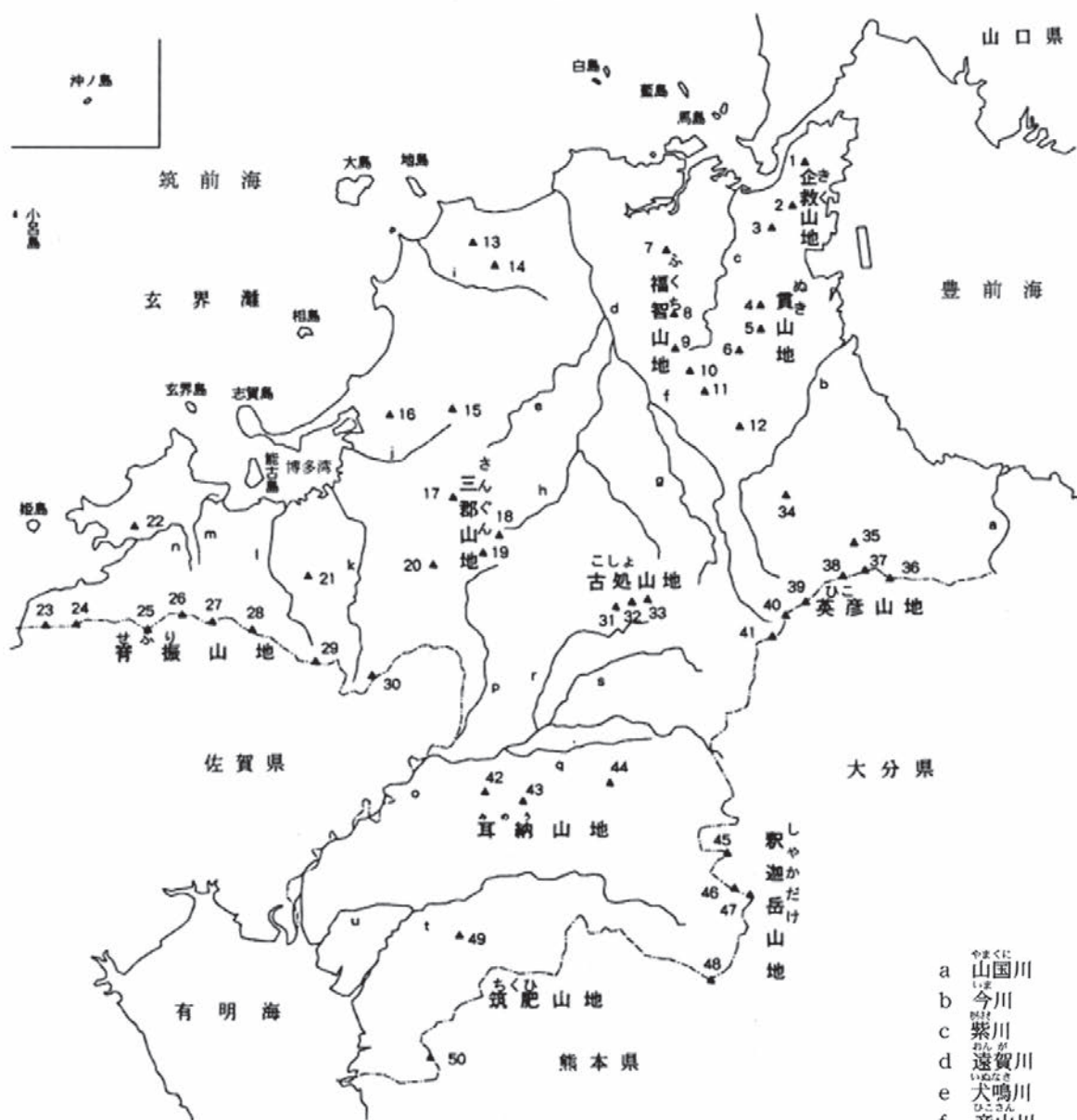
森林以外でも平尾台に広がるネザサ・ススキ草原などの貴重な半自然的植生があります。

4 動物

英彦山地など山地の自然林や、有明海、豊前海、博多湾の干潟等は、哺乳類、鳥類、昆虫類、甲殻類など多くの動物にとって重要な生息地となっています。

また、九州の最北部に位置し、大陸にも近いという地理的条件から、渡り鳥の中継地としても重要な役割を果たしています。

県内の主な山と川



- 1 風師山
- 2 戸上山
- 3 足立山
- 4 貫山
- 5 平尾台
- 6 童ヶ鼻
- 7 皿倉山
- 8 尺岳
- 9 福智山
- 10 牛嶺山
- 11 香春岳
- 12 飯岳山
- 13 孔大寺山

- 14 城山
- 15 犬鳴山
- 16 立花山
- 17 若杉山
- 18 三郡山
- 19 宝満山
- 20 四王寺山
- 21 油山
- 22 可也山
- 23 十坊山
- 24 浮岳
- 25 羽金山
- 26 雷山

- 27 井原山
- 28 金山
- 29 脊振山
- 30 九千部山
- 31 古処山
- 32 屏山
- 33 馬見山
- 34 蔵持山
- 35 求菩提山
- 36 雁股山
- 37 経読岳
- 38 犬ヶ岳
- 39 鷹ノ巣山

- 40 英彦山
- 41 岳減鬼山
- 42 高良山
- 43 発心山
- 44 鷹取山
- 45 熊渡山
- 46 御前山
- 47 釈迦岳
- 48 三国山
- 49 清水山
- 50 三池山

- a 山国川
- b 今川
- c 紫川
- d 遠賀川
- e 犬鳴川
- f 彦山川
- g 中元寺川
- h 内住川
- i 釣川
- j 多々良川
- k 那珂川
- l 室見川
- m 瑞梅寺川
- n 雷山川
- o 筑後川
- p 宝満川
- q 巨瀬川
- r 小石原川
- s 佐田川
- t 矢部川
- u 沖端川

第2節 福岡県生物多様性戦略 2022-2026

【自然環境課】

〔生物多様性基本法、生物多様性地域連携促進法、外来生物法〕

多様な生物は生態系の中でそれぞれの役割を担って相互に影響しあい、生態系のバランスを維持しながら、様々な恵みを人間にもたらしています。持続可能な社会を実現するには、社会経済活動を自然環境に調和したものとするにより、健全な生態系を維持し、自然と人間との共生を確保することが大切です。

生物多様性の恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現していくためには、私たちの暮らしの中で生物多様性を育んでいくことが大切です。

国内では、平成 7(1995)年の「生物多様性国家戦略」の策定、20(2008)年の生物多様性基本法の制定など、保全のための方針や制度が整えられました。直近では、令和4(2022)年 12 月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、平成22(2010)年に採択された愛知目標の後継となる、令和12(2030)年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことを受け、国において、同目標を踏まえた「生物多様性国家戦略2023-2030」を5(2023)年3月に閣議決定しました。12(2030)年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指し、生物多様性保全のための施策を推進することとしています。

本県では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として平成 25(2013)年 3 月に「福岡県生物多様性戦略」を策定しました。その後の社会情勢の変化や各種施策の実施状況を踏まえ、令和 4(2022)年 3 月、新たな戦略として「福岡県生物多様性戦略2022-2026」を策定しました。4(2022)年からの 5 年間では、15の重点プロジェクトを含む 148 の施策を実施することとしています。

行政だけでなく、連携・協働により、中長期の

目標として2050年に「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会」の実現を目指します。

重点プロジェクト一覧

	重点プロジェクト
1	生物多様性情報総合プラットフォームによる情報発信
2	自然公園等における自然体験活動の推進
3	生物多様性に関する環境教育教材の充実・活用促進
4	食品ロス削減の推進
5	まちとむら交流促進
6	里地里山における野生動物の生息状況等調査
7	希少野生動植物種保護条例に基づく希少種保護の推進
8	福岡県レッドデータブックの改訂
9	野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進
10	野生動物における SFTS 感染状況調査
11	侵略的外来種防除マニュアル等を活用した外来種防除の促進
12	森林の有する公益的機能の発揮に向けた森林整備
13	事業者における生物多様性保全の取組の促進
14	県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入
15	生物多様性アドバイザー制度の利用促進

第3節 生物多様性の保全と自然再生の推進

〔自然公園法、福岡県立自然公園条例、福岡県環境保全に関する条例、瀬戸内海環境保全特別措置法、福岡県自然海浜保全地区条例、環境影響評価法、福岡県環境影響評価条例、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例〕

本県では、人との関わりの中で豊かな自然の姿を保ってきた自然環境が多くを占めますが、都市周辺における開発などによる環境の改変も行われつつあります。本県では、自然公園法の適正な運用のほか、自然環境保全基本方針を定めて自然環境保全対策を推進しています。

自然環境保全は、「人と動物の健康と環境の健全性是一つ」というワンヘルスの理念の推進においても重要な取組の一つです。

1 重要地域の保全

(1) 自然公園

【自然環境課】

〔自然公園法、福岡県立自然公園条例〕

ア 現況

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的として指定されます。本県では国立公園 1、国定公園 3、県立自然公園 5 地域が指定されており、その総面積は 88,101 ヘクタール、県土面積の 17.7%を占めています。

自然公園の適正な利用を図るため、国定公園等においては、歩道、園地、野営場等の利用施設を計画的に整備するとともに、整備した施設の維持管理に努めています。

なお、自然公園の適正な保護及び利用の増進を図るため、公園ごとに「公園計画」を策定しており、自然公園を取り巻く社会状況等の変化に対応して、順次見直しを行っています。平成 26(2014)年 9 月には、玄海国定公園の公園区域及び公園計画を変更しました。また、29(2017)年 9 月には生態系維持回復計画を追加するため、耶馬日田英彦山国定公園の公園計画を変更しました。

イ 自然公園の保護対策

自然公園内で工作物の設置、土地の形状変更等を行う場合は、許可又は届出が必要であり、許可に当たっては修景緑化等を指導し、自然景観の保護に努めています。また、違反行為の防止・自然公園の適正な利用等の普及啓発を図るため、「自然公園指導員」や「環境保全指導員」による指導を行っています。

特に、北九州国定公園と筑豊県立自然公園にまたがる平尾台地区においては、オフロード車等の違法乗入れによる自然破壊を防止するため、乗入れ規制地域を指定するとともに、「平尾台地区保護管理計画」を定め、平尾台の実情に応じた保護対策を行っています。

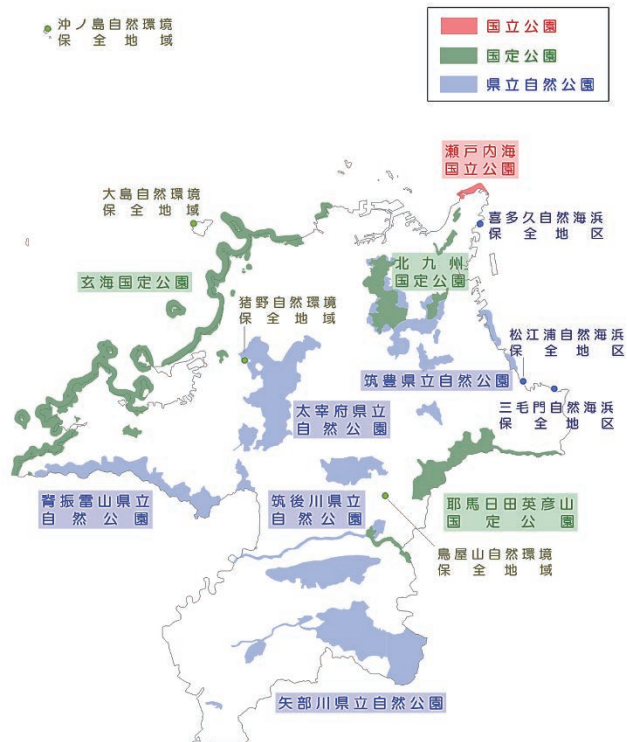
ウ 九州自然歩道

九州自然歩道は、環境省の長距離自然歩道構想に基づき、東海自然歩道に次ぐ我が国 2 番目の長距離自然歩道として整備されました。総延長 2,932 kmで、このうち県内のコースは 261 kmです。

この自然歩道は、多くの県民が四季を通じて手軽に安全に歩くことで、豊かな自然や歴史、文化に触れ、自然保護に対する理解を深めることを目的として整備されたものです。本県では、計画的に標識等の再整備工事を行っています。

また、県民の心身の健康増進や自然保護意識醸成のため、運動靴等で気軽に歩くことができる入門コースを10箇所選定しています。

福岡県の自然公園等の状況



福岡県の自然公園

(令和5年度実績)

区分	公園名	面積 (ha)	(内訳)			指定年月日 (最終変更 年月日)	許可、届出 等件数 (5年度)	(内訳)			
			特別保護 地区	特別地域	普通地域			特別保護 地区 (許可)	特別地域 (許可)	普通地域 (届出)	国協議等 (協議、 通知)
国立	瀬戸内海	46	-	43	3	S31.5.1 (H3.7.26)	-	-	-	-	-
国定	玄海	5,870	-	5,785	85	S31.6.1 (H26.9.30)	38	-	35	1	2
	耶馬日田英彦山	8,269	322	6,912	1,035	S25.7.29 (H29.9.28)	24	-	17	3	4
	北九州	8,107	320	7,787	-	S47.10.16 (H8.10.2)	17	6	10	-	1
	小計	22,246	642	20,484	1,120		79	6	62	4	7
県立	太宰府	16,568	-	1,656	14,912	S25.5.13 (S53.3.31)	2	-	1	1	-
	筑豊	8,550	-	79	8,471	S25.5.13 (H8.5.17)	1	-	-	1	-
	筑後川	14,690	-	2,149	12,541	S25.5.13 (H4.5.13)	1	-	1	-	-
	矢部川	17,830	-	910	16,920	S25.5.13 (H3.5.15)	1	-	-	1	-
	脊振雷山	8,171	-	1,301	6,870	S40.9.14 (S50.2.15)	-	-	-	-	-
	小計	65,809	-	6,095	59,714		5	-	2	3	-
合計		88,101	642	26,622	60,837		84	6	64	7	7

(2) 地域指定による保全

【自然環境課】

〔福岡県環境保全に関する条例、
瀬戸内海環境保全特別措置法、
福岡県自然海浜保全地区条例〕

自然的社会的諸条件から見て、その区域における自然環境の保全が特に必要な地域 4 か所を「福岡県自然環境保全地域」として、また、自然海浜の保全及び適正な利用を図るため、瀬戸内海の自然海浜 3 か所を「福岡県自然海浜保全地区」に指定しており、令和 3(2021)年

には、福岡県自然海浜保全地区条例において、自然海浜地区の指定対象の拡充を行いました。

地域内においては、工作物の設置、地形の変更、土石・鉱物の採取等の行為について許可又は事前届出制(自然海浜保全地区では届出のみ)をとっています。

また、本県では、自然海浜保全地区において、漂着ごみ等の収集及び処理業務を関係市に委託して実施し、自然豊かな環境の保全に努めています。

福岡県自然環境保全地域一覧表(参照：前頁位置図)

自然環境 保全地域名	位 置	面 積	特 質	指 定
猪野	糟屋郡久山町大字猪野 字神路山	15.2ha (特別地区 15.0ha、 普通地区 0.2ha)	スダジイを主体とした優れた照 葉樹林	S49. 3.30
大島	宗像市大島字神崎	10.7ha (特別地区 2.0ha、 普通地区 8.7ha)	ハマヒサカキを主体とした優れ た海岸植物群落	S50. 3. 6
鳥屋山	朝倉市大字佐田字鳥屋	15.71ha (特別地区 15.71ha)	スダジイ・アカガシを主体とした 優れた照葉樹林	S53. 3.31
沖ノ島	宗像市大島字沖ノ島	92.5ha (特別地区 92.5ha)	タブノキを主体とする優れた原 生林及び野鳥の生息地	S58. 3.31

福岡県自然海浜保全地区一覧表(参照：前頁位置図)

自然海浜 保全地区名	位 置	海岸延長	特 質	指 定
喜多久	北九州市門司区大字喜多久	1.2 km	トベラ、マサキを優占種とした海岸林が良 好な状態で生育する自然海浜	S57. 3. 6
三毛門	豊前市大字沓川及び三毛門	2.0 km	なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮 時には浅海性の周防灘沿岸有数の広大な 干潟が現れる。	S57. 3. 6
松江浦	豊前市大字松江	1.0 km	なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮 時には広大な干潟が現れる。	S62.12.24

(3) 国定公園内での絶滅危惧植物保全の取組

【自然環境課】

耶馬日田英彦山国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区には、福岡県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧植物が多数生育しており、豊かな生物多様性が形成されています。

しかし、平成 3(1991)年の台風 19 号をはじめとする自然災害に加え、本公園区域内で生息域の拡大、生息数の増加が進んでいるニホ

ンジカの食害により、絶滅危惧植物の個体数の減少やブナ群落をはじめとする森林の疎林化や草原化、林床植生の貧弱化などが進み、貴重な生態系が失われつつあります。

このため、平成 26(2014)年度から英彦山、28(2016)年度から犬ヶ岳の絶滅危惧植物の生育状況及び生育環境の調査を行うとともに、種子の採取を行いました。採取した種子は、保健環境研究所で冷凍保存しています。また、ブ

オオヤマレンゲ(モクレン科)
(福岡県レッドデータブック2011 絶滅危惧ⅠA類)



ナノの植樹を行い、移植先にはシカ食害防止のための防護柵を設置し、地元ボランティア団体と連携して管理しています。

増えすぎたニホンジカの個体数の適正化に向けては、指定管理鳥獣捕獲等事業により、ニホンジカの捕獲を実施しています。

このような取組により、絶滅危惧植物を含む生態系への被害防止を図っています。

林床の植物を採食するシカ



(4) 開発行為の規制

【自然環境課】

〔福岡県環境保全に関する条例〕

本県では、宅地の造成等の開発事業のうち開発規模が3ヘクタール以上のものについて届出制をとり、事業者に対して自然環境への配慮を求め、必要な助言、勧告を行っています。

また、ゴルフ場造成(3ヘクタール以上)や住宅団地造成(5ヘクタール以上)等の開発行為については許可制とし、生活環境の保全に著しい影響を及ぼさないようにしています。

福岡県環境保全に関する条例に基づく届出・許可等の状況

(令和6年3月31日現在)

	届出・通知(条例第25条・26条)				許可・協議(条例第28条・29条)				
	宅地の造成等	土石の採取・鉱物の掘採	水面の埋立	計	ゴルフ場(3ha以上)	住宅団地(5ha以上)	工場	水面の埋立	計
R5	11	1	0	12	0	0	0	0	0
R4	7	2	0	9	0	4	0	0	4
R3	9	2	0	11	0	1	1	0	2

(5) 温泉の保護と利用

【自然環境課】

温泉法は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、その適正な利用を図ることを目的として定められています。温泉ゆう出のための土地掘削や動力を装置する場合などは、知事の許可を受けるよう定められています。温泉を掘削又は増掘する場合と動力(ポンプ)を装置する場合には、福岡県環境審議会の答申に基づく知事の許可が必要とされています。

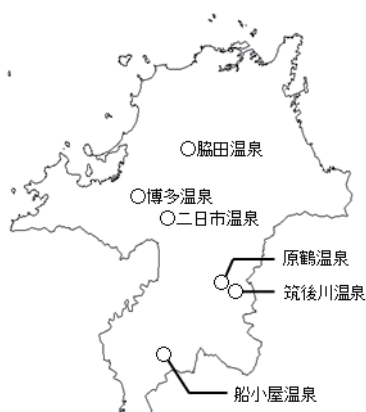
また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には、知事又は保健所設置市の市長の許可が必要です。

令和6(2024)年3月末現在における本県の温泉ゆう出源泉数は446か所です。

温泉法に基づく許可件数(保健所設置市分を含む)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
温泉掘削		3	1	3
増掘		0	0	0
動力装置		3	2	4
可燃性天然ガス対策	採取(変更含む)	2	1	2
	濃度確認	3	1	4
温泉利用	浴用	19	6	8
	飲用	0	1	1

県内の主な温泉地



ア 可燃性天然ガス※による災害の防止

温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする場合には、温泉の採取の場所ごとに、採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度の確認を受けることが必要とされています。

可燃性天然ガス分離設備等の様子



(6) 文化財の保護

【文化財保護課、文化振興課】

〔文化財保護法、文化財保護条例、
世界遺産条約〕

本県は、豊かな自然に恵まれており、先人たちが遺した文化遺産や代々受け継がれてきた伝統芸能など、貴重な文化財が豊富にあります。

これらの文化財は、ひとたび壊されると元に戻らない貴重な歴史の痕跡であることから、公開・活用によってその大切さを広く周知し、県民の理解と協力の下で確実に保存して、後世へ伝えるべきものです。

そのため、文化財の保護制度等を十分に活

かし、文化財の意義を踏まえた上でその保存と活用を図り、「文化財とともに暮らす豊かな福岡県」を目指す必要があります。

ア 文化財の体系

文化財保護法に定められている文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の6つの類型に大別され、それ以外に文化財の保存技術や埋蔵文化財についても保護の対象とされています。

イ 本県の文化財

本県には、令和6年(2024)年5月現在で特別天然記念物古処山ツゲ原始林、天然記念物平尾台に代表される 2,575件(国:368件、県:700件、市町村:1,507件)が文化財として指定され、保護が図られています。

平成 29(2017)年 7 月に世界遺産に登録された『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群(宗像市・福津市)については、国指定天然記念物「沖の島原始林」に指定される沖ノ島をはじめとする構成資産及び緩衝地帯を適切に未来へ継承するため、関係自治体等と連携し、世界遺産の保存活用に係る取組を行っています。

(7) 有明海の再生

【漁業管理課】

有明海は福岡、佐賀、長崎及び熊本の4県に囲まれており、最大 6mにも及ぶ干満差により干潮時には広大な干潟が出現します。この特徴的な干潟を利用し、全国屈指の生産を誇るノリ養殖やアサリ、タイラギ、サルボウ等の採貝漁業、エビ、カニ、クラゲ等を対象とした漁船漁業など多様な漁業が営まれています。

しかし、近年、自然環境や社会情勢等の変化に伴い、有明海の水質や底質環境に変化が見られるようになり、漁業生産は減少を続けました。このような現状に鑑み、平成 14(2002)年に、国民的資産である有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目的とする「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」が制定され、同法に基づき、本

※可燃性天然ガス:メタンガス(無色・無臭)をさし、有機物の腐敗・発酵等によって生成されます。

県は、有明海の海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を総合的かつ計画的に推進するための県計画を策定し、次に示す1～5の事業を国や県、市町村において実施しています。

- 1 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業
- 2 海域の環境の保全及び改善に関する事業
- 3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業
- 4 漁場の保全及び整備に関する事業
- 5 漁業関連施設の整備に関する事業

また、県水産海洋技術センターにおいて、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所、関係県、関係漁業団体と連携した水質や底質などの環境調査、ノリ養殖安定対策やアサリ、タイラギ等二枚貝類の増殖対策に関する調査研究を実施し、水産海洋技術センターのホームページや研修会を活用して、調査情報の迅速な提供や研究成果の普及を図っています。

福岡県海況情報提供システム「うみえる福岡」で掲載している海況情報



2 野生生物の適切な保護と管理

(1) 条例による希少野生動植物種の保護

【自然環境課】

〔福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例〕

県内に生息・生育する野生動植物は生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものです。そこで、県、市町村、事業者及び県民が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、人と野生動植物種が共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的に、「福岡県希少野生動植物種の

保護に関する条例」を制定し、令和3(2021)年5月1日に施行しました。

また、本条例第9条に基づき、希少野生動植物種の中でも特に保護を図る必要がある20種を「指定希少野生動植物種」として指定しています。

キビヒトリシズカ、ムラサキ、コバンムシの3種については、生育状況・生育環境調査、生育地の環境改善、普及啓発の実施を定めた保護回復事業計画を令和3(2021)年9月に策定し、その保護を図っています。

「指定希少野生動植物種」の捕獲、所持、陳列・広告等には規制があり、違反した場合には罰則が適用されることがあります。

指定希少野生動植物種（20種）

植物（10種）

名称	科名
ミスミソウ	キンボウゲ科
キビヒトリシズカ	センリョウ科
ヤシャビシヤク	ユキノシタ科
ミズズグサ	ミソハギ科
サワトラノオ	サクラソウ科
サギソウ	ラン科
トキソウ	ラン科
オキナグサ	キンボウゲ科
ムラサキ	ムラサキ科
ウスギワニグチソウ	ユリ科

鳥類（2種）

名称	科名
ヨシゴイ	サギ科
コアジサシ	カモメ科

昆虫類（2種）

名称	科名
コバンムシ	コバンムシ科
カワラハンミョウ	オサムシ科

魚類（2種）

名称	科名
セボシタビラ	コイ科
ハカタスジシマドジョウ	ドジョウ科

貝類（4種）

名称	科名
ミヤザキムシオイ	ヤマタニシ科
ヤマボタル	ヤマボタル科
オバエボシガイ	イシガイ科
カタハガイ	イシガイ科

キビヒトリシズカ



ムラサキ



コバンムシ



(2) 福岡県レッドデータブック

【自然環境課】

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生の動植物のリスト(レッドリスト)及びそれらの生息・生育状況を取りまとめた本のことです。

国際自然保護連合(IUCN)により、昭和41(1966)年に初めて作成された際、表紙に赤い紙が使われていたため、レッドデータブ

ックと呼ばれています。

本県でも、県内の絶滅のおそれのある生物の現状を把握し、県民が希少野生生物への理解を深め、これからの保全対策の資料として役立てられるよう、平成13(2001)年3月、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2001－」を発刊しました。

さらに、作成時から10年以上を経過し、希少野生生物の生息地の減少や新たな生息地

等も確認されてきたため、平成 23(2011)年度に植物群落、植物、哺乳類、鳥類について、26(2014)年度には魚類、昆虫類等についての改訂版を発刊しました。

また、令和 4(2022)年2月からは、生物多様性に関する情報を発信する「福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム(福岡生きものステーション)」ホームページを開設し、県内における希少野生生物の種ごとの解説

や子ども向けの分かりやすいレッドデータブックの説明なども行っています。

このレッドデータブックは、希少野生生物保護の必要性や生態系保全の意義についての県民啓発及び環境教育の資料として活用されているほか、環境保全施策の基礎資料や開発事業を行う際の自主的な環境配慮に当たっての資料としても利用されています。

レッドデータブック 2011・2014



「福岡県レッドデータブック 2011 及び 2014」における種の内訳

カテゴリー	I	II	III	IV	計
植物群落	13	28	32	16	89

カテゴリー	絶滅	絶滅危惧 I A 類	絶滅危惧 I B 類	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧	情報不足	その他のカテゴリー	計
植物(維管束)	37	278	131	98	39	21	野生絶滅 2	606
植物(その他)	1	絶滅危惧 I 類 8		8	12	10	-	39
哺乳類	4	1	1	6	10	2	-	24
鳥類	2	12	9	25	38	4	-	90
爬虫類	-	-	1	2	3	1	-	7
両生類	-	1	1	5	4	-	-	11
魚類	1	11	12	12	28	17	野生絶滅 1	82
昆虫類	6	37	73	119	126	56	-	417
貝類	2	23	48	70	90	45	-	278
甲殻類	-	5	7	5	18	10	-	45
クモ形類等	-	-	-	1	5	6	-	12
計	53	1,010			373	172	3	1,611

※植物群落、植物(維管束)、植物(その他)、哺乳類及び鳥類については、「福岡県レッドデータブック 2011」の掲載種数であり、その他のカテゴリーについては、「福岡県レッドデータブック 2014」の掲載種数を掲載

(3) 黄金川スイゼンジノリの保全対策

【自然環境課、水産振興課】

朝倉市の黄金川は、地下水の自然湧水を源流とした河川であり、全国唯一のスイゼンジノリの生育地です。

近年、黄金川では湧水の減少により、地下水をポンプで揚水して放流しなければならない状況となっており、生育環境の悪化によるスイゼンジノリの絶滅が危惧されています。

そこで、平成 26(2014)年度から朝倉市や地域住民と連携し、「黄金川スイゼンジノリ保全協議会」を立ち上げ、スイゼンジノリの保全対策事業を支援しています。

(4) 鳥獣の保護と管理

【自然環境課、経営技術支援課】

ア 鳥獣行政の現況

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、

私たちの生活環境を保持・改善する上で欠くことのできないものです。

博多湾や曾根干潟など、渡り鳥の飛来地として重要な干潟では、県民の方々による自然観察会や清掃活動などの野生生物保護運動が活発に行われるようになっていきます。

一方で、イノシシやシカ、カラスなど一部の鳥獣による農林水産物の被害や、イノシシやサルの民家周辺への侵入や人身被害などの問題も生じています。

このため、鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の推進により、人と野生鳥獣との共生を図ることが、重要な課題となっています。

イ 鳥獣保護管理事業

本県では、野生鳥獣の保護繁殖と狩猟の適正化を図ることを目的として、5 か年ごとに「鳥獣保護管理事業計画」(現在第 13 次、令和 4 (2022)年度～8(2026)年度)を策定しています。

これに基づき、鳥獣保護区の指定のほか、傷病野生鳥獣医療所の設置、キジの放鳥、探鳥会、野生鳥獣保護モデル校の指定や被害の防止の目的での捕獲、狩猟免許試験、狩猟者に対する指導取締りなどの事業を実施しています。

(ア) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、多様な鳥獣の生息環境を維持し、地域における生物多様性の保全に重要な役割を果たすとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や環境教育の場として利用されており、国及び県により指定されます。

国指定鳥獣保護区は、国際的・全国的な鳥獣保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地等が対象とされ、県内では宗像市の沖ノ島と福岡市の和白干潟・多々良川河口が指定されています。また、県指定鳥獣保護区として、北九州市の帆柱山等 44 か所を指定しています。

鳥獣保護区等の指定状況

(令和 6 年 11 月 15 日現在)

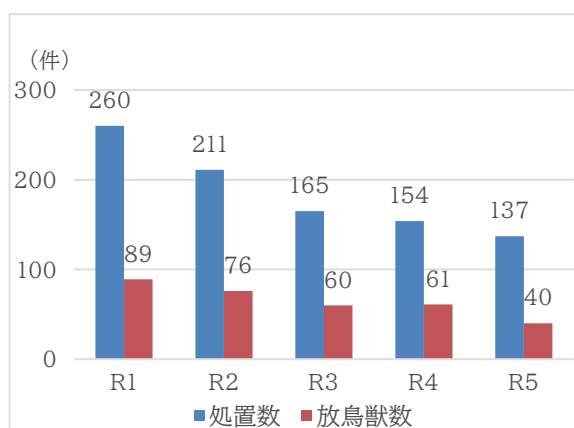
区 分	指定者	箇所数	面積(ha)
鳥獣保護区	国指定	2	385
	県指定	44	62,914
	合計	46	63,299
特定猟具(銃器)使用禁止区域	県指定	100	28,494
指定猟法(鉛散弾)禁止区域	県指定	2	645

(イ) 傷病野生鳥獣医療所の設置

福岡市動物園等の協力を得て、傷病野生鳥獣医療所を県内 8 か所に設置しています。生物多様性の保全に貢献する観点から、人間活動に起因する傷病であり、野生復帰させることが適当である鳥獣について救護対象とし、鳥獣の野生復帰に努めています。

また、自然の状態での野生復帰が可能な個体やヒナについては保護しないよう啓発を行っています。

傷病野生鳥獣医療所取扱い件数



(ウ) 愛鳥週間行事

野鳥の保護思想の普及啓発を図るため、毎年の愛鳥週間(5 月 10 日～16 日)に、各地域で探鳥会を開催するほか、愛鳥週間ポスター原画募集等を行っています。

(エ) 有害鳥獣捕獲と第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣による農林水産物の被害は、さらなる被害対策が必要な状況であり、市街地においては人的被害も発生しています。

農林産物の被害が大きいイノシシとシカは、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、個体数管理や被害防除等による総合的な対策を講じています。

また、サルについても、平成20(2008)年度に地域個体群に応じた被害防止対策等を示した「福岡県ニホンサル対策基本方針」を策定しています。

(5) 狩猟の適正化

【経営技術支援課】

狩猟による鳥獣捕獲は、趣味という側面だけでなく、個体数調整による鳥獣被害の未然防止という重要な役割も果たしています。

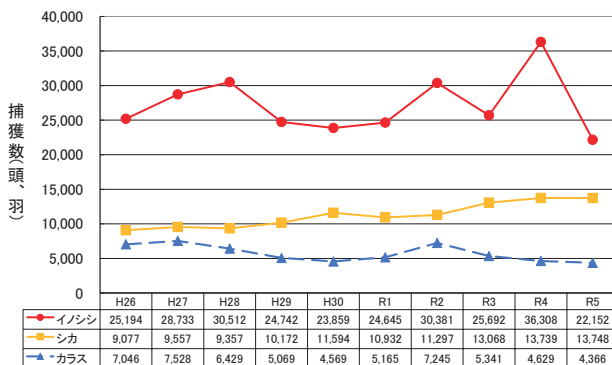
しかしながら、近年、狩猟者登録件数は減少傾向にあったことから、狩猟者の育成・確保が課題となっています。

また、本県及び猟友会では、安全講習等の取組を行っておりますが、県内で重大事故も発生していることから、今後一層の事故発生防止に努めなければなりません。

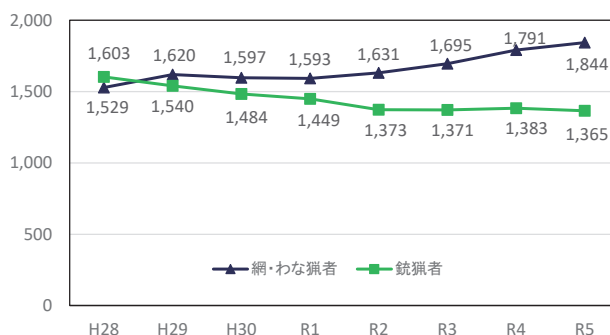
ア 狩猟免許試験及び講習

狩猟者確保対策として狩猟免許試験の複数回実施や休日開催を行うとともに、免許更新時に、鳥獣保護管理等に関する知識や技術の維持向上を図るための講習会を実施しています。

主要な鳥獣の捕獲数推移（狩猟、捕獲）



狩猟者登録件数の推移



イ 巡回指導

狩猟事故等による人や財産への被害を防止するため、狩猟期間中には重点的に巡回指導を行っているほか、期間外においても、違法な狩猟が行われないよう、注意喚起や巡回指導を行っています。

(6) 外来生物への対応

【自然環境課、港湾課】

ア 外来生物について

外来生物とは、元々その地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことです。

外来生物の中には、在来の生物を捕食し、地域の生物多様性に悪影響を与えるなど、私たちの暮らしを脅かすものがあります。

環境省では、外来生物法を改正し(令和5(2023)年4月施行)、国、都道府県、市町村、事業者、国民の責務規定や各主体の連携に係る規定等を新設しました。また、当該法律に基づき生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす162種類の移入動植物を特定外来生物として指定し、その飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などを規制しています。

このうち、令和5(2023)年6月からアカミミガメとアメリカザリガニは条件付特定外来生物とされ、規制の一部が適用除外となり、一般家庭等での飼育等や友人・知人などへの無償での譲渡し等については許可なしで行うことができます。

イ 本県の取組

(ア) 福岡県侵略的外来種リストの作成

県の地域性や実情を踏まえ、影響・被害が大きく対策が必要な外来種(侵略的外来種)を明確化し、県民の外来種問題への関心を高め、防除意識の向上を図ることを目的に「福岡県侵略的外来種リスト2018」を作成しました。

リストでは県内に定着している外来種を中心に侵略性を評価し、植物 188 種、動物 116 種の計 304 種を「①重点対策」「②要対策」「③要注意」「④定着予防」の4つのカテゴリーに区分

し、外来種対策を実施するための基礎資料として利用しています。

福岡県侵略的外来種リスト2018



(イ) 福岡県侵略的外来種防除マニュアルの作成

「福岡県侵略的外来種リスト2018」にて整理した侵略的外来種のうち、福岡県において特に対策の優先度が高いと評価された重点対策外来種20種を対象に、生態的特徴や類似種との識別点、防除効果が高いとされている防除手法などをまとめた「福岡県侵略的外来種防除マニュアル2021」を作成しました。

作成したマニュアルは、様々な主体が自主的に外来種防除を実施できるよう、県内市町村と共有するほか、県ホームページや環境イベント等で周知・啓発を行っています。

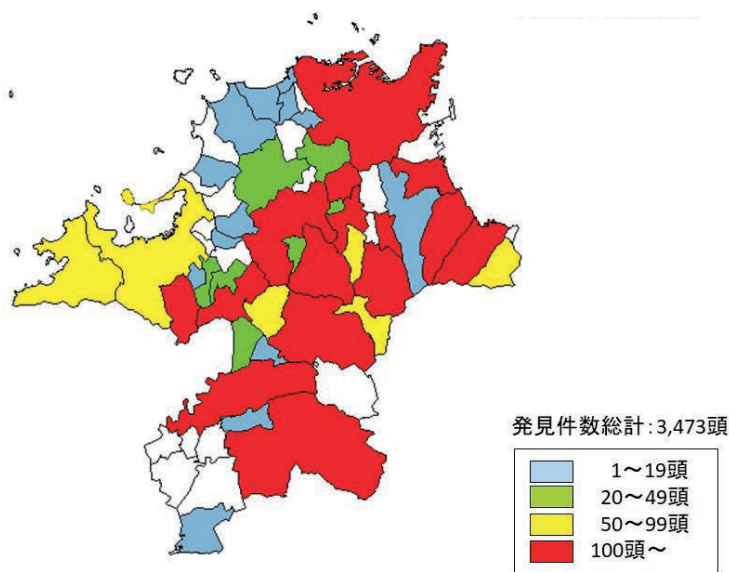
(ウ) 特定外来生物に係る取組

本県では、特定外来生物であるアライグマの分布状況(下図参照)を取りまとめて公表するとともに、防除方法などの普及啓発に努めており、平成27(2015)年に県内で初めて確認されたツマアカスズメバチや29(2017)年に国内及び県内で初めて確認されたヒアリについては、アカカミアリと併せて(以下「ヒアリ等」という。)県ホームページ等で県民への周知や注意喚起、発見情報提供の呼びかけを行っています。

ヒアリ等については、平成30(2018)年度に行政職員や事業者等を対象とした防除講習会を開催したほか、疑わしいアリを発見してから防除が完了するまで、行政や県民がそれぞれどのようなことを行うかをまとめた「福岡県ヒアリ等対応マニュアル」を作成しました。

また、本県の管理港湾において捕獲トラップの設置や日常点検等の防除対策を実施するとともに、海外からの貨物を取り扱う荷主に対して注意喚起と発見情報提供の呼びかけを行っています。

アライグマの発見件数(令和4年度)



令和6(2024)年3月にはアライグマ防除実施計画を策定し、6(2024)年7月1日現在で38市町村が本計画に参加しています。本計画期間中の県内のアライグマの生息数の低下を目指し、計画参加市町村に対する専用捕獲器の無償貸与を行うとともに防除従事者育成のためのアライグマ防除講習会等を実施し、アライグマ捕獲の推進を図っています。また、アライグマをはじめとする外来種問題啓発のための講師派遣を行っています。

3 生物多様性プラットフォームを活用した啓発

【自然環境課】

生物多様性の保全等の取組を社会全体で推進するためには、まず生物多様性の現状や重要性について広く県民の関心と呼び理解を深めることが重要です。

本県レッドデータブック掲載の希少野生生物や侵略的外来種の情報、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するホームページ「福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム(福岡生きものステーション)」を構築し、生物多様性保全のための情報を効果的に発信・啓発していきます。



生物多様性情報総合プラットフォーム
福岡生きものステーション

<https://biodiversity.pref.fukuoka.lg.jp/>



4 地球温暖化対策との連携

【自然環境課】

生物の生存基盤となる気温や降水量などの環境条件が変化すれば、生態系もそれに応じて変化していくため、地球温暖化と生物多様性

は密接な関わりがあります。予想される生態系への影響は、種の絶滅や高山植物やサンゴ礁などの地域固有の生態系の消失、回遊性魚介類の漁獲量減少など様々ですが、これらのような生物多様性や生態系サービスの変化は、農林水産業や観光業などの各種産業や、私たちの暮らしに影響を与えます。

このため、令和4(2022)年3月に策定した福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)と、福岡県生物多様性戦略2022-2026に基づき、相互に連携しながら総合的な対策を実施しています。

5 自然環境の保全によるワンヘルスの取組

【ワンヘルス総合推進課、自然環境課】

ワンヘルスとは「人と動物の健康と環境の健全性是一つ」と捉え、これらを一体的に守ろうという考え方です。「福岡県ワンヘルス推進行動計画」では、人と動物の双方に感染する「人獣共通感染症」への対策を柱の一つとしています。

西日本を中心に感染者報告数が年々増加傾向にあり、本県においても死亡例が確認されている人獣共通感染症の「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」について、感染拡大の要因の一つとして考えられる野生動物(シカ、イノシシ、アライグマ)を対象に、SFTSウイルスの感染状況を調査しています。この調査結果に基づき、市町村、医療機関、県民等に対する情報提供や注意喚起を行います。

6 環境影響評価制度の適切な運用

【自然環境課】

環境影響評価とは、事業の実施に際し、その事業が環境に与える影響について、事業者が事前に調査、予測及び評価を行うことにより、事業内容を環境保全上よりよいものにしていく制度です。事業者は、環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例で定める対象事業を行う場合には、事前に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえて環境の保全についての適正な配慮をすることとされています。県は、事業者が行う環境影響評価について、住民、市町村及び学識者等の意見を踏まえ審査等を行うことにより、制度の適切な運用を担っています。

(1) 法律に基づく環境影響評価

【環境影響評価法】

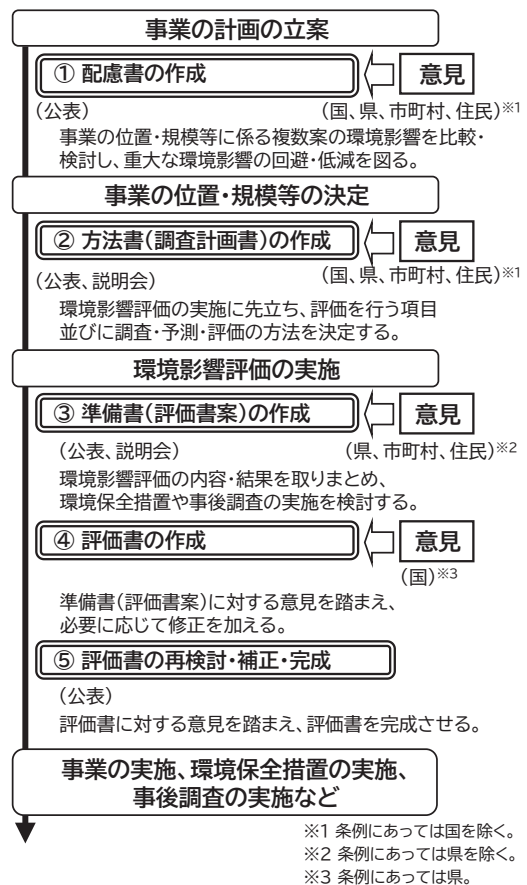
規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある道路、ダム、区画整理等の事業であって、国が実施又は許認可等で関与するものについて環境影響評価の手続等を定めたものです。

(2) 条例に基づく環境影響評価

【福岡県環境影響評価条例】

規模が環境影響評価法の対象規模に満たない事業や同法が対象としない事業であって一定規模以上のものについて、環境影響評価の実施を義務付けています。

環境影響評価法（条例）における手続の概略



令和5年度に法律又は条例に基づく環境影響評価の手続が行われた事業

区分	事業名	事業者	事業予定地	手続の状況
法律	北九州空港滑走路延長事業	国土交通省大阪航空局、国土交通省九州地方整備局	北九州市、苅田町	評価書手続終了 (R5.7)
	(仮称)新小倉発電所6号機建設計画	九州電力株式会社	北九州市	配慮書手続終了 (R5.10)
	佐賀空港滑走路延長事業	佐賀県	佐賀県佐賀市	配慮書手続終了 (R5.11)
条例	築城基地滑走路延長事業(仮称)	防衛省九州防衛局	築上町	評価書手続終了 (R5.6)
	小郡市福童地区土地区画整理事業	福童土地区画整理組合設立準備委員会	小郡市	配慮書手続終了 (R5.11)

(3) その他の環境影響評価

環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例の対象規模に満たない小規模の事業についても、福岡県環境保全に関する条例に基づく開発行為等の許可や届出に係る規模要件に該当する場合には、事業の実施において環境の保全について適正な配慮がなされるよう、事業者に対し環境影響評価の実施を求めています。

また、その他の法令に基づき行われる環境影響評価や、法令に基づくことなく事業者の任意で行われる環境影響評価もあります。

これらの環境影響評価は、環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例とは異なる手続やルールにより行われるものですが、本県では、これらの環境影響評価に対しても審査を行い、環境の保全の観点から意見を述べるなどしています。

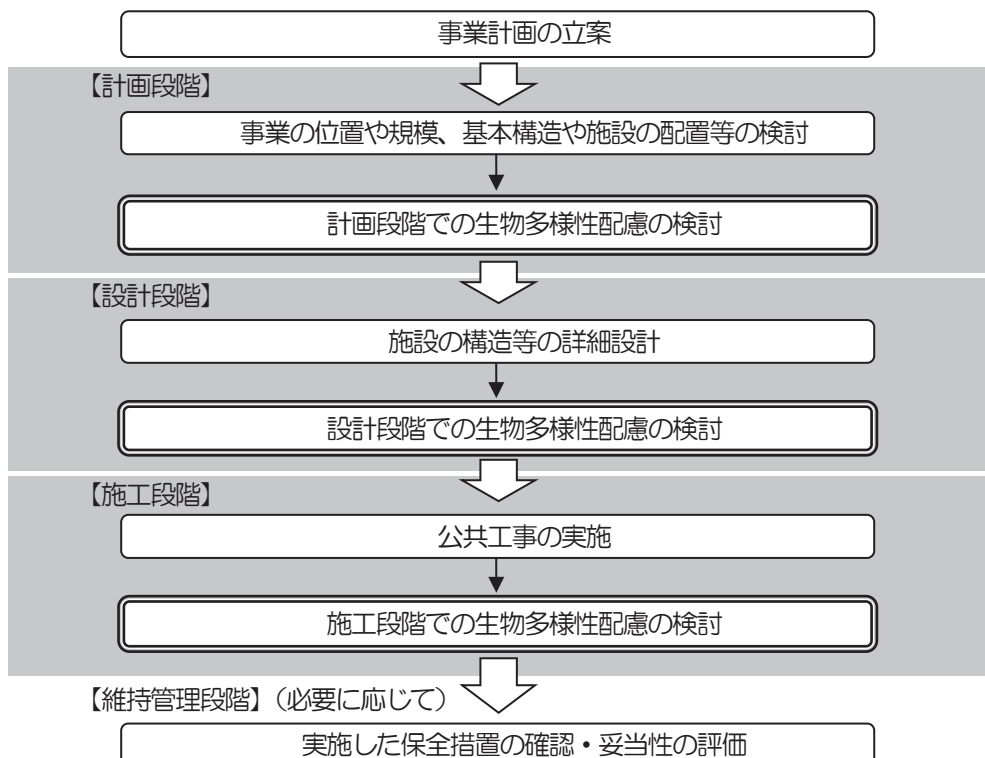
7 生物多様性に配慮した公共工事の推進

【自然環境課、公園街路課、道路維持課、道路建設課、河川管理課、河川整備課、港湾課、水産振興課】

本県では、野生動植物の生息地である森林や水辺の保全など、自然の回復・再生につながる環境に配慮した公共事業を推進しています。具体的には、透水性舗装の採用、多様な河川の生態系を保全・創出するための多自然川づくりの推進、農地の保全や環境保全型農業の推進などを実施しています。

また、自然公園の施設整備に当たっては、自然景観に配慮し、木材や石材等の自然素材を積極的に活用するなど、自然環境への配慮を行っています。なお、本県では、平成26(2014)年5月に「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」を、28(2016)年6月に「福岡県緑化ガイドライン～生物多様性に配慮した緑化を目指して～」を策定し、本県の公共工事部局職員を対象として研修を実施し、施設構造や工法の検討に役立つ事例集を編纂するなど、本県が実施する公共工事が生物多様性に配慮したものとなるよう取組を進めています。

公共工事の実施と生物多様性の配慮の流れ



(1) 都市公園

【公園街路課】

本県における令和 4(2022)年度末現在の都市公園の整備状況は、総数 6,277 か所、総面積 4,818.74 ヘクタール、都市計画区域人口 1 人当たり 9.77 m²となっています。現在、都市等において、水と緑豊かな潤いのある生活を送ることができるよう、都市公園をはじめとする公園緑地を整備するとともに、既存の緑地を保全することで、都市域における水と緑の

公的空間の確保を図っています。

県営公園は、福岡市に東公園、西公園、大濠公園、天神中央公園及び名島運動公園、北九州市に中央公園、春日市に春日公園、飯塚市に筑豊緑地、筑後市・みやま市に筑後広域公園の 9 公園があります。筑後広域公園については平成17(2005)年7月に一部開園し、引き続き整備を進めています。また、福岡市東区の国営海の中道海浜公園の整備が国土交通省により進められています。

福岡県における生活圏別都市公園整備状況

広域生活圏	都市計画		都市計画区域人口 (千人)	都市公園数 (箇所)	都市公園面積 (ha)	1人当たり公園面積 (㎡/人)	広域生活圏	都市計画		都市計画区域人口 (千人)	都市公園数 (箇所)	都市公園面積 (ha)	1人当たり公園面積 (㎡/人)
	市町村名	市町村名											
福岡	福岡広域	福岡市	1,612	1,700	1,359.48	8.43	筑後		久留米市	302	458	238.12	7.88
		春日市	112	87	90.80	8.11			小都市	59	43	37.73	6.39
		大野城市	102	148	124.93	12.25			大刀洗町	16			
		志免町	47	43	46.58	9.91			広川町	20	8	16.94	8.47
		粕屋町	49	14	20.98	4.28			八女市	48	10	34.24	7.13
		篠栗町	30	4	16.00	5.33			筑後市	49	14	79.49	16.22
		久山町	8	12	22.20	27.75			大川市	32	8	31.68	9.90
		新宮町	33	79	22.27	6.75			大牟田市	108	243	120.19	11.13
		宇美町	37	52	110.95	29.99			柳川市	63			
		須恵町	28						みやま市	28	11	39.19	14.00
		古賀市	49	134	53.80	10.98			計(8市2町)	725	795	597.58	8.24
	筑豊		糸島市	102	264	52.69	5.17		直方市	55	100	77.28	14.05
			筑紫野市	100	200	101.84	10.18		小竹町	8			
			那珂川市	47	69	16.47	3.50		鞍手町	16	7	5.71	3.57
			太宰府市	70	140	31.20	4.46		宮若市	19	2	23.43	12.33
			宗像市	96	165	162.15	16.89		飯塚市	123	64	179.70	14.61
			福津市	66	139	60.74	9.20		桂川町	13	7	44.06	33.89
			朝倉市	38	6	34.46	9.07		嘉麻市	23	7	18.76	8.16
			筑前町	30	78	23.73	7.91		田川市	45	18	71.73	15.94
			計(10市8町) 政令市を除く	1,044	1,634	991.79	9.50		添田町	8	6	20.77	25.96
			計(11市8町) 政令市を含む	2,656	3,334	2,351.27	8.85		川崎町	15			
北九州	北九州広域	北九州市	938	1,720	1,191.54	12.70	豊	福智町(準)		1	6.97		
		中間市	39	7	18.27	4.68		大任町(準)					
		岡垣町	32	38	14.70	4.59							
		芦屋町	14	16	14.87	10.62							
		水巻町	28	17	39.69	14.18							
		遠賀町	20	63	26.32	13.16							
	北九州広域	刈田町	36	33	19.89	5.53							
		行橋市	73	33	31.47	4.31							
		豊前市	21	5	23.46	11.17							
		上毛町(準)		1	10.48				計(5市7町)	325	212	448.41	13.80
九州	京築広域	築上町	10	0			合	政令市を除く 52市町(26市26町)	2,382	2,857	2,267.72	9.52	
	京築広域	吉富町	7	3	30.79	43.99			政令市 2市	2,550	3,420	2,551.02	10.00
	みやこ町(準)		8					全 体 54市町(28市26町)	4,932	6,277	4,818.74	9.77	
		計(3市9町) 政令市を除く	288	216	229.94	7.98							
		計(4市9町) 政令市を含む	1,226	1,936	1,421.48	11.59							

(2) 河川

【河川管理課、河川整備課】

本県の一級河川は筑後川をはじめ 4 水系、二級河川は那珂川、御笠川、釣川、紫川、今川をはじめ 52 水系の合計 341 河川で、総延長は 2,178.8km になります。そのうち本県管理区間延長は、一・二級河川総延長の約 87.9% で 1,915.3km です。平成 9(1997)年の河川法改正により、法律の目的として、治水・利水機能を確保することに加え、河川環境の整備と保全についても、位置付けられました。この改正により、本県では河川整備を行う際には、河川が本来有する多様な生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、併せて美しい自然環境を保全する、多自然川づくりを進めています。本県において、

県内河川延長

	水系名	河川数	河川延長(km)	県管理延長(km)
一級河川	山国川	6	37.8	37.8
	遠賀川	76	497.3	363.5
	筑後川	86	549.4	442.9
	矢部川	24	218.3	195.1
	4 水系	192	1302.8	1039.3
二級河川	那珂川	4	42.3	42.3
	御笠川	11	48.6	48.6
	釣川	11	55.5	55.5
	紫川	6	39.0	39.0
	今川	6	55.7	55.7
	その他	111	634.9	634.9
	52 水系	149	876.0	876.0

特に環境に配慮した河川整備事業は、下表のとおりです。

環境に配慮した河川整備事業

事業・制度名	河川名	市町村	概要
かわまちづくり支援制度 (社会資本整備総合交付金)	高良川 他	久留米市 他	まちづくりと一体的に水辺空間の整備を図ることを目的としています。そのため河川本来の自然環境の整備保全や周辺の景観との調和を図りつつ、地域整備と一体となった整備事業を行っています。
マイタウン・マイリバー 整備事業 (社会資本整備総合交付金)	紫川	北九州市	大都市の中心市街地等で河川の改修が急務でかつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、沿川における市街地の整備と併せて河川改修を進めることが効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した整備を行っています。
郷土の水辺整備事業 (県単独事業)	今川 他	添田町 他	河川及び周辺環境の一体的整備を図ることにより、人と自然にやさしい水辺空間を形成し、河川の積極的利用を推進するとともに、地域のまちづくりに寄与しています。
ふれあいの川づくり事業 (県単独事業)	猪位金川 他	田川市 他	魚道整備など生態系に配慮した川づくりを行っています。

また、河川に関する基礎情報を系統的に整備し、河川整備事業や河川管理を円滑に推進するために、河川に生息する生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を次表の河川でおおむね5年に1度実施しています。

「河川水辺の国勢調査」実施河川

種別	水系名	調査河川名
二級河川	紫川	紫川
	那珂川	那珂川

(3) 海岸

【港湾課】

本県の海岸は、北に日本海に面し外洋性の強い玄界灘沿岸、東に周防灘に面する豊前豊後沿岸、南に日本一の干満の差 6m を有する有明海沿岸と、それぞれの特性を持った 3 つの沿岸に分かれており、海岸線延長は約 645 km に及びます。

豊前豊後沿岸及び有明海沿岸は、干満の差が大きく、干潮時には広大な干潟が出現し、野

鳥の楽園であると同時に潮干狩りなどのレクリエーションの場となっています。

玄界灘沿岸は半島・岬が多く白砂青松の海岸線が続く良好な自然環境に恵まれ、海水浴やマリンスポーツなどの海洋レジャーに多くの人々が利用しており、ほぼ全域が玄海国定公園に指定されています。

近年、玄界灘沿岸の海岸線は、冬季風浪・台風による波浪等により侵食が進行していることから、自然環境との調和に配慮し、砂浜の保護や、良好な海岸環境の創出を目的とした海岸環境整備事業を実施しています。

海岸環境整備事業

海岸名	事業主体	事業概要	施工年度
新松原海岸	福岡県	突堤 1 基 養浜 1 式	令和元年度～ 令和 8 年度
和白海岸	福岡県	人工リーフ 3 基	平成 19 年度～ 令和 17 年度

(4) 漁港

【水産振興課】

漁港機能の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、以下の事業を行っています。

ア 農山漁村地域整備交付金（水産物供給基盤整備事業）

貴重な渡り鳥の飛来地として有名な曾根干潟に漁港区域を有する曾根漁港の整備に当たっては、干潟の保全に配慮した整備を実施しています。

イ 農山漁村地域整備交付金（漁業集落環境整備事業）

漁港機能の増進と漁業集落における生活環境改善を総合的に図るため、集落排水処理施設などの事業を実施しています。

8 生態系を利用した防災・減災

【自然環境課、県土整備企画課】

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で

魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。本県における社会資本整備や土地利用等についても、生態系ネットワークの保全・再生・活用、健全な水資源の循環など、グリーンインフラを活用した自然共生社会づくりの普及と導入の働きかけを進めます。

グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域を作る考え方が「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)」であり、その普及と導入の働きかけを進め、広く啓発を行います。

第4節 生物多様性の持続可能な利用

森林は、清涼な水や空気の供給など私たちの生活に欠かせないものです。本県の森林は、県土面積の45%を占め、木材の生産や水源のかん養、県土保全のほか、二酸化炭素の吸収・固定機能による地球温暖化防止など多面的な働きを持っています。

かけがえのない森林を守るため、森林病害虫獣による被害や森林災害の防止に努め、健全な森林の維持造成及び県有施設の緑化や森林づくり活動の支援などの県土緑化の推進に努めています。また、平成 20(2008)年 4 月から森林環境税を導入し、「荒廃した森林の整備」や「県民参加の森林づくりの推進」に取り組んでいます。

1 生物多様性に配慮した農林水産業の推進

【農山漁村振興課、農村森林整備課、
林業振興課】

(1) 森林の保全

ア 森林の現況

本県の森林面積は、225,091 ヘクタールで県土面積の 45%を占めています。

森林は、木材を生産するだけでなく、水源のかん養、県土の保全、安らぎや憩いの場の提供など多面的な働きがあり、県民生活に密接な関わりを持っています。

さらに、近年においては、森林による二酸化炭素の吸収・固定機能が地球温暖化防止に寄与することから、その役割が大きく注目されています。

しかしながら、松くい虫やシカ等による被害や火災、気象災害等により、森林の健全な機能が損なわれる事態も生じています。特に、潮風や飛砂から人家や農地を守る重要な機能を有している海岸の防風林においては、松くい虫被害が急増し、ピークとなった平成 24(2012)年度の被害量は、20(2008)年度の 3.5 倍に上りました。このため、25(2013)年度より松くい虫被害対策を強化した結果、近年はピークであった24(2012)年度と比べ10%以下まで減少しました。

イ 森林の保護対策

台風や豪雨、降雪などの気象災害から森林を守るためには、適切な施業による森林の管理が重要です。しかしながら、木材価格の下落による林業採算性の悪化等により、森林・林業を取り巻く状況は依然として厳しいため、「安心して住み続けられる農山漁村づくりを推進」を目標とした「福岡県農林水産振興基本計画」を策定し、公益的機能を発揮できる森林づくりを推進しています。

松くい虫被害対策としては、薬剤散布等による予防対策と枯損松の伐倒駆除を実施していますが、平成 25(2013)年度からは福岡県森林環境税を活用し、市町が実施する伐倒駆除を、30(2018)年度からは予防対策の支援を強化するなど、松くい虫被害の鎮静化に取り組むとともに、被害跡地については保安林緊急改良事業等(治山事業)により機能回復のための植栽を実施しています。

また、植栽木に対するシカの食害防止等のため、侵入防止柵の設置や誘引捕獲などを行い、被害の軽減に努めています。

さらに、林野火災防止の啓発や森林保全巡視指導員等による巡回、消火機材の配備など各種被害予防に努めています。

(2) 緑化の推進

【林業振興課】

ア 緑化の現況

森林は、水を蓄え、土砂災害を防ぎ、レクリエーションの場を提供するなど、私たちの生活に様々な恵みを与えています。

しかしながら、都市化の進展に伴う身近な森林の減少や林業の不振による森林の荒廃などが懸念されています。

このような中、かけがえのない森林を健全な状態で次の世代に引き継ぐため、県民自らによる森林づくりへの参加や、森林を守り育てる気運の向上が求められています。

イ 緑化の推進対策

(ア) 緑化推進の取組

a 緑の教室等

福岡県緑化センターでは、緑化の普及・啓発及び緑化技術の指導を行うため、県内各地で「緑の教室」や「緑化講習会」等を開催しています。

緑の教室



b 県民参加の森林づくり

地球温暖化の問題など環境意識の高まりを受けて、県民参加による森林づくりが盛んになっています。

令和5(2023)年度は、県内260か所、約3万3千人の参加者による植栽や間伐などの森林(もり)づくり活動が実施されました。

(イ) 県有施設の緑化

身近な緑の造成を図るため県有施設を率先

して緑化し、地域緑化の推進に寄与しています。

(ウ) 緑化木の生産

本県は、県南部を中心に緑化木の生産が盛んであり、全国有数の生産地となっています。

しかし、近年は緑化木の需要が減少しており、今後は、植樹以外の新たな用途の開拓に取り組み、県産緑化木の需要拡大を図ります。

(I) 緑の募金

【緑の募金法】

緑の役割と大切さを県民に啓発し、緑化の推進などの取組を行うため、公益財団法人福岡県水源の森基金が実施主体となり「緑の募金」運動に取り組んでいます。

令和5(2023)年度は、約5,704万円の募金が集まり、地域の緑づくりや緑の少年団の育成などに活用されています。

(3) 福岡県森林環境税を活用した取組

【林業振興課】

本県では、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成20(2008)年4月に福岡県森林環境税を導入し、荒廃した森林の再生や県民参加の森林づくりに取り組んできました。

これまでに整備された森林では、水源かん養など森林の有する公益的機能が回復しつつある一方で、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられない状態が続いていることから、今後新たに森林の荒廃が進むことが懸念されています。

このため、平成30(2018)年度以降も「福岡県森林環境税」を継続し、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策や、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施しています。

<平成30年度から取り組んでいる施策>

○森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

- ・強度間伐※等の実施
 - ・間伐を繰り返す体制の構築
 - ・海岸防風林の松くい虫駆除・予防対策
- 公益的機能を長期的に発揮する
スギ・ヒノキ等の針葉樹と広葉樹が
混在する森林（イメージ）



○森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

- ・森林づくり活動の公募
- ・展示効果の高い森林整備
- ・森林の重要性の情報発信

県民参加の森林づくり（イメージ）



2 里地里山里海の適切な利用と管理

(1) ふくおか農林漁業応援団づくり

【食の安全・地産地消課】

農林水産業や農山漁村地域の役割と重要性に対する県民の理解を深め、地産地消を推進するため、「農林漁業応援団」づくりを進めています。（詳細は第3章に記載）

(2) 歴史・文化と生物多様性とを結びつけた環境学習の支援、推進

【自然環境課】

里地里山里海地域を構成するものの一つとして、歴史的・文化的な建造物や遺構等があり、その周辺の自然と合わせて、多様な生物を育む場となっています。

協賛企業から、売上の一部を本県の自然環境保全活動に寄附していただいております。この寄附金の一部を活用して、歴史・文化と生物多様性とを結びつけた環境学習を実施し、その保存・活用に対する意識の高揚・啓発を行っています。

ア 童男山古墳周辺（八女市山内）の整備（平成25(2013)年度～令和4(2022)年度）

地域の生物多様性保全活動を促進するため、八女市山内にある童男山古墳・犬尾城址周辺をフィールドとして、自然観察会を開催するとともに、地元の童男山・犬尾城址保存会と協働し、古墳周辺の草刈り・落ち葉の処理等の維持管理作業を行いました。

イ 有明海の環境学習（令和5(2023)年度～）

有明海は貝類や甲殻類をはじめ有明海固有の生物が多数生息しています。小学生を対象に、「やながわ有明海水族館」（柳川市稲荷町）において、有明海の生物多様性や歴史、文化を学ぶ環境学習を実施しています。

※強度間伐：間伐率をより高く設定した間伐。

第7章 健康で快適に暮らせる生活環境の形成

第7章では、健康で快適に暮らせる生活環境の形成に向けた取組について掲載しています。大気や水、土壌環境などを常に監視し、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境等が守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- 個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承することができる社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
環境基準の 達成率	大気 SPM } 100% NO ₂ }		大気 SPM } 100% NO ₂ }
	水質 BOD } 76.1% COD }		水質 BOD } 81.1% COD }
	DXN類 大気 } 公共用水域水質 } 公共用水域底質 } 100% 地下水 } 土壌 }	環境基準 達成率の 向上・ 達成維持を 図る	DXN類 大気 } 100% 公共用水域水質 } 98.1% 公共用水域底質 } 地下水 } 100% 土壌 }
	騒音 航空機 97.6% 新幹線 70.5% 自動車 96.2% 令和2(2020)年度	令和8(2026)年度	騒音 航空機 76.2% 新幹線 63.5% 自動車 95.2% 令和5(2023)年度
河川及び海岸 愛護団体登録数	511 団体 令和2(2020)年度	700 団体 令和8(2026)年度	547 団体 令和5(2023)年度

第1節 総合的な対策

〔環境基本法、公害紛争処理法、福岡県公害紛争処理条例、
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律〕

本県では、公害防止計画の策定、環境保全協定の締結等を行い、環境保全・公害防止対策を講じるとともに、公害に係る紛争については、福岡県公害審査会を設置し、紛争の解決を図っています。

1 公害対策

(1) 公害紛争処理・公害苦情処理

〔公害紛争処理法、
福岡県公害紛争処理条例〕

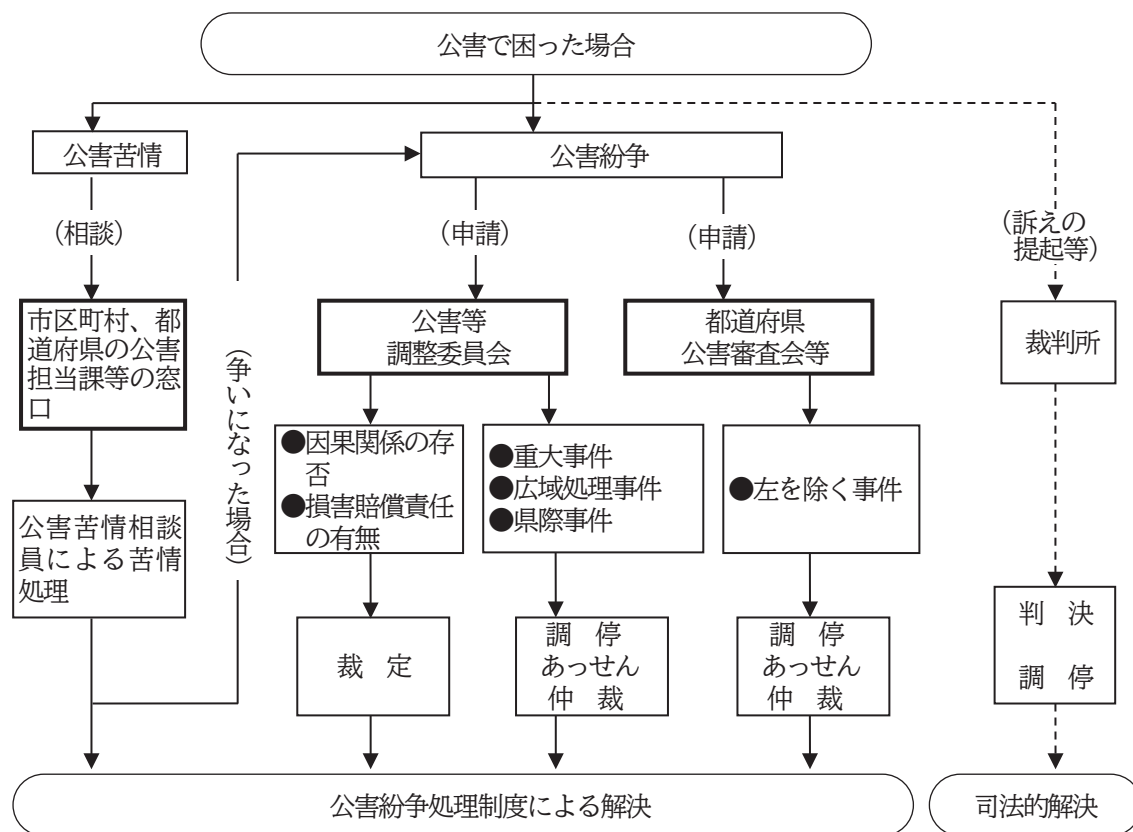
ア 公害紛争処理

【自然環境課】

本県では、公害に係る紛争について、司法的な解決とは別に迅速かつ適正な解決を図る附属機関として福岡県公害審査会を設置

しています。

審査会は、15名の委員で構成され、審査会会長の指名によって選任された委員が、あつせん、調停及び仲裁の手続により公害紛争の解決を図るものであり、審査会が設置された昭和46(1971)年以降令和6(2024)年3月までに本審査会で取り扱った事件は、あつせん1件、調停28件及び仲裁1件となっています。



イ 公害苦情処理

【環境保全課】

本県では、県内における公害苦情を統計的に把握するため、公害苦情件数等の調査を実施しています。

令和 4(2022)年度に県内市町村及び県保健福祉環境事務所の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情総件数は 3,431 件で、前年度と比べ 36 件減少し、約 1.0%の減少となっています。

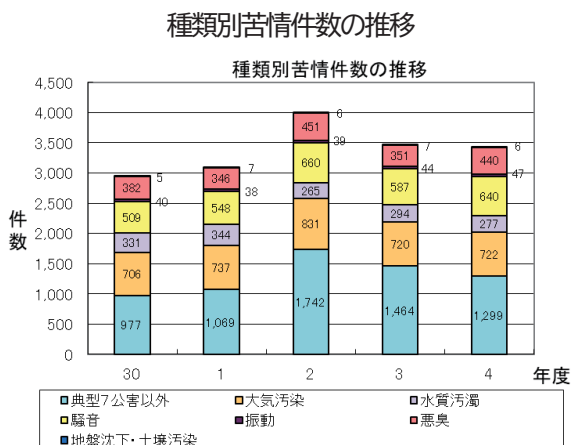
公害に対する苦情は、典型 7 公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭)に係るものと、典型 7 公害以外の日照、電波障害、廃棄物の不法投棄等に係るものに分けられます。

(ア) 種類別苦情件数

典型 7 公害の苦情は、大気汚染が最も多く、典型 7 公害以外の苦情では廃棄物投棄に関する苦情が最も多くなっています。

(イ) 苦情処理状況

令和 4(2022)年度において処理することになった苦情件数は、新規受付(警察・国等の機関から移送されたものを含む)3,431 件及び前年度からの繰越 98 件の合計 3,529 件から警察・国等の機関へ移送したもの 112 件を除いた 3,417 件(これを「公害苦情処理係属件数」という。)となっています。



苦情処理の内訳

(受付件数)

令和 4 年度新規	3,431 件
前年度繰越	98 件
計	3,529 件

(処理の内訳)

他へ移送	112 件
公害苦情処理係属件数	3,417 件
(公害苦情処理係属件数内訳)	
直接処理	2,942 件
翌年度繰越	100 件
その他	375 件

※その他:原因が不明な場合や申立人が管轄区域外に転居した場合など。

なお、公害苦情処理係属件数のうち、令和 4(2022)年度中に処理された件数は 2,942 件で、その処理率は 86.1%となっています。

(2) 公害防止管理者制度

【環境保全課】

〔特定工場における公害防止組織の整備に関する法律〕

公害防止管理者制度とは、製造業(加工業を含む。)及び電気・ガス・熱供給業の特定の工場内に、公害防止に関する責任者を選任させること等により、工場内の公害防止体制の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的とする制度です。

この法律が適用される工場(「特定工場」という。)では、公害防止に関する業務を統括する「公害防止統括者」及び公害防止の技術的事項を管理する「公害防止主任管理者」、「公害防止管理者」を選任し、これを知事に届け出ることが義務付けられており、これらの職にはそれぞれ代理者の配置が必要です。

なお、公害防止管理者、公害防止主任管理者及びそれらの代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、これらを選任又は解任した際は知事(一部は市町村長)に届け出なければなりません。

公害防止管理者は、従事する業務に応じて、大気関係、水質関係、騒音・振動関係、粉じん関係及びダイオキシン類関係の種類に分かれ

ています。

(3) 融資制度

【循環型社会推進課】

福岡県環境保全施設等整備資金融資制度により財政支援を行い、県内に事業所を有する中小企業者等の公害防止施設、環境保全施設の整備、次世代自動車の購入等を促進します。

2 都市計画

【都市計画課】

都市計画とは、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地及び緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものです。

(1) 計画的な土地利用

都市計画区域内においては、用途地域など地域地区を適切に定めて、建築物の用途、容積、高さ等を制限することにより、土地の計画的利用を図り、効率的・集中的な公共投資により、合理的かつ機能的な都市空間の形成を図っています。

さらに、県内の 14 都市計画区域のうち 4 都市計画区域(22 市町)においては、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域(既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)と市街化調整区域(市街化を抑制すべき区域)とに区分(一般的に「線引き」という。)しています。

また、都市計画区域外においても、土地利用の秩序又は環境保全のために、県内の 23 市町において、準都市計画区域を指定しています。

これらの実効性は、開発許可制度等によって担保されています。

(2) 都市施設の適切な配置

道路、公園、下水道などの都市施設は、都市の生活や都市機能の維持にとって必要な施設であり、都市の骨格をなすものです。計画に当

たっては、土地利用計画や都市施設相互の有機的な関連を勘案しつつ、適切な規模・構造と位置を定めています。また、ごみ焼却場、汚物処理場などの位置についても、生活環境を悪化させないように配慮し、決定しています。

(3) 市街地の面的整備

健全な市街地の形成を図る手法として、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため土地区画整理事業が活用されています。また、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業等が活用されています。

住宅地の造成などに対しては、開発許可制度により公共施設の整備に一定の水準を確保しています。さらに、きめ細かなまちづくりの手段として、良好な居住環境を形成し、保全するために、地区の特性に合った地区計画制度の導入を促進しています。

(4) 美しいまちづくりの推進

平成 17(2005)年の「景観法」の全面施行を受け、本県では「福岡県美しいまちづくり条例」を改定し、市町村における景観計画策定による規制誘導を図る取組みを推進するとともに、県民の発意と参加による地域の個性を反映した美しいまちづくりを推進するための各種施策を行っています。

具体的には、複数の市町村にわたる広域的な景観形成を本県の重要な施策と位置付け、良好な景観の保全・形成を図るべく、現在、豊かな自然環境に恵まれた筑後地域及び京築地域を対象に、3 つの広域的な景観計画を運用しているところです。

また、美しいまちづくりについて県民とともに語り合い、考える「景観大会」を毎年開催し、地域住民団体や市町村によるまちづくり活動を支援するために「まちづくり専門家」の派遣事業等も行っています。

【景観大会の様子】
美しい景観選表彰式



景観選作品展示



第2節 大気環境の保全

【環境保全課】

〔大気汚染防止法、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

工場や事業場に起因する大気汚染は大きく改善されたため、都市化の進展や自動車保有台数の増加などを背景とした、都市生活型の環境問題への取組を推進してきました。

また、近年では、国境を越える広域的な大気汚染への取組が重要となっています。

大気汚染防止対策を進める上で、大気環境の状況を把握する必要があるため、常時監視測定局を整備して測定を行っています。また、自動車排出ガス対策、工場・事業場や石綿含有建材除去作業に対する監視指導を行っています。

1 大気環境の現況

高度経済成長期には特に石油系燃料消費量が増大したため大気汚染が急速に進行しましたが、昭和40年代に「公害対策基本法」や「大気汚染防止法」が成立し、工場や事業場における大気汚染防止対策が着実に進展しました。また、自動車排出ガス対策として大気汚染防止法に基づく単体規制(いわゆる排ガス規制)の強化が行われたことから、県内の大気汚染の状況は大きく改善されました。一方で、光化学オキシダントについては、移流等の影響により環境基準を達成できない状況が続いています。

(1) 常時監視体制

県内の大気環境の状況を把握するため、県内の常時監視測定局において自動連続測定機による常時監視を行っています(18市町55か所)。

常時監視データは、テレメータシステム(遠隔監視装置)により、県保健環境研究所(中央

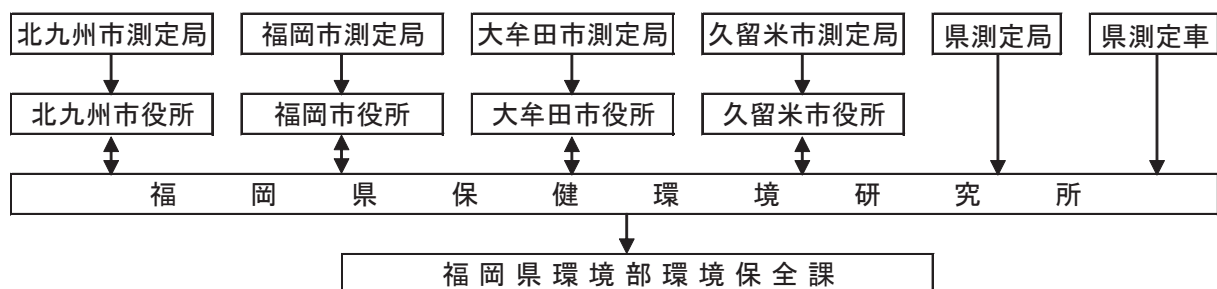
監視局)及び県庁(環境保全課)に送信されており、毎時の常時監視データを県ホームページで公開しています。

また、常時監視データなどから、大気汚染状況が悪化し人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがあると判断される場合には、関係機関に対して情報を提供し、緊急時の措置を講じることとしています。

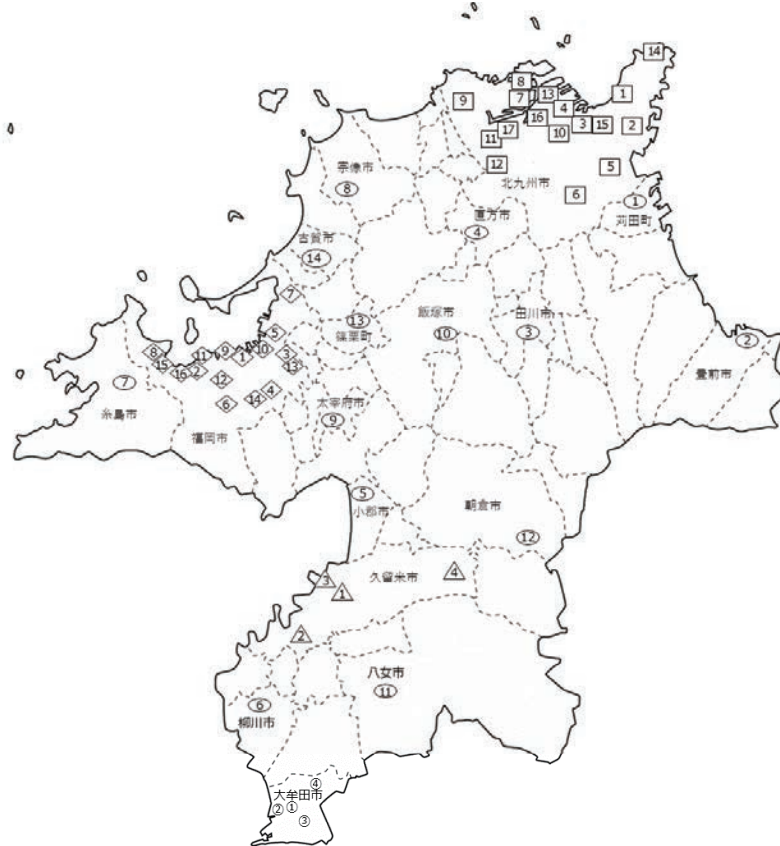
これらの取組に加え、保健環境研究所が開発した大気汚染予測システムを用いて、県内(4地域別)における光化学オキシダントやPM_{2.5}の独自予測を毎日実施しており、高濃度の光化学オキシダントやPM_{2.5}の発生が予測される場合には、県公式LINEアカウントにより県民に対し高濃度予測情報を配信しています。(令和4(2022)年2月15日から開始)

なお、常時監視を実施していない地域については、大気環境測定車(さわやか号)により必要に応じて調査を実施しています。

テレメータシステムによる測定データの流れ



大気汚染常時監視測定局配置図



大気汚染常時監視測定局一覧表

(令和6年3月31日現在)

設置主体	一般環境大気測定局(一般局)				自動車排出ガス測定局(自排局)			
福岡県 (○印)	1 苅田	6 柳川	11 八女	14 古賀				
	2 豊前	7 糸島	12 朝倉					
	3 田川	8 宗像	13 篠栗					
	4 直方	9 太宰府						
	5 筑後小郡	10 飯塚						
北九州市 (□印)	1 門司	6 企救丘	11 黒崎	14 門司港自排				
	2 松ヶ江	7 若松	12 塔野	15 三萩野自排				
	3 小倉	8 若松ひびき	13 戸畑	16 西本町自排				
	4 北九州	9 江川		17 黒崎自排				
	5 曾根	10 八幡						
福岡市 (◇印)	1 春吉	4 南	7 香椎	9 天神	12 別府橋	15 今宿		
	2 祖原	5 東	8 元岡	10 千鳥橋	13 比恵	16 石丸		
	3 吉塚	6 長尾		11 西新	14 大橋			
大牟田市 (○印)	1 国設大牟田	3 七浦						
	2 新地	4 橘						
久留米市 (△印)	1 えーるピア久留米	3 城南中学校						
	2 三潞中学校	4 田主丸中学校						

大気汚染常時監視測定局別測定項目一覧

ア 一般環境大気測定局

市町	測定局	測定項目											
		SO ₂	NO ₂	CO	SPM	Ox	PM _{2.5}	NMHC	T-HC	風向 風速	温度	湿度	その他
北九州	門司	○	○			○				○			
	松ヶ江		○		○	○	○			○			
	小倉		○			○				○			
	北九州	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	曾根	○	○		○	○	○			○			
	企救丘		○		○	○	○			○			
	若松	○	○		○	○	○			○			
	若松ひびき	○	○		○	○	○			○			
	江川		○		○	○	○	○	○	○			
	八幡	○	○			○				○			
福岡	黒崎	○	○		○	○	○			○			
	塔野		○		○	○	○			○			
	戸畑	○	○		○	○	○			○			
	春吉	○	○		○	○	○			○			
	祖原	○	○		○	○		○	○	○			○
	吉塚	○	○		○	○	○			○			
	南		○		○	○				○			
	東		○		○	○				○			
	長尾		○		○	○	○			○			
	香椎		○		○	○	○	○	○	○			
大牟田	元岡		○		○	○	○			○			
	国設大牟田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新地	○	○		○		○			○			
	七浦	○			○	○		○	○	○			
	橋	○	○		○	○				○			
	えーるピア久留米	○	○		○	○				○			
	三潞中学校				○	○	○			○			
	城南中学校	○	○		○	○	○			○			
	田主丸中学校				○	○	○			○			
	苅田	○	○		○	○	○			○			
久留米	苅田	○	○		○	○	○			○			
	豊前	○	○		○	○	○			○			
	田川	○	○		○	○	○			○			
	直方	○	○		○	○	○			○			
	小郡	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	柳川	○	○		○	○	○			○			
	糸島	○	○		○	○	○			○			
	宗像	○	○		○	○	○			○			
	太宰府	○	○		○	○	○			○			
	飯塚	○	○		○	○	○			○			
篠栗	八女	○	○		○	○	○			○			
	朝倉	○	○		○	○	○			○			
	篠栗	○	○		○	○	○			○			
	測定局数	30	39	2	39	41	33	7	7	42	3	3	3

(令和6年3月31日現在)

イ 自動車排出ガス測定局

市町	測定局	測定項目								
		SO ₂	NO ₂	CO	SPM	Ox	PM _{2.5}	NMHC	T-HC	風向 風速
北九州	門司港自排		○	○	○	○	○			○
	三萩野自排		○		○			○	○	○
	西本町自排		○		○		○			○
	黒崎自排		○	○	○					
福岡	天神	○	○	○	○			○	○	
	千鳥橋		○		○		○	○	○	
	西新		○		○		○			
	別府橋		○		○					
	比恵		○		○					
	大橋		○		○		○			
	今宿		○		○					
	石丸		○		○	○	○			○
古賀	古賀		○	○	○		○			○
測定局数		1	13	4	13	2	7	3	3	5

(令和6年3月31日現在)

一般環境大気測定局		17市町		42局	
自動車排出ガス測定局		3市		13局	
計		18市町(2市重複)		55局	

※ 測定項目
 SO₂ : 二酸化硫黄
 NO₂ : 二酸化窒素
 CO : 一酸化炭素
 SPM : 浮遊粒子状物質
 Ox : 光化学オキシダント
 PM_{2.5} : 微小粒子状物質
 NMHC : 非メタン炭化水素
 T-HC : 全炭化水素(メタン及び非メタン炭化水素)

(2) 環境基準※達成状況

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は全測定局で環境基準を達成しています。

このうち、浮遊粒子状物質は、黄砂等の気象現象の影響により、環境基準達成状況が変動することがあります。

また、光化学オキシダントは全国的に環境基準達成率が非常に低く、本県においても全測定局で環境基準を達成できていません。一方、微小粒子状物質(PM_{2.5})の環境基準達成率は顕著に改善しており、令和3(2021)年度以降は全測定局で環境基準を達成しています。

大気汚染常時監視測定局の環境基準達成状況（達成局数／測定局数、令和5年度）

局区分	項目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他	全般	達成率
一般環境 大気測定局	二酸化硫黄	8/8	3/3	4/4	2/2	13/13	30/30	100%
	二酸化窒素	13/13	8/8	3/3	2/2	13/13	39/39	100%
	一酸化炭素	1/1	—	1/1	—	—	2/2	100%
	浮遊粒子状物質	10/10	8/8	4/4	4/4	13/13	39/39	100%
	光化学オキシダント	0/13	0/8	0/3	0/4	0/13	0/41	0%
	微小粒子状物質	10/10	5/5	2/2	3/3	13/13	33/33	100%
自動車排出 ガス測定局	二酸化硫黄	—	1/1	—	—	—	1/1	100%
	二酸化窒素	4/4	8/8	—	—	1/1	13/13	100%
	一酸化炭素	2/2	1/1	—	—	1/1	4/4	100%
	浮遊粒子状物質	4/4	8/8	—	—	1/1	13/13	100%
	光化学オキシダント	0/1	0/1	—	—	—	0/2	0%
	微小粒子状物質	2/2	4/4	—	—	1/1	7/7	100%

備考1:有効測定項目(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は年間測定時間数が6,000時間以上、微小粒子状物質は年間測定日数が250日以上(の測定項目)について集計しています。ただし、光化学オキシダントの項目は除きます。

備考2:環境基準の評価方法は、光化学オキシダントについては短期的評価(1時間値が0.06ppm以下)により評価しています。二酸化窒素及び微小粒子状物質については、1日平均値の年間98%値(年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、二酸化窒素は0.06ppm、微小粒子状物質は35 μ g/m³を超えない値)により評価しています。また、微小粒子状物質については、1年平均値(1年平均値が15 μ g/m³以下)についても評価を行います。二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外して評価します(年間における1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値が、二酸化硫黄は0.04ppm、一酸化炭素は10ppm、浮遊粒子状物質は0.1mg/m³以下)。ただし、2%の範囲にあって、1日平均値につき環境基準を2日以上連続して超えた場合は除外しないこととなっています。

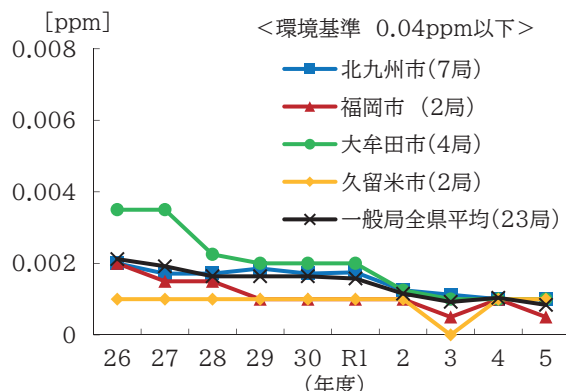
ア 二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄は、石油や石炭などの燃料中に含まれる硫黄分の燃焼により発生します。石油の消費拡大に伴い排出量が増加しましたが、環境基準の設定や排出規制の強化により、低硫黄燃料への転換や脱硫装置の設置が進み、現在は排出量が大幅に低減されています。

令和5(2023)年度は、県内17市町31測定局(一般局30、自排局1)で常時監視を行っており、全測定局で環境基準(長期的評価)を達成しています。

また、過去10年間、継続測定している局の地域別年平均値には改善傾向が見られます。

二酸化硫黄濃度経年変化(一般局)



(注)過去10年間、継続測定している局の年平均値

※環境基準:環境基本法に基づき政府が設定するもので、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準値。大気、水質、騒音、土壌、ダイオキシン類について定められています。

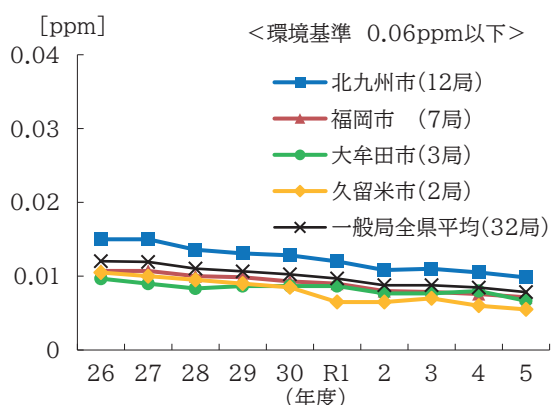
イ 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、主に石油や石炭などの燃料の燃焼に伴い発生し、工場や事業場のばい煙発生施設及び自動車等から排出されます。

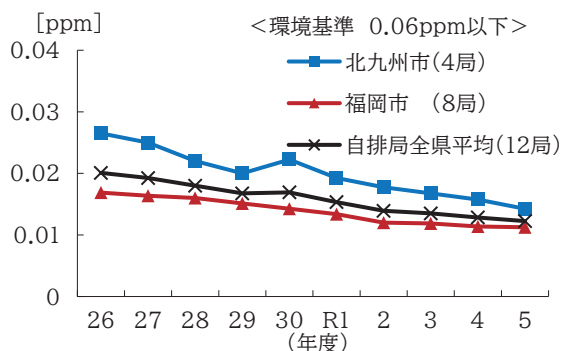
令和5(2023)年度は、県内 18 市町 52 測定局(一般局 39、自排局 13)で常時監視を行っており、全測定局で環境基準(長期的評価)を達成しています。

なお、過去 10 年間、継続測定している局の地域別年平均値には緩やかな改善傾向が見られます。

二酸化窒素濃度経年変化(一般局)



二酸化窒素濃度経年変化(自排局)



ウ 一酸化炭素 (CO)

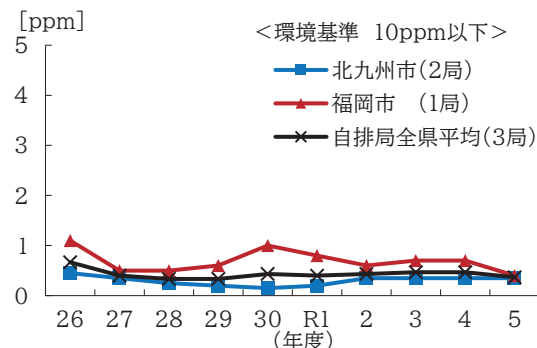
一酸化炭素は、主に自動車から排出されるため、自動車交通量の多い沿道で測定しています。

令和5(2023)年度は、県内 4 市 6 測定局(一般局 2、自排局 4)で常時監視を行っており、全測定局で環境基準を達成しています。

また、過去 10 年間、継続測定している自排

局における地域別年平均値は各地域とも低い濃度で推移しています。

一酸化炭素濃度経年変化(自排局)



エ 浮遊粒子状物質 (SPM)

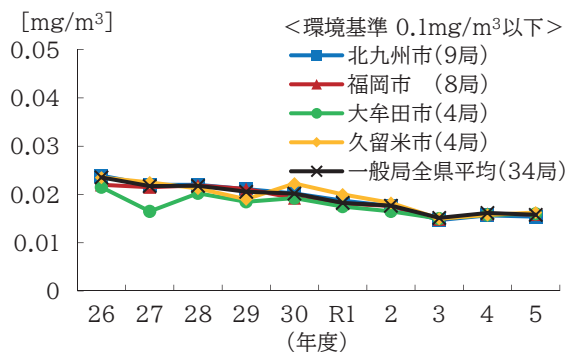
大気中の粒子状物質は、工場や事業場のばい煙発生施設や粉じん発生施設から排出されるばいじん及び粉じん、自動車から排出される黒煙、自動車の走行による道路上の粉じん飛散粒子、黄砂や火山活動等の自然現象によるものなど多種多様であり、浮遊粒子状物質と降下ばいじんに大別されます。

浮遊粒子状物質は、浮遊している粉じんのうち粒径が 10 マイクロメートル以下の細かい粒子で、大気中に比較的長時間滞留しています。

令和5(2023)年度は、県内 18 市町 52 測定局(一般局 39、自排局 13)で常時監視を行っており、全測定局で環境基準(長期的評価)を達成しています。

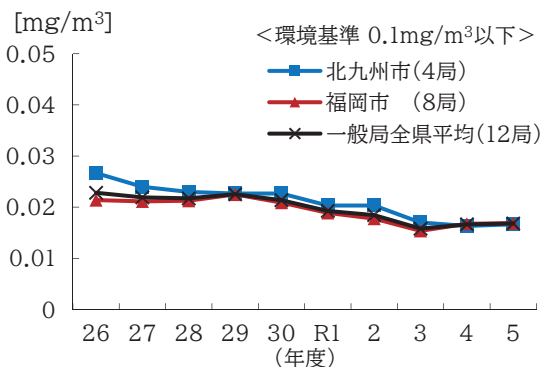
なお、環境基準達成状況は黄砂等の気象現象の影響を受け、大きく変動します。環境省は、黄砂の実態解明のための調査を自治体と協力して平成 14(2002)年度から全国で開始し、本県もその調査に 24(2012)年度まで参加しました。25(2013)年度以降は、越境大気汚染に関する調査研究の中で、黄砂の問題についても引き続き取り組んでいます。

浮遊粒子状物質濃度経年変化（一般局）



(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

浮遊粒子状物質濃度経年変化（自排局）



(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

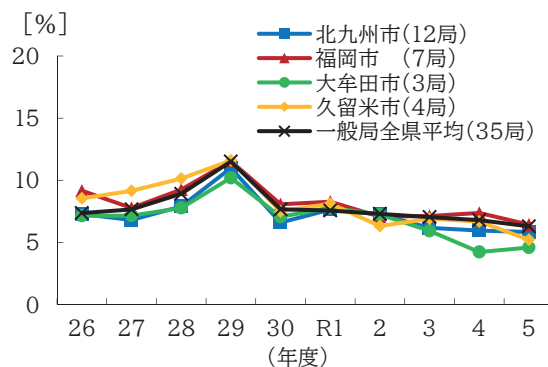
光化学オキシダント(Ox)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線と光化学反応を起こすことにより二次的に生成される、オゾンを主体とした酸化性物質の総称です。

濃度が高くなると、目がチカチカする、のどが痛くなるなどの影響が出ることがあるため、一定濃度以上になった場合には、大気汚染防止法の規定に基づく「光化学オキシダント注意報」を本県(北九州市の区域においては市)から発令し、県民等に注意を呼びかけています。

過去 5 年間の注意報の発令状況は表のとおりで、直近では令和元(2019)年5月に2回、県内の広域に注意報を発令しました。

光化学オキシダントの経年変化
(昼間 0.06ppm を超えた時間数割合)



(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

過去 5 年間の光化学オキシダント注意報発令状況

年度	日付	注意報発令区域
R1	5.23	北九州市
		福岡市
		宗像市、福津市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
	5.24	北九州市
		福岡市
		直方市、宮若市、小竹町、鞍手町、中間市
		飯塚市、嘉麻市、桂川町
		古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
		糸島市
		宗像市、福津市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
		行橋市、苅田町、みやこ町
R2～	発令なし	

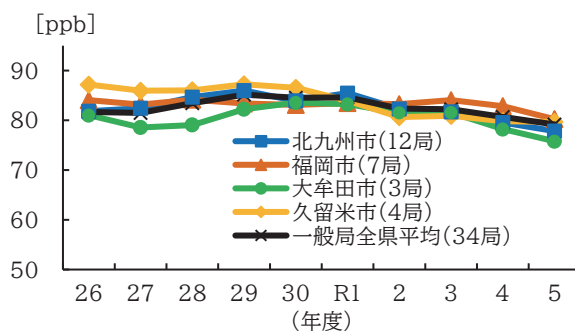
光化学オキシダントは全国のほとんどの測定局で環境基準を達成できない状態が続いており(令和4(2022)年度の全国達成率は一般局 0.1%、自排局 0%)、本県においても県内 17 市町 43 測定局(一般局 41、自排局 2)のすべてで環境基準を達成していません。

なお、光化学オキシダントの環境基準は、昼間の 1 時間ごとの濃度(1 時間値)で評価するため、1 年のうち 1 時間でも基準を超えると環境基準未達成となりますが、昼間の時間の約 94%は基準を達成しています。

光化学オキシダントの増減は気象要因の影響が大きいため、環境省から近年の傾向を評価する新しい指標として「Ox 濃度 8 時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年移動平均値」が提案されています。

新しい指標による評価では、本県の光化学オキシダントは、平成27(2015)年度以降悪化傾向を示していましたが、30(2018)年度以降は改善傾向で推移しています。

光化学オキシダントの経年変化
(指標：8 時間平均日最高値の 3 年移動平均)



(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

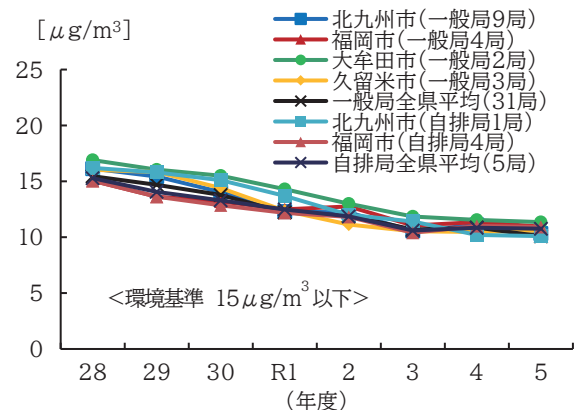
力 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が 2.5 マイクロメートル以下の粒子で、平成 21(2009)年に環境基準が設定されました。

平成 23(2011)年度から測定体制の整備を行い、令和5(2023)年度末現在、県内 18 市町 40 測定局(一般局 33、自排局 7)でPM_{2.5}の常時監視を行っています。PM_{2.5}の環境基準は年平均値(長期基準)及び日平均値の年間98パーセンタイル値(日平均値の低い方から98%に相当する値)(短期基準)で評価を行っています。

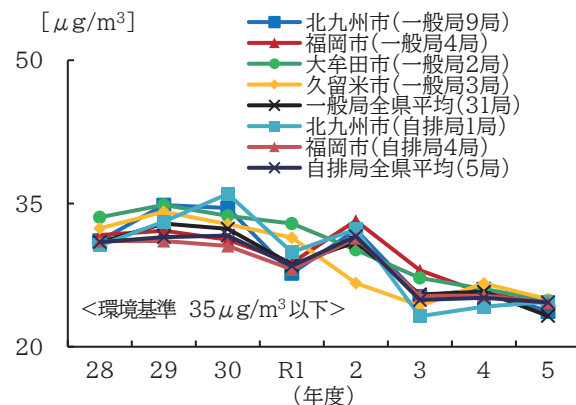
以前は、全国的にも環境基準の達成率が低く、本県においても平成 26(2014)年度まで環境基準を達成できていませんでしたが、徐々に改善し、令和3(2021)年度以降は全測定局で環境基準を達成しています。

微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化



(注)過去 8 年間、継続測定している局の年平均値

微小粒子状物質濃度の日平均値の年間98パーセンタイル値の経年変化



(注)過去 8 年間、継続測定している局の日平均値の年間98パーセンタイル値の平均値

本県では、平成 24(2012)年度からPM_{2.5}の濃度が暫定的な指針値である日平均値 70 µg/m³を超えると予想される場合に、「PM_{2.5}に関する注意喚起」を実施し、注意を呼びかけています。注意喚起実施状況は下表のとおりで、直近では令和 3(2021)年 3 月に、北九州地域で注意喚起を実施しました。(参照:第3部 234 頁)また、PM_{2.5}成分分析を県内 6 地点で実施しました。

PM_{2.5}に関する注意喚起実施状況

年度	日付	注意喚起実施地域
H26	H26.6.1	福岡地域
	H27.3.22	北九州地域
H29	H29.7.27	福岡地域
R2	R3.3.30	北九州地域

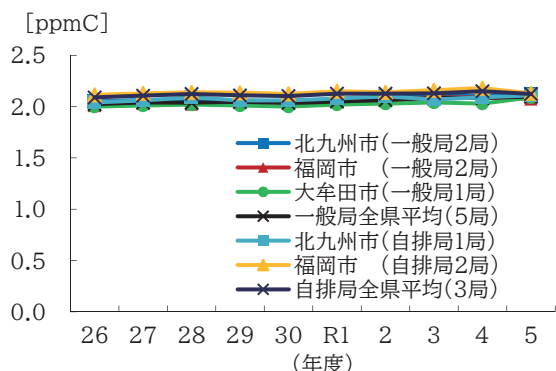
キ 炭化水素

炭化水素は、自動車や有機溶剤使用工場、ガソリンスタンド等多種多様な発生源から排出され、主に地球温暖化に関与するメタンと光化学オキシダント生成に関与する非メタン炭化水素とに大別されます。

令和5(2023)年度は、県内 3 市 8 測定局(一般局 5、自排局 3)でメタンと非メタン炭化水素について常時監視を行いました。

過去 10 年間、継続測定している局の全炭化水素濃度の地域別年平均値は、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

全炭化水素濃度経年変化

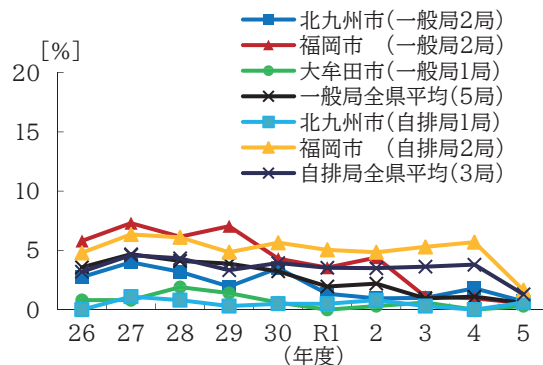


(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

また、非メタン炭化水素については、光化学オキシダント生成防止濃度レベルとして国の中央環境審議会から指針値(6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20~0.31ppmC 以下が適当)が答申されていますが、指針値を超過し

た日数は減少傾向にあります。なお、平成 18 (2006)年度から炭化水素を含む揮発性有機化合物 (VOC)の排出規制を行っています。

非メタン炭化水素の 6~9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数割合経年変化



(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

ク 有害大気汚染物質

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に暴露した場合に健康影響が懸念される有害大気汚染物質について、平成 9(1997)年度からモニタリング調査を実施しています。

このうち、環境基準が設定されているベンゼン等 4 物質の測定結果は、全測定地点において環境基準を達成しています。

また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指標となる数値(指針値)が設定されているアクリロニトリル等 11 物質の測定結果は、全地点において指針値を下回っていました。

ベンゼン等 4 物質の環境基準達成状況 (達成局数/測定局数、令和 5 年度)

項 目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	全 般
ベンゼン	4/4	4/4	4/4	1/1	3/3	16/16
トリクロロエチレン	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
テトラクロロエチレン	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
ジクロロメタン	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13

アクリロニトリル等 11 物質の指針値達成状況（達成局数／測定期間、令和 5 年度）

項 目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	全 般
アクリロニトリル	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
アセトアルデヒド	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
塩化ビニルモノマー	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
塩化メチル	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
水銀	4/4	4/4	3/3	1/1	3/3	15/15
ニッケル化合物	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
クロロホルム	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
1,2-ジクロロエタン	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
1,3-ブタジエン	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
ヒ素及び無機ヒ素化合物	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
マンガン及び無機マンガン化合物	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12

2 大気汚染防止対策

大気汚染防止法等に基づき、ばい煙等の発生源である工場・事業場の監視指導を行っているほか、自動車排出ガス対策を進めています。

また、オゾン層保護や地球温暖化防止のため、フロン排出抑制法に基づきフロン類の適正な排出抑制を推進するとともに、酸性雨の実態把握や植物など生態系への影響について調査しています。

加えて、石綿(アスベスト)については、建築物の解体現場等からの飛散防止対策に加え、健康被害者からの認定申請及び給付請求等の受付や相談業務を行っています。

(1) 工場・事業場対策

大気汚染防止法の規定により、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、揮発性有機化合物(VOC)排出施設、水銀排出施設を新設、構造変更等する場合には、都道府県知事等への事前届出が必要です。

ばい煙発生施設には、ボイラー、廃棄物焼却炉などが該当し、ばい煙の排出基準が定められています。

一般粉じん発生施設には、堆積場、ベルトコンベアなどが該当し、粉じんの飛散防止のため、施設の構造等に関する基準が定められています。

特定粉じん発生施設には、石綿(アスベスト)

を含有する製品の製造に係る解綿用機械などが該当し、規制基準の遵守義務があります。

VOC排出施設は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染を防止するために平成 18(2006)年度から規制対象とされました。塗装用の乾燥施設などが該当し、排出基準が定められています。

水銀排出施設は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成 30(2018)年度から規制対象とされました。石炭を燃焼するボイラーや廃棄物焼却炉などが該当し、排出基準が定められています。

工場・事業場から届け出られた施設については、届出提出時に書面審査を行うとともに、立入検査により施設の実態把握や排出基準遵守状況等を確認し、必要に応じ行政指導等を行っています。

令和2(2020)年の大気汚染防止法の改正により、3(2021)年4月からすべての石綿含有建材が規制対象とされ、建築物等の解体や除去等の作業を行う場合には、作業前に石綿使用の有無を確認する事前調査を実施し、一定規模以上の工事については事前調査の結果を都道府県知事等へ報告することが義務付けられました。

また、令和5(2023)年10月からは、事前調査を有資格者など一定の知識を有する者に実施させることも義務付けられました。

なお、石綿が使用された建築物等の解体等工事を行う場合には、法に定められた作業基準を遵守する必要があります。加えて、吹付け石綿や石綿を含有する保温材、耐火被覆材、断熱材が使用された建築物等については、作業実施前に都道府県知事等への届出が必要です。

ア 施設の設置状況

ばい煙発生施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約 0.3%増加し、施設数は約 0.4%減少しています。

一般粉じん発生施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約 1.2%減少し、施設数は約 0.4%増加しています。

特定粉じん発生施設は、県内には設置されていません。

VOC排出施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約 1.2%減少し、施設数は変動していません。

水銀排出施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約 1.2%減少し、施設数は変動していません。

イ 立入検査等の実施

ばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対して立入検査を行い、ばい煙等の自主測定結果の確認、排出ガスの分析検査の実施などにより、排出基準等の遵守状況を把握しています。

水銀排出施設については、自主測定検査の確認の結果、令和5(2023)年度に 1 事業場で排出基準の超過が見られましたが、再測定により基準を満たしていることを確認しています。

また、石綿含有建材の除去等を行う解体等工事(特定粉じん排出等作業)への立入検査を実施し、石綿飛散防止のための作業基準の遵守状況を確認しました。

石綿事前調査結果報告件数

(令和5年4月1日～令和6年3月31日報告分)

	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合 計
電子	5,866	10,342	406	1,560	9,803	27,977
紙	0	15	4	2	14	35
合計	5,866	10,357	410	1,562	9,817	28,012

石綿事前調査結果報告件数(建材ごとの件数)

(令和5年4月1日～令和6年3月31日報告分)

	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合 計
レベル1	38	29	0	8	10	85
レベル2	56	21	1	14	29	121
レベル3	2,528	5,912	357	896	4,130	13,823
合計	2,622	5,962	358	918	4,169	14,029

ばい煙発生施設等設置状況

(令和6年3月31日現在)

	施行令 別表第1の 項番号	施 設 名	北九州市	福岡市	大牟田市		久留米市	その他の 地域	合 計
					工場	事業場			
大気汚染防止法該当施設	1	ボ イ ラ ー	604	464	45	23	239	1,586	2,961
	2	ガ ス 発 生 炉 ・ 加 熱 炉	3	3	0	0	0	2	8
	3	焙 焼 炉 ・ 焼 結 炉 ・ 煅 焼 炉	10	0	1	0	0	1	12
	4	溶 鉱 炉 ・ 転 炉	11	0	0	0	0	1	12
	5	溶 解 炉	58	0	10	0	7	61	136
	6	金 属 加 熱 炉	198	0	3	0	0	63	264
	7	石 油 加 熱 炉	10	0	0	0	0	0	10
	8	触 媒 再 生 炉	0	0	0	0	0	0	0
	8-2	い お う 燃 焼 炉	0	0	0	0	0	0	0
	9	焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	36	0	6	0	1	31	74
	10	反 応 炉 ・ 直 火 炉	44	0	8	0	0	7	59
	11	乾 燥 炉	94	11	10	4	7	176	302
	12	電 気 炉	6	0	0	0	0	1	7
	13	廃 棄 物 焼 却 炉	33	13	1	5	8	61	121
	14	銅・鉛・亜鉛の焙焼炉等	0	0	9	0	0	0	9
	15	カドミウム乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0
	16	塩素急速冷却施設	0	0	0	0	0	0	0
	17	塩化第二鉄溶解槽	0	0	0	0	0	3	3
	18	活性炭の製造反応炉	0	0	0	0	0	0	0
	19	塩素反応施設等	16	0	30	0	0	0	46
	20	アルミニウム電解炉	0	0	0	0	0	0	0
	21	燐鉱石の反応施設等	1	0	0	0	0	0	1
	22	弗酸の製造用凝縮施設等	2	0	0	0	0	0	2
	23	トリポリリン酸ナトリウム製造用反応施設	0	0	0	0	0	0	0
	24	鉛精錬用等溶解炉	0	0	0	0	0	0	0
	25	鉛蓄電池の溶解炉	0	0	0	0	0	0	0
	26	鉛系顔料の溶解炉等	0	0	0	0	0	0	0
	27	硝酸製造施設	8	0	0	0	0	0	8
	28	コ ー ク ス 炉	6	0	0	0	0	0	6
	29	ガ ス タ ー ビ ン	0	35	2	0	9	9	55
	30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	98	55	9	22	16	47	247
	31	ガ ス 機 関	0	2	2	0	0	0	4
	32	ガ ソ リ ン 機 関	0	0	0	0	0	0	0
	施 設 数		1,238	583	136	54	287	2,049	4,347
	工 場 ・ 事 業 場 数		312	290	31	20	127	909	1,689
鉱山保安法 該事業 施設 施設	ボ イ ラ ー	19	0	11	0	0	0	12	42
	ガ ス 発 生 炉 ・ 加 熱 炉	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガ ス タ ー ビ ン	95	200	1	4	25	70	395	
	デ ィ ー ゼ ル 機 関	280	537	6	24	100	539	1,486	
	ガ ソ リ ン 機 関	17	26	0	1	11	24	79	
	そ の 他	0	0	0	0	0	1	1	
	施 設 数	411	763	18	29	136	646	2,003	
	工 場 ・ 事 業 場 数	248	567	6	24	84	409	1,338	
施 設 数 合 計			1,649	1,346	237		423	2,695	6,350
施 設 数 割 合 (%)			26.0	21.2	3.7		6.7	42.4	100
工 場 ・ 事 業 場 数 合 計			491	717	65		211	1,185	2,669

一般粉じん発生施設等設置状況

(令和6年3月31日現在)

施行令別表 第2の項番号	施 設 名	北九州市	福岡市	大牟田市		久留米市	その他の 地域	合計
				工場	事業場			
1	コ ー ク ス 炉	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)
2	堆 積 場	194(15)	35(0)	15(0)	9(0)	17(0)	208(13)	465(28)
3	コ ン ベ ア	902(54)	93(0)	29(0)	2(0)	19(0)	1,221(37)	2,249(91)
4	破 碎 機 ・ 摩 碎 機	102(13)	15(0)	9(0)	2(0)	4(0)	172(5)	313(17)
5	ふ る い	89(10)	16(0)	0(0)	0(0)	2(0)	101(11)	219(20)
施 設 数		1,291(92)	159(0)	53(0)	13(0)	42(0)	1,702(66)	3,250(156)
工 場 ・ 事 業 場 数		83(6)	40(0)	10(0)	2(0)	15(0)	166(7)	315(15)
施 設 数 合 計		1,383	159	66		42	1,768	3,418
施 設 数 割 合 (%)		40.5	4.7	1.9		1.2	51.7	100
工 場 ・ 事 業 場 数 合 計		89	40	12		15	166	322

(注)()内の数字は電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法該当施設

VOC排出施設設置状況

(令和6年3月31日現在)

施行令別表第1 の2の項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の 地域	合計
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	0	0	0	0	0	0
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	4	0	0	0	31	35
3	塗装の用に供する乾燥施設	5	0	1	0	2	8
4	粘着テープ等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	9	0	0	0	25	33
5	接着の用に供する乾燥施設（上記等以外）	3	0	0	5	4	12
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	1	0	0	0	0	1
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	3	0	0	0	9	12
8	工業の用に供する洗浄施設	1	0	0	0	0	1
9	貯蔵タンク	12	0	0	0	0	12
施設数合計		38	0	1	5	71	115
施設数割合（％）		33.0	0.0	0.9	4.3	61.7	100
工場・事業場数合計		11	0	1	2	22	36

水銀排出施設設置状況

(令和6年3月31日現在)

施行令別表第3の3の 項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市		久留米市	その他の 地域	合計
				工場	事業場			
1	小型石炭混焼ボイラー	0(5)	0(0)	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(7)
2	石炭燃焼ボイラー（上記以外）	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(3)	0(4)
3	非鉄金属製造一次施設（銅、工業金）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
4	非鉄金属製造一次施設（鉛、亜鉛）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
5	非鉄金属製造二次施設（鉛、銅、亜鉛）	0(0)	0(0)	9(0)	0(0)	0(0)	1(0)	10(0)
6	非鉄金属製造二次施設（工業金）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	8(0)	11(0)
8	廃棄物焼却施設	37(0)	13(0)	1(0)	5(0)	8(0)	60(0)	124(0)
9	水銀回収施設	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
施設数		39(5)	13(0)	11(3)	5(0)	8(0)	69(3)	145(11)
工場・事業場数		20(3)	6(0)	4(3)	3(0)	5(0)	40(2)	78(8)
施設数合計		44	13	19		8	72	156
施設数割合（％）		28.2	8.3	12.2		5.1	46.2	100
工場・事業場数合計		23	6	9		5	40	83

(注)()内の数字は電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法該当施設

立入検査実施状況

(令和6年3月31日現在)

地域 区分	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の 地域	合計
工場・事業場※	202	9	5	3	96	315
施設※	1,334	25	5	4	241	1,609
特定粉じん排出等作業	271	195	14	15	273	768

※ばい煙発生施設、水銀排出施設、VOC排出施設及び粉じん発生施設（大気汚染防止法、電気・ガス事業法、鉱山保安法）を対象とした立入検査実施件数。

ウ 排出規制の状況

(ア) 硫黄酸化物

a K値規制

K値とは、一つのばい煙発生施設から排出された硫黄酸化物が、排出口(煙突)から大気中に拡散しながら地上に到達した時の最大着地濃度(煙源から排出された汚染物質が拡散し、地表面に到達してもたらず濃度の最大値)を定数化したもので、国が地域ごとにその数値を定めています。K値規制とは、ばい煙発生施設ごとに排出口(煙突)の高さとK値から硫黄酸化物の許容排出量を求め(=排出基準)、排出基準以下になるよう硫黄酸化物の排出量を規制するというものです。

県内を6地域(北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、苅田町、その他の地域)に区分してK値が定められており、各K値に基づく排出基準(一般排出基準)で規制するほか、北九州市、大牟田市、苅田町に昭和49(1974)年4月1日以降に設置されたばい煙発生施設については、より厳しいK値に基づく排出基準(特別排出基準)で規制を行っています。

b 総量規制

工場等が密集しており施設ごとの排出基準(K値規制)のみでは二酸化硫黄の環境基準を維持することが困難な地域を国が総量規制地域として指定(指定地域)し、指定地域について知事が総量削減計画を策定するとともに総量規制基準を定め、一定規模以上の工場(特定工場等)から排出される硫黄酸化物の合計量を規制するというものです。

本県では、北九州市、大牟田市、苅田町が総量規制地域として指定されています。

c 燃料使用規制

総量規制地域内の小規模工場等(特定工場等以外の工場)には総量規制基準は適用されませんが、硫黄酸化物による大気汚染に寄与しているため、燃料使用基準を定め、基準に適合する燃料を使用させることにより大気環境の改善を図るというものです。

また、都市中心部においては、冬季にビル暖房等による燃料使用量の増加等により一時的に大気環境が悪化することから、地域ごとに燃料使用基準を定め、都市中心部の大気環境の改善を図っています。

本県では、福岡市の中央区(昭和47(1972)年11月30日当時の区)と博多区の一部地域を適用区域とし、燃料使用基準を定め、冬季の一定期間、規制を行っています。

(イ) 窒素酸化物

窒素酸化物の排出基準として、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排出口における濃度基準(許容限度)を全国一律に国が定めています。

また、本県では、北九州市及び苅田町における窒素酸化物による大気汚染を防止するため、昭和60(1985)年に「北九州市等地域における窒素酸化物対策基本方針」を策定し、大規模工場等に対して窒素酸化物の排出総量抑制を指導するなど、窒素酸化物対策を推進しています。

エ 光化学オキシダント対策

本県では、環境基準超過が続く光化学オキシダントについて、緊急時対策基本要綱を制定しています。要綱では、オキシダント濃度が上昇し、人の健康または生活環境に被害が生じるおそれがある場合には、その事態を広く一般に知らせるとともに、状況に応じて、ばい煙を多量に排出する事業者及び揮発性有機化合物(VOC)排出者に対し、ばい煙及びVOC排出量の削減を要請することとしています。

なお、光化学オキシダント注意報の発令時には、注意報発令を県民の皆さんにより広くお知らせするため、発令区域の市町村と協力するとともに、テレビやラジオのほか、県ホームページや県公式LINE、「防災メール・まもるくん」等を活用して周知を図っています。さらに、平成20(2008)年度からは、毎時の光化学オキシダント濃度を県ホームページで常時公開して

います。(参照:第3部234頁)

光化学オキシダント対策においては、国内発生源対策に加えて、国境を越えた環境汚染への対策が喫緊の課題となっています。このため、本県では平成20(2008)年度から22(2010)年度にかけて東アジアにおける国際環境協力の重要性をテーマにしたフォーラムやシンポジウムを開催し、国際環境協力の枠組み作りの必要性について情報発信するなど、越境大気汚染対策を推進しました。

オ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 対策

本県では、環境省の「PM_{2.5}に関する専門家会合」報告に従い、平成25(2013)年から、PM_{2.5}の濃度が暫定的な指針値である日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に注意喚起を行っています。(参照:第3部234頁)

なお、PM_{2.5}に関する注意喚起実施時には、注意喚起情報を県民の皆さんにより広くお知らせするため、発令区域の市町村と協力するとともに、テレビやラジオのほか、県ホームページや県公式LINE、「防災メール・まもるくん」等を活用して周知を図っています。

PM_{2.5}においては、国内発生源に加えて、広域的な越境汚染への対策が重要な課題となっています。このため、平成22(2010)年度以降、国と各県が共同でPM_{2.5}の汚染機構を解明するための研究を行っています。

(2) 自動車排出ガス対策

自動車は、人や物資の輸送手段として、社会経済活動や国民生活に欠かせない重要な役割を果たしており、県内の自動車保有台数も、ここ10年で5.2%増加しています。自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質等については、大気汚染への影響が大きいことから、国において、自動車排出ガス規制を車種及び物質ごとに、段階的に強化するなど各種の対策が進められており、最新の規制対応車輛の排出ガスは大幅に改善されています。これらの取り組みの効果を確認するため、自動車排出ガス測

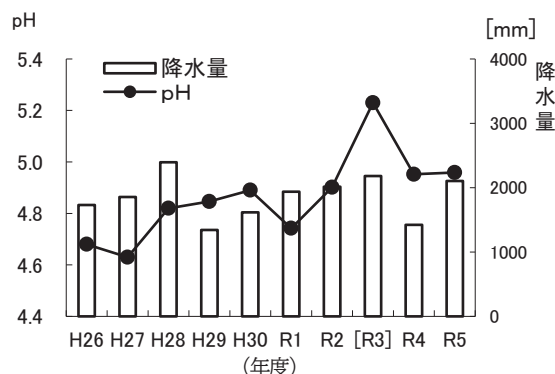
定局における常時監視等を今後も継続することとしています。

また、本県では福岡県環境物品等調達方針を定め、低公害車等(低燃費かつ低排出ガス認定車を含む)を優先して導入することにより、県民や事業者へも広く普及していくよう啓発に努めています。

(3) 酸性雨に関する調査研究

昭和63(1988)年度以降、環境省からの委託による酸性雨の調査を実施していますが、平成2(1990)年度からは、環境省の委託事業に加え、本県独自に平野部(太宰府市)において雨水の成分分析調査と山間部のブナなどの森林植生への影響を調べています。本県では、今後ともこれらの調査を継続することとしています。

雨水のpH及び降水量の経年変化(太宰府市)



※令和3年度は降雨採取装置の故障により欠測が長期にわたるため、参考値

森林植生影響調査の概要

調査年度	調査地点	平均衰退度	調査対象樹木
R1	宝満山～三郡山(太宰府市・筑紫野市・宇美町)	0.4～2.0	ブナ・モミ
R2	脊振山(福岡市)	0.1～0.2	ブナ・アカガシ
R3	英彦山(添田町)	1.0～1.6	ブナ・モミ・スギ
R4	釈迦岳(八女市)	0.4～0.6	ブナ
R5	古処山～屏山(朝倉市・嘉麻市)	0.1～0.3	ブナ・アカガシ

※衰退度:目視により樹木の衰退度を、0(良好)～4(枯死)の5段階で評価

(4) オゾン層保護対策

冷蔵庫やカーエアコンなどの冷媒として使用される特定フロン(CFC, HCFC)は、大気中に放出されると地球を取り巻くオゾン層を破壊することが知られております。オゾン層が破壊されると、過度の紫外線が地上に到達して、皮膚ガンや白内障の増加など人の健康や自然の生態系に影響を及ぼすおそれがあります。このため、オゾン層を破壊しない代替フロン(HFC)への転換が進められてきましたが、代替フロンは極めて高い温室効果を有するため、地球温暖化防止の観点からもフロン類(特定フロン、代替フロン)の排出を抑制することが必要となっています。

フロン類の排出抑制等に関連する法律には、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」及び「フロン排出抑制法」があります。家電リサイクル法は家庭用の冷蔵庫及びルームエアコンの冷媒フロンの回収について、自動車リサイクル法は使用済自動車のカーエアコンのフロン冷媒回収について、フロン排出抑制法は業務用冷凍空調機器の冷媒フロンの排出抑制について、それぞれ規定しています。

フロン排出抑制法では、冷媒フロンの大気中への放出禁止や業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類充填回収業者の責務などが定められています。本県では、解体等工事現場などへの立入検査、業務用冷凍空調機器の管理者への啓発活動を行うなど、フロン類の適正な管理及び排出抑制の促進に努めています。

第3節 水環境の保全

〔水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

本県では、国(国土交通省九州地方整備局)や政令市などとともに、水質測定計画に基づき、公共用水域や地下水における水質の汚濁状況を常時監視しています。

また、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、計画的かつ効率的な污水处理施設の整備を目的とする污水处理構想を策定し、県、市町村、そして県民が一体となって、下水道、集落排水、浄化槽等の整備を進めています。

1 水環境の現況

【環境保全課】

〔水質汚濁防止法〕

県内の公共用水域の水質については、水質測定計画に基づき、国(国土交通省九州地方整備局)、独立行政法人水資源機構、北九州市、福岡市、久留米市とともに 185 の環境基準点(河川 146、海域 34、湖沼 5)で環境基準の達成状況を監視しています。

汚濁状況は、水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例、瀬戸内海環境保全特別措置法等による排水規制及び事業場における排水処理施設の整備並びに生活排水対策の推進等により改善が図られています。

環境基準項目のうち、健康項目(人の健康の保護に関する環境基準)については、カドミウムなど 27 項目が定められています。また、生活環境項目(生活環境の保全に関する環境基準)は、生物化学的酸素要求量(BOD)[※]、化学的酸素要求量(COD)[※]等の 13 項目が定められています。

水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(海域、湖沼)の環境基準達成率を公共用水域全体で見ると、令和5(2023)年度は

81.1%となっています。

閉鎖性水域[※]の富栄養化[※]の指標である全窒素及び全リンの環境基準達成率は、海域では全窒素、全リンとも高い割合で推移しており、令和5(2023)年度はいずれも88.9%となっています。

また、湖沼においては、全リンの環境基準達成率が低い状況が続いており、令和5(2023)年度は 25.0%となっています。

健康項目については、海水の影響によりふっ素又はほう素が環境基準値を超過したほか、河川1地点で鉛が超過しました。鉛の超過について、原因の特定には至りませんでした。その後の調査では検出されていません。

(1) 河川の現況

県内には、遠賀川、筑後川、矢部川などの大規模河川が貫流し、また、多くの中小河川が流れています。

河川の水質の状況については、国、県、北九州市、福岡市及び久留米市で分担して 146 の環境基準点において水質測定を実施しています。令和5(2023)年度においては、BODについて 142 の環境基準点のうち119 地点で環境基準を達成しています。

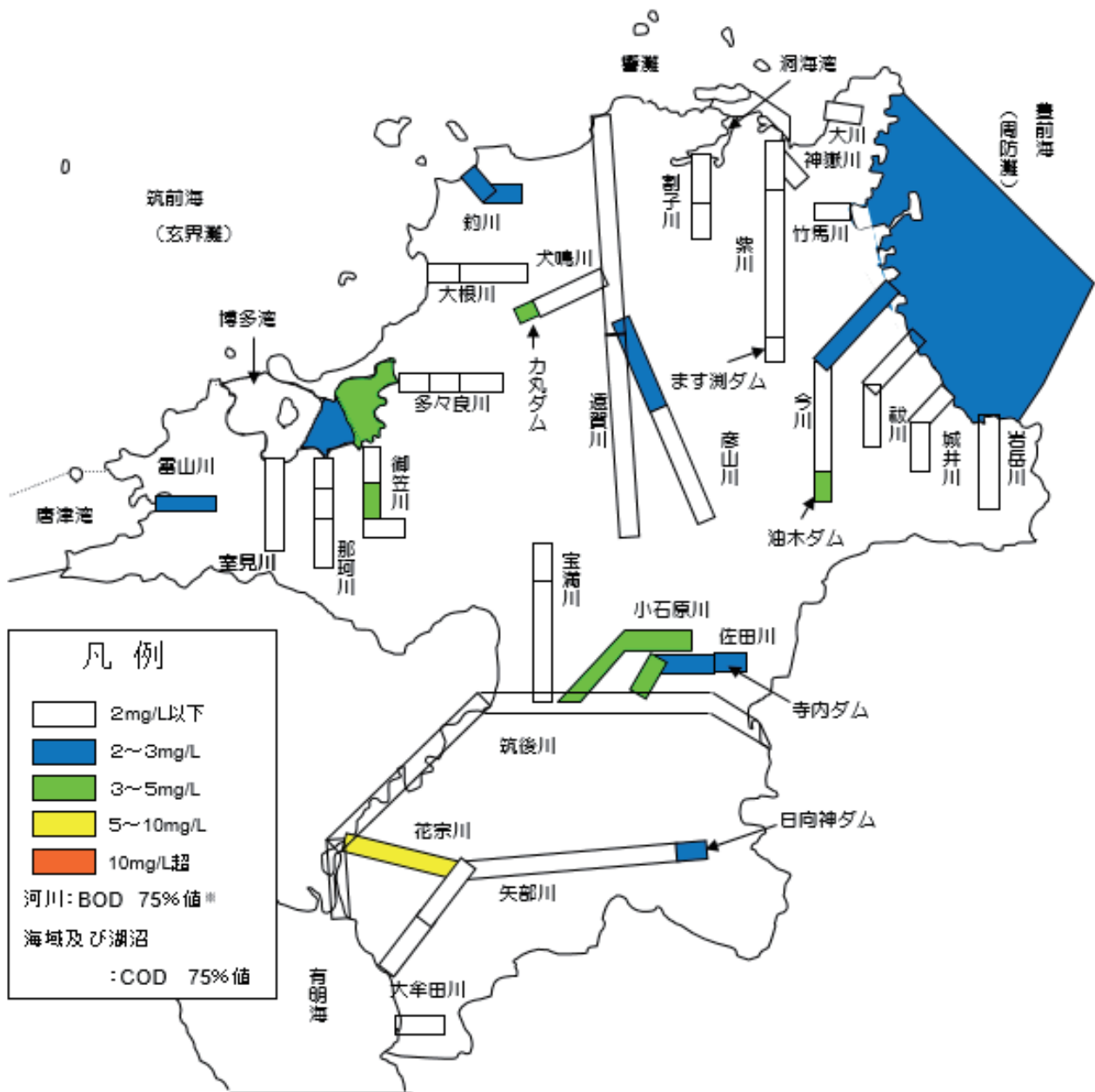
※生物化学的酸素要求量(BOD):水中の有機物などを微生物が分解するときに消費する酸素量のことで、河川や工場排水の汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行しています。

※化学的酸素要求量(COD):水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費する酸素量のことで、海域や湖沼などの汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行しています。

※閉鎖性水域:ダム湖等の湖沼や湾・瀬など陸岸に囲まれ水が滞留しやすい水域をいい、これらの水域は富栄養化による各種利水障害が生じやすいという特徴があります。

※富栄養化:閉鎖性水域に窒素・リン等の栄養塩類が多い状態になることです。藻類の異常繁殖により赤潮等の原因となります。

県内主要水域水質汚濁概況図



※75%値：測定データを、値が小さいものから順に並べ、データ数の75%目に当たる値であり、データが12個あれば、値の小さいものから9番目のデータが75%値となります。河川のBOD、海域及び湖沼のCODは、この75%値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると判断されます。

(2) 海域の現況

本県は、瀬戸内海(豊前地先海域及び北九州地先海域)、筑前海(博多湾及び唐津湾を含む)、有明海と、三方を個性ある海に囲まれています。また、そのうち瀬戸内海、有明海、博多湾及び唐津湾は、閉鎖性の高い海域となっています。

県、北九州市及び福岡市では、豊前地先海域4地点、北九州地先海域6地点、筑前海2地点、博多湾8地点、有明海11地点、唐津湾3地点の計34の環境基準点において水質測定を実施しています。令和5(2023)年度は、CODについて33の環境基準点のうち24の地点で環境基準を達成しています。

また、全窒素及び全リンについては、平成8(1996)年度に博多湾が、9(1997)年度には洞海湾、響灘及び周防灘が、11(1999)年度には有明海が、13(2001)年度には唐津湾が類型指定されています。これら9水域で令和5(2023)年度に実施した全窒素及び全リンの測定結果では、全窒素が8水域、全リンが8水域で環境基準を達成しています。

(3) 湖沼の現況

県内で類型指定が行われている湖沼は、遠賀川水系八木山川の力丸ダム、筑後川水系佐田川の寺内ダム、矢部川の日向神ダム、今川の油木ダム、紫川のます渚ダムの人工湖(ダム湖)5か所で、天然の大規模湖沼はありません。

力丸ダム、日向神ダム及び油木ダムは県、寺内ダムは独立行政法人水資源機構、ます渚ダムは北九州市により、環境基準点において水質を測定しています。

令和5(2023)年度は、CODについて5つの環境基準点のうち3地点で環境基準を達成しています。また、全リンについては4水域で類型指定されており、5(2023)年度は1水域で環境基準を達成しています。

(4) 地下水の現況

県内における地下水の水質汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき、地下水調査を実施しています。

ア 概況調査

地域の地下水質の概況を把握するために実施している調査です。県では、平成9(1997)年度から県域を10kmメッシュに区画し、これを更に5kmで4区画に分割して、環境基準項目を中心に概況調査(ローリング調査)を実施しています。

令和5(2023)年度は環境基準項目28項目及び要監視項目5項目について45井戸でローリング調査を実施し、1井戸で砒素が、1井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超えて検出されました。また、要監視項目1項目について1井戸で定点調査を実施しました。

なお、概況調査は国土交通省や市町村においても実施しており、令和5(2023)年度は県全体で82井戸の調査を実施しています。

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等において井戸の汚染が判明した地域で、汚染の範囲を確認するためなどに実施する調査です。

県では、令和5(2023)年度は6井戸で調査を実施しました。

ウ 継続監視調査

過去に環境基準超過が判明した地区について、汚染井戸及び非汚染井戸を選定し、汚染の継続的な監視を行う調査です。

県では、令和5(2023)年度は4市1町の16井戸で、テトラクロロエチレン等について、モニタリングを実施しました。市町村では4市2町が実施しており、5(2023)年度は県全体で84井戸について調査しました。

(5) 海水浴場等

県内の主要な海水浴場等については、毎年度、県及び政令市が遊泳期間前と遊泳期間中に水質調査を実施しています。

令和5(2023)年度は、16の海水浴場で調査した結果、遊泳不適の海水浴場はありませんでした。

生活環境項目（BOD、COD）に関する水域別環境基準達成状況

区分	水域名	測定地点数	達成率(%)及び達成地点数				
			元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
河川	豊前海流入河川	21	76.2 (16)	19.0 (4)	38.1 (8)	9.5 (2)	66.7 (14)
	北九州市内河川	26	100 (26)	100 (26)	100 (26)	100 (26)	100 (26)
	遠賀川	16	87.5 (14)	81.3 (13)	62.5 (10)	68.8 (11)	100 (16)
	筑前海流入河川	15	53.3 (8)	86.7 (13)	66.7 (10)	60.0 (9)	80.0 (12)
	博多湾流入河川	23	95.7 (22)	100 (23)	100 (23)	95.7 (22)	95.7 (22)
	筑後川	20	70.0 (14)	75.0 (15)	65.0 (13)	80.0 (16)	65.0 (13)
	矢部川	12	41.7 (5)	50 (6)	50 (6)	58.3 (7)	66.7 (8)
	大牟田市内河川	9	55.6 (5)	77.8 (7)	55.6 (5)	44.4 (4)	88.9 (8)
	小計	142	77.5 (110)	75.4 (107)	71.1 (101)	68.3 (97)	83.8 (119)
海域	豊前地先海域	4	25.0 (1)	50.0 (2)	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)
	北九州地先海域	6	100 (6)	100 (6)	100 (6)	100 (6)	100 (6)
	筑前海	2	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
	博多湾	8	25.0 (2)	50.0 (4)	37.5 (3)	25.0 (2)	25.0 (2)
	有明海	10	100 (10)	100 (10)	100 (10)	100 (10)	100 (10)
	唐津湾	3	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)
	小計	33	72.7 (24)	81.8 (27)	75.8 (25)	72.7 (24)	72.7 (24)
湖沼	力丸ダム	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	日向神ダム	1	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	寺内ダム	1	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	油木ダム	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ます淵ダム	1	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	小計	5	60.0 (3)	60.0 (3)	60.0 (3)	60.0 (3)	60.0 (3)
総計		180	76.1 (137)	76.1 (137)	71.7 (129)	68.9 (124)	81.1 (146)

(注)1 ()内数値は、環境基準達成測定地点数を示す。

2 河川はBOD(75%値)、海域・湖沼はCOD(75%値)の達成状況を示す。

生活環境項目（全窒素、全リン）に関する水域別環境基準達成状況

区分	水域名	水域数	項目名	達成率(%)及び達成水域数				
				元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
海 域	豊前地先海域	1	全窒素	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
			全リン	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	北九州地先海域	2	全窒素	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
			全リン	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
	博多湾	3	全窒素	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)	66.7 (2)
			全リン	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)
	有明海	2	全窒素	50 (1)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
			全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	50.0 (1)
	唐津湾	1	全窒素	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
			全リン	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
計		9	全窒素	88.9 (8)	100 (9)	100 (9)	100 (9)	88.9 (8)
			全リン	77.8 (7)	77.8 (7)	77.8 (7)	77.8 (7)	88.9 (8)
湖 沼	力丸ダム	1	全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	寺内ダム	1	全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	油木ダム	1	全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ます淵ダム	1	全リン	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	計	4	全リン	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)

(注) ()内数値は、環境基準達成水域数を示す。

地下水調査結果(令和5年度)

実施主体 調査区分	県		国土交通省		政令市・中核市		その他の市町村		調査井戸 延数
	市町村数	井戸数	市町村数	井戸数	市町村数	井戸数	市町村数	井戸数	
概況	34	46 (2)	3	5 (1)	3	26 (3)	1	5 (0)	82 (6)
汚染井戸 周辺地区	1	6 (0)	0	0 (0)	2	13 (2)	0	0 (0)	19 (2)
継続監視	6	46 (8)	0	0 (0)	3	40 (21)	3	28 (5)	114 (34)

(注) ()内の数値は、環境基準超過のあった井戸の数を示す。

(注) 県の概況調査については、定点調査を含む。

(注) 県の汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査については、土壌汚染対策関連調査を含む。

2 水質監視体制

【環境保全課】

県内の公共用水域の水質の実態を明らかにするため、本県では毎年度水質測定計画を定め、国、政令市及びその他の市町村と分担協力して、水質調査を実施しています。

環境基準項目のほか、要監視項目も調査しており、令和2(2020)年5月に要監視項目に設定されたPFOS及びPFOA※を調査対象に追加しています。

令和6年度水質測定計画（公共用水域調査）の概要

調査区分	県		国 (国土交通省・水資源機構)		政令市・中核市		その他の市町村		合計	
	地点数	延回数	地点数	延回数	地点数	延回数	地点数	延回数	地点数	延回数
河川	83	900	28	304	104	842	124	614	339	2,660
海域	19	348	-	-	29	616	-	-	48	964
湖沼	9	132	7	108	1	36	-	-	17	276
合計	111	1,380	35	412	134	1,494	124	614	404	3,900

令和6年度水質測定計画（地下水調査）の概要

調査区分	県			国（国土交通省）			政令市・中核市			その他の市町村			合計
	市町村数	井戸数	井戸延数	市町村数	井戸数	井戸延数	市町村数	井戸数	井戸延数	市町村数	井戸数	井戸延数	井戸延数
概況	15	20	20	10	25	100	3	26	26	2	12	12	158
継続監視	6	39	48	-	-	-	3	44	66	3	28	28	142

3 水質保全対策

(1) 環境基準類型指定

【環境保全課】

環境基準のうち生活環境の保全に関する項目については、現況の水質や利水状況等を勘案して、水域ごとに環境基準の目標レベル(類型)を設けることになっており、これを類型指定といいます。

公共用水域の類型指定については、昭和40年代から50年代にかけ国及び都道府県が行っており、本県においても、40年代後半から50年代前半にかけ水域ごとに類型指定を行いました。

その後、相当の期間が経過し、水域の利用の態様に変化が見られることから、本県では、水域類型の見直しを順次行っており、平成26(2014)年度には大牟田市内河川に係る類型見直しについて告示をしました。

また、平成15(2003)年度には、水生生物保全の観点から「水生生物の保全に係る水質環境基準」が新たに設けられ、22(2010)年9

月24日付けで国により県内の3水域が類型指定されました。本県では、26(2014)年度から、類型指定に向けた水質及び生物の調査を開始し、令和3(2021)年3月までに県内全ての水域において水生生物保全環境基準の類型指定が完了しました。

※有機フッ素化合物の一種(PFOS:ペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOA:ペルフルオロオクタン酸)

水域類型指定見直し状況

年月日	水域	区分
平成 8 年 6 月 14 日	博多湾及び博多湾流入河川	環境基準類型指定及び見直し
平成 10 年 4 月 1 日	北九州市内河川	環境基準類型指定及び見直し
平成 11 年 3 月 31 日	豊前海流入河川(北部)	環境基準類型指定及び見直し
平成 13 年 3 月 30 日	遠賀川水系	環境基準類型指定及び見直し
平成 13 年 10 月 31 日	唐津湾水域	環境基準類型指定及び見直し
平成 15 年 3 月 31 日	ます渚ダム、油木ダム	環境基準類型指定
平成 16 年 3 月 31 日	豊前海流入河川(南部)	環境基準類型指定及び見直し
平成 18 年 3 月 31 日	矢部川水系	環境基準類型指定及び見直し
平成 23 年 5 月 6 日	筑後川水系	環境基準類型指定及び見直し
平成 26 年 7 月 1 日	大牟田市内河川	環境基準類型指定及び見直し
平成 29 年 4 月 7 日	博多湾流入河川、大牟田市内河川	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
平成 30 年 3 月 23 日	豊前海流入河川、遠賀川水系	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
平成 31 年 3 月 29 日	筑前海流入河川、矢部川水系、日向神ダム	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
令和 2 年 3 月 17 日	北九州市内河川、ます渚ダム	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
令和 3 年 3 月 26 日	筑後川水系、寺内ダム、海域	水生生物の保全に係る環境基準類型指定

(2) 発生源対策

【環境保全課】

ア 工場・事業場対策

水質汚濁防止法では、特定施設の設置又は構造の変更等についての届出及び排水基準の遵守等を規定しています。

本県では、同法に基づいて工場・事業場から届出のあった内容を審査するとともに、特定事業場の立入検査を実施しています。

また、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」により、国の定めた基準よりも厳しい上乗せ排水基準を設定し、汚濁物質の規制強化を実施しています。

さらに、閉鎖性の高い海域における富栄養化の防止を目的として、富栄養化の要因物質である窒素及びリンに係る排水規制を法に基づき実施しています。

(ア) 特定施設の届出状況

令和 5(2023)年度末における特定事業場(瀬戸内海環境保全特別措置法の許可を含む)の総数は 4,672 事業場であり、そのうち排水基準が適用される有害物質関係及び日平均排水量 50 m³ 以上の特定事業場は 855 事業場で全体の 18.3%を占めています。

水質汚濁防止法による届出特定事業場数 (瀬戸内海環境保全特別措置法による許可を含む) (令和 6 年3月31日現在)

区 分	特定事業場数				計
	県	北九州市	福岡市	久留米市	
排水量 50 m ³ /日以上	636	53	25	39	753
有害物質関係 (排水量 50 m ³ /日未満)	75	17	3	7	102
小 計	711	70	28	46	855
上記以外	2,953	242	316	306	3,817
合 計	3,664	312	344	352	4,672

(イ) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可制度

一定規模以上の特定事業場における特定施設の設置又は構造等の変更については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき許可制が採用されています。

本県及び北九州市では、特定施設の設置等の許可に際して、水質事前評価を基に周辺公共用水域の水質悪化のおそれがないか等について、審査を行っています。

(ウ) 立入調査（排水基準監視調査等）

本県では、排水基準が適用される特定事業場に対して立入検査等を行い、基準違反に対しては改善命令等の行政措置を講じることにより、排水水質の改善を図っています。

また、排水基準が適用されない小規模な特定事業場に対しては、「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」に基づいて排水水質の改善指導を行っています。

(I) 水質事故時の措置

水質汚濁防止法では、特定事業場の設置者等に油等の流出による被害拡大を防止するための応急措置や、事故の状況等に関する知事への届出を義務付けています。

水質汚濁防止法等に基づく
立入検査、改善命令、罰則の適用等の状況
(令和5年度)

内容		県・政令 市の別	県	北九 州市	福岡 市	久留 米市	計
第 22 条	水質入検査	昼間	295	61	38	33	427
		夜間	0	4	0	0	4
		計	295	65	38	33	431
	構内入検査	昼間	0	52	16	6	74
		夜間	0	0	0	0	0
		計	0	52	16	6	74
第 13 条	改善命令等	改善命令	1	0	0	0	1
		一時停止 命令	0	0	0	0	0
第 13 条 の 2	改善命令等	改善命令	0	0	0	0	0
		一時停止 命令	0	0	0	0	0
第 13 条 の 3	改善命令等	改善命令	0	0	0	0	0
		一時停止 命令	0	0	0	0	0
第 23 条	措置要請	0	0	0	0	0	
行政指導		47	0	29	1	77	
第 14 条 の 2	事故時の 措置命令	0	0	0	1	1	
第 18 条	緊急時の 措置命令	0	0	0	0	0	
第 31 条	罰則の適用	直罰	0	0	0	1	1
その他の 条項		その他	0	0	0	0	0

また、本県では、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成15(2003)年7

月施行)により、同法の対象とならない水質事故の場合の応急措置や届出を義務付けているほか、油回収等の措置命令に係る規定を設けています。

なお、水質事故が発生した場合には、河川管理者、水道事業者等の関係機関と連絡を取り合い、適切な措置を図っており、原因者が判明した場合には、原因物質の除去等の対策を指導するとともに、必要に応じて水質検査を実施しています。

特に、油流出事故に関しては発生件数が多いことから、関係事業者等に対する事故の発生防止に関する注意喚起や通報の徹底及び関係機関との連携強化を図っています。

イ 生活排水対策

生活排水の処理施設の整備が遅れている水域においては、河川の水質改善が進まない状況が続いており、水質保全行政の重要課題の一つとなっています。このため、平成2(1990)年の法改正では、生活排水対策の推進に関する規定が設けられました。

これまでに、水質環境基準達成率の低い水域などの13地域(12市7町)を、生活排水対策重点地域として指定しています。

生活排水対策重点地域に指定された市町については、「生活排水対策推進計画」を策定し、下水道、合併処理浄化槽等の整備のほか、水質浄化に関する啓発活動を行っています。また十分な成果が表れていない地域があり、今後も当該市町に対し水質改善に向けた対策を講ずるよう働きかけを行っていきます。

ウ ゴルフ場農業に係る調査等

本県では、ゴルフ場農業に係る自主管理体制を徹底させるために、ゴルフ場に対する調査・指導等を実施しています。

令和5(2023)年度において、県内市町村では、3市1町が調査を実施しており、県全体で9ゴルフ場に対し調査を実施しました。

この結果を踏まえ、各ゴルフ場に対し自主検査の徹底等の指導を行いました。

(3) 閉鎖性水域

【環境保全課】

内湾、内海、湖沼等の閉鎖性の高い水域は、流入する汚濁物質が蓄積しやすい上、窒素及びリン等の栄養塩類の蓄積によって富栄養化することにより、湖沼においては浄水場のろ過障害や異臭味などの水道の利水障害が、海域においては赤潮等による漁業被害が生じるおそれがあることから、従来の水質保全対策に加え、次のような対策を実施しています。

ア 瀬戸内海の水質汚濁防止対策

COD、窒素及びリンに係る総量削減制度の実施により、関係自治体と協力して総合的な対策を講じ、一層の水質保全を図っています。

なお、対象となる本県の瀬戸内海に係る指定地域は、北九州市(遠賀川流域を除く)、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡、田川郡添田町及び赤村(遠賀川流域を除く)の計3市6町1村です。

(ア) 総量削減計画

国は、令和4(2022)年1月24日に令和6(2024)年度を目標とする第9次総量削減基本方針(瀬戸内海)を策定しました。この総量削減基本方針に基づき、本県は「化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画(以下「第9次総量削減計画」という。)」を策定し、4(2022)年10月28日に告示しました。

(イ) 総量規制基準

1日の平均排水量が 50m^3 以上の指定地域内事業場の排水に適用される規制基準です。

本県では、これまでの総量削減計画による取組の結果、大幅な負荷量削減が図られています。第9次総量削減計画においても引き続き現行の総量規制基準を適用し、削減目標の達成を目指しています。

イ 有明海の水質汚濁防止対策

有明海では、平成12(2000)年度に大規模な不作為問題が発生しました。これを契機に、14(2002)年11月、有明海などの環境を保全するため、「有明海及び八代海等を再生するた

めの特別措置に関する法律」が施行されました。

これに伴い、本県では、平成15(2003)年3月に、再生に向けた施策を計画的に推進するため、「有明海の再生に関する県計画」を策定しました。

水質は、平成13(2001)年度以降改善が見られますが、一部の項目については環境基準をわずかに上回っており、関係機関と連携し、汚水処理施設の整備等に努めています。

ウ 閉鎖性海域の富栄養化防止対策

本県における閉鎖性の高い海域は、瀬戸内海、博多湾、唐津湾及び有明海であり、これらの流域内の事業場のうち、日平均排水量が 50m^3 以上の特定事業場について、窒素及びリンの排水規制が、平成5(1993)年10月から実施されています。

本県では、これらの事業場の排水に対する監視・指導を実施しています。

(4) 地下水保全対策

【環境保全課】

本県では、昭和59(1984)年からトリクロロエチレン等3物質に係る地下水調査を開始し、飲用井戸等衛生対策指導実施要領の制定(63(1988)年4月)等により、飲用水の衛生確保等の対策を講じてきました。

平成9(1997)年度からは地下水の環境基準項目を中心に調査を実施し、基準超過の場合には、汚染範囲の確認や原因究明等に取り組んでいます。

また、水質汚濁防止法の改正(平成24(2012)年6月施行)により、有害物質を使用、貯蔵する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録、保存を義務付ける規定が設けられたことから、同法に基づく特定事業場等の立入検査の際には、有害物質の地下浸透防止策及び使用や排出の状況の確認を行っています。

さらに、同法では、地下水の保全に関する規定の対象が特定事業場又は有害物質貯蔵指

定事業場に限られていることから、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例において、法の対象とならない地下水汚染事例に対応するための規定を設け、有害物質による地下水汚染の防止等に努めています。

(5) 污水处理構想

ア 污水处理構想

【下水道課】

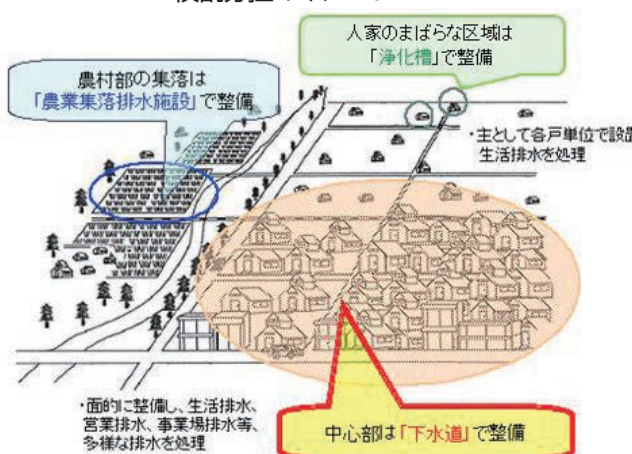
污水处理構想とは、計画的かつ効率的に污水处理施設を整備するため、都道府県が市町村の意見を反映させた上で策定するものです。

本構想では、各種污水处理施設(下水道、集落排水施設、浄化槽等)の有する特性等を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、地域特性を考慮し、最適な整備手法を選定しています。

污水处理構想の策定により、各種污水处理施設が計画的かつ効率的に整備されることで、より一層の整備期間の短縮と整備費用の縮減が図られ、未普及地区における污水处理施設の早期普及が可能となります。

また、既整備地区における改築更新の最適化を図ることで改築費用の抑制、維持管理費の縮減を図り、持続可能な污水处理の運営を可能とするものです。

役割分担のイメージ



本県では、平成 6(1994)年度に「福岡県污水处理構想」を策定し、その後、14(2002)年度及び 20(2008)年度に見直しを行っていま

す。

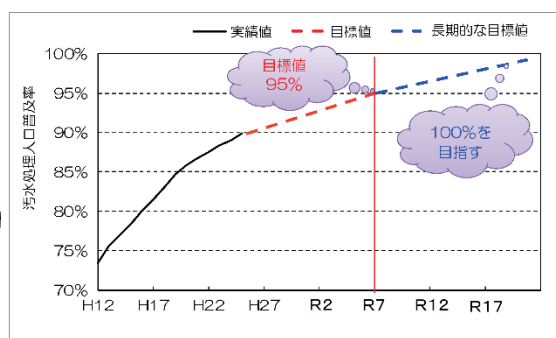
平成 26(2014)年 1 月に農林水産省、国土交通省、環境省の 3 省から「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」が発出され、社会情勢等を踏まえた都道府県構想の見直しが求められたため、本県においても 29(2017)年 3 月、『福岡県污水处理構想～ふくおか水環境ビジョン～』を策定しました。

本污水处理構想では、中期の目標年度をおおむね 10 年後の令和 7(2025)年度とし、県全体での污水处理施設の概成を目標としています。

具体的には、県内自治体の污水处理人口普及率の現状や過去の整備実績、今後の取り組む施策を踏まえ、中期「令和 7(2025)年度」における本県の污水处理人口普及率「95%」を目標としています。

また、長期的(令和 17(2035)年度)な見通しとしては持続可能な污水处理の運営管理を図ることを目的に、各自治体の計画に基づき污水处理施設立地の適正化を目指します。

污水处理人口普及率の推移



污水处理人口普及率の見通し

		現況 (平成25年度)	中期 (令和7年度)
污水处理人口 (人)	下水道	4,038,770	4,337,020
	農業集落排水	49,629	43,188
	漁業集落排水	6,099	3,673
	コミュニティ・プラント	13,924	6,460
	浄化槽	478,555	415,455
	計	4,586,977	4,805,796
未普及人口 (人)		521,141	215,942
合計(行政人口) (人)		5,108,118	5,021,738
污水处理人口普及率(%)の見通し		89.8%	95.7%

イ 下水道の整備

【下水道課】

(ア) 流域下水道の整備

流域下水道とは、特に水質保全が必要である水域を対象として、2以上の市町村の区域から発生する下水を排除し、終末処理場を有するもの又は雨水のみを排除し流量を調整する施設を有するものです。幹線管渠、ポンプ場、処理場及び雨水調整池などの建設及び管理は原則として県が行います。処理区域内の下水は、それぞれの市町村が整備する公共下水道(流域関連公共下水道)によって集められ、流域下水道の幹線管渠に接続し処理場で浄化します。

本県で実施している流域下水道は、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川及び遠賀川中流の8か所です。平成18(2006)年度までに全8か所の流域下水道が供用を開始しています。(次頁上段表参照)

(イ) 公共下水道の整備

快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質を保全するためには、公共下水道をはじめとした污水处理施設の整備は必要不可欠であり、特に公共下水道については中小市町村の普及促進が今後の大きな課題です。

本県においては、「福岡県污水处理構想」を策定し、污水处理施設の整備を進めています。

現在、公共下水道に着手しているのは次頁の中段の表のとおり27市20町です。

令和5(2023)年度末における公共下水道の処理人口普及率は84.3%と、全国平均81.4%を上回っていますが、北九州市、福岡市を除くと69.3%と低い現状にあります。

今後も、污水处理構想に基づき、計画的かつ効率的に整備していきます。(次頁表参照)

福岡県流域下水道の事業概要（令和6年3月現在）

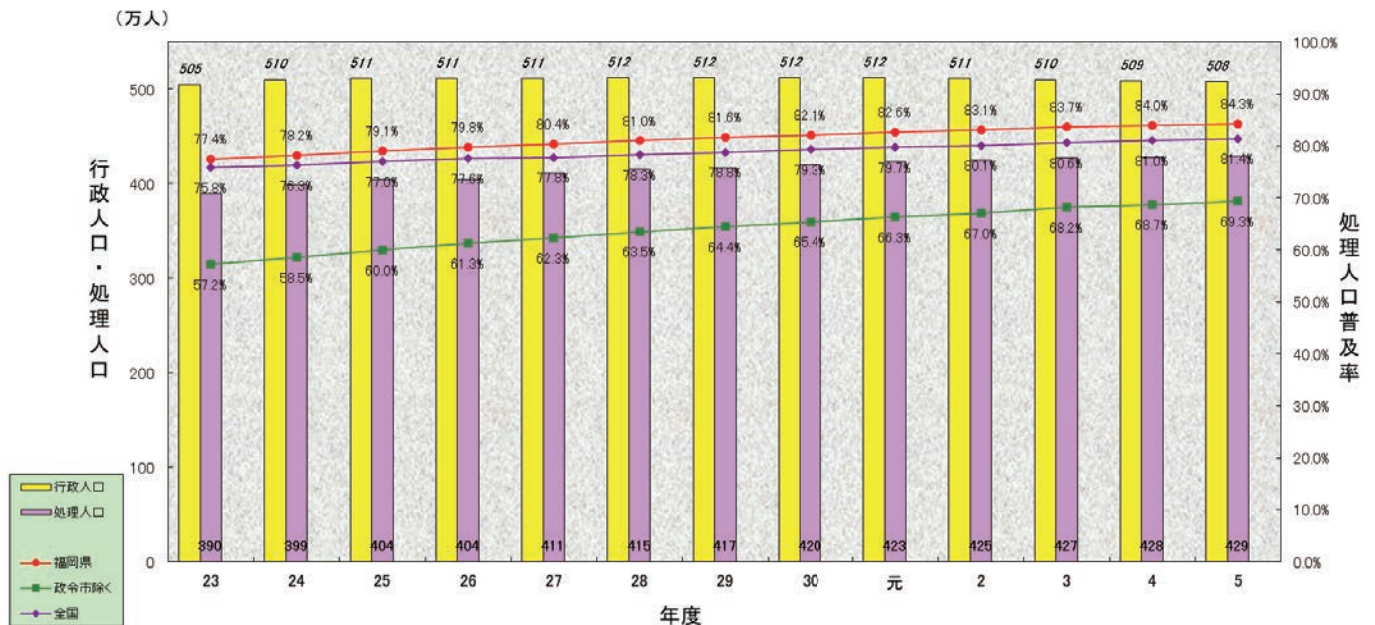
箇所名	御笠川那珂川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
処理区名	御笠川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
着手(当初事業認可)年度	S.46	S.60	S.59	H.5	H.6	H.7	H.9	H.11
処理開始年度	S.50	H.6	S.63	(H.10)	(H.15)	H.15	H.18	H.18
全体計画	計画面積(ha)	9,582	4,667	1,613	1,549	2,667	3,271	2,458
	計画人口(千人)	703.8	198.5	64.3	39.3	62.1	79.8	61.5
	計画処理能力(m³/日)	274,200	67,500	28,280	16,400	27,000	35,000	28,800
	管渠延長(km)	29.3	31.7	18.9	40.9	30.8	19.1	28.8
5年度末	処理面積(ha)	8,984	3,637	1,073	989	1,740	2,109	1,522
	処理人口(千人)	705.1	191.2	60.1	37.2	69.5	85.6	47.5
	処理水量(m³/日)	202,379	46,786	24,938	-	17,242	20,357	12,643
	管渠延長(km)	29.3	31.7	9.9	31.1	30.8	19.1	28.8
関連市町名	(6市) 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	(6町) 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	(2市1町) 小郡市、筑紫野市、基山町(佐賀県)	(2市1町) 筑紫野市、太宰府市、筑前町	(2市1町) 小郡市、朝倉市、大刀洗町	(1市3町) 中間市、水巻町、遠賀町、手	(3市1町) 八女市、筑後市、みやま市、広川町	(2市1町) 直方市、方市、小竹町

※ 全体計画の計画処理能力は日最大汚水量、令和5年度末処理水量については日平均流入水量である。
 ※ 宝満川上流流域下水道については、平成10年4月1日から宝満川浄化センターで処理している。
 ※ 宝満川流域下水道の処理水量には、宝満川上流流域下水道の処理水を含んでいる。

公共下水道事業実施市町村（令和6年3月現在）

北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、筑前町、大刀洗町、広川町、荏田町、みやこ町、吉富町、築上町(27市20町)

下水道普及率の推移



福岡県の下水道普及率

(令和 6 年 3 月現在)

市 町 村 名	処 理 場 名 (流 域 処 理 場)	行政人口 (人) A	処理人口 (人) B	整備面積 (ha) C	水洗化 人口 (人) C	下水道 整備率 (%) B/A	水洗化率 (%) C/B	種別			備考
								単 公	流 間	特 環	
1 政令市											
北 九 州 市	皇后崎・新町・日明・北湊・曾根	916,003	914,684	16,628	910,627	99.9%	99.6%	単		特	
福 岡 市	中部・東部・和臼・西部・西戸崎・新西部	1,594,659	1,590,350	17,200	1,586,568	99.7%	99.8%	単	流	特	[御笠]
小 計 (2市)		2,510,662	2,505,034	33,828	2,497,195	99.8%	99.7%	2	1	2	
2 一般市 (下水道事業実施)											
大 牟 田 市	北部・南部	105,753	77,823	1,995	57,334	73.6%	73.7%	単			
久 留 米 市	中央・南部・田主丸	300,516	264,689	5,560	232,755	88.1%	87.9%	単			
直 方 市	(遠賀川中流)	55,021	20,388	578	15,343	37.1%	75.3%		流		[遠中]
飯 塚 市	飯塚	124,429	58,456	1,585	53,194	47.0%	91.0%	単			
柳 川 市	柳川	61,926	11,906	418	9,011	19.2%	75.7%	単			
八 女 市	(矢部川)	59,835	15,600	560	12,441	26.1%	79.8%		流		[矢部]
筑 後 市	(矢部川)	49,181	19,251	532	15,309	39.1%	79.5%		流		[矢部]
大 川 市	大川市	31,450	8,701	240	6,464	27.7%	74.3%	単			
行 橋 市	行橋	72,386	16,802	352	15,134	23.2%	90.1%	単			
豊 前 市	豊前市	23,598	9,573	452	7,582	40.6%	79.2%	単			
中 間 市	(遠賀川下流)	39,320	34,501	801	31,800	87.7%	92.2%		流		[遠下]
小 郡 市	(宝満川)(福童)	59,264	56,631	1,315	52,472	95.6%	92.7%		流		[宝満][筑中]
筑 紫 野 市	(御笠川)(宝満川)(宝満川上流)	106,451	101,461	1,631	100,091	95.3%	98.6%		流	特	[御笠][宝満][宝満上流]
春 日 市	(御笠川)	111,840	111,840	1,380	111,331	100.0%	99.5%		流		[御笠]
大 野 城 市	(御笠川)	102,818	102,781	1,469	102,589	100.0%	99.8%		流		[御笠]
宗 像 市	宗像	96,786	94,146	2,630	93,255	97.3%	99.1%	単			
太 宰 府 市	(御笠川)(宝満川上流)	71,505	71,273	1,426	69,672	99.7%	97.8%		流	特	[御笠][宝満上流]
古 賀 市	古賀	59,211	51,075	1,001	47,604	86.3%	93.2%	単			
福 津 市	福岡・津屋崎	68,749	68,543	1,298	63,452	99.7%	92.6%	単		特	
う き は 市	屋部・吉井・浮羽	27,638	25,468	1,035	21,524	92.1%	84.5%			特	
宮 若 市	(遠賀川中流)	26,383	4,788	212	2,935	18.1%	61.3%		流	特	[遠中]
朝 倉 市	(福童)	50,311	30,209	906	24,116	60.0%	79.8%		流	特	[筑中]
み や ま 市	上長田・(矢部川)	34,700	4,404	162.4	2,527	12.7%	57.4%	単	流		[矢部]
糸 島 市	前原・黒磯	103,655	71,717	1,162.6	69,328	69.2%	96.7%	単		特	
那 珂 川 市	(御笠川)	49,400	48,734	709.6	48,216	98.7%	98.9%		流	特	[御笠]
小 計 (25市)		1,892,126	1,380,760	29,409	1,265,479	73.0%	91.7%	12	13	8	
3 町 (下水道事業実施)											
宇 美 町	(多々良川)	36,907	34,245	705.8	32,613	92.8%	95.2%		流		[多々良]
篠 栗 町	(多々良川)	31,191	30,085	536.1	29,202	96.5%	97.1%		流		[多々良]
志 免 町	(多々良川)	46,388	46,388	807	44,899	100.0%	96.8%		流		[多々良]
須 恵 町	(多々良川)	29,241	23,838	477.2	23,039	81.5%	96.6%		流		[多々良]
新 宮 町	新宮中央	33,026	28,572	448	27,800	86.5%	97.3%	単			<福岡市和白>
久 山 町	(多々良川)	9,347	9,115	341	8,786	97.5%	96.4%		流	特	[多々良]<福岡市東部>
粕 屋 町	(多々良川)	48,731	47,888	769	46,275	98.3%	96.6%		流		[多々良]
芦 屋 町	芦屋町	12,809	12,805	524	12,727	99.9%	99.4%	単		特	
水 巻 町	(遠賀川下流)	27,552	26,685	584	24,370	96.9%	91.3%		流		[遠下]
岡 垣 町	岡垣町	31,496	30,480	198	29,601	96.8%	97.1%	単			
遠 賀 町	(遠賀川下流)	18,911	16,207	409	15,157	85.7%	93.5%		流		[遠下]
小 竹 町	(遠賀川中流)	6,940	1,507	60.3	692	21.7%	45.9%		流		[遠中]
鞍 手 町	(遠賀川下流)	14,935	8,237	313	6,229	55.2%	75.6%		流		[遠下]
筑 前 町	三輪中央・(宝満川上流)	30,492	27,561	783	24,048	90.4%	87.3%	単			[宝満上流]
大 刀 洗 町	(福童)	16,047	14,657	526	13,600	91.3%	92.8%		流		[筑中]
広 川 町	(矢部川)	19,159	9,020	322	6,534	47.1%	72.4%		流		[矢部]
苅 田 町	苅田町	37,566	20,770	430	17,237	55.3%	83.0%	単			
み や こ 町	豊津	17,891	1,456	34	1,247	8.1%	85.6%	単			
吉 富 町	吉富	6,588	4,372	163	2,471	66.4%	56.5%	単			
築 上 町	椎田・築城	16,618	5,693	160	4,628	34.3%	81.3%	単		特	
小 計 (20町)		491,835	399,581	8,591	371,155	81.2%	92.9%	8	13	3	
4 その他市町村 (下水道事業未実施)											
小 計 (2市9町2村)		186,150									
県総計 (29市29町2村)											
【政令市除く】		2,570,111	1,780,341	38,000	1,636,634	69.3%	91.9%	22	27	13	

注)行政人口は、令和 6 年 3 月末現在の住民基本台帳人口。

処理場名において、()は流域処理場、< >は他市町の処理場。

ウ 農業集落排水污水处理施設の整備

【農村森林整備課】

農業集落排水污水处理施設(以下「農業集落排水施設」という。)の整備は、農業集落からのし尿、生活雑排水などの汚水や雨水を処理するための污水处理施設・管路施設、発生汚泥の循環利用に資する施設の整備を通じて、農業用水の水質や農村生活環境の改善が図られるほか、河川や湖沼などの公共用水域の水質保全に貢献しています。

(ア) 施設の長寿命化に向けた取組

農業集落排水施設は、昭和 59(1984)年から整備が始まり、これまで 71 地区で供用開始され、整備人口は45,997人と、農村地域の生活環境の改善に大きく寄与しています。

近年では農業集落排水施設の整備が進み、県内の新規処理場建設数は減ってきています。しかしながら、既存施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化を図るため、施設の性能の低下や劣化等の状況を把握する機能診断を行い、ポンプ施設の部分更新など機能強化対策に取り組んでいます。

本県では、平成 18(2006)年度から令和 5(2023)年度までに 38 地区の機能診断を実施し、また、平成 20(2008)年度から令和 5(2023)年度に機能強化対策を 13 地区で実施しました。

(イ) 今後の課題

今後は、施設の設置後 20 年を超える地区が急速に増加することを踏まえ、計画的に機能診断等を行い、老朽化対策を講じることが必要です。

エ 漁業集落排水施設の整備

【水産振興課】

漁業集落排水施設の整備により、漁業集落からのし尿、生活雑排水などの汚水や雨水を処理するための処理施設や管路施設などの整備を通じて、漁港及び漁場の水域環境と漁業

集落の生活環境の改善が図られます。

(ア) 施設の長寿命化に向けた取組

漁業集落排水施設は、昭和 54(1979)年から整備が始まり、これまで 13 地区で供用開始され、整備人口は11,757人と、漁業集落の生活環境の改善に大きく寄与しています。

現在、漁業集落排水施設の整備が進んでいますが、供用開始から長期間経過した施設が増加し、塩害など厳しい状況におかれている既存施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化を図るため、施設の性能の低下や劣化等の状況を把握する機能診断を行い、ポンプ施設の部分更新など改築工事に取り組んでいます。

令和元(2019)年度までに対象となる 12 地区全てで機能診断を実施し、また、改築工事を 11 地区で実施しました。

(イ) 今後の課題

今後は、機能診断結果に基づき、老朽化対策を講じることが必要です。

オ 浄化槽[※]等の整備

【廃棄物対策課】

〔浄化槽法〕

(ア) 浄化槽の現況

本県の浄化槽の設置基数は、令和5(2023)年度末で約 18 万4千基(速報値)に達しています。このうち約 14万3千基はし尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽ですが、残りの約 4 万1千基は生活雑排水を処理しないままに流す単独処理浄化槽です。単独処理浄化槽は、平成 13(2001)年 4 月の浄化槽法等の改正により新設できなくなっており、既存の単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への速やかな転換が求められています。

浄化槽の設置や維持管理等については浄化槽法に定められています。浄化槽法は令和元(2019)年 6 月に大きく改正され、特定既存単独処理浄化槽[※]への指導権限の強化や浄化槽

※浄化槽：平成 13 年 4 月の改正により、浄化槽法では、合併処理浄化槽のみが「浄化槽」として定義されていますが、本書においては、便宜上、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽を合わせた総称を「浄化槽」と表記しています。

※特定既存単独処理浄化槽：既存の単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境保全上及び公衆衛生上重大な支障がでるおそれがあるもの

台帳の整備等浄化槽維持管理の向上のための措置が講じられています。

(イ) 浄化槽の整備の促進

公共用水域の水質汚濁の主な原因は、生活排水です。合併処理浄化槽は、下水道が未整備又は整備が困難な地域における生活排水対策に有効であり、これを推進するため、昭和62(1987)年度に市町村の整備事業に対する国庫補助制度が、平成元(1989)年度からは、県費補助制度も創設されました。

また、平成9(1997)年度からは、合併処理浄化槽の面的かつ計画的な整備を図るため、市町村が設置及び維持管理主体となって合併処理浄化槽を整備する浄化槽市町村整備推進事業等に対する県費補助制度も創設し、より安定した管理体制の下で合併処理浄化槽の整備を促進しています。

更に、平成29(2017)年度からは、合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去費及び配管費に対する県費補助を行い、合併処理浄化槽の普及に努めています。

令和5(2023)年度は、46市町村において県費による補助事業を実施しており、5(2023)年度までに約11万7千基の浄化槽が整備されました。

(ウ) 浄化槽の適正管理の促進

10月1日は浄化槽の日であり、本県でも様々な機会を捉え、浄化槽の普及促進や維持管理適正化に向けて取組を行っています。

令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症が懸念される中でもインターネットを通じた配信等による新しい生活様式に対応した広報手段として、合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理、浄化槽そのものについて知ることが出来る動画を制作しました。

福岡県浄化槽動画一覧（視聴できます）



<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/johkaso-douga.html>

浄化槽が十分な性能を発揮するためには、維持管理(保守点検及び清掃)が適正に行われていることが必要です。このため、浄化槽管理者は、年に1回、都道府県知事の指定する検査機関による浄化槽の検査(11条検査)を受けることが義務付けられており、その結果に基づき、維持管理や施設の改善等を行うこととされています。本県の11条検査受検率は約7割であり、全国平均と比べると高い状況にあります。さらなる受検率向上のため、令和元(2019)年度からは、未受検の浄化槽管理者に対して一斉に文書を送付し、立入検査等とあわせて受検を促進する取組を行っています。

(I) コミュニティ・プラント

上記のほか、市町村の定める一般廃棄物処理計画に基づき設置されている地域し尿処理

浄化槽設置基数（令和6年3月は速報値）

人槽	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
～20	158,694	159,902	159,327	162,107	163,129
21～100	17,866	17,769	16,475	17,456	17,217
101～300	3,182	3,147	2,908	2,951	2,867
301～500	611	604	590	565	558
501～1,000	209	207	201	221	204
1,001～2,000	108	108	112	118	112
2,001～5,000	46	46	45	55	48
5,001～	6	6	5	8	6
合計 (うち合併処理浄化槽)	180,722 (135,887)	181,789 (137,773)	179,663 (139,445)	183,481 (140,742)	184,141 (143,142)

施設(コミュニティ・プラント)があります(令和6(2024)年9月1日現在12施設)。

(6) 水辺環境保全活動の促進

【環境保全課】

身近な川や池などの水辺環境を保全していくためには、行政、地域、学校、NPOなどの各活動主体が協力しながら、水辺での環境教育や水辺環境の保全につながる取組を県内各地に広げていく必要があります。

県では、市町村と協力しながら、小・中学校の児童・生徒等を対象とした水辺教室を実施しています。また、そのような水辺環境保全活動を推進する指導者の養成を目的として水生生物講座を開催するとともに、環境保全啓発用資料「水辺に学ぶーふくおか水辺の保全活動プログラム」、「水辺で生きるーふくおかの水辺の生きものガイドブック」、「川の生き物観察ガイドブック」等を作成し、これらを活用しながら事業を実施しています。

第4節 土壤環境の保全

〔土壤汚染対策法、農用地土壤汚染防止法〕

土壤汚染対策法に基づき、土地所有者等に対し調査・対策の指導を行うとともに、土壤汚染が判明した土地の周辺地下水の汚染状況の把握や周知に努めています。

また、大牟田市における鉱業活動(亜鉛製錬)に由来する農用地のカドミウム汚染について、本県では、昭和48(1973)年8月、平成5(1993)年6月、16(2004)年11月、26(2014)年4月に大牟田市の一部を農用地土壤汚染防止法に基づく農用地土壤汚染対策地域に指定し、汚染防止対策を実施しています。

1 土壤汚染対策法に基づく適切な管理

【環境保全課】

(1) 土壤汚染対策の現況

近年、土地取引時等の自主的な土壤調査により土壤汚染が判明する事例が増加しており、汚染土壤が適切に管理されないことが懸念されています。

本県は、水道未給水人口が約20万6千人であり、土壤汚染周辺地区での井戸水飲用による県民リスクを低減することが重要です。

本県では、土壤汚染を起因とした県民の健康被害を防止するため、土壤汚染が判明した場合には、周辺地下水の汚染状況の把握や周知に努め、土壤汚染対策法に基づき、土地所有者等に対し適切な対策を指導しているところです。

(2) 県内の土壤汚染事例と措置の状況

県内では令和5(2023)年度末現在、土壤汚染対策法に基づく「要措置区域」が本県で7件、北九州市で1件、福岡市で6件、久留米市で2件、「形質変更時要届出区域」が本県で41件、北九州市で81件、福岡市で21件、久留米市で12件、指定されています。

また、指定区域及び自主的な土壤調査によって土壤汚染が判明した事例において、汚染土壤の除去や浄化などの措置が進められています。

本県では、周辺の飲用井戸の地下水調査を

実施し、周辺住民等にその結果を周知するとともに、措置を継続中の土地所有者等に対し土壤の汚染状態に応じた措置を指導しました。

土壤汚染対策法の施行状況（令和5年度）

	福岡県	北九州市	福岡市	久留米市
3条調査の結果報告件数	4	6	11	0
3条ただし書の確認件数	12	4	4	1
4条届出件数	279	100	151	43
4条3項調査命令件数	1	0	1	0
5条調査命令件数	0	0	0	0
6条要措置区域指定件数*	7	1	6	2
11条形質変更時要届出区域指定件数*	41	81	21	12
14条申請件数	4	12	0	0
22条汚染土壤処理業許可件数*	4	4	0	0

注)福岡県の件数には北九州市、福岡市、久留米市の件数は含まれません。*印の項目は、令和6年3月末現在の件数です。

(3) 今後の取組

本県では、水質汚濁防止法や廃棄物処理法等に基づき、新たに土壤汚染が生じないよう事業者を指導します。

一方、過去に生じた土壤汚染については、法に基づく土壤調査や自主的な土壤調査等を通じて把握していくことになります。

汚染が確認された場合には、汚染の状況や周辺の地下水の利用状況を踏まえ、本県において周辺地区での地下水調査を実施するとともに、土地所有者等に対し土壤の除去等の措置を指導します。また、土壤汚染の状況や周辺

地下水の調査結果等について、周辺住民等に速やかに情報提供を行います。

2 農用地土壌汚染の現状と対策

【食の安全・地産地消課】

(1) 現状

農用地土壌汚染防止法では、カドミウム、銅、ヒ素といった特定有害物質による農用地の土壌の汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講じることとしています。

県内には、大牟田市に鉱業活動(亜鉛製錬)に由来するカドミウム汚染地域があり、本県は基準値を超える米が生産される地域を農用地土壌汚染対策地域に指定し、玄米中のカドミウム濃度調査や汚染防止対策等を実施しています。

令和 5(2023)年度は下表のとおり、7 地点で玄米中のカドミウム濃度調査を実施しました。
令和 5 年度玄米中のカドミウム濃度調査結果
(農用地土壌汚染対策地域内)

地点名	分析値 (ppm)
No.1	0.03
No.2	0.06
No.3	0.50
No.4	0.14
No.5	0.28
No.6	0.07
No.7	0.31

※食品衛生法に基づく米のカドミウムの基準値は
0.4ppm 以下(玄米・精米)

(2) 対策

大牟田市における農用地土壌汚染対策は、6 つの対策地域(昭和開、昭和開西部、昭和開北部、昭和開北部第二、北部、南部)を中心に客土※や農作物技術対策指導等を実施しています。

昭和開地区では平成 7(1995)～11(1999)年度に 38.19 ヘクタールの客土工事を実施し、10(1998)～13(2001)年度のカドミウム調

査で問題ないとの結果となったため、17(2005)年 2 月に対策地域の指定を解除しました。

昭和開西部地区では平成 17(2005)～21(2009)年度に 44.53 ヘクタールの客土工事を実施し、19(2007)～21(2009)年度のカドミウム調査で問題ないとの結果となったため、23(2011)年 6 月に対策地域の指定を解除しました。

昭和開北部地区では平成 21(2009)～25(2013)年度まで 55.42 ヘクタールの客土工事を実施し、24(2012)～26(2014)年度のカドミウム調査で問題ないとの結果となったため、27(2015)年 4 月に対策地域の指定を解除しました。

昭和開北部第二地区では平成 29(2017)～令和 2(2020)年度まで 32.09 ヘクタールの客土工事を実施し、平成30(2018)～令和2(2020)年度のカドミウム調査で問題ないとの結果となったため、令和4年(2022)年5月に対策地域の指定を解除しました。

客土工事が完了していない地域等においては、カドミウムの吸収抑制対策として、農作物技術対策の指導や土壌改良資材の購入費に対する補助等を実施しています。

ア 客土

汚染土の上に非汚染土を 30cm 盛る「上乘客土」を実施しています。その効果を確認するため、客土完了後に玄米中のカドミウム濃度調査を実施しています。

イ 農作物技術対策指導

水田におけるカドミウム吸収抑制のため、水稻の湛水管理などの技術指導を関係機関が一体となって行っています。

ウ 土壌改良資材の購入費に対する補助

農作物のカドミウム吸収抑制を図るため、客土が完了していない対策地域等の関係農家を対象に、カドミウムの吸収抑制に有効な土壌改良資材の購入費について補助を行っています。

※客土:汚染された農地の上に汚染されていない土を被せること。

第5節 化学物質等による環境・健康影響対策

〔化学物質排出把握管理促進法、ダイオキシン類対策特別措置法〕

現代社会においては、多様な化学物質が利用されており、環境中には多くの種類の化学物質が存在します。

本県では、ダイオキシン類などの有害化学物質による環境汚染防止対策の促進や、PRTR制度に基づく化学物質の適正管理の促進を図っています。

1 化学物質の適正管理

【環境保全課】

これまで、私たちは様々な化学物質を大量に利用することで快適な生活を実現してきました。化学物質は、工業用原料として用いられる基礎的な化学製品から、合成洗剤、化粧品、農薬、医薬品といった身近な製品に至るまで広く利用されています。便利で豊かな現代社会は、このような化学物質に支えられているといっても過言ではありません。

一方で、化学物質の中には、ダイオキシン類のように、製造や使用、廃棄の過程で人の健康や生態系に悪影響を及ぼすなど、環境汚染をもたらすものがあります。

現在、国内で流通している化学物質は数万種とも言われ、更に毎年膨大な数の化学物質が生成されており、問題が明らかになるたび、物質ごとに規制を行う対応だけでは難しい面があります。

従来の規制的手法に加え、包括的、計画的対応が求められている中で、化学物質の新たな管理の仕組みとして、PRTR制度が平成 13(2001)年度から導入されています。

(1) PRTR制度

〔化学物質排出把握管理促進法〕

ア PRTRとは

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)とは、事業所から環境中への化学物質の排出量及び廃棄物としての移動量を事業者が届出し、国がその結果を集計・公表する制度です。

この制度は、有害な化学物質を一つ一つ規制していく方法とは異なり、情報公開によって事業者自身による管理を促し削減を図るもので、事業者からの排出量等の届出は、平成 14(2002)年度(13(2001)年度排出分)から開始されました。

イ 集計結果の概要

令和 5(2023)年度は、4(2022)年度中の排出量・移動量について届出が行われました。

(ア) 県内の届出排出量・移動量等の概況

本県の届出排出量は、前年度と比べ約 9.8%増加し、届出移動量は約 12.5%減少しました。(なお、有価売却される化学物質は、PRTRにおける「移動量」の対象とはなりません。)

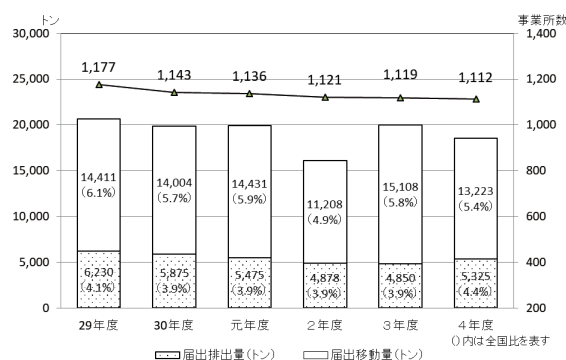
排出量・移動量の概況

〔以下、この項では、特に記載がない限り、県内の令和 4 年度排出分の数値を記載しています。〕

区分	数値	全国順位	対全国比
届出事業所数	1,112	9 位	3.5%
届出排出量	5,325 トン	5 位	4.4%
届出移動量	13,223 トン	6 位	5.4%
届出外排出量	6,060 トン	9 位	3.7%

※「届出外排出量」とは、従業員数や取扱量の要件を満たさない事業者、対象業種外の事業者、家庭及び移動体(自動車、航空機等)など、届出を要しないものからの排出量を国が推計したものです。

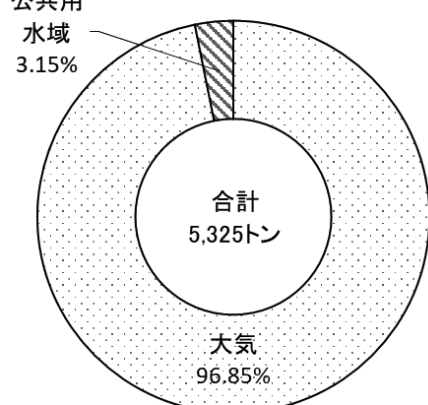
届出排出量・移動量の経年変化



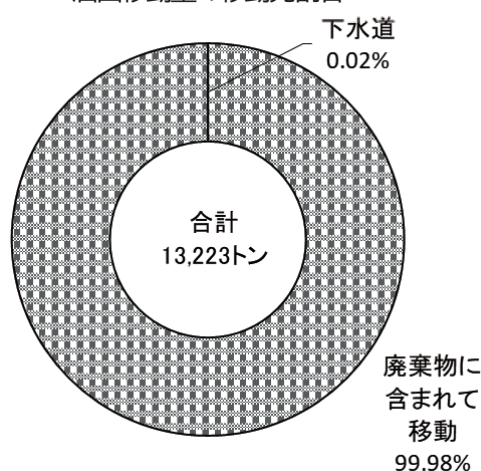
(イ) 県内の届出量の排出・移動先

届出排出量の排出先を見ると、大気と公共用水域でほぼ全てを占めています。届出移動量については、ほとんどが廃棄物としての移動となっています。

届出排出量の排出先割合



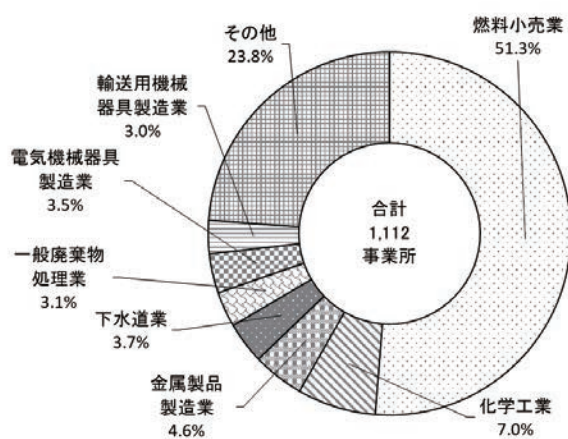
届出移動量の移動先割合



(ウ) 県内の届出における業種別内訳

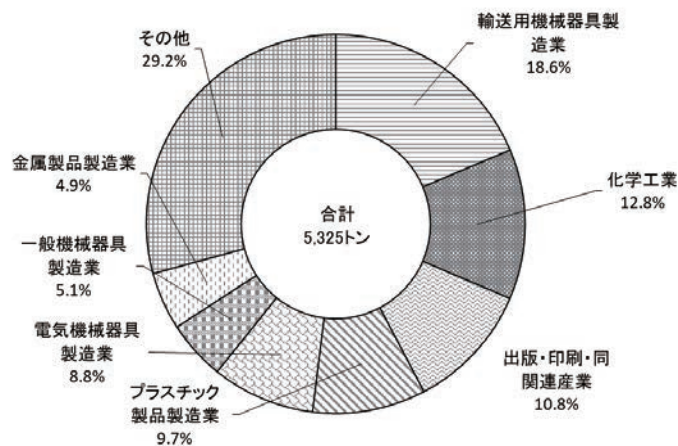
届出状況を業種別に見ると、届出事業所数では、燃料小売業が半数を占めています。

届出事業所数の業種別内訳



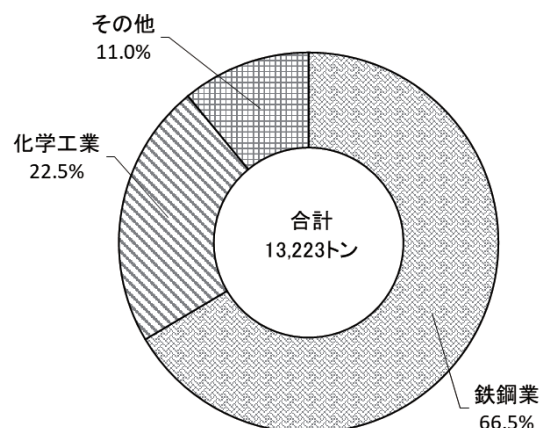
届出排出量では、輸送用機械器具製造業が約 2 割を占めるほかは、業種により分散しています。

届出排出量の業種別内訳



届出移動量では、鉄鋼業が約 7 割を占め、化学工業を合わせた上位 2 業種で全体の約 9 割を占めています。

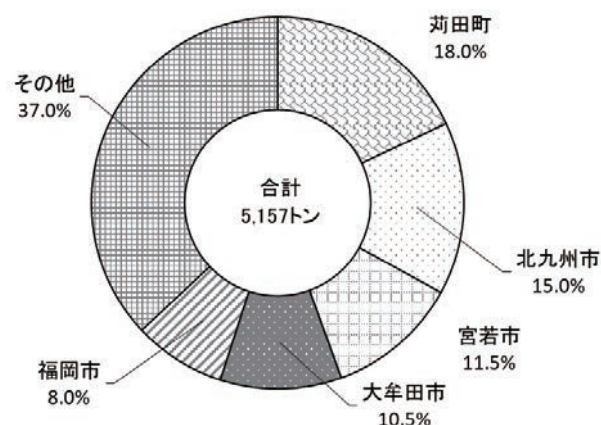
届出移動量の業種別内訳



(イ) 県内の届出における市町村別内訳

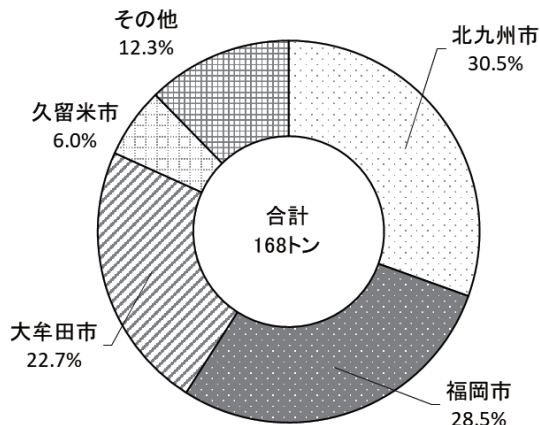
届出状況を市町村別に見ると、大気への排出量では、苅田町、北九州市、宮若市など製造業が盛んな市町が上位を占めています。

大気への排出量の市町村別内訳



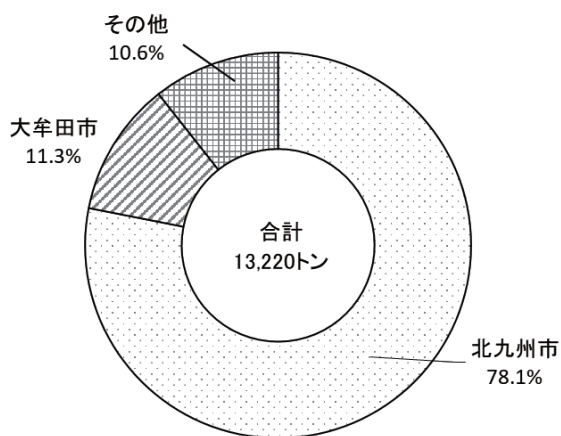
公共用水域への排出量では、化学工業、下水道業や特別管理産業廃棄物処分業などが立地する北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市の上位4市で全体の8割以上を占めています。

公共用水域への排出量の市町村別内訳



廃棄物としての移動量では、鉄鋼業や化学工業などが盛んな北九州市及び大牟田市の上位2市で全体の約9割を占めています。

廃棄物としての移動量の市町村別内訳

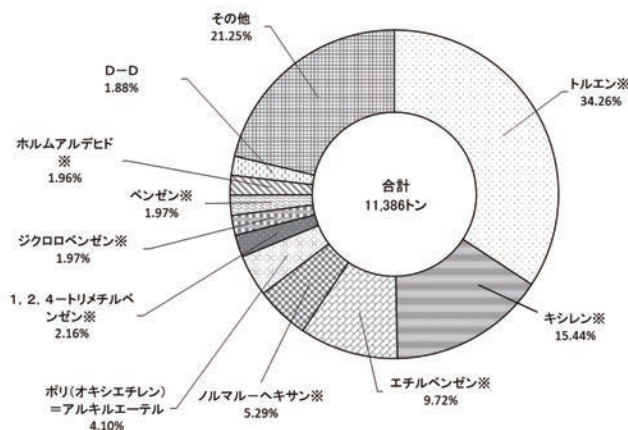


(オ) 県内で環境中への排出量の多い物質

届出排出量(集計値)と届出外排出量(推計値)を加えた排出量全体は、11,386 トンです。

このうち、排出量が多い上位10物質の合計は、8,966 トンで排出量全体の約8割を占めています。

排出量の物質別内訳



凡例：※・・・揮発性有機化合物（VOC）
(注)「その他」にもVOCが一部含まれます。

ウ PRTR制度の活用による今後の化学物質対策

PRTR制度により、事業者は、様々な箇所からの環境への排出量を把握し、行政に届け出ることになります。

この制度を単なる届出制度で終わらせるのではなく、事業者が化学物質の自主的な管理の改善を進め、化学物質のリスクに対しての危機管理意識を持ち、環境への無駄な排出を抑制できるよう、更なる啓発に努めていきます。

- (2) 有害物質使用・貯蔵事業場情報の集約と共有
災害や事故に備え、有害物質等を使用・貯蔵する事業場等に関する情報の把握や、関係機関との情報の共有を行います。

2 ダイオキシン類の現況と対策

【環境保全課、廃棄物対策課】

〔ダイオキシン類対策特別措置法〕

ダイオキシン類は、ごみの焼却による燃焼過程の他、金属の精錬過程や紙などの塩素漂白過程など、様々なところで発生します。そのため、環境中には広く存在していますが、その量は極めてわずかです。

ダイオキシン類は、「人工物質として最も強い

毒性を持つ物質である」と言われていますが、これは日常の生活の中で摂取する量の数十万倍の量を摂取した場合の急性毒性のことで、私たちが日常生活の中で摂取する量により急性毒性が生じるようなことは考えられません。

ダイオキシン類については、平成12(2000)年に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく措置等により、我が国におけるダイオキシン類の排出量は大幅に減少しています。

ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を総称してダイオキシン類といいます。

ダイオキシン類は、無色無臭の固体でほとんど水に溶けませんが、脂肪などには溶けやすい性質を持っています。

また、ダイオキシン類は、酸、アルカリをはじめとする他の化学物質とは容易に反応しない安定した性質を持っていますが、太陽からの紫外線で徐々に分解されると言われています。

なお、ダイオキシン類の毒性の強さは、最も毒性が強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」を1としてそれぞれの異性体ごとの係数(毒性等価係数:TEF)により換算した毒性を合計した値(毒性等量:TEQ)で表します。

日本におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量

単位:g-TEQ/年

事業分野	削減目標量	(参考)推計排出量	
		平成9年	令和4年
1 廃棄物処理分野	106	7,205~7,658	60
(1)一般廃棄物焼却施設	33	5,000	25
(2)産業廃棄物焼却施設	35	1,505	15
(3)小型廃棄物焼却炉等(法規制対象)	22	700~1,153	10
(4)小型廃棄物焼却炉(法規制対象外)	16		9.4
2 産業分野	70	470	42
(1)製鋼用電気炉	31.1	229	20.2
(2)鉄鋼業焼結施設	15.2	135	4.9
(3)亜鉛回収施設	3.2	47.4	1.0
(4)アルミニウム合金製造施設	10.9	31.0	10.5
(5)その他の施設	9.8	27.3	5.6
3 その他	0.2	1.2	0.2
合 計	176	7,676~8,129	102

【資料:「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(平成24年8月、環境省)及び「ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)について」(令和6年3月、環境省)】

(1) ダイオキシン類に係る環境調査

環境中におけるダイオキシン類濃度の実態を把握するため、国、県、北九州市、福岡市などが、大気、水質、底質、土壌などの概況調査を実施しています。

令和5年度ダイオキシン類概況調査実施状況
(地点数)

実施機関	媒体名	大気	公共用水域		地下水	土壌
			水質	底質		
国等	環境省	1	0	0	0	0
	国土交通省	0	5	5	0	0
政令市	県	4	6	6	2	4
	北九州市	4	21	5	1	5
	福岡市	7	14	14	1	1
	久留米市	2	3	3	9	2
	その他市町村	8	4	0	17	1
計		26	53	33	30	13

ア 大気環境

10市の26地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

大気環境調査結果（令和5年度）

単位:pg-TEQ/m³

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
一般環境	20	0.0038～0.042	0.6
発生源周辺	6	0.0060～0.023	

イ 公共用水域の水質

海域12地点、河川40地点及び湖沼1地点において調査を実施した結果、河川の1地点で環境基準を超過しました。超過地点は感潮域にあり、底質の巻き上げに伴う水の濁りが原因と考えられます。

公共用水域の水質調査結果（令和5年度）

単位:pg-TEQ/L

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
海域	12	0.058～0.15	1
河川	40	0.017～2.1	
湖沼	1	0.065	

ウ 公共用水域の底質

海域7地点、河川25地点及び湖沼1地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

公共用水域の底質調査結果（令和5年度）

単位:pg-TEQ/g

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
海域	7	0.67～26	150
河川	25	0.11～16	
湖沼	1	6.3	

エ 地下水環境

8市1町の30地点において調査を実施した結果、環境基準に適合していました。

なお、久留米市では、この調査とは別に、汚染が判明した地区において継続監視調査を実施しており、その結果を基に対策の検討がなされています。

地下水環境調査結果（令和5年度）

単位:pg-TEQ/L

調査地点数	測定範囲	環境基準
30	0.0004～0.66	1

オ 土壌環境

7市1町の13地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

土壌環境調査結果（令和5年度）

単位:pg-TEQ/g

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
一般環境	11	0～7.7	1000
発生源周辺	2	0～0.34	

注:土壌については、環境基準のほか、必要な調査を実施する目安として調査指標が設定されている。(調査指標:250pg-TEQ/g)

(2) 発生源対策

ア 特定施設設置者による測定状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、排出ガス・排出水についてダイオキシン類による汚染状況の測定を実施して、県等に報告することとされています。

また、廃棄物焼却炉である特定施設の排出ガス・排出水の測定を行う場合は、ばいじん及び焼却灰その他燃え殻についても測定を実施して、県等に報告することとされています。

令和5(2023)年度に報告された排出ガス測定結果は、すべての施設で排出基準に適合していました

事業者による測定結果【排出ガス】(令和5年度)

特定施設の種類の種類		対象施設数	報告施設数	排出基準超過施設数
廃棄物焼却炉	福岡県	163	75	0
	北九州市	36	33	0
	福岡市	16	16	0
	久留米市	13	12	0
その他	福岡県	24	22	0
	北九州市	9	7	0
	福岡市	0	0	0
	久留米市	5	5	0
計		266	170	0

事業者による測定結果【排水】(令和5年度)

	対象事業場数	報告事業場数	排出基準超過事業場数
福岡県	6	5	0
北九州市	12	4	0
福岡市	3	3	0
久留米市	0	0	0
計	21	12	0

事業者による測定結果【燃え殻等】(令和5年度)

区分		対象施設数	報告施設数	処分基準該当施設数
燃え殻	福岡県	163	64	0
	北九州市	32	29	0
	福岡市	13	13	0
	久留米市	13	12	0
	計	221	118	0
ばいじん	福岡県	163	59	0
	北九州市	26	23	0
	福岡市	13	13	0
	久留米市	13	12	0
	計	215	107	0

燃え殻等の処分を行う場合には、当該燃え殻等に含まれるダイオキシン類の量が 3ng-TEQ/g 以内となるように処理することが義務付けられています。そのため、各事業者に対し、燃え殻等の適正な処分の徹底を指導しています。

なお、未測定事業者に対しては、自主測定の実施を強く指導しています。

イ 行政による立入測定状況

ダイオキシン類対策特別措置法の適正な施行を確保するため、県、政令市及び中核市において特定施設設置事業者に対して立入測定を実施しています。

令和5(2023)年度は、大気基準適用の7施設及び水質基準適用の2事業場に立入測定を行いました。すべて排出基準に適合していました。

行政による立入測定結果(令和5年度)

区分		検査数	排出基準超過施設数
大気基準適用施設	福岡県	1	0
	北九州市	3	0
	福岡市	2	0
	久留米市	1	0
水質基準適用事業場	福岡県	0	0
	北九州市	1	0
	福岡市	1	0
	久留米市	0	0
計		9	0

(3) ごみ焼却施設からの削減対策の推進

ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の削減は重要な課題です。

このため、排ガスのダイオキシン類濃度に関する維持管理基準が設定され、既存施設に対する基準値が大幅に強化されました。県内の各市町村等が設置する焼却施設については、施設の新設・改造等を行ったことにより、全ての施設において基準を達成しています。

3 農薬流通の動向と安全対策

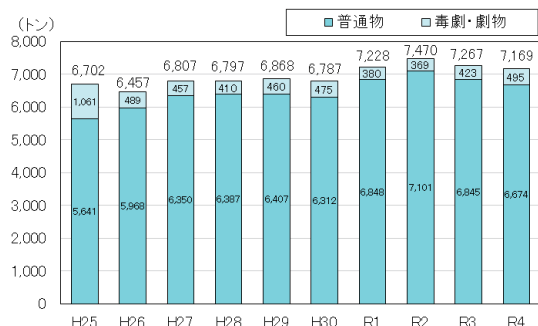
【食の安全・地産地消課】

(1) 農薬流通の動向

令和4農薬年度(3年10月～4年9月)の県内の農薬流通量は、7,169トンで前年度に比べ98トン減少しています。

毒性別内訳では、普通物全体は約2.5%減少し、毒物及び劇物指定農薬は約17.1%増加しています。

農薬の流通量



※ 普通物:毒物・劇物に該当しない農薬を指す通称

※ 端数処理にて、合計が一致しない場合がある。

(資料:日本植物防疫協会「JPP-NET」より)

(2) 農薬の安全使用対策

ア 農薬の登録制度と使用規制

農薬は、環境や人畜への安全性を確保するため、農薬取締法に基づいた登録が義務付けられています。さらに、水環境を汚染するおそれがあるものについては、水質汚濁性農薬に指定され、その使用が特に厳しく規制されています。

農薬使用者においても、同法の規定により農薬ごとに定められている使用基準を遵守し、適正に使用することが責務となっています。

イ 農薬安全使用の推進

農薬による環境及び人畜魚介類への危害防止を図るため、県や市町村では農薬安全使用の周知徹底に努めています。

本県では、農薬使用者や農薬販売者等を対象に、立入検査や農薬安全使用講習会などを実施し、農薬の安全使用の啓発活動に取り組んでいます。

また、農薬の使用量が多いゴルフ場において、農薬使用状況の調査、現地指導を実施し、農薬による被害の防止、周辺環境の保全に取り組んでいます。

市町村、農業協同組合等で構成する地域農薬安全使用対策協議会は、地域ごとに農薬の安全使用の啓発活動に取り組んでいます。さらに、必要に応じて、各協議会から養蜂家へ農薬散布の情報を提供し、みつばちに対する農薬被害を低減させるよう取り組んでいます。

また、本県では、効率的な農薬使用による環境負荷の低減を進めるため、農作物の病害虫の発生状況を的確に把握し、防除適期などの情報を関係機関等に提供するとともに、農薬だけに頼らない防除技術の開発・普及に取り組んでいます。

第6節 その他の生活環境の保全

〔騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

騒音・振動・悪臭といった私たちの生活に大変身近な環境問題については、地方自治体が担う役割は大きなものとなっています。また、放射線・放射能については、県内各地の放射線量を常時測定するとともに、定期的に水道水等の放射能を測定しています。学校に及ぼす公害については、国の補助により、校舎の改築などによる対策を行っています。

1 騒音・振動・悪臭対策

〔環境保全課〕

〔騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

騒音や振動は私たちの生活に大変身近なものであり、地方自治体が担う役割は大きなものとなっています。

騒音規制法及び振動規制法では、工場等への特定施設の設置や建設現場での特定作業の実施について市町村長へ届け出るよう定めています。

また、近年では、都市化の進展やドライフスタイルの変化もあり、規制の対象とならない家庭生活から発生する騒音に対する苦情も増加しています。

(1) 騒音・振動の現況

騒音規制法及び振動規制法では、特定の施設を設置している工場や事業場(特定工場等)、特定の作業を行う建設工事(特定建設作業)、自動車交通から発生する騒音及び振動を主な規制対象としています。

また、騒音規制法の規制対象外施設ではあるものの規制することが望ましい施設については、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び北九州市公害防止条例により規制しています。

ア 特定工場等の騒音・振動

騒音規制法に基づく届出数については、前年度と比較すると、特定施設数は約0.3%増加、特定工場等数は約5.7%減少となっています。

振動規制法に基づく届出数については、前

年度と比較すると、特定施設数は約0.5%増加、特定工場等数は約2.2%減少となっています。

また、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び北九州市公害防止条例に基づく届出数については、前年度と比較すると、特定施設数は約0.3%減少、特定工場等数は約0.3%増加しています。

騒音規制法及び公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく特定施設の設置状況

(令和6年3月31日現在)

施設の種類	特定施設数			
	法による届出	条例による届出		計(前年度)
		県条例	市条例(北九州市)	
1 金属加工機械	6,806	254	15	7,075 (7,102)
2 空気圧縮機等	30,807		1,438	32,245 (32,088)
3 土石用破砕機等	1,554		16	1,570 (1,646)
4 織機	3,163		0	3,163 (3,171)
5 建設用資材製造機械	207		0	207 (205)
6 穀物用製粉機	236		0	236 (236)
7 木材加工機械	2,185		201	2,386 (2,390)
8 抄紙機	17		0	17 (17)
9 印刷機械	1,879		0	1,879 (1,885)
10 合成樹脂用射出成形機	1,422		0	1,422 (1,348)
11 鋳造機	134		0	134 (139)
12 クーリングタワー		229	69	298 (268)
13 ドラム缶洗浄機		0	0	0 (0)
14 ロータリーキルン		13	0	13 (13)
15 重油バーナー		262	0	262 (268)
16 電気炉		2	0	2 (2)
計	48,410	760	1,739	50,909 (50,778)
工場・事業場数	6,359	425	758	7,542 (7,920)

振動規制法に基づく特定施設の設置状況

(令和6年3月31日現在)

施設の種類	施設数(前年度)
1 金属加工機械	4,211 (4,176)
2 圧縮機	5,860 (5,845)
3 破砕機等	954 (1,007)
4 織機	2,672 (2,680)
5 コンクリートブロックマシン等	120 (118)
6 木材加工機械	200 (202)
7 印刷機械	961 (955)
8 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	297 (295)
9 合成樹脂用射出成形機	1,237 (1,175)
10 鋳造機	161 (142)
計	16,673 (16,595)
工場・事業場数	3,034 (3,102)

イ 特定建設作業に伴う騒音・振動

騒音規制法に基づく届出数については、前年度と比較すると約 4.8%増加しています。

また、振動規制法に基づく届出数については、前年度と比較すると約 1.4%減少しています。

騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(令和5年度)

作 業 の 種 類	届出件数 (前年度)
1 くい打機等を使用する作業	300 (278)
2 びょう打機等を使用する作業	0 (6)
3 さく岩機を使用する作業	2,041 (1,938)
4 空気圧縮機を使用する作業	172 (157)
5 コンクリートプラント等を行く作業	4 (4)
6 バックホウを使用する作業	125 (133)
7 トラクターショベルを使用する作業	1 (3)
8 ブルドーザーを使用する作業	7 (9)
計	2,650 (2,528)

振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(令和5年度)

作 業 の 種 類	届出件数 (前年度)
1 くい打機等を使用する作業	306 (275)
2 鋼球を使用して破壊する作業	0 (1)
3 舗装盤破碎機を使用する作業	6 (13)
4 ブレーカーを使用する作業	993 (1,034)
計	1,305 (1,323)

ウ 自動車騒音・道路交通振動

本県における自動車保有台数は、令和5(2023)年度末で約 331 万台であり、ここ 10 年間で約 5.2%増加しています。

交通量の増加等により、特に交通量の多い幹線道路周辺地域において、自動車交通に起因する騒音・振動等の問題が生じています。

自動車騒音については、「道路に面する地域」の騒音実態を把握するため、県及び市が調査を行っています。

令和5(2023)年度に県及び市が調査を実施した県内 49 市町 1,399 路線(過年度実施分を含む)における環境基準の達成率は、次表のとおりとなっています。

環境基準達成状況(自動車騒音)

達成率(%)の区分	路線数
90 以上 ~ 100	1,168
80 以上 ~ 90 未満	88
70 以上 ~ 80 未満	54
60 以上 ~ 70 未満	36
50 以上 ~ 60 未満	19
40 以上 ~ 50 未満	7
30 以上 ~ 40 未満	4
20 以上 ~ 30 未満	3
10 以上 ~ 20 未満	1
0 以上 ~ 10 未満	9
近隣に住居なし	10
計	1,399

エ 新幹線鉄道騒音・振動

山陽新幹線は、本県では北九州市から福岡市まで 4 市 2 町を通過し、その延長距離は約 80 kmとなっています。小倉・博多間では季節列車等を含めて 1 日平均約 168 本の列車が運行され、1 日平均 5 万 5014 人が利用しています。

令和5(2023)年度に県、北九州市及び福岡市が実施した山陽新幹線 14 測線 36 地点の騒音測定結果で環境基準を達成していたのは 19 地点でした。この調査は平成 8(1996)年度から 28 年間継続して実施していますが、騒音レベルの全体(算術)平均は、図に表すとおり 70 デシベル前後で推移しています。

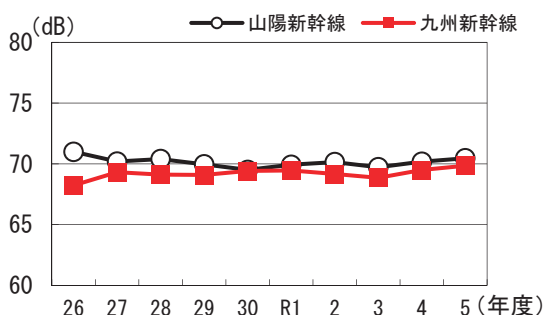
また、騒音測定と併せて行った山陽新幹線 14 測線 20 地点の振動測定結果は、いずれの地点においても環境庁長官が運輸大臣に勧告(昭和 51(1976)年 3 月 12 日)した指針値である 70 デシベルの範囲内でした。

九州新幹線は、本県では博多駅から大牟田市まで 6 市を通過し、その延長距離は約 60 kmとなっています。博多・熊本間では 1 日平均約 108 本の列車が運行され、1 日平均約 2 万 7300 人が利用しています。

令和5(2023)年度に県及び福岡市が実施した九州新幹線 26 測線 38 地点の騒音測定結果で環境基準を達成していたのは、28 地点でした。

また、26 測線 35 地点の振動測定結果は、いずれの地点においても指針値である70デシベルの範囲内でした。

継続測定地点における新幹線鉄道騒音経年変化



オ 航空機騒音

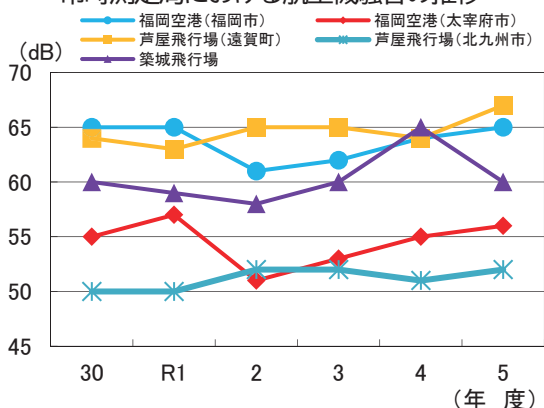
県内には、公共用飛行場として福岡空港及び北九州空港が、航空自衛隊飛行場として芦屋飛行場及び築城飛行場が立地しています。

本県では、航空機騒音の年次推移及び航空機の運用状況を把握するため、県内5か所に航空機騒音測定装置を設置して、常時測定を行っています。令和5年度は福岡空港(福岡市)及び芦屋飛行場(遠賀町)の2地点において環境基準未達成となっています。

航空機騒音測定装置設置場所

対象飛行場	設置場所
福岡空港	福岡市(福岡市下水道局管松第2ポンプ場)
	太宰府市(福岡県保健環境研究所)
芦屋飛行場	遠賀町(島津公民館)
	北九州市(浅川児童館)
築城飛行場	～R5.12.27: 築上町(築上町役場築城支所)
	R5.12.28～: 築上町(チアフルつき)

常時測定局における航空機騒音の推移



注 常時監視局の環境基準は、芦屋飛行場(北九州市)が57dB、その他測定地点は62dB

また、令和5(2023)年度に県、北九州市、福岡市及び春日市が実施した短期測定の結果は下表のとおりとなっています。

短期測定局における環境基準達成状況

対象飛行場	測定地点(前年度)	基準達成(前年度)
福岡空港	17 (17)	13 (16)
芦屋飛行場	12 (11)	11 (11)
築城飛行場	8 (8)	5 (6)

なお、県では飛行場の施設管理者に対して測定結果を通知するとともに、環境基準未達成の場合は騒音対策の強化を要請しています。

カ 近隣騒音

近隣騒音と呼ばれるものには、カラオケ等の深夜営業騒音の他、家庭用機器設備(クーラー室外機等)や音響機器(ピアノ、ステレオ等)の音、ペットの鳴き声等のいわゆる生活騒音があります。

近年、都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、生活騒音が問題となっています。この問題は、個人の日常的な生活行動に伴って発生するものであり、お互いに被害者にも加害者にもなり得るという特徴を持ち、近隣関係が大きく影響します。このため、基本的には当事者間で話し合うなど自主的に解決することが望まれます。

(2) 騒音・振動防止対策

ア 騒音に係る環境基準の類型指定

環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」が定められています。

環境基準に係る騒音評価は、等価騒音レベル※により行い、環境基準の類型の当てはめは知事(市の区域内の地域については、市長)が行うこととされており、県内の全市町村について類型の当てはめを行っています。

イ 法律等に基づく対策

騒音規制法及び振動規制法では、「知事(市の区域内の地域については、市長)は、騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内の特定工場等

及び特定建設作業について、騒音・振動の規制基準を定め規制する」とされていることから、県内の全市町村について地域指定を行うとともに、規制基準を定めています。

また、自動車交通騒音・振動については、国が定めた一定限度を超える騒音・振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれる場合は、「市町村長は、公安委員会等に対して対策を要請できる」とされています。

このほか、騒音については、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例により規制を行っています。

ウ 特定工場等の騒音・振動対策

騒音規制法では圧延機械等 27 施設、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例では高速切断機等 11 施設を、また、振動規制法では液圧プレス等 15 施設を特定施設として定め、これらの施設を設置する特定工場等を規制対象としています。

市町村長は、特定施設設置届等があった段階から、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合するよう行政指導を行い、規制基準に適合せず周辺の生活環境が損なわれる場合には、計画変更勧告や改善勧告、更に改善命令の措置を行うことができるとされています。

工場の騒音・振動防止には、低騒音・低振動型の機器を採用する等の発生源対策や防音・防振対策を進めていくことが重要であり、住宅と工場の混在が著しい地域においては工場団地を整備する等、土地利用面からの解決も望まれます。

エ 建設作業に伴う騒音・振動対策

騒音規制法ではくい打ち機等を使用する作業等の 8 作業を、また、振動規制法ではくい打ち機等を使用する作業等の 4 作業を特定建設作業として定め、規制対象としています。

市町村長は、特定建設作業に伴い発生する騒音・振動が規制基準に適合せず周辺の生活環境が著しく損なわれる場合には、改善勧告及

び改善命令の措置を行うことができるとされています。

建設作業の騒音・振動防止には、作業方法の改良、低騒音・低振動型の建設機械の使用が有効です。

オ 自動車騒音・振動対策

自動車騒音は、自動車本体から発生する騒音に、交通量、速度、道路構造等の各種要因が複雑に絡み合っており、交通量の多い幹線道路沿いで問題になっています。

また、道路周辺の振動は、自動車重量、走行条件、路面の平坦性、舗装状態、路床条件等の道路構造等が発生要因となっています。

したがって、抜本的な問題解決のためには、自動車本体から発生する騒音の規制、構造の改善、走行状態の改善、交通量の抑制、道路構造の改善及び沿道対策等の諸施策を総合的に推進していく必要があります。

なお、県及び市の調査結果において、環境基準の達成率が低い路線の道路管理者に対しては、騒音対策の強化を要請しています。

カ 新幹線鉄道騒音・振動対策

新幹線鉄道の騒音については「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」(昭和 50(1975)年環境庁告示)及び「新幹線鉄道騒音対策要綱」(51(1976)年閣議了解)に基づき、振動については「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(51(1976)年運輸大臣宛環境庁長官通知)に基づき、環境基準の達成に向け、種々対策を講じています。

特に、山陽新幹線沿線においては、関係行政機関及び関係事業者が連携して、騒音レベルを 75 デシベル以下とするための「75 デシベル対策」を推進しており、これまでに沿線における居住等の密集状況に応じた対策を第 1 次から第 5 次まで順次実施しています。

また、九州新幹線については、平成 13(2001)年度に船小屋・新八代間の本県に係る区間において、18(2006)年度に博多(那珂川)・船小屋間において、環境基準の地域類型

※等価騒音レベル:変動騒音の表し方の一種で、ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものの。単位はデシベル[dB]。

の当てはめを行いました。

なお、騒音・振動調査の結果、環境基準を超過していた地点については、鉄道管理者に騒音対策の強化を要請しています。

キ 航空機騒音対策

【環境保全課、空港政策課、
空港事業課、防災企画課】

航空機騒音については「航空機騒音に係る環境基準」(昭和 48(1973)年環境庁告示)に基づき、県において 58(1983)年に福岡空港、60(1985)年に築城飛行場及び芦屋飛行場について、環境基準の地域類型の当てはめを行いました。

北九州空港は、周防灘沖合 3km に位置する 24 時間利用可能な海上空港であり、航空機騒音による生活環境への影響は低く抑えられていることから、環境基準の地域類型の当てはめを行っていませんが、関係機関との連携を図りながら、実態把握に努めていくこととしています。

福岡空港では、離着陸時の騒音を軽減させるため、急上昇方式※、ディレイド・フラップ進入方式※及び低フラップ角着陸方式※という運航方式が実施されており、また、低騒音型機が導入されています。

また、福岡空港は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく特定飛行場及び周辺整備空港に指定されており、空港周辺整備機構(昭和 60(1985)年設立)が国の委託を受けて、住宅防音工事の助成、建物の移転補償及び緩衝緑地帯の整備等を行い、固有事業として再開発事業及び代替地造成事業等を行っています。このほか国において、学校、病院等の防音工事や共同利用施設整備の助成等が行われています。福岡空港におけるこれらの環境対策事業は、

滑走路増設事業の完了から 4 年後に空港運営の民間委託先である福岡国際空港株式会社に引き継がれる予定とされています。

築城飛行場及び芦屋飛行場については、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、国において、学校、病院、住宅等の防音工事の助成、建物等の移転補償、土地の買入れ、緑地帯の整備、テレビ受信料に対する助成等の各種施策が実施されています。なお、住宅防音工事の助成区域は $L_{den}62$ デシベル以上の区域(第 1 種区域)であり、築城飛行場については平成 4(1992)年に区域が拡大され、また、芦屋飛行場については配備機種の変更に伴い、16(2004)年に北九州市の一部が区域に追加指定されました。

(3) 悪臭の現況

悪臭防止法は、工場・事業場※から発生する不快な臭いによって、生活環境が損なわれることを防ぐためのもので、従来は、悪臭の原因となる特定物質の濃度を規制することで対応してきました。

近年は、身近な飲食店等のサービス業に対する苦情が増加傾向にあり、従来の物質濃度規制による対応が難しくなっているため、県では、人の嗅覚によって臭いの強さを測定する「臭気指数」による規制の導入を推進しています。

悪臭防止法では、特定施設の届出義務が規定されておらず、規制地域内において事業活動を行う全ての工場その他の事業場が規制対象とされており、小規模の飲食店や畜産施設も規制対象とされています。

一般には芳香といわれるコーヒーの焙煎臭やパン焼きの臭い等も、周辺状況や臭いの強さによっては悪臭となり得るため、すべての事業者が悪臭発生源になり得るということを自覚

※急上昇方式:離陸時に住宅からの距離の増大を図るため、高度 1,500m 前後まで急上昇を続ける方式。

※ディレイド・フラップ進入方式:フラップ下げ操作をなるべく遅くすることにより、機体の抵抗を減少させ、エンジンの必要推力を小さくすることで騒音を軽減する進入方式。

※低フラップ角着陸方式:浅いフラップのまま着陸することにより、機体の空気抵抗の減少に見合うエンジン出力が減少される方式。

※家庭や田畑等は工場・事業場に含まれていません。

し、臭気対策に配慮することが大切です。

(4) 悪臭防止対策

悪臭防止法に基づき、知事は町村の区域について、市長は市の区域内の地域について、規制地域を指定し、規制基準を設定しています。

従来は、アンモニアや硫化水素など、不快な臭いの原因となる 22 種類の特定悪臭物質について、物質ごとに濃度基準を定め規制する物質濃度規制が行われてきましたが、県では物質濃度規制に代えて臭気指数規制(人が感じる臭いの強さを基準とする規制)の導入を推進しています。

臭気指数は、人の嗅覚によって臭気を測定

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制内容

するため、複数の臭いが入り混じった複合臭や未規制物質への対応が可能であること、特定悪臭物質濃度測定方法より分析費が安価であること等の長所があります。

令和6(2024)年 10 月現在、14 市 17 町が臭気指数規制を導入しており、臭気指数規制の更なる導入を推進していきます。

また、悪臭は、他法令の規制対象施設から発生することも多く、自治体間及び関係機関との連携が重要であるため、本県では、工場・事業場等に指導を行う市町村を対象とした研修会を毎年開催するとともに、技術的な助言等を行っています。

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

規制方法	市町村名	規制内容
臭気指数規制※1	飯塚市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、広川町、大任町	全域臭気指数 12※2 で規制
	朝倉市、苅田町	A区域及びB区域に分けて規制 (A区域は臭気指数 12、B区域は臭気指数 15※3)
臭気指数規制及び物質濃度規制	八女市	旧八女市(旧上陽町を含む)、旧立花町の区域は、全域臭気指数 12 で規制 旧黒木町、旧星野村、旧矢部村は全域A区域として物質ごとに規制
物質濃度規制	直方市、水巻町	A区域とB区域に分けて物質ごとに規制
	上記以外 27市町村	全域A区域として物質ごとに規制

※1 臭気指数規制は、人の嗅覚により「におい」の強さを測定し評価する方法により規制を行うものです。

この測定方法は「嗅覚測定法」と呼ばれ、測定したい「におい」を希釈していき、においを感じなくなった時点の希釈倍数(臭気濃度)の対数を 10 倍した数値(臭気指数)で、においの強さを表します。 臭気指数=10×log[臭気濃度]

※2 臭気指数 12 は、「何のにおいであるかが分かる弱いにおい」を表します。

※3 臭気指数 15 は、「楽に感知できるにおい」を表します。

(注) 市の区域については、各市において規制地域・規制内容を定めています。

2 環境放射線

【環境保全課】

県内の各地域における放射線量を測定するため、地域ごとに固定型の放射線測定器(モニタリングポスト)を設置し、県内9か所で常時測定を行っています。また、県保健環境研究所(太宰府市)において、ゲルマニウム半導体検出器と呼ばれる放射能の検出装置を使用し、水道水や大気中から降下してくる雨やちり等に含まれる放射線を測定しています。これらの測定データは、平成24(2012)年9月に開設した「ふくおか放射線・放射能情報サイト」(URL:<https://houshasen.pref.fukuoka.lg.jp>)で公表しています。

ふくおか放射線・放射能情報サイト
(URL:<https://houshasen.pref.fukuoka.lg.jp>)



また、万が一の事態に備え、本県では国の原子力災害対策指針等に基づき、平成28(2016)年2月に「緊急時モニタリング計画」及び実施要領を策定しており、令和6(2024)年3月にはこれらの改訂を行っています。

本県では、この計画及び要領に基づき、県内23地点に可搬型の放射線測定器(サーベイメータ)を配備するなど、緊急時に直ちに県内全域の放射線量を測定する体制を整備していま

す。さらにUPZ内(緊急時防護措置を準備する区域:原子力発電施設からおおむね30km)の7か所に固定式電子線量計を設置するとともに、移動しながら放射線量を測定することができる環境放射線モニタリングカーを導入するなど、監視強化に努めています。

3 花粉症対策

【林業振興課】

スギ花粉症は国民の4割が罹患しているとも言われており、社会問題となっています。

花粉症対策の一環として、県内では平成21(2009)年度から少花粉スギ苗木の生産が開始されました。

さらに、平成28(2016)年度から少花粉スギ苗木の植栽に対する支援強化を実施しています。

4 地盤沈下

【農村森林整備課、環境保全課、水資源対策課】

(1) 地盤沈下の現況

本県及び佐賀県にまたがる筑後・佐賀平野には、有明粘土層と呼ばれる^{ちゅうせき}沖積層(沖積粘土層)*が分布していますが、含水比が高く極めて軟弱であるため、地下水位の低下による地盤沈下が生じやすいと言われています。

筑後平野の地盤沈下は、昭和45(1970)年に実施された国土地理院の1級水準測量で沈下の兆候が認められ、さらに、48(1973)年～49(1974)年の測量で年間最大約5cmの沈下が認められました。

地盤沈下は、筑後平野南部の柳川市、みやま市等の地域で、主として農用地において発生し、地元農家に被害が生じていました。このため、昭和50年代後半から九州農政局などにより原因究明調査が実施されましたが、地盤沈下の原因が特定されるまでには至っていません。

地盤沈下の実態を把握するためには、広範

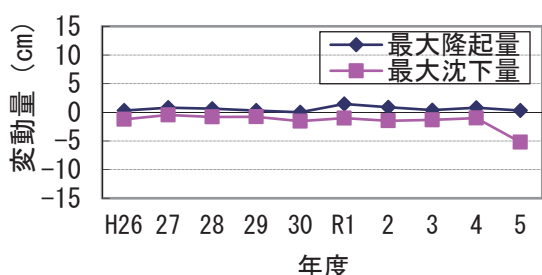
*^{ちゅうせき}沖積層:最後の氷期の最低温期(約2万年前)以後に台地を刻む谷を埋めて堆積した、軟らかで水を含んだ粘土・泥炭のこと。
(出典:広辞苑第6版)

囲にわたる地盤沈下量の観測を実施する必要があるため、本県では、5市1町(大牟田市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、大木町)に水準測量観測点を設置し、昭和60(1985)年から地盤沈下の観測を行っています。

本県で観測された沈下量は、過去最大値で11.8cm/年(昭和62(1987)年2月)、累計沈下量は、最大値で88.8cm(60(1985)年3月～令和6(2024)年2月)に達していますが、近年は一部で隆起傾向が見られる地域もあります。

令和5(2023)年度は、102点の観測を実施しました。5(2023)年2月～6(2024)年2月の単年度の最大沈下量は約5.2cm、最大隆起量は0.3cmでした。

地盤変動観測結果



(2) 地盤沈下対策

筑後平野における地盤沈下の防止と地下水の適正な保全を図り、同地区の実情に応じた総合的な対策を推進するため、国や県などにより、地盤沈下の観測、地下水位や地下水採取量の調査のほか、地盤沈下対策に関連した事業として、地盤沈下に起因して排水不良となった農地等では^{たんすい}湛水防除事業※が実施されています。

また、国は平成3(1991)年3月、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱推進協議会」(事務局:国土交通省水管理・国土保全局)を設置し、地盤沈下防止等のための情報交換を実施しています。

本県では、平成13(2001)年3月に、「福岡県筑後平野南部地区地盤沈下対策構想」を策

定するとともに、庁内に「福岡県筑後平野南部地区地盤沈下・海底陥没対策連絡会」(事務局:農林水産部農村森林整備課)を設置し、対策について協議しています。

5 学校に及ぼす公害の状況と対策

【教育庁教育総務部施設課】

(1) 被害の概況

公害(騒音、大気汚染)の被害・影響を受けている学校は、騒音140校(県下公立学校の11.9%)、大気汚染0校(同0%)です。

学校における公害の被害の状況

(令和6年5月1日現在)

騒音	
発生源	学校数
航空機	113(6)
自動車等	25
電(列)車等	2
計	140(6)

大気汚染	
発生源	学校数
工場・事業所のばい煙	0
計	0

()内は内数で、県立学校数

(2) 対策

ア 騒音

航空機騒音対策は、国土交通省及び防衛省の騒音防止対策事業として、国の補助により、校舎の改築、騒音防止装置等の整備を行っています。

航空基地等周辺における学校防音改築工事実施状況

(令和6年5月1日現在)

区分		令和5年度までに実施済の学校	今後必要と思われる学校	計
福岡空港	県立	1	0	1
	市町村立	35	0	35
芦屋基地	県立	2	0	2
	市町村立	29	5	34
築城基地	県立	3	0	3
	市町村立	38	0	38
計	県立	6	0	6
	市町村立	102	5	107

※^{たんすい}湛水防除事業:立地条件の変化によって排水不良となった地域にポンプ等の排水施設を設置し、田畑などの冠水被害を未然に防ぐもの。

イ 大気汚染

大気汚染地域における学校の校舎改築及び公害防止工事を国の補助により行っています。

6 畜産経営環境保全の現状と対策

【畜産課】

(1) 畜産経営における環境問題の現況

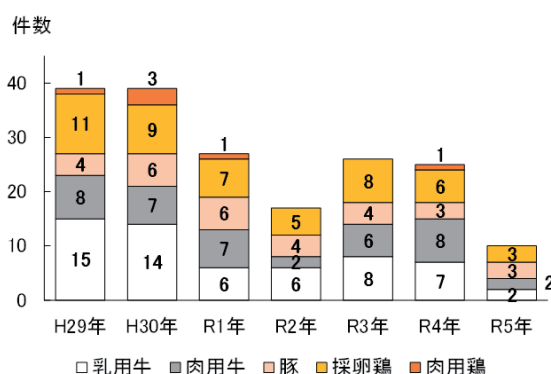
畜産経営においては、飼養規模の拡大や地域における混住化の進行を背景として、家畜排せつ物による悪臭や水質汚濁といった環境問題への関心が高まっていることから、周辺地域と調和した畜産経営の確立が図られています。

本県における令和5(2023)年度の畜産経営に起因する環境問題(苦情)の発生件数は、前年より減少し、10件です。

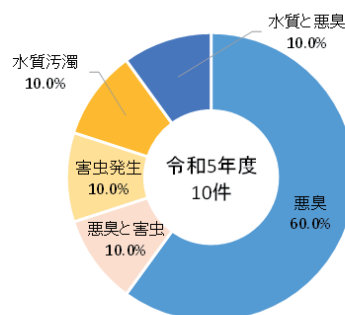
畜種別では、豚3件(30.0%)、採卵鶏3件(30.0%)、肉用牛2件(20.0%)、乳用牛2件(20.0%)となっています。戸数に対する畜種別の苦情発生割合は、豚が最も高く8.1%、次いで採卵鶏が5.2%となっています。

発生原因別では、悪臭関連が60.0%で最も多く、悪臭と害虫が10.0%、水質が10.0%、水質と悪臭が10.0%となっています。

畜産環境問題発生件数の推移



畜産環境問題の発生原因



(2) 畜産経営における環境保全対策

平成11(1999)年11月、家畜排せつ物の野積み、素掘りといった不適切な処理に起因して発生する環境問題に対処するため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、関係者が一体となって畜産環境対策に係る施策を推進してきた結果、法律に基づく管理基準は全ての適用対象農家において遵守される状況となっています。

その一方で、畜産経営の大規模化、地域的偏在に起因して、生産したたい肥を自らの経営内で、あるいは地域内や広域流通により有効利用することが新たな課題となっています。

また、平成17(2005)年3月に公表された「環境と調和のとれた農業生産活動規範」において、環境と調和した農業生産活動を実行するための基本的ポイントが示され、家畜排せつ物の利活用の推進に努めることとなっています。

このような状況の中で、本県では「福岡県資源循環型畜産確立基本方針」及び「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」(以下「県計画」という。)を策定し、家畜排せつ物の適切な処理と利用を促進し、畜産経営による環境問題発生の防止、地域社会と調和した畜産経営の確立及びたい肥の流通促進と有効利用を図るため、次のような対策を講じています。

ア 指導体制の整備

県及び畜産関係団体による畜産経営技術指導推進委員会(畜産経営環境保全部会)を県及び農林事務所段階において開催するとともに、

巡回指導、実態調査を行い、環境保全に関する啓発、畜産経営に起因する環境問題の発生防止及び地域からの苦情等への適切な対応を実施しています。

イ 家畜排せつ物処理施設の整備

悪臭・害虫等の環境問題の発生を防止するとともに、家畜排せつ物を農作物の生産に欠かせない良質たい肥として利用する地域資源の循環利用体制を構築するため、県計画に基づき、国や県の補助事業や制度資金等を活用した家畜排せつ物処理施設機械の整備を推進しています。

ウ 環境問題防止対策の推進

畜産環境問題の発生防止のため、適正な飼養管理及び家畜排せつ物処理に関する技術指導を行うとともに、適正な飼養規模の遵守等推進を図っています。

第8章 国際環境協力の推進

第8章では、国際環境協力の推進のための取組について記載しています。

本県に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、アジア諸地域の環境問題を解決し、環境と調和した持続可能な発展に貢献することを目指し、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- アジア諸地域と構築した人的ネットワークや県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。
- NPOや事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
本県が行う 国際環境協力の案件数	累計 14 件 令和 2(2020)年度	累計 27 件 令和 8(2026)年度	累計 21 件 令和5(2023)年度
本県が行う 国際環境協力に係る 研修への参加者数	累計 231 人 令和 2(2020)年度	累計 315 人 令和 8(2026)年度	累計 504 人(※) 令和5(2023)年度

※ オンライン研修の参加者266人を含む。

(令和2(2020)年度～4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、オンラインで研修を実施。)

第1節 環境技術・ノウハウを活用した国際環境協力の推進

本県に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、アジア諸地域の環境課題を解決し、環境と調和した持続可能な発展に貢献することを目指しています。

1 アジア諸地域との環境協力

【環境政策課】

アジア諸地域の環境問題の解決に貢献するため、本県に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、同地域への環境協力を推進しています。

(1) 国際環境人材育成事業

アジア諸地域から環境施策の中核を担う行政官を本県に招き、環境技術や政策等に関する研修を実施しています。平成18(2006)年度から開始し、令和5(2023)年度までに238人の研修員を受け入れました。本研修の実施により、同地域における環境問題の解決に貢献するとともに、環境分野における人的ネットワークの構築を目指しています。

令和5(2023)年度は、各地域の実状に応じ、一般廃棄物や大気汚染対策をテーマとする「アセアン・インド向けコース」と、廃棄物の処理・循環利用をテーマとする「中国向けコース」を実施しました。研修では講義のほか、県内の環境施設等の視察や意見交換を行い、研修生の理解がより深まるよう工夫しています。



アセアン・インド向けコース 研修の様子

(2) 国際環境協力事業

ベトナム・ハノイ市及び中央政府、中国・江蘇省、タイ・中央政府及びバンコク都、インド・デリー準州における環境改善に貢献するため、国際環境人材育成事業を通して構築した人的ネットワークを活用して、環境協力を実施しています。

ア ベトナム・ハノイ市

ベトナム・ハノイ市に対しては、環境に配慮した廃棄物埋立場である福岡方式廃棄物最終処分場をハノイ市に初めて導入するため、JICA草の根技術協力事業※を活用して本県専門家を派遣し、処分場の整備に係る技術支援を行ってきました。平成27(2015)年度にハノイ市・スアンソンに福岡方式廃棄物最終処分場が竣工し、令和2(2020)年度、同処分場の埋立終了に伴い、同協力事業は終了しました。

現在は、環境省の「脱炭素社会実現のための都市間連携事業」を活用し、ハノイ市の環境改善と脱炭素化を促進するため、県内企業と連携し、本県の環境技術の情報提供やワークショップを実施しています。



現地調査の様子

※JICA草の根技術協力事業…開発途上国の住民を対象として、その地域の経済及び社会の開発または復興に協力することを目的として自己の利益に関わりなく行う国際協力活動で、国際協力の意思のある日本の団体が提案する活動を独立行政法人国際協力機構(JICA)が提案団体に業務委託して、JICAと団体の協力関係のもとに実施する共同事業。

イ ベトナム・中央政府

ベトナム・中央政府に対しては、ハノイ市以外のベトナム国内における福岡方式廃棄物最終処分場の普及展開支援を実施しています。

現在は、JICA草の根技術協力事業を活用し、ベトナム・フエ省における福岡方式廃棄物最終処分場の整備や維持管理に係る技術支援を行っています。

ウ 中国・江蘇省

中国・江蘇省に対しては、平成 26(2014)年度から令和元(2019)年度まで、環境省の「中国大気環境改善のための都市間連携事業」を活用して、受入研修やモデル事業等、江蘇省の大気環境の改善に向けた取り組みを実施しました。

現在は、中国・南京市で開催される「国際生態環境新技術大会」(令和 3~5 年度は未開催)において、県内環境関連企業の出展を支援するなど、協力関係を継続しています。

エ タイ・バンコク都

タイ・バンコク都に対しては、バンコク都が重要課題としていた環境教育を支援してきました。

本県の環境教育副読本を参考にした、バンコク都版環境教育副読本の作成に協力し、平成 28(2016)年度から都内の小学校において、この副読本を使用した環境教育授業が開始されました。

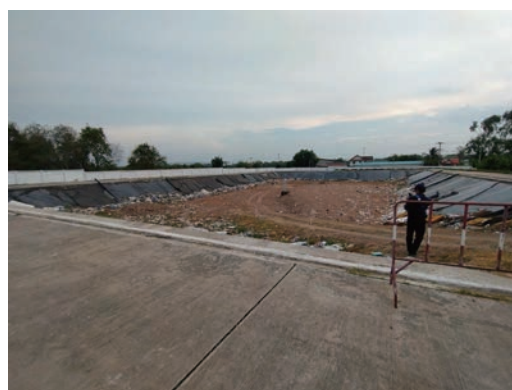
環境教育実施校数の推移		
H28(2016)	H29(2017)	R1(2019)
3 校	12 校	80 校

現在は、バンコク都では観光客の増加や都市の発展に伴ってごみの量が増え、その減量化が課題になっています。そのため、令和 6(2024)年度からは、再資源化の仕組みづくりにつながる技術指導や都が行う住民への意識啓発の支援を実施しています。

オ タイ・中央政府

タイ・中央政府に対しては、タイ国内における福岡方式廃棄物最終処分場の導入・普及展開を目指して技術支援を行ってきました。

JICA 草の根技術協力事業を活用して処分場整備を支援し、平成 27(2015)年度、ナコンラチャシマ県シーキウ市において福岡方式廃棄物最終処分場が竣工しました。平成 29(2017)年度から再びJICA草の根技術協力事業を活用し、福岡方式の普及展開支援や住民向けの3R啓発支援、シーキウ市処分場の維持管理指導などの支援事業を令和5(2023)年度まで行いました。



タイ・シーキウ市処分場の埋立状況

カ インド・デリー準州

インド・デリー準州に対しては、平成 29(2017)年度、福岡県・デリー準州友好提携 10 周年記念事業として、大気環境セミナーを開催しました。令和元(2019)年度は、大気汚染改善に係る新たな協力事業構築に向けた基礎調査を実施しました。

現在は、新たな協力事業を検討するため、デリー準州の意向確認中です。

(3) 日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業

平成4(1992)年度に開催された「日韓海峡沿岸県市道知事交流会議」(日韓知事サミット)の合意に基づき、九州北部3県(福岡県、佐賀県、長崎県)及び山口県(12(2000)年度から参加)の日本側4県と韓国南岸1市3道(釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道)で環境技術交流事業を行っています。

令和 3(2021)年度からは、「環境政策・研究事例発表会」を実施しています。



会議の様子

(4) 福岡方式廃棄物最終処分場の紹介・解説動画の作成

令和4(2022)年度、福岡方式廃棄物最終処分場の構造や処分場内での水・空気の動きなどを英語・タイ語・ベトナム語・日本語で分かりやすく解説する動画を作成しました。引き続きこの動画を活用し、福岡方式の技術を発信していきます。



福岡方式廃棄物最終処分場の紹介・解説動画



YouTube チャンネル

『FUKUOKA GREENTECH Channel』

第2節 民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進

本県には、蓄積された環境技術やノウハウがあり、環境に関わる先端技術や産業の集積があります。本県では、これらの環境関連産業のアジアへのビジネス展開を支援し、アジアにおける環境問題の解決に貢献することを目指しています。

1 県内環境関連企業の海外展開に対する支援

(1) 環境技術の情報発信

【環境政策課】

令和2(2020)年度に「福岡県環境関連企業技術ガイドブック」を作成し、本県に拠点を構える企業が有する環境技術について、国内外への情報発信を行ってきました。

令和4(2022)年度には、本県で培われてきた環境技術を海外に発信し、県内環境関連企業の円滑な海外展開・ビジネスマッチングに繋げることを目的に、ベトナム及びタイを対象とした「環境技術ビジネスWEBセミナー」を開催しました。セミナー開催後は、セミナーに参加した県内企業に対し、本県商工部によるオンライン商談会を実施しました。

令和5(2023)年度は、上記セミナー参加企業を中心に、商談相手となる現地企業を更に開拓し、県内企業のオンライン商談を支援しました。

(2) グリーンアジア国際戦略総合特区

【商工政策課】

〔総合特別区域法〕

本県の先進的な環境技術を活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化するため、グリーンイノベーションの新たな創造をさらに推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開する「グリーンアジア国際戦略総合特区」を推進します。(詳細は第2章に記載)

(3) 福岡アジアビジネスセンター (福岡ABC) 【新事業支援課】

ア 設置目的

急速に発展するアジアにおいては、今後も市場の更なる拡大が見込まれています。県内中小企業の今後の発展のためには、アジア市場の拡大をチャンスと捉え、グローバルにビジネスを展開していくことが重要です。

このため、本県では、「福岡アジアビジネスセンター」を設置して、環境関連企業を含む県内中小企業が積極的に海外展開できるよう、情報提供から現地サポートに至るまでワンストップで支援を行います。

イ 支援内容

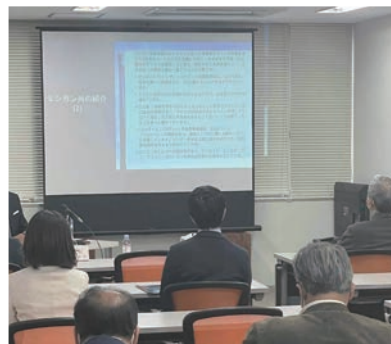
(ア) 個別コンサルティング

海外でのビジネス経験豊かなセンター常勤スタッフが随時相談に応じるとともに必要な情報を提供します。また、国別・分野別の登録アドバイザーが具体的案件に応じて、国内及び現地において個別にサポートを行います。

(イ) 学習・交流

アジアに展開している企業等から講師を招き、海外展開に役立つ情報等を提供するセミナーを実施しています。

学習セミナーの様子



また、海外ビジネススキルの学習に加え、学習したスキルを活かすための商談実践の場を提供することにより、県内中小企業の海外販路拡大を支援します。

(ウ) 情報ハブ

海外の現地情報を収集し、提供します。また、県の施策はもとより、JETRO※、商工会議所、銀行等関係機関が実施するセミナー、商談会、海外見本市出展等の情報を集約し、活用します。

(I) ビジネスサポート

商談会や個別のビジネスマッチング等を通じて、販路開拓等を支援します。

2 国連ハビタット福岡本部との連携

【国際局】

国連ハビタットは、開発途上国における住居や道路などの整備の支援、安全な水の供給や廃棄物の処理など、人々の居住環境に関わる様々な分野で活動を行っています。

国連ハビタット福岡本部は、平成 9(1997)年に設立され、九州唯一の国連機関としてアクロス福岡(所在地:福岡市)に事務所を設置し、イランから太平洋諸国に至る42か国を管轄しています。本県は、福岡市、地元経済界とともに、国連ハビタット福岡本部の活動を支援しています。

国連ハビタット福岡本部は、アジア太平洋地域において、アフガニスタンにおける住民参加型の都市開発支援計画をはじめ、令和 5(2023)年 12 月末時点で 86 の事業を実施しています。プロジェクト総予算は、約 242 億円です。国連ハビタット福岡本部の下、アジア太平洋地域に約 300 名の職員が働いています。

国連ハビタット福岡本部は、県内の自治体や環境関連企業が有する優れた環境技術やノウハウを、アジアの都市に紹介し、普及する活動も行っています。本県は、国連ハビタット福岡本部の活動支援を通じて、アジア太平洋地域の居住環境改善に貢献しています。

※JETRO:独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)。貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展に貢献。

第3部

資 料

1 環境に係る県民・事業者への支援制度

(1) 省エネ施設設備等導入支援

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
太陽光発電設備等共同購入推進事業	県内に住宅や事業所を有する県民、事業者	スケールメリットにより太陽光発電設備等の購入費用を低減し、太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援。	アイチューザー株式会社	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/taiyoukou-u-kyoudou.html (第2部第4章第3節1(2)に関連記事)	環境保全課	092(643)3356
中小企業等省エネ設備導入支援補助事業	県内に事業所を有する中小企業者、小規模企業者、個人事業主等	省エネ効果が期待できる、既存設備の更新や機器の導入経費の一部を補助。	株式会社アースストーンコンサルティング	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.earth-tone.jp/energysave/ (第2部第4章第3節6(2)に関連記事)	環境保全課	092(643)3356
福岡県環境保全施設等整備資金融資	県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体	次世代自動車の購入・最新規制適合車への買い替え、公害防止施設及び環境保全施設等の整備等に要する資金の融資。	循環型社会推進課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankyou-yushi.html	循環型社会推進課	092(643)3372
リサイクル施設整備費補助事業	県内に事業所を置く事業者又は県内に事業所を設置しようとする事業者	産業廃棄物の減量化や資源の有効利用を図るため循環型社会の形成に寄与する効果が大きいと認められる産業廃棄物のリサイクル施設の整備に要する経費の一部を補助。	循環型社会推進課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shisetu.html	循環型社会推進課	同上
エネルギー対策特別融資	県内に事業所を有する中小企業者	省エネルギー対策、再生可能エネルギー設備・コージェネレーションの導入、水素ステーションその他の次世代自動車用燃料供給設備整備等を促進するための低利融資。	総合政策課エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuushi01.html (第2部第4章第3節1(3)に関連記事)	総合政策課エネルギー政策室	092(643)3148
福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣事業	県内に事業所を有する民間事業者、市町村、自治会、NPO法人等	県内の民間事業者等に対し、専門的な知識や豊富な経験を有する「再生可能エネルギー導入支援アドバイザー」を派遣し、課題解決を図ることにより再生可能エネルギーの導入等を支援。	総合政策課エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saieneadobaiza-haken.html (第2部第4章第3節1(2)に関連記事)	総合政策課エネルギー政策室	092(643)3228
地球温暖化対策施設整備事業	病院、診療所の開設者	温室効果ガス総排出量の削減が見込まれる設備整備を実施する病院及び診療所に対する補助。	医療指導課		医療指導課	092(643)3273

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
活力ある高収益型園芸産地育成事業	営農集団、認定農業者等	省力栽培温室の内張りカーテン、循環扇などの省エネ設備の整備に対する補助。	各市町村		園芸振興課	092(643)3488
環境保全型農業直接支払交付金	農業者の組織する団体等	化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援。	各市町村		食の安全・地産地消課	092(643)3571
ふくおか型長期優良住宅推進プロジェクト	ふくおか型長期優良住宅を建設又は購入する人	長期優良住宅の普及促進のため、県と提携した各金融機関により住宅ローンを優遇。	各金融機関	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/smile-scrumh24.html (第2部第4章第3節9(2)に関連記事)	住宅計画課	092(643)3732
福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金	県内市町村	耐震性のない木造戸建て住宅を対象に、住宅性能向上改修工事に要する費用の一部を助成する市町村に対する補助。	県内市町村	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sumai-taisn.html (第1部第2章第2節5に関連記事)	住宅計画課	092(643)3732
福岡県燃料電池トラック導入促進事業補助金	福岡県内に本社・事業所のある一般貨物自動車運送事業者等	燃料電池トラックの導入費用の一部を助成。	福岡県水素グリーン成長戦略会議	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://f-suiso.jp	自動車・水素産業振興課	092(643)3447

(2) 環境関連産業への研究助成等支援

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
福岡県リサイクル総合研究事業化センター研究開発事業	「産」「学」「官」「民」のうち異なる2者以上又は「産」の2者以上で構成された共同研究メンバー	リサイクル技術・システムの開発・事業化に向けた産学官民の共同研究に対する支援。	(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.recycle-ken.or.jp/ (第2部第5章第3節5に関連記事)	循環型社会推進課	092(643)3381
エネルギー先端技術展	エネルギー分野の取引拡大や新規参入を目指す企業及び企業等との連携を望む研究機関	エネルギー分野における技術・製品をアピールする場を提供し、ビジネスチャンスの拡大や産学連携の活性化等を支援することを目的とした展示会を開催。	(公財)北九州観光コンベンション協会	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://eco-t.solution-expo.jp/	総合政策課 エネルギー政策室	092(643)3148
風力発電産業育成・参入促進事業	県内の離職者	風車メンテナンスに特化した、公共職業訓練を実施。	総合政策課 エネルギー政策室	第2部第2章第1節3(2)に関連記事	総合政策課 エネルギー政策室	092(643)3228
風力発電産業育成・参入促進事業	県内の高校生・高等専門学校学生	風車メンテナンス業務を体験できる企業見学会・出前授業を実施。	総合政策課 エネルギー政策室	第2部第2章第1節3(2)に関連記事	総合政策課 エネルギー政策室	同上
製品開発支援事業	県内企業を含む「産」「学」「官」、「産」「学」、「産」「官」又は「産」「産」で構成される共同開発チーム	地域産業・経済の活性化に貢献する、新規性・創造性に富んだ水素エネルギー関連製品開発支援。	福岡県水素グリーン成長戦略会議	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://f-suiso.jp (第2部第2章第1節3(7)に関連記事)	自動車・水素産業振興課	092(643)3448
FC船運航支援事業	県内でFC船を利用した船舶運航事業者	FC船の運航に係る水素燃料費を助成。	福岡県水素グリーン成長戦略会議	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://f-suiso.jp (第2部第2章第1節3(7)に関連記事)	自動車・水素産業振興課	092(643)3448

(3) 省エネ相談・セミナー等

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
環境教育教材の貸出	県民、事業者、自治体職員	環境教育教材について、環境教育ガイド(データベース)としてホームページ上で公開し、要望のあった教材を貸出。	各問合せ先	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/env-kyozai.html 第2部第3章第1節2(3)に関連記事	環境政策課	092(643)3355
ホームページ「ふくおかエコライフ応援サイト」	県民、事業者、自治体職員	事業者が各自のエネルギー使用量や光熱水費を管理できる環境家計簿機能を設けている他、県の施策・事業や家庭・事業所での取組の参考となる各種情報、イベント情報などを掲載。	環境保全課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.ecofukuoka.jp/ 第2部第4章第2節1に関連記事	環境保全課	092(643)3356
省エネルギー相談事業	県内企業等	中小企業等を対象とした省エネに関する無料相談窓口を開設するとともに、必要に応じて専門家派遣による現地相談を実施。	環境保全課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouene-sodan.html 第2部第4章第3節6(2)に関連記事	環境保全課	同上
脱炭素化人材育成事業	県内企業等	環境経営に取り組むメリット等を経営層向けに紹介する講座や、設備の運用改善手法等に関する技術者向け講座、省エネ補助金の申請に向けたポイントについて説明する講座を実施。	環境保全課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/eco-seminar.html 第2部第4章第3節6(2)に関連記事	環境保全課	同上
エコアクション21認証取得支援	県内企業等	環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証取得を支援するための導入セミナー等を実施。	各問合せ先	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ea21-support.html 第2部第2章第1節1(1)に関連記事	環境保全課	同上
分散型エネルギー発電事業等に向けた総合相談窓口	分散型エネルギーの導入検討を行う事業者等	分散型エネルギーの導入を行う事業者等からの各種法規制や融資制度、系統連系、発電設備等に関する各種相談に対応。	総合政策課エネルギー政策室	第2部第4章第3節1(2)に関連記事	総合政策課エネルギー政策室	092(643)3148
ホームページ「ふくおかのエネルギー」	県民、事業者、自治体職員	県のエネルギー総合情報ポータルサイトとして、再生可能エネルギーの県内での導入事例・導入状況の他、再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する法令等の窓口や公募・助成情報等を提供。	総合政策課エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-energy.html (第2部第4章第3節1(2)に関連記事)	総合政策課エネルギー政策室	同上

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
再生可能エネルギー導入支援システム	県民、事業者、自治体職員	県民・事業者及び市町村による再生可能エネルギー導入の取組を支援するシステムとして、平成24年7月24日からインターネット上で公開。当システムの機能は、以下のとおり。 ①日照時間、風況、バイオマスの賦存量などを、250mメッシュ単位で情報提供 ②分かりやすいマップで簡単に検索可能 ③希望条件から適地を簡単に検索可能 ④太陽光発電による年間発電量の簡易計算が可能 当システムの利用により、必要な情報をワンストップで確認できることから、再生可能エネルギー導入検討に要する労力・時間が大幅に削減され、導入検討作業が飛躍的に効率化。	総合政策課 エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.f-energy.jp/search/ (第2部第4章第3節1(2)に関連記事)	総合政策課 エネルギー政策室	092(643)3148
コージェネレーション導入セミナー	コージェネレーションの導入を検討する民間事業者等	コージェネレーションの特長や、最新の技術・導入事例、国や県の導入支援制度を紹介するセミナーを開催。	総合政策課 エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/cgsseminar.html (第2部第4章第3節1(2)に関連記事)	総合政策課 エネルギー政策室	同上
既存住宅省エネ改修事業者技術講習会	県内中小工務店等	省エネ改修の手法や省エネ計算の方法等に関する講習会を実施。	(一財)福岡県建築住宅センター	詳しくは、下記アドレスを参照 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouene-koushukai.html (第1部第2章第2節5に関連記事)	住宅計画課	092(643)3732

(4) 環境配慮の取組に関する支援

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
テイクアウト容器等に係るプラスチック代替品切替支援補助事業	県内事業者	飲食店のテイクアウト容器やスプーンなどのプラスチック代替品への切替を支援。	循環型社会推進課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/plastic-payment.html 第2部第5章第2節1(2)に関連記事	循環型社会推進課	092(643)3371
ホームページ「ふくおかプラごみ削減応援サイト」	県民、事業者	プラスチックごみ削減に関連するイベント、県民・事業者向けの取組事例の紹介、積極的な取組を実施する事業者のインタビュー記事を掲載。	循環型社会推進課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://fukuokaplasic.com/ 第2部第5章第2節1(2)に関連記事	循環型社会推進課	同上

2 環境に関する人材派遣制度

制度名	分野	概要	問い合わせ先
環境カウンセラー	環境全般	○市民・事業活動において環境保全に関する豊富な経験や専門的知識を有し、その経験や知見に基づき、市民・NGO・事業者などの行う環境保全活動に対し助言など(＝環境コンサルティング)を行うもの。 【申込方法】 右記ホームページより、要望にあった環境カウンセラーを検索し、電話、FAX又はメールにより、直接相談してください(ホームページを御覧になれない方は、右記問い合わせ先まで問い合わせください。) 【費用】 活動の種類・内容により異なるため、あらかじめ環境カウンセラーと相談が必要です。	環境カウンセラー全国事務局 【TEL】 03-6280-5345 ※平日8:30～17:00(土日祝、年末年始を除く) 【FAX】 03-6701-7382 【メール】 jimukyoku@kankyo-counselor.or.jp 【HP】 https://edu.env.go.jp/counsel/
ふくおか県政出前講座	環境全般	○県職員が本県の取組などを説明するもの。 【対象】 おおむね20人以上の県民が参加する集会 【申込方法】 郵送、FAX、電子申請又はメールにより、申込書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。) 【費用】 講師派遣は無料。その他必要な経費は申込者の負担です。 ※一部講座について、オンライン対応が可能です。	総務部県民情報広報課広聴係 【TEL】 092-643-3103 【FAX】 092-643-3107 【メール】 kocho@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/demaekouza.html
福岡県地球温暖化防止活動推進センター事業(講師派遣制度)	環境全般	○福岡県地球温暖化防止活動推進センターに登録されたふくおか環境マイスターやエコアドバイザーが地球温暖化に関する出前講座を行うもの。 【対象】 県民、県内の事業所、幼稚園、保育園、学校、学校教職員、市町村担当者等 【申込方法】 郵送、FAX又はメールにより、申込書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。) 【費用】 講師派遣は無料、その他必要な経費(会場費等)は申込者の負担です。	福岡県地球温暖化防止活動推進センター 【TEL】 092-674-2360 【FAX】 092-674-2361 【メール】 fccca@keea.or.jp 【HP】 https://www.ecofukuoka.jp/center/5932.html
3Rの達人	循環型社会	○県内で率先して3Rに取り組む個人やNPO法人に所属している方が、3Rに関する県民の意識の高揚、3R活動の活性化を図るため、地域コミュニティーや職場、学校等において実施される3Rの学習会、講演会、実践教室などを行うもの。 【対象】 15人以上の県民が参加する地域学習会やセミナーなど 【申込方法】 郵送、FAX又はメールにより、申請書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。) 【費用】 講師派遣は無料・その他必要な経費は申込者の負担です。	環境部循環型社会推進課リサイクル係 【TEL】 092-643-3372 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tatsujin.html
食品ロス削減マイスター	循環型社会	○食品ロス削減に関して専門的・実践的な内容を教えることができる方が、食品ロス削減に関する県民の意識の醸成と、県内で行われる食品ロス削減の活動の活性化を図るため、地域コミュニティーや職場、学校等において学習会、講演会、実践教室などを行うもの。 【対象】 概ね10人以上の県民が参加する学習会等 【申込方法】 メール、郵送又はFAXにより、申請書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。) 【費用】 講師派遣は無料・その他必要な経費は申込者の負担です。	環境部循環型社会推進課事業化推進係 【TEL】 092-643-3381 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/meister-haken.html

※不明な点等ありましたら、問い合わせ先へ御連絡ください。
※各制度の目的に合致しない場合は、派遣をお断りさせていただくことがあります。

3 年間を通じて募集している県民参加型事業

事業名 (分野)	概要	問い合わせ先
こどもエコクラブ (環境全般)	○幼児(3歳)から高校生まで誰でも参加できる身近な環境活動に取り組むクラブ 【対象】 幼児(3歳)から高校生まで 【申込方法】 右記問い合わせ先にお問い合わせください。また、右記ホームページから直接登録可能です。 【特典】 (1)全国事務局が加入している「賠償責任保険」による活動中の事故に伴う賠償のサポート (2)環境学習プログラムなどを掲載したニュースレターの配布 (3)協賛企業から県事務局に寄贈される環境啓発物品などの活動に役立つグッズの配布 (4)全国事務局や県事務局が開催する交流会や環境学習会における他のクラブとの交流	こどもエコクラブ全国事務局(公益財団法人日本環境協会) 【TEL】 03-5829-6359 【FAX】 03-5829-6190 【HP】 https://www.j-ecoclub.jp/ こどもエコクラブ福岡県事務局(環境部環境政策課企画広報班) 【TEL】 092-643-3355 【FAX】 092-643-3357 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jec.html
エコファミリー (脱炭素社会)	○省エネルギー・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組んでいただく県民 【対象】 県内に居住している方 【申込方法】 スマートフォンに「九州エコファミリー応援アプリ(エコふぁみ)」をダウンロードしてください。スマートフォンをお持ちでない場合は、お近くの市区町村環境担当窓口又は県の環境保全課及び各保健福祉環境事務所で配布している「ふくおかエコライフ応援book(福岡県環境家計簿)」を活用してください。 【特典】 (1)【エコふぁみ】協賛店で割引等が受けられる応援パスポートの取得 (2)【エコふぁみ】ポイントを貯めてくじを引くと、抽選でプレゼントを進呈 (3)【福岡県環境家計簿 エコふぁみ】電気、ガス、水道等の使用量を報告した世帯の中から抽選で、協賛企業賞の進呈	環境部環境保全課地球温暖化対策係 【TEL】 092-643-3356 【FAX】 092-643-3849 【メール】 chikyu@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4126.html
エコ事業所 (脱炭素社会)	○「電気使用量削減」、「自動車燃料使用量削減」、「その他地球にやさしい活動(3R、グリーン購入等)」に取り組む事業所 【対象】 県内に所在する事業所 【申込方法】 右記問い合わせ先に申込書を提出してください。また、右記ホームページから直接申込み可能です。 【特典】 (1)県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点 (2)エコアクション21認証に向けた無料コンサルティングの優先受講 (3)県ホームページなどウェブサイト等でのPR、先進的な取組を行っている事業所を知事表彰 (4)低金利融資の対象	環境部環境保全課地球温暖化対策係 【TEL】 092-643-3356 【FAX】 092-643-3849 【メール】 chikyu@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4125.html
食べもの 余らせん隊 (循環型社会)	○食べ残しや期限切れなどの食品ロスを減らすため、「福岡県食品ロス削減県民運動」の一環として、食品ロス削減に取り組む事業所 【対象】 福岡県内で営業する事業所 (飲食店、小売店、食品メーカー等含め全ての業種が対象) 【申込方法】 右記問い合わせ先にお問い合わせください。 【特典】 (1)登録事業所を県ホームページ等で公表	環境部循環型社会推進課事業化推進係 【TEL】 092-643-3381 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/amarasentai.html

事業名 (分野)	概要	問い合わせ先
県産リサイクル 応援事業所 (循環型社会)	○生活関連用品のリサイクル製品で一定の基準を満たして県が認定した「県産認定リサイクル製品」の積極的な販売、使用に取り組む事業所 【対象】 事業を営む個人又は法人(県内・県外は問わない) 【申請方法】 持参、郵送、FAX又はメールにより、右記問い合わせ先に申込書を提出してください。 【特典】 (1)登録事業所を県ホームページで公表 (2)「県産認定リサイクル製品」を一定額以上購入した事業所「優良事業所」は、県の建設工事、物品・サービス関係の入札参加資格審査において加点	環境部循環型社会推進課リサイクル係 【TEL】 092-643-3372 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensan-ohen.html
九州まちの 修理屋さん (循環型社会)	○ものを長く使う工夫や修理店を県民に広く紹介するため、県内の修理店を「九州まちの修理屋さん」として登録。 【対象】 県内の修理店 【申込方法】 右記問い合わせ先にお問い合わせください。 【特典】 (1)登録店舗を県ホームページで公表	環境部循環型社会推進課リサイクル係 【TEL】 092-643-3372 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shuriyasan-shoukai.html
ふくおかプラごみ 削減協力店 (循環型社会)	○プラスチックごみの削減の取組みを促進するため、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用削減等に取り組む事業所を登録。 【対象】 県内に所在する事業所 【申込方法】 右記問い合わせ先にお問い合わせください。 【特典】 (1)登録店舗を「ふくおかプラごみ削減応援サイト」で公表 (2)県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点 (3)「ふくおか県政推進サポート資金」利用可能	環境部循環型社会推進課企画係 【TEL】 092-643-3371 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/puragomi.html
クリーンリバー 推進対策事業 (生活環境)	○河川愛護の意識を醸成するとともに、河川環境の保全を図り、潤いある水辺環境の創出を推進するため、県管理河川において除草・清掃活動を行う団体を登録。 【対象】 県管理河川の除草・清掃活動を行うボランティア団体等 【申込方法】 最寄りの県土整備事務所・支所にお問い合わせください。 【支援内容】 (1)河川浄化報償金の支給 (2)傷害・賠償責任保険の加入 (3)アダプトサインの設置 (4)自走式草刈機の貸し出し	県土整備部河川管理課管理係 【TEL】 092-643-3666 【FAX】 092-643-3669 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kasenaigoo.html
クリーンビーチ 推進事業 (生活環境)	○県が管理する海岸において、清掃などの愛護活動に取り組むボランティア団体、NPO法人、地元企業、学校等を海岸愛護団体として登録。 【対象】 県管理海岸において清掃活動を行うボランティア団体等 【申込方法】 最寄りの県土整備事務所・支所にお問い合わせください。 【支援内容】 (1)報償金の支給 (2)需要品の支給 (3)傷害・賠償責任保険の加入 (4)アダプトサインの設置	県土整備部港湾課管理係 【TEL】 092-643-3674 【FAX】 092-643-3688 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaiganaigo.html

4 環境関連法律・条例一覧

※ 各法律・条例については、福岡県の環境ホームページ「ふくおか環境ひろば」

(URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hirobal.html>) で検索することができます。

【環境一般】

環境基本法	環境の保全について基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基準や原因者負担の原則など環境施策の基準となる枠組みを定めている。
環境影響評価法	規模が大きく、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業を実施するに当たって事業者が環境の保全について適正な配慮を行うことを確保するため、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等について定めている。
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	ばい煙、汚水、騒音、粉じん、振動及びダイオキシン類の発生施設が設置されている工場(特定工場)における公害の防止を目的とした組織(公害防止管理者の配置等)の整備を図るための手続等について定めている。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 〔グリーン購入法〕	国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、併せて事業者の環境保全に向けた事業活動を促進すること等について定めている。
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 〔環境配慮契約法〕	国全体の温室効果ガスの排出量削減に向けて、政府が率先的に目標を達成するため、庁舎で使用する電気の購入や庁舎の改修事業等について、環境負荷の配慮等を適切に評価した上で契約先を選定すること等について定めている。
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 〔環境教育等促進法〕	持続可能な社会の構築のため、環境保全活動及び環境教育の実施に当たり重視すべき基本的な考え方、学校・地域・職場等の様々な場における環境教育の推進方策や人材育成、拠点整備のための施策等について定めている。
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 〔環境配慮促進法〕	事業活動等に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表について定めている。
福岡県環境影響評価条例	環境影響評価法の対象規模に満たない事業や同法が対象としない事業種であって、一定規模以上のものについて、事業者が環境の保全について適正な配慮を行うことを確保するため、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等について定めている。
福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	公害対策に加え、県民の生活環境の保全を図る観点から「福岡県公害防止条例」の全部を改正し、特定施設に係る各種規制に加え、地下水保全に係る措置、水質事故時の措置のほか、日常生活等に起因する生活環境保全上の配慮事項等を定めている。
その他:○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律 等	

【地球環境】

地球温暖化対策の推進に関する法律 〔地球温暖化対策推進法〕	我が国の地球温暖化対策の推進を図るため、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等、取組を促進する法的な枠組みを定めている。国及び地方公共団体には、実行計画の策定と実施状況の公表を義務付けている。
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	国際的な協力の下、オゾン層を確保するため、オゾン層を破壊する物質(特定物質)の製造・排出の規制及び使用の合理化(抑制及び代替物質の利用の促進)に関する措置について定めている。
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 〔フロン排出抑制法〕	オゾン層の保護及び地球温暖化防止の重要性に鑑み、オゾン層を破壊し地球温暖化に多大な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の管理の適正化に関する指針やフロン類を使用した機器の管理者等の責務等を定めている。
気候変動適応法	気候変動適応を推進するため、国、地方公共団体、事業者及び国民が担うべき役割を明らかにするとともに、気候変動適応に関する計画の策定、情報基盤の整備等について定めている。
その他:○都市の低炭素化の促進に関する法律〔エコまち法〕 等	

【大気汚染】

大気汚染防止法	大気の汚染による国民の健康や生活環境の被害を防止するため、工場等から発生するばい煙、揮発性有機化合物(VOC)、粉じん及び水銀等の排出規制や、建物等の解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止対策実施の義務について定めている。
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 〔オフロード法〕	特定特殊自動車からの排出ガスを抑制するため、技術上の基準や使用の方法を定めている。
その他:○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 等	

【アスベスト】

石綿による健康被害の救済に関する法律	石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害等の救済について定めている。
その他:○大気汚染防止法 ○廃棄物処理法 ○建築基準法 ○労働安全衛生法 等	

【水質汚濁】

水質汚濁防止法	公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、工場等から公共用水域に排出される排水や同排水の地下浸透について規制するとともに、生活排水対策を推進するための枠組みについて定めている。
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全を図るため、環境保全上有効な施策を推進するための計画の策定や特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海浜の保全等について定めている。
有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律	有明海などの再生を図るため、海域の特性に応じた環境保全並びに漁業の振興に関し、実施すべき施策に関する計画の策定やその実施を促進する特別の措置等について定めている。
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例	水質汚濁防止法に基づき、同法排水基準について、県独自の上乗せ基準を定めている。
その他：○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 ○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 ○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 ○下水道法 ○河川法 ○湖沼水質保全特別措置法 等	

【土壌汚染】

土壌汚染対策法	土壌汚染対策を実施するため、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等について定めている。
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農用地の土壌の汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るため、カドミウム、銅及びヒ素等の特定有害物質としての指定、汚染対策地域の指定、都道府県知事による汚染対策計画の策定及び常時監視等、農用地土壌汚染対策の措置を講じるための枠組みについて定めている。

【化学物質】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 〔化学物質排出把握管理促進法〕	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、事業者による特定の化学物質の排出量等の把握及び国への届出並びに同化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供等の仕組みについて定めている。
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状を審査する制度を設けるとともに、その化学物質の有する性状等に応じ、製造、輸入、使用等に必要な規制を行うことについて定めている。
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うため、ダイオキシン類発生施設の届出や自主測定の義務付け、排出基準の設定、汚染状況の調査、対策地域の指定、汚染土壌に係る措置等、ダイオキシン類対策を総合的に推進するための仕組みについて定めている。

【騒音・振動】

騒音規制法	工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を定めている。
振動規制法	工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を定めている。
騒音防止条例	カラオケ、拡声器等の営業騒音を規制し社会生活の静穏を保つため、各ケースに応じた音量基準の設定や商業宣伝を行う者及び飲食店営業者等の遵守事項等について定めている。

【悪臭】

悪臭防止法	工場等における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うとともに、規制地域を指定するなど悪臭防止対策の枠組みについて定めている。
-------	---

【地盤沈下】

○建築物用地下水の採取の規制に関する法律 ○工業用水法 等	
-------------------------------	--

【廃棄物・リサイクル】

循環型社会形成推進基本法 〔循環型社会基本法〕	循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本法の基本理念にのっとり循環型社会の形成について基本原則を定めるとともに、基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 〔廃棄物処理法〕	廃棄物の排出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理、並びに生活環境の保全を目的とし、事業者等に対する規制を中心に、廃棄物の処理に関する施策を総合的に推進するための仕組みについて定めている。
資源の有効な利用の促進に関する法律 〔資源有効利用促進法〕	使用済物品や副産物の発生の抑制並びに再生資源等の利用の促進を図るため、再生可能資源を扱う特定資源事業者の計画作成の義務付け及び国による指導・勧告等施策の推進に必要な事項について定めている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 〔容器包装リサイクル法〕	容器包装廃棄物のリサイクルを促進するための仕組みについて定めたもので、消費者には分別排出やリサイクル商品の使用を、市町村には分別排出された廃棄物の分別収集の実施を、事業者には分別収集された廃棄物のリサイクルを各々の役割として定めている。
特定家庭用機器再商品化法 〔家電リサイクル法〕	特定家電製品(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機)の適正な処理と資源の有効な利用を確保するため、同廃棄物について小売業者による収集及び運搬、製造業者等による再商品化の義務付け等、施策を推進するための仕組みについて定めている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 〔建設リサイクル法〕	建設資材廃棄物の発生抑制及び同廃棄物の再資源化による資源の有効利用を促進するため、対象建設工事の届出の義務付けや解体工事業者の登録制度の導入等、建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するための施策について定めている。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 〔食品リサイクル法〕	食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を促進するため、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制に関し基本的な事項を定めるとともに、再生利用事業者の登録制度を設ける等、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置について定めている。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 〔自動車リサイクル法〕	使用済自動車に係る廃棄物の減量及び再生資源並びに再生部品の利用を通じ、同廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車製造業者等による使用済自動車の引き取り及び引き渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めている。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 〔小型家電リサイクル法〕	廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、使用済小型電子機器等の再資源化を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とすること等を通じ、広域的かつ効率的な使用済小型電子機器等の再資源化を促進する。
食品ロスの削減の推進に関する法律 〔食品ロス削減推進法〕	食品ロスの削減を推進するため、国、地方公共団体、事業者及び消費者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めている。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 〔プラスチック資源循環法〕	プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置について定めている。
浄化槽法	浄化槽の製造、施工、保守点検、清掃などについて、技術上の基準や浄化槽関係の事業に従事する関係業者の責任の明確化・資格制度を定めたほか、浄化槽の正しい使用や、水質検査業務についても規定されている。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 〔PCB特別措置法〕	長期にわたり処分されていない状況にあるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処分を推進するため、国及び都道府県等に処理計画の策定を義務付けるとともに、事業者に対し保管及び処分の状況の届出と一定期間内の処分を義務付けるなど、施策の推進に必要な事項について定めている。
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律〔海岸漂着物処理推進法〕	海岸漂着物等対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物等対策を推進するために必要な事項を定めている。
福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 〔紛争予防条例〕	産業廃棄物処理施設の設置に係る設置者と地域住民との間の紛争を予防し、同施設の適正な設置計画の決定に資するため、紛争の予防に関する手続や紛争のあっせんなどについて定めている。
福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例	使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保し、良好な生活環境を保全するため、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保するために必要な事項を定めている。
福岡県ごみ散乱防止条例	街の美観の保持及び快適な県民生活を確保するため、たばこの吸い殻や空き缶等のごみの散乱防止に向けた啓発、環境美化の日の設定及びごみ散乱防止協力協定の締結等について定めている。
福岡県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例	浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けることにより、浄化槽の適正な管理を図っている。
福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例	環境への負担の低減及び生活環境の保全に資することを目的として、産業廃棄物の不適正処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めている。
福岡県産業廃棄物税条例	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等を促進すること及び税収による循環型社会実現に向けた施策を行うことを目的とする。
福岡県産業廃棄物税基金条例	産業廃棄物税収の使途を明確にするための基金を設置する。
その他：○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 等	

【自然環境】

生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を推進することにより、自然と共生する社会を実現することを目的としている。基本原則及び国、地方公共団体、事業者、国民等の責務を定めている。
地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 〔生物多様性地域連携促進法〕	市町村、地域住民、NPO等の多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進するための枠組みを定めている。
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 〔カルタヘナ法〕	国際的に協力して生物の多様性の保全及び持続的な利用を図るため、遺伝子組換え技術を用いた生物の使用等の規制に関して必要な措置について定めている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 〔種の保存法〕	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、野生動植物に係る捕獲、譲渡、輸入等の制限や禁止など、保護施策を推進するための仕組みについて定めている。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 〔外来生物法〕	特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、特定外来生物の飼養、輸入等に係る規制や野外等に存する特定外来生物の防除等の措置について定めている。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び鳥獣による農林水産業や生態系に係る被害の防止を図るため、鳥獣保護管理事業計画の策定や狩猟免許制度など、鳥獣の保護、管理、狩猟の適正化を推進するための施策について定めている。
自然環境保全法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、自然環境保全地域等の指定や当該地での行為の制限など必要な措置について定めている。
自然公園法	すぐれた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るため、国立及び国定公園の指定や当該地での行為の制限など必要な措置について定めている。
自然再生推進法	自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図るため、自然再生の基本理念、実施者の責務、その他推進上必要な事項を定めている。
エコツーリズム推進法	エコツーリズムを通じて、自然環境を保全し、後世に伝えていくことをはじめとして、国民の健やかで文化的な生活を実現していくことを目的として、地域で取り組むエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めている。
温泉法	温泉に係る土地掘削や利用等に係る許可制度や温泉源保護のための都道府県知事の採取制限命令等、温泉の保護やその利用の適正を図るための仕組み等について定めている。
福岡県環境保全に関する条例	環境の保全について基本となる事項や自然環境保全基本方針の策定の義務付け等を定めるとともに、自然環境を保全することが特に必要な地域の指定及び一般地域における一定規模以上の開発行為の規制について規定している。
福岡県自然海浜保全地区条例	自然海浜の保全及び適正な利用を図るため、自然海浜保全地区の指定及び同地区内の各種行為の届出等に関し必要な事項を定めている。
福岡県立自然公園条例	県内のすぐれた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るため、福岡県立自然公園の指定、保護、利用等について定めている。
福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例	県内に生息・生育する希少野生動植物種を保護するために、指定希少野生動植物種に係る捕獲の禁止などの規制や罰則、保護施策の実施について定めている。

【立地規制】

工場立地法	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場敷地面積に対し一定比率の緑地等の配置を義務付けるなど、工場の立地に係る公害の防止を図るための措置について定めている。
その他：○国土利用計画法 ○都市計画法 ○建築基準法 等	

【費用負担・助成】

公害防止事業費事業者負担法	事業者が事業活動による公害を防止するために実施する公害防止事業について、その費用を事業者が負担する旨規定するとともに、公害防止事業の範囲、負担する費用の範囲や額など、制度運用に必要な事項について定めている。
その他：○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	

【紛争処理・被害救済】

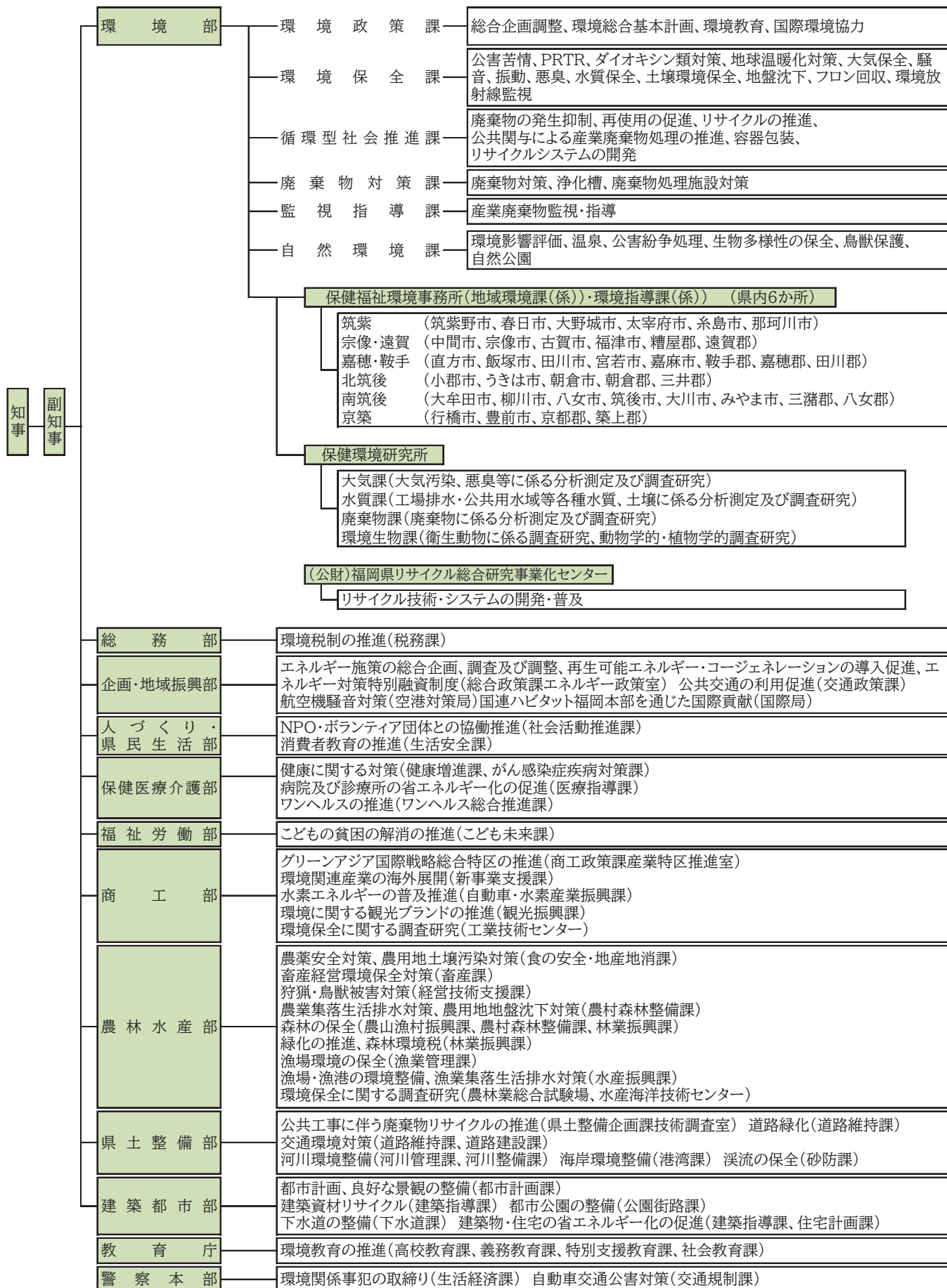
公害紛争処理法	公害に係る紛争を円滑に処理するため、あっせん、調停、仲裁及び裁定の制度等、紛争処理を進めるための手続について定めている。
福岡県公害紛争処理条例	公害紛争処理法に基づき、審査会の設置、紛争処理に係る費用負担の在り方等、公害に係る紛争の処理に関し必要な事項を定めている。
その他：○公害健康被害の補償等に関する法律 ○鉱業法 等	

(1) 環境行政組織の変遷

(1) 環境行政組織の変遷



(2) 環境行政組織図



(3) 庁内横断環境行政組織

ア 福岡県環境対策協議会

会 長	副知事(環境部担当)		
委 員	総務部長	企画・地域振興部長	人づくり・県民生活部長
	保健医療介護部長	福祉労働部長	環境部長
	商工部長	農林水産部長	県土整備部長
	建築都市部長	教育長	

<各部会>

(令和6年11月1日現在)

部	幹 事	環境政策部会	環境保全実行計画推進部会	水環境部会	廃棄物部会	リサイクル部会	自然環境部会	環境教育部会
総 務 部	行政経営企画課長	○	○					
	財産活用課長		○					
	総務事務厚生課長		○			○		
企画・地域振興部	総合政策課長	○	○				○	
	市町村振興局政策支援課長						○	○
	市町村振興局行財政支援課長			○				
	空港対策局空港政策課長						○	
人 づ くり・ 県 民 生 活 部	社会活動推進課長	○	○		○		○	○
	生活安全課長			○		○		○
	私学振興・青少年育成局青少年育成課長							○
保健医療介護部	保健医療介護総務課長	○	○	○				○
	健康増進課長			○				
	生活衛生課長			○				
	薬務課長			○				
	保健環境研究所長			○				
福 祉 労 働 部	福祉総務課長	○	○					
環 境 部	環境政策課長	◎	○	○	○	○	○	◎
	環境保全課長		◎	◎	○	○	○	○
	循環型社会推進課長				○	◎		○
	廃棄物対策課長			○	◎	○	○	○
	監視指導課長			○	○			
	自然環境課長			○	○		◎	○
商 工 部	商工政策課長	○	○					○
	中小企業技術振興課					○		
	工業保安課長						○	
農 林 水 産 部	農林水産政策課長	○	○				○	○
	農山漁村振興課長				○	○		○
	食の安全・地産地消課長			○		○		○
	水田農業振興課長				○			
	経営技術支援課長				○	○		
	畜産課長			○		○		
	農村森林整備課長			○		○		
	林業振興課長			○	○	○		○
	水産局漁業管理課長			○	○	○		○
	水産局水産振興課長			○	○	○		○
県 土 整 備 部	県土整備総務課長	○	○		○			
	県土整備企画課長						○	
	県土整備企画課技術調査室長					○		
	道路維持課長				○			○
	河川管理課長			○	○			○
	河川整備課長			○	○			
	港湾課長			○	○			○
	水資源対策課長			○				
建 築 都 市 部	水資源対策課水道整備室長			○				
	建築都市総務課長	○	○		○		○	
	建築指導課長			○		○		
	公園街路課長				○			
	下水道課長			○				
	県営住宅課長			○	○	○		
会 計 管 理 局	営繕設備課長				○	○		
	会計課長		○					
企 業 局	管理課長	○	○					
議 会 事 務 局	総務課長		○					
教 育 庁	教育総務部財務課長	○	○					○
	教育総務部施設課長					○		
	教育総務部文化財保護課長						○	
	教育振興部高校教育課長							○
	教育振興部義務教育課長							○
	教育振興部特別支援教育課長							○
人事委員会事務局	教育振興部社会教育課長						○	○
	任用課長		○					
監査委員事務局	総務課長		○					
警 察 本 部	総務部総務課長		○					
労働委員会事務局	調整課長		○					
構成する幹事数		12	21	26	22	20	14	25

◎は部会の庶務を処理する課又は室

イ 地球温暖化対策施策連絡調整会議

議 長	環境部次長			
構 成 員	総務部行政経営企画課長	企画・地域振興部総合政策課長	企画・地域振興部エネルギー政策室長	人づくり・県民生活部社会活動推進課長
	保健医療介護部保健医療介護総務課長	福祉労働部福祉総務課長	環境部環境政策課長	環境部環境保全課長
	商工部商工政策課長	農林水産部農林水産政策課長	農林水産部農山漁村振興課長	県土整備部企画課長
	建築都市部建築都市総務課長	企業局管理課長	教育庁教育総務部財務課長	警察本部総務部総務課長

(4) 各種施策に係る照会先一覧

環境総合基本計画の柱	施策			連絡先	連絡先	
－	環境総合基本計画全般			環境部環境政策課	092-643-3355	
経済・社会のグリーン化	グリーン購入			環境部環境保全課	092-643-3356	
	福岡県水素グリーン成長戦略	水素エネルギー新産業の育成		商工部自動車・水素産業振興課	092-643-3448	
		FCモビリティ及び水素ステーション		商工部自動車・水素産業振興課	092-643-3447	
	農林水産業	環境保全型農業		農林水産部食の安全・地産地消課	092-643-3571	
		水産業	漁場整備、資源管理型漁業	農林水産部水産局水産振興課	092-643-3562	
			漁場の保全	農林水産部水産局漁業管理課	092-643-3555	
	試験研究機関	保健環境研究所		保健環境研究所	092-921-9941	
		工業技術センター		工業技術センター	092-925-5977	
		農林業総合試験場		農林業総合試験場	092-924-2971	
水産海洋技術センター		水産海洋技術センター	092-806-0854			
持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり	環境啓発			環境部環境政策課	092-643-3355	
	環境教育	環境教育ツール		環境部環境政策課	092-643-3355	
		義務教育での取組		教育庁教育振興部義務教育課	092-643-3910	
		高等学校での取組		教育庁教育振興部高校教育課	092-643-3905	
脱炭素社会への移行	社会教育施設での取組			教育庁教育振興部社会教育課	092-643-3887	
	地球温暖化対策			環境部環境保全課	092-643-3356	
	低炭素型エネルギー社会の構築	省エネルギー	都市計画	建築都市部都市計画課	092-643-3711	
			建築物	建築都市部建築指導課	092-643-3722	
			住宅	建築都市部住宅計画課	092-643-3732	
			交通	企画・地域振興部交通政策課	092-643-3084	
				県土整備部道路維持課	092-643-3655	
				県土整備部道路建設課	092-643-3660	
				県土整備部港湾課	092-643-3674	
				建築都市部公園街路課	092-643-3725	
				警察本部交通部交通規制課	092-641-4141	
			日常生活、事業活動	環境部環境保全課	092-643-3356	
			県の取組	環境部環境保全課	092-643-3359	
			融資制度	企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室	092-643-3148	
		分散型エネルギー		企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室	092-643-3148	
	循環型社会の推進	廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進	廃棄物処理計画		環境部廃棄物対策課	092-643-3363
			各種リサイクル法	容器包装	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
				家電	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
				小型家電	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
				自動車	環境部廃棄物対策課	092-643-3364
建設				県土整備部県土整備企画課技術調査室	092-643-3644	
リデュース、リユース、リサイクル			啓発	環境部循環型社会推進課	092-643-3371	
			産業廃棄物税	環境部循環型社会推進課	092-643-3372	
プラスチック資源の循環促進			環境部循環型社会推進課	092-643-3371		
食品ロスの削減			環境部循環型社会推進課	092-643-3381		
リサイクル製品認定制度			建設資材	環境部循環型社会推進課	092-643-3372	
			生活関連用品	環境部循環型社会推進課	092-643-3372	
バイオマスの活用			バイオマス活用基本方針	農林水産部林業振興課	092-643-3549	
			木質系	農林水産部林業振興課	092-643-3549	
			下水汚泥	建築都市部下水道課	092-643-3727	
産業の育成		リサイクル技術・システムの開発、普及			(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター	093-695-3065
		(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センターの推進			環境部循環型社会推進課	092-643-3381
		エコタウン			環境部循環型社会推進課	092-643-3381
自然共生社会の推進	生物多様性	生物多様性戦略		環境部自然環境課	092-643-3367	
		啓発		環境部自然環境課	092-643-3367	
		鳥獣の保護と管理	環境部自然環境課	092-643-3367		
			農林水産部経営技術支援課	092-643-3560		
		外来生物		環境部自然環境課	092-643-3367	
		希少野生生物		環境部自然環境課	092-643-3367	

環境総合 基本計画の柱	施策			連絡先	連絡先		
自然共生社会の 推進	自然と調和した基 盤整備、まちづくり	自然公園		環境部自然環境課	092-643-3369		
		自然環境保全		環境部自然環境課	092-643-3369		
		環境影響評価		環境部自然環境課	092-643-3368		
		公共工事	生物多様性配慮指針		環境部自然環境課	092-643-3368	
			都市公園		建築都市部公園街路課	092-643-3757	
			河川		県土整備部河川管理課 河川整備課	092-643-3666 092-643-3691	
			海岸		県土整備部港湾課	092-643-3674	
			漁港		農林水産部水産局水産振興課	092-643-3566	
	温泉		環境部自然環境課	092-643-3368			
	森林の保全・再生	森林の保全		農林水産部農山漁村振興課 農林水産部農村森林整備課	092-643-3505 092-643-3544		
		緑化の推進		農林水産部林業振興課	092-643-3548		
森林環境税		農林水産部林業振興課	092-643-3536				
		農林水産部林業振興課	092-643-3540				
健康で快適に暮ら せる生活環境の 形成	総合	公害	公害苦情	環境部環境保全課	092-643-3359		
			公害紛争	環境部自然環境課	092-643-3368		
			公害防止管理者	環境部環境保全課	092-643-3359		
		都市計画		建築都市部都市計画課	092-643-3711		
	大気汚染			環境部環境保全課	092-643-3360		
	水質	水質汚濁		環境部環境保全課	092-643-3359		
		汚水処理			建築都市部下水道課	092-643-3727	
			下水道	下水道		建築都市部下水道課	092-643-3727
				農業集落排水施設		農林水産部農村森林整備課	092-643-3511
				漁業集落排水施設		農林水産部水産局水産振興課	092-643-3566
			浄化槽		環境部廃棄物対策課	092-643-3398	
		水辺環境の保全		環境部環境保全課	092-643-3359		
	土壌汚染	土壌汚染対策		環境部環境保全課	092-643-3361		
		農用地土壌汚染対策		農林水産部食の安全・地産地消課	092-643-3571		
	廃棄物の適正処理	一般廃棄物		環境部廃棄物対策課	092-643-3363		
		産業廃棄物処理施設等許可		環境部廃棄物対策課	092-643-3364		
		産業廃棄物不適正処理に係る監視・指導		環境部監視指導課	092-643-3395		
	化学物質	PRTR制度		環境部環境保全課	092-643-3359		
		ダイオキシン類			環境部環境保全課	092-643-3359	
					環境部廃棄物対策課	092-643-3364 092-643-3398	
		農薬安全対策		農林水産部食の安全・地産地消課	092-643-3571		
	その他	騒音・振動・悪臭		環境部環境保全課	092-643-3360		
		地盤沈下			農林水産部農村森林整備課	092-643-3510	
					環境部環境保全課	092-643-3359	
		放射線		環境部環境保全課	092-643-3360		
		学校施設への対策		教育庁教育総務部施設課	092-643-3900		
		畜産経営環境保全対策		農林水産部畜産課	092-643-3496		
国際環境協力の 推進	アジア自治体間環境協力			環境部環境政策課	092-643-3352		
	グリーンアジア国際戦略総合特区			商工部商工政策課産業特区推進室	092-643-3416		
	福岡アジアビジネスセンター(福岡ABC)			商工部新事業支援課	092-643-3430		
	国連ハビタット福岡本部運営支援事業			企画・地域振興部国際局	092-643-3214		

【参考】環境部関係出先機関(保健福祉環境事務所)

名称		連絡先	所管区域
筑紫保健福祉環境事務所	地域環境課	092-513-5611	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市
	環境指導課	092-513-5612	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	地域環境課	0940-36-2475	中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡
	環境指導課	0940-36-6322	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	地域環境課	0948-21-4975	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
	環境指導課	0948-21-4812	
		0948-21-4813	
		0948-21-4814	
北筑後保健福祉環境事務所 (久留米分庁舎)	環境課地域環境係	0942-30-1052	小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡
	環境課環境指導係	0942-30-1058	
南筑後保健福祉環境事務所 (八女分庁舎)	地域環境課	0943-22-6963	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡
	環境指導課	0943-22-6964	
京築保健福祉環境事務所	環境課地域環境係	0930-23-9050	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
	環境課環境指導係	0930-23-2380	

(5) 附属機関等

名 称	設置年月	内 容	構 成 等
福岡県環境審議会	平成 6. 8	環境に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項の調査審議	学識経験者、関係行政機関職員等 37名
福岡県公害審査会	昭和46. 1	公害に関する紛争解決のため、あっせん、調停及び仲裁を行う	委員は、議会の同意を得て知事が任命。15名
福岡県公害専門委員	昭和44. 4	地方自治法第174条の規定に基づく公害の技術的事項に関する助言、指導	学識経験者に委嘱10名
福岡県環境影響評価専門委員	平成 4.11	環境影響評価に関して専門的な見地から意見を述べる地方自治法第174条の規定に基づく専門委員	学識経験者15名
福岡県産業廃棄物審議会	平成 3. 1	産業廃棄物の処理に関する重要な事項等について調査審議する	学識経験者5名
福岡県環境対策協議会	昭和48. 4	庁内協議機関として、環境対策の重要事項に関する連絡、審議及び調整を行う	環境政策部会等7部会を設置
福岡県産業廃棄物広域処理推進協議会	平成元. 11	福岡県廃棄物処理計画に基づき、産業廃棄物の広域的処理体系を早期に確立する	県知事が会長、市長会及び町村会の各会長が副会長。各市町村長で組織。県内4地区推進協議会を設置
福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会	平成 6. 3	廃棄物の不法処理防止に関する情報交換、監視及び環境保全活動を行う	県、県警、市町村、業界団体等9名 県内9地域連絡協議会を設置
福岡県環境県民会議	平成 8. 2	県民、事業者及び行政が一体となって、福岡県の望ましい環境を創出し、地域における環境への取組を通じて地球環境の保全に貢献するため、取り組むべき方策を検討し、その対策の推進を図ることを目的とする	県民団体、事業者団体、行政機関 36名
福岡県省エネルギー推進会議	平成22. 7	事業所における省エネルギーの取組を推進し地球温暖化防止と企業振興に貢献することを目的とする	民間企業、事業者団体、行政機関等 26団体
福岡県食品ロス削減推進協議会	平成28. 6	製造・流通・小売・消費の各段階で発生する食品ロスの削減を推進するため、県民・事業者・関係団体及び行政が一体となって、県民運動に取り組む	学識経験者、食品関係事業者団体、消費者団体、行政機関等 45名
福岡県気候変動適応推進協議会	令和元. 9	気候変動の影響や適応策について情報を共有するとともに、気象台や専門家からの助言を得て、県内における気候変動の推進を図るための協議会を開催する。	専門家、国立環境研究所、福岡管区気象台、県研究機関、県関係部局、政令指定都市、中核市

(6) 附属機関等委員名簿

ア 福岡県環境審議会(環境基本法第43条、平成6年8月設置)

令和6年11月1日現在

氏 名	職 名	任 命 期 間
浅 野 直 人	福岡大学名誉教授	5.1.24～7.1.23
青 野 正 志	九州地方整備局企画部長	6.8.1～7.1.23
穴 井 謙	福岡大学工学部建築学科教授	5.1.24～7.1.23
新 井 富美子	福岡県議会議員	5.7.13～7.1.23
池 山 喜美子	(公社)全国消費生活相談員協会元九州支部長	5.1.24～7.1.23
伊 澤 雅 子	北九州市立自然史・歴史博物館館長	5.1.24～7.1.23
伊 藤 洋	北九州市立大学名誉教授	5.1.24～7.1.23
井 上 善 博	原鶴温泉旅館協同組合組合長	5.1.24～7.1.23
今 林 久	福岡県議会議員	5.7.13～7.1.23
岩 熊 志 保	まほろば自然学校代表	5.1.24～7.1.23
太 田 保 光	九州経済産業局資源エネルギー環境部長	6.8.7～7.1.23
梶 原 剛 二	日本野鳥の会筑豊支部長	5.1.24～7.1.23
嘉 村 薫	福岡県議会議員	5.7.13～7.1.23
河 邊 政 恵	福岡経済同友会会員	5.1.24～7.1.23
久 場 隆 広	九州大学大学院工学研究院環境社会部門教授	5.1.24～7.1.23
久 保 潤一郎	(一社)福岡県糸島猟友会会長	5.1.24～7.1.23
桑 原 裕 志	第七管区海上保安本部警備救難部長	5.1.24～7.1.23
後 藤 富 和	弁護士	5.1.24～7.1.23
小 緑 貴 吏	福岡県議会議員	5.7.13～7.1.23
酒 井 かおり	九州大学大学院農学研究院資源生物科学部門准教授	5.1.24～7.1.23
酒 井 美和子	小郡市三井郡教育研究所事務局長	5.1.24～7.1.23
阪 口 由 美	西日本新聞社佐賀総局長	5.1.24～7.1.23
佐 藤 しのぶ	九州工業大学大学院工学研究院物質工学研究系准教授	5.1.24～7.1.23
高 取 千 佳	九州大学大学院芸術工学研究院環境設計部門准教授	5.1.24～7.1.23
高 橋 義 彦	福岡県議会議員	5.7.13～7.1.23
田 所 美恵子	JA福岡県女性協議会副会長	5.1.24～7.1.23
辻 真 弓	産業医科大学医学部衛生学教授	5.1.24～7.1.23
萩 島 理	九州大学大学院総合理工学研究院IFC部門教授	5.1.24～7.1.23
藤 光 康 宏	九州大学大学院工学研究院地球資源システム工学部門教授	5.1.24～7.1.23
満 永 俊 典	九州農政局生産部長	6.6.11～7.1.23
森 美穂子	久留米大学医学部講師	5.1.24～7.1.23
森 本 美 鈴	NPO法人ふくおか環境カウンセラー協会理事	5.1.24～7.1.23
柳 瀬 龍 二	元福岡大学教授	5.1.24～7.1.23
横 溝 敏 子	福岡県地域婦人会連絡協議会会計	5.1.24～7.1.23
吉 田 健一朗	福岡県議会議員	5.1.24～7.1.23
渡 邊 公一郎	九州大学名誉教授	5.1.24～7.1.23
渡 辺 亮 一	福岡大学工学部社会デザイン工学科教授	5.1.24～7.1.23

イ 福岡県公害審査会（公害紛争処理法第13条、昭和46年1月設置）

令和6年11月1日現在

氏 名	職 名	任 命 期 間
青 柳 明 彦	公益社団法人福岡県医師会理事	4. 1. 14 ~ 7. 1. 13
伊 藤 洋	北九州市立大学名誉教授	//
久 場 隆 広	九州大学大学院工学研究院教授	//
佐 藤 薫	医師	//
下 田 大 介	福岡大学法学部教授	//
杉 原 裕 司	九州大学大学院総合理工学研究院教授	//
高 田 正 幸	九州大学大学院芸術工学研究院教授	//
田 中 昭 代	九州大学プラズマナノ界面工学センター 特任講師	//
處 愛 美	公益社団法人福岡県獣医師会理事	//
原 口 恵 子	公益社団法人福岡県薬剤師会常務理事	//
平 岩 みゆき	弁護士	//
馬 渡 桜 子	弁護士	//
柳 橋 泰 生	福岡大学工学部教授	//
山 内 勝 也	九州大学大学院芸術工学研究院准教授	//
吉 田 奈津子	弁護士	//

ウ 福岡県産業廃棄物審議会（福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第24条、平成3年1月設置）

令和6年4月1日現在

氏 名	職 名	任 命 期 間
藍 川 昌 秀	北九州市立大学国際環境工学部教授	5. 3. 22 ~ 7. 3. 21
ウォンタナーストーン ナルモン	佐賀大学大学院理工学研究科准教授	//
田 口 幸 洋	福岡大学名誉教授	//
田 中 綾 子	福岡大学大学院工学研究科教授	//
樋 口 壯太郎	福岡大学名誉教授	//

工 福岡県公害専門委員

令和6年11月1日現在

氏 名	職 名	任 命 期 間
嵐 谷 奎 一	産業医科大学名誉教授	5. 5.22 ～ 7. 5.21
池 田 浩 人	福岡大学薬学部教授	//
井 上 尚 英	九州大学名誉教授	//
今 井 亮	九州大学大学院工学研究院教授	//
岩 本 眞 二	(元)一般財団法人日本環境衛生センター 西日本支局 技術調査役	//
鵜 野 伊津志	九州大学応用力学研究所名誉教授	//
楠 田 哲 也	広島大学人間社会科学研究科客員教授	//
原 田 昌 佳	九州大学大学院農学研究院教授	5. 5.22 ～ 7. 5.21
松 藤 康 司	福岡大学名誉教授	//

才 福岡県環境影響評価専門委員

令和6年11月1日現在

氏 名	職 名	委 嘱 期 間
浅 野 直 人	福岡大学名誉教授	5. 6. 1 ～ 7. 5.31
穴 井 謙	福岡大学工学部教授	//
石 橋 知 也	長崎大学大学院工学研究科准教授	//
乾 隆 帝	福岡工業大学社会環境学部教授	//
内 田 孝 紀	九州大学応用力学研究所教授	//
大 嶋 雄 治	九州大学大学院農学研究院特任教授	//
笠 間 清 伸	九州大学大学院工学研究院教授	//
鈴 木 慎 也	福岡大学工学部教授	//
中 原 亨	北九州市立自然史・歴史博物館自然史課学芸員	//
馬 場 稔	北九州市立自然史・歴史博物館名誉館員	//
林 博 徳	九州大学大学院工学研究院准教授	//
廣 渡 俊 哉	九州大学大学院農学研究院教授	//
真 鍋 徹	北九州市立自然史・歴史博物館自然史課長	//
皆 川 朋 子	熊本大学大学院先端科学研究部教授	//
山 城 賢	九州大学大学院工学研究院教授	//

カ 福岡県環境県民会議

令和6年11月1日現在

構 成 団 体	委 員		区 分
	職 名	氏 名	
福岡県子ども会育成連合会	会長	大久保 康 博	県民団体
福岡県青少年団体連絡協議会	委員長	秋 吉 幸 二	
(公社)福岡県青少年育成県民会議	会長	長 井 政 典	
福岡県地域婦人会連絡協議会	会長	木 下 幸 子	
(公社)福岡県老人クラブ連合会	常務理事兼事務局長	飯 田 みゆき	
(公社)福岡県保育協会	専務理事兼事務局長	山 野 浩 司	
福岡県私学協会	会長	八 尋 太 郎	
日本労働組合総連合会福岡県連合会	副事務局長	花 田 雅祐生	
福岡県生活協同組合連合会	グリーンコープ生協ふくおか 理事長	坂 本 寛 子	
(社福)福岡県社会福祉協議会	常務理事	徳 永 秀 昭	
(公財)福岡県地区衛生連合会	理事長	三 浦 徳	
(公財)日本野鳥の会福岡支部	副支部長	田 村 耕 作	
(特活)はかた夢松原の会	理事長	磯 谷 慶 子	
(特活)ふくおか環境カウンセラー協会	理事長	依 田 浩 敏	
福岡県商工会議所連合会	事務局長	猪 野 猛	事業者団体
福岡県中小企業団体中央会	専務理事	山 口 洋 志	
福岡県商工会連合会	専務理事	初 田 寿	
(一社)九州経済連合会	産業振興部長	吉 村 貴 寛	
福岡経済同友会	事務局長	縄 田 真 澄	
九州百貨店協会	事務局長	菅 原 良 三	
九州地区スーパーマーケット協会連合会	事務局長	村 山 覚	
(一社)福岡県バス協会	専務理事	中川原 達 也	
(公社)福岡県トラック協会	常務理事	丸 山 隆	
(一社)福岡県自動車整備振興会	専務理事	牛 島 幹 之	
(一社)福岡県建設業協会	専務理事	吉 武 正 昭	
(公社)福岡県産業資源循環協会	専務理事	迎 田 恵 之	
福岡県農業協同組合中央会	専務理事	片 山 博 文	
福岡県森林組合連合会	代表理事専務	梶 原 秀 康	
福岡県漁業協同組合連合会	代表理事会長	佐 藤 政 俊	
(公社)福岡県造園協会	事務局長	高 田 光 邦	
福岡県市長会	事務局長	大 坪 寛 治	行政機関
福岡県町村会	事務局長	星 井 寿 俊	
北九州市	総務政策部長	岩 佐 健 史	
福岡市	環境政策部長	久保田 和 広	
福岡県教育委員会	教育振興部長	田 中 直 喜	
福岡県	環境部長	鐘ヶ江 弥 生	

キ 自然公園指導員

令和6年11月1日現在

氏 名	所 属 団 体	氏 名	所 属 団 体
加 藤 博 史	筑豊山の会	有 吉 政 利	豊前市史跡ガイドボランティアの会
三 根 豊 彦	霊山会	村 上 由 樹	
是 石 知 昭	福岡県山岳・スポーツクライミング連盟	高 尾 実	久留米山岳会
小 泉 武 夫	福岡山の会	早 戸 純 一	
西井田 光広		佐々木 公 隆	日本鱗翅学会、博多昆虫同好会
佐々木 公裕	西日本の山に登る会	下 川 淳 一	糸島植物友の会
佐 藤 庸 一		二 上 秀 昭	マウンテンガイド協会
岩 本 昌 子	ハートランド平尾台(株)	宮 原 克 久	山階鳥類研究所、日本自然保護協会、日本野鳥の会
本村 きさみ	しんつくし山岳会、九重の自然を守る会	牧 野 均	北九州植物友の会、日本野鳥の会、日本シダの会
築 島 基 樹	久留米昆虫研究會	山 中 秀 正	
中 垣 義 秀	九重の自然を守る会	日 野 充 章	福大山岳部、久留米山岳会
中 野 成 隆		山 中 秀 之	
浦 下 和 久		伊 藤 均	

～自然公園指導員～

国立公園及び国定公園の風景地を保護し、その利用の適正化を図るため、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の予防等について、利用者等への指導業務を行う。

ク 環境保全指導員

令和6年11月1日現在

氏 名	所 属 団 体	氏 名	所 属 団 体
井 上 哲 也	筑豊博物研究会	田 村 耕 作	日本自然保護協会、 日本野鳥の会福岡支部
築 島 基 樹	久留米昆虫研究會	横 山 秀 司	日本山岳会北九州支部、 日本山岳文化学会自然保護景観 保全分科会
加 藤 博 史	筑豊山の会	松富士 将 和	日本野鳥の会筑後支部、 矢部川をつなぐ会
大 塚 三紀夫	福岡県勤労者山岳連盟	山 井 朝 徳	日本自然保護協会、 日本山岳会、 ナイス福岡
唐 川 宜 久	北九州市立自然史博物館友の会、 日本自然保護協会、 飯塚登山愛好会	生 田 哲 朗	日本シェアリングネイチャー協 会、 福岡県立春日公園自然あそび館、 日本野鳥の会福岡支部
安 永 智 希	筑豊博物研究会	山 田 武 史	日本山岳会北九州支部
広 塚 忠 夫	日本自然保護協会、 日本野鳥の会筑豊支部	重 松 尚 紀	日本自然保護協会、 WWF-J、 日本野鳥の会福岡支部、 那珂川市環境を考える会、 和白干潟を守る会
国 分 謙 一	久留米の自然を守る会	堀 川 真 二	
小 林 繁	日本自然保護協会、 北九州植物友の会、 日本ジグの会、 北九州市立自然史博物館友の会	岩 本 浩 二	香春道草の会
下 田 信 廣	日本自然保護協会、 日本野鳥の会筑豊支部	樋 口 輝 己	北九州ケイピングクラブ
久保山 雄 二	筑豊博物研究会		

～環境保全指導員～

自然環境及び生活環境の適正な保全を図るため、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の
予防等について、利用者等への指導業務を行う。

6 環境部門関係予算

(単位：千円)

区 分	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	増減額	対前年度比 (%)
環境総務費	1,869,861	1,846,938	△ 22,923	99%
職員費	848,575	901,404	52,829	106%
保健環境研究所費	84,376	62,867	△ 21,509	75%
放射能測定調査費	239,871	141,011	△ 98,860	59%
環境総務管理費	7,713	8,992	1,279	117%
保健福祉環境事務所費	2,970	2,993	23	101%
リサイクル推進費	321,917	357,267	35,350	111%
環境保全施設融資費	156,996	156,996	0	100%
環境行政推進費	35,384	45,922	10,538	130%
産業廃棄物税基金積立金	172,059	169,486	△ 2,573	99%
環境保全費	401,754	716,064	314,310	178%
公害防止条例施行事務費	2,491	2,411	△ 80	97%
公害防止基本対策費	128	129	1	101%
大気汚染防止費	76,438	78,863	2,425	103%
水質保全費	61,892	58,568	△ 3,324	95%
騒音規制費	9,370	22,588	13,218	241%
悪臭防止対策費	341	318	△ 23	93%
閉鎖性海域環境保全対策費	349	350	1	100%
公害測定備品整備費	14,992	12,793	△ 2,199	85%
振動規制費	2,640	2,710	70	103%
公害関係委託事業費	15,977	16,217	240	102%
環境保全費	217,136	521,117	303,981	240%
廃棄物対策費	875,314	834,440	△ 40,874	95%
清掃事業連絡調整費	726	728	2	100%
環境衛生改善費	565,485	574,159	8,674	102%
産業廃棄物対策費	309,103	259,553	△ 49,550	84%
自然環境費	490,483	339,781	△ 150,702	69%
環境影響評価審査費	1,033	1,034	1	100%
温泉保護管理費	80	81	1	101%
自然公園費	354,424	161,905	△ 192,519	46%
九州自然歩道管理費	10,191	10,191	0	100%
休暇村維持管理費	30,941	30,941	0	100%
自然環境費	72,148	113,096	40,948	157%
鳥獣保護対策費	21,666	22,533	867	104%
計	3,637,412	3,737,223	99,811	103%

7 環境関連各種計画概要

計 画 名	目的及び概要	策定年月	計画期間 (年度)	改訂予定 年度	策定根拠法令等	基本計画との関係性		担 当	
						7つの柱	テーマ	課	係
第五次福岡県環境総合基本計画 (福岡県環境総合ビジョン)	県における環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱であり、県民、事業者、行政など、すべての主体が環境に関し考え行動する際の指針となるもの。	R4.3	R4～R8	R8	環境基本法の趣旨	－	－	環境政策課	企画広報班
福岡県環境保全行動計画 (環境いきいき共創プラン)	平成4年の国連環境開発会議（UNCED）地球サミットにおいて、持続可能な開発の実現のため、21世紀に向けた具体的な行動計画として採択された「アジェンダ21」の理念を引き継いだ、福岡県版のローカルアジェンダ21として具体的な環境保全行動のインデックス機能を持つもの。	H9.3	H9.3～	未定	アジェンダ21	－	－	環境政策課	企画広報班
福岡県地球温暖化対策実行計画 (第2次)	本県における地球温暖化に関する施策の基本的な方向性を示し、総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱であり、県民、事業者、行政といった全ての主体が地球温暖化に関して行動する際の指針となるもの。	R4.3	H29～R12	未定	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条 気候変動適応法第12条	3 脱炭素社会への移行	○温室効果ガスの排出削減・吸収源対策（緩和策） ○気候変動の影響への適応（適応策）	環境保全課	地球温暖化対策係
福岡県環境保全実行計画 (第5期)	県が率先して地球温暖化対策等の取組を進めることにより、自ら排出する温室効果ガスの削減等の環境負荷の低減を図るとともに、県民、事業者及び市町村による地球温暖化対策等の取組を促進すること。	R2.3	R2～R12	未定	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条	3 脱炭素社会への移行	○温室効果ガスの排出削減（緩和策）	環境保全課	調査指導係
福岡県第10期分別収集促進計画	市町村が容器包装リサイクル法に基づき分別収集に取り組む品目と収集量見込みを取りまとめるとともに、県民への普及啓発や市町村に対する技術的援助や助言を通じ、本県における容器包装廃棄物の分別収集を促進するもの。	R4.8	R5～R9	R7	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条	4 循環型社会の推進	○限りある資源の効率的な利用 ○資源循環利用の推進	循環型社会推進課	リサイクル係
福岡県廃棄物処理計画	廃棄物処理法第5条の5に基づき、廃棄物の処理の現状や課題を明らかにした上で廃棄物の排出抑制、適正な循環利用及び適正処理に関する諸課題への対応を行い、循環型社会の形成につなげるもの。	R3.3	R3～R7	R7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5	4 循環型社会の推進	○限りある資源の効率的な利用 ○資源循環利用の推進 ○廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	廃棄物対策課	計画指導係
福岡県災害廃棄物処理計画	大規模災害時に被災地の復旧・復興を図るため、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理について定めたもの。	H28.3	H28～	未定	－	4 循環型社会の推進	○廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	廃棄物対策課	計画指導係
福岡県生物多様性戦略2022～2026	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための自然環境分野の総合計画	R4.3	R4～R8	R8	生物多様性基本法第13条	5 自然共生社会の推進	○生物多様性の保全と自然再生の推進 ○生物多様性の持続可能な利用	自然環境課	野生生物係
化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（福岡県）	瀬戸内海の水質保全のため、本県から瀬戸内海に流入する汚濁物質の削減目標を定め、目標を達成するために必要な施策を定めたもの。（当初計画昭和54年）	R4.10	R4～	R9	水質汚濁防止法第4条の3 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）	6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成	○水環境の保全	環境保全課	水 質 係
有明海の再生に関する福岡県計画	有明海の海域の特性に応じた環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関し、実施すべき施策について定めたもの。	H15.3	H15～	未定	有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第5条	6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成	○水環境の保全	環境保全課	水 質 係

計 画 名	目的及び概要	策定年月	計画期間 (年度)	改訂予定 年度	策定根拠法令等	基本計画との関係性		担 当	
						7つの柱	テーマ	課	係
瀬戸内海の環境 保全に関する福 岡県計画	瀬戸内海の環境保全に関し実施 すべき施策を明らかにし、実施 する施策をより効果的なものと するため、中長期的にわたる総 合的な計画として策定したもの。 の。	H28. 11	H28～	未定	瀬戸内海環境保全特 別措置法第4条	6 健康で快適 に暮らせる生活 環境の形成	○水環境の保全	環境保全課	調査指導係
福岡県ポリ塩化 ビフェニル廃棄 物処理計画	P C B 廃棄物の確実かつ適正な 処理の推進に関し必要な事項を 定め、P C B 廃棄物の早期かつ 計画的な処理を促進し、もつ て、P C B 廃棄物による環境汚 染の未然防止、県民の健康保 護、生活環境の保全を図ること 等を目的とする。	H17. 12	H17～R8	未定	ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の適正な処理 の推進に関する特別 措置法第7条	4 循環型社会の 推進	○廃棄物の適正 処理による環境 負荷の低減	廃 棄 物 対 策 課	計画指導係
福岡県汚水処理 構想	生活環境の改善と公共用水域の 水質保全を図るため、下水道や 浄化槽などの汚水処理施設の計 画的かつ効率的な整備を行うも の。	H29. 3	H29～R7	R6	—	6 健康で快適 に暮らせる生活 環境の形成	○水環境の保全	(浄化槽に 関するこ と) 廃 棄 物 対 策 課	(浄化槽に 関すること) 施設第一係
福岡県海岸漂着 物対策地域計画	海岸漂着物処理推進法及び国の 基本方針に基づき、海岸漂着物 対策を総合的かつ効果的に推進 するために策定したもの。	H24. 3	H24～	未定	美しく豊かな自然を 保護するための海岸 における良好な景観 及び環境の保全に係 る海岸漂着物等の処 理等の推進に関する 法律第14条	4 循環型社会の 推進	○廃棄物の適正 処理による環境 負荷の低減	廃 棄 物 対 策 課	計画指導係
令和6年度福岡 県環境物品等調 達方針	県の全機関を挙げて、環境に配 慮した物品等の調達に取り組む とともに、県民、事業者及び市 町村の取組を促進することを目 的とする。調達推進品目と調達 に当たっての判断基準及び調達 目標を定めたもの。	R6. 3	R6	毎年	1 国等による環境 物品等の調達の推進 等に関する法律第10 条	1 経済・社会 のグリーン化	○経済・社会の グリーン化の推 進	環境保全課	地球温暖化 対 策 係
福岡県食品ロス 削減推進計画	県では、平成28年度から食品ロ ス削減の推進に取り組んでおり 、これまで培ってきた食品ロス 削減の気運を高め、更なる取 組の推進を図ることを目的に策 定。	R4. 3	R4～R8	R7	食品ロスの削減の推 進に関する法律第12 条	4 循環型社会の 推進	○限りある資源 の効率的な利用	循環型社会 推 進 課	事業化推進 係
福岡県アライグ マ防除実施計画	本県における特定外来生物ア ライグマによる生態系、農産物及 び生活環境に係る被害の軽減と 分布域の拡大防止を目的に策 定。	R5. 3	R6～R11	未定	特定外来生物による 生態系等に係る被害 の防止に関する法律 第17条の2	5 自然共生社会 の推進	○生物多様性の 保全と自然再生 の推進	自然環境課	野生生物係

8 環境関連福岡県知事表彰一覧

※表彰対象、被表彰者等詳細については、福岡県の環境ホームページ「ふくおか環境ひろば」(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hirobal.html>) から閲覧することができます。

【環境保全功労者知事表彰】

目的	6 年度表彰実績	所管課及び電話番号
環境保全のための活動を自主的、積極的に推進し、その成果が特に顕著である個人又は団体を表彰するもの。	個人 6 名	環境政策課 092(643)3355

【エコファミリー表彰】

目的	5 年度表彰実績	所管課及び電話番号
エコファミリーの取組を奨励するため、他の模範となる優秀な取組が実践されたと認められる世帯及びグループを表彰するもの。	13世帯、1 グループ	環境保全課 092(643)3356

【エコ事業所表彰】

目的	5 年度表彰実績	所管課及び電話番号
エコ事業所が実施する環境に配慮した事業活動について、特に優れた取組を行っている事業所を顕彰することにより、県内の多くの事業所が積極的に二酸化炭素排出量の削減やその他の環境に配慮した事業活動に取り組み、地球温暖化防止をはじめとした環境改善に貢献することを目的とする。	9 事業所	環境保全課 092(643)3356

【循環型社会形成推進功労者知事表彰】

目的	6 年度表彰実績	所管課及び電話番号
総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（エネルギーリカバリー）の適切な推進に顕著な功績があった個人、団体又は企業を表彰するもの。	2 団体、3 企業	循環型社会推進課 092(643)3371

【鳥獣保護功績者表彰】

目的	6 年度表彰実績	所管課及び電話番号
鳥獣の保護活動に功績のあった個人又は団体を表彰するもの。	個人 9 名	自然環境課 092(643)3367

【環境美化推進功労者等知事表彰】

目的	5 年度表彰実績	所管課及び電話番号
環境の美化、生活環境の改善及び廃棄物関係の事業等に顕著な功績があった個人、企業	個人 38 名、5 団体、5 地区	廃棄物対策課 092(643)3363

【食品ロス削減優良取組知事表彰】

目的	5 年度表彰実績	所管課及び電話番号
食品ロス削減の気運醸成及び取組の更なる推進を目的として、食品ロス削減に資する優れた取組を表彰するもの。	4 団体、4 企業	循環型社会推進課 092(643)3381

9 県の環境関連施設

【福岡県平尾台自然観察センター】 我が国有数のカルスト台地平尾台に位置し、自然保護の拠点施設として、自然の仕組みや自然公園利用のマナーを学ぶための展示やシアターなどを設置しているほか、各種自然観察会などを実施している。 〔場 所〕 北九州市小倉南区平尾台1-4-40 〔電 話〕 093-453-3737 〔開館時間〕 9:00～17:00 〔休館日等〕 月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始 夏休み期間は無休 〔入 場 料〕 無料	【福岡県志賀島ビジターセンター】 玄海国定公園内の志賀島に位置し、国宝「金印」レプリカの展示や、自然環境やワンヘルスに関する情報発信をしているほか、自然体験イベントなどを実施している。 〔場 所〕 福岡市東区勝馬（休暇村志賀島内） 〔電 話〕 092-603-6631（休暇村志賀島） 〔開館時間〕 9:00～17:00 〔休館日等〕 月曜日（祝日の場合は翌日） 〔入 場 料〕 無料
【福岡県立夜須高原記念の森】 広さ23ヘクタールの森林公園。主な施設としては、レクチャールーム等のある管理センター、大型遊具、広大な芝生公園、遊歩道があり、子どもから大人まで自然との一体感が味わえる。 〔場 所〕 朝倉郡筑前町大字櫛木3-6 〔電 話〕 0946-42-0590 〔開館時間〕 4月～10月 9:00～18:00 ゴールデンウィーク、夏休み期間 8:30～18:30 11月～3月 9:00～17:00 〔休館日等〕 ゴールデンウィーク、夏休み期間を除く毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日 〔入 場 料〕 無料	【福岡県立四王寺県民の森】 大野城市、太宰府市、宇美町にまたがる四王寺山一帯の約342ヘクタールの森林公園。春の花、初夏の緑、秋の紅葉など、森の四季を体験でき、身近な自然や野鳥と親しめる。公園内には、特別史跡の大野城跡など史跡環境があり歴史も学ぶことができる。 〔場 所〕 糟屋郡宇美町大字四王寺207 〔電 話〕 092-932-7373 〔開館時間〕 4月～9月 9:00～18:00、10月～3月 9:00～17:00 〔休館日等〕 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日 〔入 場 料〕 無料
【福岡県緑化センター】 緑化樹木の展示や病害虫の防除など緑化全般についての相談、緑化技術の向上、緑化知識の普及を図るための研修会、講習会等を行っている。 〔場 所〕 久留米市田主丸町益生田1125 〔電 話〕 0943-72-1193 〔開館時間〕 8:30～17:00（駐車場9:00～17:00） 〔休館日等〕 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日 〔入 場 料〕 無料	【福岡県水産資料館】 福岡県の海や漁業について映像を中心に解説。 団体による見学の場合、職員による解説を希望される方は事前申込みが必要。 〔場 所〕 福岡市西区今津1141-1 福岡県水産海洋技術センター内 〔電 話〕 092-805-3311 〔開館時間〕 9:30～17:00 〔休館日等〕 月曜日（祝日の場合は翌日）、ゴールデンウィーク・年末年始については事前に問い合わせ 〔入 場 料〕 無料
【あまぎ水の文化村】 遊びながら水の大切さを学ぶことができる施設。 館内には、水に関する図書や資料が置いてあるライブラリーコーナー、寺内ダムのダム湖の景観を楽しみながらゆっくりできる休憩室などがある。 〔場 所〕 朝倉市矢野竹831 〔電 話〕 0946-25-0323 〔開館時間〕 4月～10月 10:00～18:00（入園は17:30まで） 11月～3月 10:00～17:00（入園は16:30まで） 〔休館日等〕 毎週月曜日及び毎月第3火曜日（祝日の場合は翌日）、12月28日～1月4日	【福岡県立社会教育総合センター】 敷地面積201,750㎡の施設・設備、また、周辺の豊かな自然を利用して登山、ハイキング、自然観察などの活動や研修ができる宿泊型社会教育施設である。 〔場 所〕 糟屋郡篠栗町大字金出3350-2 〔電 話〕 092-947-3511 〔休館日等〕 第2月曜日、第4日曜日、12月28日～1月4日 〔利用料金〕 福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する条例による施設利用料金のほか、食費等が必要です。
【福岡県立英彦山青年の家】 耶馬日田英彦山国定公園内、標高800mに位置していることから、多くの自然にも恵まれ、100種類を超える野鳥や1,000種類を超える植物を観察することができる。これらの自然を生かした体験活動等ができる宿泊型社会教育施設である。 〔場 所〕 田川郡添田町大字英彦山32-18 〔電 話〕 0947-85-0101 〔休館日等〕 第1月曜日、第3日曜日、12月28日～1月4日 〔利用料金〕 食費及びシーツの洗濯代等を除き、無料	【福岡県立少年自然の家「玄海の家」】 青々と広がる玄界灘と美しく連なるさつき松原の大自然の中で、海浜を中心とした自然体験活動や環境教育等の体験学習を通して、豊かな人間性を持ち、たくましく生きる子どもの成長を支援する宿泊型社会教育施設である。 〔場 所〕 宗像市神湊1276 〔電 話〕 0940-62-2511 〔休館日等〕 毎週月曜日（祝日は除く）、12月28日～1月4日 〔利用料金〕 食費及びシーツの洗濯代等を除き、無料

10 大気関係資料

(1) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する注意喚起

環境省の「微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する専門家会合」が示した、PM_{2.5}に関する注意喚起のための暫定的な指針（日平均値 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）に基づき、本県では平成 25 年 3 月 9 日から、PM_{2.5}に関する注意喚起を行うこととしており、同年 12 月 6 日からは早朝の判断に加え、午後の早い時間にも注意喚起の判断を行うこととした。

また、環境省において「微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する『注意喚起のための暫定的な指針』に係る判断方法の改善について（第 2 次）」が取りまとめられ、本県では平成 26 年 12 月 18 日から、注意喚起の解除判断を行うとともに、従来の早朝の判断方法を見直した。

ア 注意喚起を行う地域

県内を 4 地域に分け、地域ごとに注意喚起を実施する。

地 域	市 町 村
北九州地域	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
福岡地域	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
筑後地域	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町
筑豊地域	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町

イ 注意喚起の判断方法

- 同一地域内の 2 か所以上の測定局において、午前 5 時、6 時、7 時の 1 時間値の平均値が 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、暫定指針値を超えると予測し、午前 8 時を目途に、地域毎に注意喚起を実施する。
- 同一地域内の 1 測定局でも、午前 5 時から 12 時の 1 時間値の平均値が 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、暫定指針値を超えると予測し、午後 1 時を目途に、地域毎に注意喚起を実施する。

ウ 注意喚起解除の判断方法

- 注意喚起を実施した地域内にある判断基準値を超過した全ての測定局において、PM_{2.5}濃度の 1 時間値が 2 時間連続して 50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合、当該局及び近隣局の濃度推移傾向も考慮して、注意喚起を解除する。（PM_{2.5}濃度が解除条件まで改善しない場合、午前 0 時をもって自動解除する。）

エ 注意喚起の方法

- 県ホームページに注意喚起情報を掲載
- 「防災メール・まもるくん」による県民等への注意喚起を実施
- 県公式 LINE による県民等への注意喚起を実施
- 報道機関（テレビ、ラジオ）に対する注意喚起情報の提供
- 市町村、関係機関等への通知

オ 注意喚起の内容（行動の目安）

- 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- 換気や窓の開閉を最小限にし、屋内への外気の侵入をできるだけ少なくする。
- 高感受性者（呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等）は、より慎重な行動が望まれる。

(2) 光化学オキシダント緊急時対策

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 23 条の規定に基づき、本県では、光化学オキシダントに係る緊急時にとるべき必要な措置を定め、大気汚染の状況に応じた注意報等の発令や事業者への排出量削減要請等を行っている。

ア 注意報等を発令する地域

北九州市以外の地域については福岡県知事が、北九州市域については北九州市長が光化学オキシダントに係る注意報等を発令する。

イ 発令の基準

光化学オキシダントに係る緊急時対策基本要綱に基づき、光化学オキシダントに係る大気の汚染が著しくなり、気象条件から見て当該大気汚染の状態が継続し、人の健康に被害が生ずるおそれがあると認められるときには、県は注意報等を発令する。

○注意報

基準測定点において測定値（オキシダントの含有率の 1 時間値）が 0.12 ppm 以上となり、かつ、気象条件から見て当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。

○警報

基準測定点において測定値が 0.24 ppm 以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続する

と認められるとき。

○重大警報

基準測定点において測定値が 0.40 ppm 以上となり、かつ、気象条件から見て当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。

ウ 緊急時対策実施の方法

○県ホームページに注意報等発令情報を掲載

○「防災メール・まもるくん」による県民等への注意報等発令を周知

○県公式 LINE による県民等への注意報等発令を周知

○報道機関（テレビ、ラジオ）に対する注意報等発令情報の提供

○市町村、関係機関等への通知

○主要ばい煙排出事業者、揮発性有機化合物排出事業者への情報提供及び排出削減要請等

エ 注意報等発令時の注意事項（行動の目安）

○外出は控え、屋外での激しい運動等をやめる。

○不要不急の自動車の使用を控える。

○目や喉に刺激を感じたときは洗眼やうがいを行い、症状に応じて医療機関の診断を受ける。

○ばい煙排出事業者、揮発性有機化合物排出事業者は排出ガス量削減等に協力する。

(3) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
二酸化硫黄 (S48.5.16 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (S48.5.8 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (S48.5.8 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント (S48.5.8 告示)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素 (S53.7.11 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン (H9.2.4 告示)	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン (H9.2.4 告示、 H30.11.19 改正)	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン (H9.2.4 告示)	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン (H13.4.20 告示)	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質 (H21.9.9 告示)	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 環境基準は、表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に

摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

7. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。

(4) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物 質	環 境 上 の 条 件
アクリロニトリル (H15.9.30 通知)	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
アセトアルデヒド (R2.8.20 通知)	年平均値 $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー (H15.9.30 通知)	年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化メチル (R2.8.20 通知)	年平均値 $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀 (H15.9.30 通知)	年平均値 $0.04\mu\text{g-Hg}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物 (H15.9.30 通知)	年平均値 $0.025\mu\text{g-Ni}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム (H18.12.20 通知)	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン (H18.12.20 通知)	年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン (H18.12.20 通知)	年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ヒ素及び無機ヒ素化合物 (H22.10.15 通知)	年平均値 $6\text{ng-As}/\text{m}^3$ 以下
マンガン及び無機マンガン化合物 (H26.5.1 通知)	年平均値 $0.14\mu\text{g-Mn}/\text{m}^3$ 以下

備考

1. この指針値は、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであるため、環境基準とは性格及び位置付けが異なり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。
2. ニッケル化合物については、個別の物質によって健康リスクが異なるが、現時点では、個別の物質ごとに選択して測定することが困難であるため、ニッケル及びその化合物の全量を測定することとされている。

1.1 水質関係資料

(1) 水質汚濁に係る環境基準等

※ 公共用水域及び地下水の水質測定結果については、「公害関係測定結果」（福岡県行政資料）又は下記アドレス参照。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-mizu-ippa-env.html>

別表1 人の健康の保護に関する環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

	項 目	基 準 値
1	カドミウム	0.003mg/L 以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/L 以下
4	六価クロム	0.02mg/L 以下
5	砒素	0.01mg/L 以下
6	総水銀	0.0005mg/L 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	PCB	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
16	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
19	チウラム	0.006mg/L 以下
20	シマジン	0.003mg/L 以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
22	ベンゼン	0.01mg/L 以下
23	セレン	0.01mg/L 以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
25	ふっ素	0.8mg/L 以下
26	ほう素	1mg/L 以下
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	30CFU /100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- （注）
- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 - 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
 - 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）
ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100ml 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100ml 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
 - 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。
 - 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000 CFU/100ml 以下とする。
 - 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 リ ン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 - 3 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	検出 されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出 されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考

- 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。
 - 2 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 - 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 リ ン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 - 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

別表3 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

	項 目	基 準 値	備 考
1	カドミウム	0.003mg/L 以下	
2	全シアン	検出されないこと。	
3	鉛	0.01mg/L 以下	
4	六価クロム	0.02mg/L 以下	
5	砒 素	0.01mg/L 以下	
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	
7	アルキル水銀	検出されないこと。	
8	P C B	検出されないこと。	
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
11	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	H29.4.1 付 変更(項目名)
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
17	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
20	チウラム	0.006mg/L 以下	
21	シマジン	0.003mg/L 以下	
22	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
23	ベンゼン	0.01mg/L 以下	
24	セレン	0.01mg/L 以下	
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
26	ふっ素	0.8mg/L 以下	
27	ほう素	1mg/L 以下	
28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

別表4 公共用水域及び地下水の要監視項目及び指針値(令和2年5月28日環水大水発2005281号及び環水大土発2005282号水・大気環境局長通知)

	項 目	指 針 値	備 考
1	クロロホルム	0.06mg/L 以下	
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	※1
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	
4	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	
5	イソキサチオン	0.008mg/L 以下	
6	ダイアジノン	0.005mg/L 以下	
7	フェニトロチオン	0.003mg/L 以下	
8	イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	
9	オキシ銅	0.04mg/L 以下	
10	クロロタロニル	0.05mg/L 以下	
11	プロピザミド	0.008mg/L 以下	
12	EPN	0.006mg/L 以下	
13	ジクロロボス	0.008mg/L 以下	
14	フェノブカルブ	0.03mg/L 以下	
15	イプロベンホス	0.008mg/L 以下	
16	クロルニトロフェン	—	
17	トルエン	0.6mg/L 以下	
18	キシレン	0.4mg/L 以下	
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下	
20	ニッケル	—	
21	モリブデン	0.07mg/L 以下	
22	アンチモン	0.02mg/L 以下	
23	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	※1
24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	
25	全マンガン	0.2mg/L 以下	
26	ウラン	0.002mg/L 以下	
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L 以下(暫定)	※2

※1 公共用水域のみ適用(地下水には適用されない)

※2 PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

別表5 水生生物保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L 以下
		生物特A	0.006mg/L 以下
		生物B	3mg/L 以下
		生物特B	3mg/L 以下
	海域	生物A	0.8mg/L 以下
		生物特A	0.8mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L 以下
		生物特A	0.01mg/L 以下
		生物B	0.08mg/L 以下
		生物特B	0.01mg/L 以下
	海域	生物A	2mg/L 以下
		生物特A	0.2mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L 以下
		生物特A	1mg/L 以下
		生物B	1mg/L 以下
		生物特B	1mg/L 以下
	海域	生物A	0.3mg/L 以下
		生物特A	0.03mg/L 以下
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/L 以下
		生物特A	0.0007mg/L 以下
		生物B	0.004mg/L 以下
		生物特B	0.003mg/L 以下
	海域	生物A	0.0009mg/L 以下
		生物特A	0.0004mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L 以下
		生物特A	0.02mg/L 以下
		生物B	0.02mg/L 以下
		生物特B	0.02mg/L 以下
	海域	生物A	0.1mg/L 以下
		生物特A	0.1mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L 以下
		生物特A	0.003mg/L 以下
		生物B	0.03mg/L 以下
		生物特B	0.02mg/L 以下
	海域	生物A	0.02mg/L 以下
		生物特A	0.01mg/L 以下

(2) 排水基準

ア 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物 (Cd)		0.03 mg/L
シアン化合物 (CN)		1 mg/L
有機リン化合物 (有機リン、メチルチオ、メチルジ、及びEPNに限る) (R-P)		1 mg/L
鉛及びその化合物 (Pb)		0.1 mg/L
六価クロム化合物 (Cr ⁶⁺)		0.2 mg/L
砒素及びその化合物 (As)		0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (T-Hg)		0.005 mg/L
アルキル水銀化合物 (R-Hg)		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		0.003 mg/L
トリクロロエチレン (TCE)		0.1 mg/L
テトラクロロエチレン (PCE)		0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L
チウラム		0.06 mg/L
シマジン		0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L
セレン及びその化合物 (Se)		0.1 mg/L
ほう素及びその化合物(B)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10 mg/L
	海域に排出されるもの	230 mg/L
ふっ素及びその化合物(F)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8 mg/L
	海域に排出されるもの	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100 mg/L
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L

備考

- 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49年12月1日）の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る許容限度は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの及び亜硝酸性窒素並びに硝酸性窒素の和で表記したものとする。
- 六価クロム化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、暫定基準が適用される業種等がある。
- 六価クロム化合物については、令和7年3月31日まで適用が猶予される業種等がある。

イ 生活環境項目

項 目		許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	(海域以外の公共用水域)	5.8～8.6
	(海域)	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160 (日間平均120) mg/L
化学的酸素要求量 (COD)		160 (日間平均120) mg/L
浮遊物質 (SS)		200 (日間平均150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex)	(鉱油類含有量)	5 mg/L
	(動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅含有量 (Cu)		3 mg/L
亜鉛含有量 (Zn)		2 mg/L
溶解性鉄含有量 (S-Fe)		10 mg/L
溶解性マンガン含有量 (S-Mn)		10 mg/L
クロム含有量 (T-Cr)		2 mg/L
大腸菌群数		日間平均3,000 個/cm ³
窒素含有量 (T-N)		120 (日間平均60) mg/L
リン含有量 (T-P)		16 (日間平均 8) mg/L

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が[※]50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 6 窒素含有量及びリン含有量についての排水基準は、環境大臣の定める湖沼及び海域並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

なお、県内の海域の中では、瀬戸内海、博多湾、有明海及び唐津湾が環境大臣の定める海域となっているほか、次表の湖沼が、環境大臣が定める湖沼に指定されている。

環境大臣が定める湖沼（福岡県内のもの）

北九州市	河内ダム貯水池 黒ヶ畑池 小森江貯水池 菖蒲谷貯水池 昭和池 白木貯水池 道原貯水池 畑貯水池 ます淵ダム貯水池 松ヶ江ダム貯水池	太宰府市	大佐野ダム貯水池 北谷ダム貯水池 松川ダム貯水池
	頓田第一貯水池	古賀市	河内ダム貯水池（古賀ダム貯水池）
	頓田第二貯水池	福津市	久末ダム貯水池
		うきは市	合所ダム貯水池
		宮若市	力丸ダム貯水池 犬鳴ダム貯水池
福岡市	曲淵ダム貯水池 長谷ダム貯水池	朝倉市	江川ダム貯水池 寺内ダム貯水池
福岡市・那珂川市	脊振ダム貯水池	糸島市	瑞梅寺ダム貯水池 雷山大溜池
直方市	尾崎貯水池 福智山ダム貯水池	那珂川市	南畑ダム貯水池
飯塚市・桂川町	久保白ダム貯水池	宇美町	草ヶ谷ダム貯水池 安光池
八女市	花宗ため池 日向神ダム貯水池	宇美町・須恵町	須恵ダム貯水池
行橋市	矢留貯水池	篠栗町	鳴淵ダム貯水池
中間市・鞍手町	浮州池	須恵町	中柱田貯水池
筑紫野市	水呑ダム貯水池 山神ダム貯水池 山口調整池（天拝湖）	久山町	猪野ダム貯水池 久原ダム貯水池
		粕屋町	古大間池
春日市	大牟田貯水池 春日貯水池 白水池	添田町	油木ダム貯水池 陣屋ダム貯水池
大野城市	牛頸ダム貯水池	苅田町	井の口貯水池 殿川ダム貯水池 山口ダム貯水池
宗像市	大井ダム貯水池 多礼ダム貯水池 吉田ダム貯水池		

※ は窒素及びリンについて、それ以外はリンについてのみ排出規制が適用される。

ウ 生活環境項目に係る暫定排水基準

(ア) 亜鉛含有量（令和 6 年 12 月 10 日まで）

（単位 mg/L）

業種その他の区分	許容限度
電気めっき業	4

(イ) 窒素含有量及びリン含有量（令和 10 年 9 月 30 日まで）

（単位 mg/L）

項 目	業 種	許容限度	
		最大	日間平均
窒素含有量	天然ガス鉱業	160	150
	畜産農業（豚房施設を有するものに限る。面積が50m ² 以上のもの）	130	110
	酸化コバルト製造業	200	100
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る）	4,100	3,100
リン含有量	畜産農業（豚房施設を有するものに限る。面積が50m ² 以上のもの）	22	18

※ この表は、環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限り適用される。

エ 有害物質に係る暫定排水基準

(ア) ほう素及びその化合物（令和7年6月30日まで（旅館業又は下水道業にあっては、当分の間））（単位 mg/L）

業種その他の区分		許容限度
海域以外の公共用水域に排出されるもの	電気めっき業	30
	ほうろう鉄器製造業	40
	下水道業（旅館業（温泉を利用するものに限る）に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れており、一定の条件に該当するものに限る）	40
	金属鉱業	100
旅館業（温泉を利用するものに限る）	1リットルにつきほう素 500mg 以下の温泉を利用するもの	300
	1リットルにつきほう素 500mg を超える温泉を利用するもの	500

備考 下水道業の一定の条件とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\Sigma(C_i \cdot Q_i) / Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(単位 ほう素の量に関して、mg/L)

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 m^3 /日)

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量(単位 m^3 /日)

(イ) ふっ素及びその化合物（令和7年6月30日まで（旅館業にあっては、当分の間））（単位 mg/L）

業種その他の区分		許容限度
海域以外の公共用水域に排出されるもの	ほうろう鉄器製造業	12
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が $50m^3$ 以上のものに限る）、旅館業（1日当たりの平均的な排出水の量が $50m^3$ 以上であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という）の施行（S49.12.1）の際現に湧出していなかった温泉を利用するものに限る）	15
旅館業（温泉（自然に湧出しているものを除く）を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が $50m^3$ 未満であるもの又は改正政令の施行（S49.12.1）の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る）		30
電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が $50m^3$ 未満であるものに限る）		40
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る）を利用するものであって1日当たりの平均的な排出水の量が $50m^3$ 未満であるもの又は改正政令の施行（S49.12.1）の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る）		50

(ウ) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（令和7年6月30日まで）

（単位：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L）

業種その他の区分		許容限度
畜産農業	水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2イに掲げる施設を有するもの	400
	水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2ロに掲げる施設を有するもの	300
ジルコニウム化合物製造業		350
モリブデン化合物製造業		1,300
バナジウム化合物製造業		1,650
貴金属製造・再生業		2,800

(エ) 六価クロム化合物（令和9年3月31日まで）（単位 mg/L）

業種その他の区分	許容限度
電気めっき業	0.5

オ 水域別上乘せ排水基準

水質汚濁防止法第3条第3項では、法で定める排水基準に代えて、都道府県知事がより厳しい許容限度を定める排水基準を条例で定めることができるとされている。本県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和48年3月31日福岡県条例第8号)」により、県の全域を別表1のように区分して排水基準を定めている。

別表1 上乘せ排水基準の適用範囲

区域の名称	範囲	排水基準
瀬戸内海水域	山国川及び山国川河口左岸から北九州市若松区妙見崎灯台に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域	別表2
大牟田水域	隈川及び隈川河口左岸から福岡県と熊本県の境界線に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域	別表3
博多湾水域	福岡市東区大字勝馬2115番地先北端と同市西区大字西浦2467番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域	別表4
遠賀川・筑後川・矢部川水域	遠賀川、筑後川及び筑後川左岸から隈川右岸に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域	別表5
筑前海水域	北九州市若松区妙見崎灯台から福岡県と佐賀県の境界線に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（博多湾水域並びに遠賀川及びこれに流入する公共用水域を除く）	別表6

備考 この表に掲げる区域は、昭和63年12月1日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

別表 2 瀬戸内海水域に係る上乗せ排水基準

1 洞海湾・響灘（北九州市若松区妙見崎灯台から日明下水処理場（同市小倉北区西港町 96 番地の 2）に至る陸岸の地先海域）及びこれに流入する公共用水域

業 種 (施 設)			項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)						適用の日
			BOD 又は COD	SS	n-Hex		フェノール 類	シアン 化合物	
					動植物油脂類	鉱油類			
① 下水道整備地域に所在する特定事業場									
全業種			30(20)	100(70)					H2.4.1～
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S45.11.20において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)									
食品 製造業	通常の排水量が2,000m ³ /日以上のもの		40(30)	40(30)	10	2			
	通常の排水量が2,000m ³ /日未満のもの		120(100)	80(70)	10	2			
化学 工業 製 品 製 造 業	有機化学 工業製品 製造業	合成染料製造業（反応型染料及び分散型染料を製造する工程に係るもの。以下同じ）	45(40)	40(30)	10	2	1	0.5	
		その他の有機化学工業製品製造業	45(40)	40(30)	10	2	1	0.5	
品 製 造 業	その他の 化学工業 製品製造 業	通常の排水量が2,000m ³ /日以上のもの	15(10)	60(50)	10	2	1		
		通常の排水量が2,000m ³ /日未満のもの	50(40)	80(70)	10	2	1		
コークス製造業		60(50)	60(50)		2	1			
ガラス又はガラス製品製造業		15(10)	150(120)						
窯業原料（うわ薬原料を含む）の精製業		20(15)	80(60)						
鉄鋼 業	通常の排水量が2,000m ³ /日以上のもの		20(15)	50(40)	10	2	1	0.5	
	通常の排水量が2,000m ³ /日未満のもの		80(60)	80(70)					
非鉄金属製造業		15(10)	25(20)		2				
金属製品製造業		20(15)	60(50)						
し尿処理施設（処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。以下同じ）		45(30)							
下水道終末処理施設		30(20)	(70)						
その他の業種（施設）		60(50)	80(70)						
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S45.11.21以後に特定施設（これに相当する施設を含む。）を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)									
化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び金属製品製造業			15(10)	25(20)	2	2	1	0.5	
し尿処理施設			45(30)						
指定地域 特定施設	H3.7.31以前に設置されたもの	合併処理	80(60)						H4.8.1～
		単独処理	120(90)						
		H3.8.1以後に設置されたもの		45(30)					
追加指定施設			60(50)	80(70)					H2.4.1～
その他の業種 (施設)	通常の排水量が2,000m ³ /日以上のもの		15(10)	25(20)	2	2	1	0.5	
	通常の排水量が2,000m ³ /日未満のもの		30(20)	30(25)	2	2	1		

2 1を除く瀬戸内海水域

業 種 (施 設)			項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)					適用の日
			BOD 又は COD	SS	n-Hex		フェノール類	
					動植物油脂類	鉱油類		
① 下水道整備地域に所在する特定事業場								
全業種			30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S49.8.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)								
食料品製造業	通常の排水量が2,000m ³ /日以上のもの		40(30)	40(30)	10			
	通常の排水量が500m ³ /日以上2,000m ³ /日未満のもの		80(60)	100(70)	15			
	通常の排水量が500m ³ /日未満のもの		120(90)	150(120)	20			
化学工業製品製造業	有機化学工業製品製造業	エチルアルコール製造業(醗酵工業に属するものに限る)	120(90)	100(70)	10			
		その他の有機化学工業製品製造業	45(40)	40(30)	10	2	1	
	その他の化学工業製品製造業	通常の排水量が2,000m ³ /日以上のもの	15(10)	60(50)	10	2	1	
		通常の排水量が2,000m ³ /日未満のもの	50(40)	80(70)	10	2	1	
鉄鋼業			20(15)	50(40)	10	2		
非鉄金属製造業			15(10)	25(20)		2		
金属製品製造業及び機械器具製造業(武器製造業を含む)			20(15)	60(50)				
セメント製品製造業			20(15)	70(50)				
紙製造業			100(80)	70(50)				
と畜業			80(60)	100(70)				
し尿処理施設			45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設			30(20)	100(70)				
その他の業種(施設)			60(50)	80(70)	10	2	1	
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S49.8.2以後に特定施設(これに相当する施設を含む。)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)								
化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む)及びセメント製品製造業			15(10)	25(20)	2	2	1	
し尿処理施設			45(30)	100(70)				
指定地域特定施設	H3.7.31以前に設置されたもの	合併処理	80(60)					H4.8.1～
		単独処理	120(90)					
	H3.8.1以後に設置されたもの		45(30)					
下水道終末処理施設			30(20)	100(70)				H2.4.1～
追加指定施設			60(50)	80(70)	10	2	1	
その他の業種(施設)	通常の排水量が2,000m ³ /日以上のもの		15(10)	25(20)	2	2	1	
	通常の排水量が500m ³ /日以上2,000m ³ /日未満のもの		30(20)	30(25)	2	2	1	
	通常の排水量が500m ³ /日未満のもの		50(40)	70(50)	10	2	1	

備考

- 「指定地域特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第3項に定める施設をいう。
- 「特定施設」とは水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 1の項において「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「施行令」という)別表第1に掲げる施設(備考4に掲げるものを除く)を設置している特定事業場であって、昭和45年11月20日以前に当該施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 1の項の「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設ごとに、それぞれ基準日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたものをいう。

	施行令別表第1の番号	基準日		施行令別表第1の番号	基準日		施行令別表第1の番号	基準日
(1)	1-2	S47.10.1	(5)	18-2, 18-3, 21-2, 21-3, 21-4, 23-2, 51-2, 51-3, 63-2, 70-2, 71-4	S57.1.1	(7)	66-4, 66-5, 66-6, 66-7, 66-8	S63.10.1
(2)	66-3, 71-2	S49.12.1		(8)		71-5, 71-6	H3.10.1	
(3)	64-2, 69-2	S51.6.1		(9)		63-3	H13.7.1	
(4)	68-2, 71-3	S54.5.10	(6)	69-3	S57.7.1			

- 2の項において「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)による改正前の水質汚濁防止法施行令(以下「昭和49年改正政令による改正前の施行令」という)別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工

- 事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 6 2の項において「追加指定施設」とは、備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 7 「食料品製造業」とは、施行令別表第1第2号から第18号までに掲げる特定施設に係るものをいう。
- 8 「有機化学工業製品製造業」とは、施行令別表第1第28号から第37号まで、第40号、第46号及び第47号に掲げる特定施設に係るものをいう。
- 9 「その他の化学工業製品製造業」とは、施行令別表第1第21号、第22号、第23号、第24号から第27号まで、第38号、第39号、第41号から第45号まで及び第48号から第50号までに掲げる特定施設に係るものをいう。
- 10 「合併処理」及び「単独処理」は、建築基準法施行令第32条の規定に基づき、し尿浄化槽の構造を指定する件（昭和55年建設省告示第1292号。以下「昭和55年建設省告示」という）に定めるところによる。
- 11 ()内の数値は日間平均値による許容限度で1日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。
- 12 この表に掲げる上乗せ排水基準は、通常の排水量が50m³/日以上である特定事業場に係る排出水について適用する。
- 13 BODに係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、CODに係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水（し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く）に限って適用する。
- 14 「下水道整備地域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 15 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。
- (1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。
- (2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。
- 16 食料品製造業のうちみかん缶詰製造業に係るBOD又はCODについてのの上乗せ排水基準は、その排出水の量のいかんにかかわらず、食料品製造業につき定められたBOD又はCODについての上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 17 施行令別表第1第72号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- 18 指定地域特定施設に係る上乗せ排水基準のうち、平成3年7月31日以前に設置されたものにあつては、一の特定事業場が指定地域特定施設のみを特定施設として設置する場合に限って適用する。
- 19 一の特定事業場が二以上の業種（施設）に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。
- (1) 施行令別表第1第66号の3、第66号の6から第66号の8まで、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場（製造業に係る特定事業場を除く）が施行令別表第1第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成3年8月1日以後に指定地域特定施設を設置する場合にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- (2) (1)以外の特定事業場にあつては、当該事業場の主たる業種（製造業に係る特定事業場にあつては工業出荷額の数値が最大のものをいう）に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。
- 20 備考19の規定にかかわらず、一の特定事業場の二以上の業種の一に合成染料製造業が該当するときは、当該合成染料製造業に係る上乗せ排水基準に限り、当該合成染料製造業につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- 21 別表1の備考の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。

別表 3 大牟田水域に係る上乗せ排水基準

1 大牟田川（大牟田川港湾区域を除く。以下この表において同じ）及びこれに流入する公共用水域

業種（施設）	項目及び物質並びにその許容限度（単位 mg/L）										適用の日
	BOD	SS	n-Hex （鉱油類）	フェノール類	シアン 化合物	有機リン 化合物	Cd・ Cd 化合物	Pb・ Pb 化合物	Cr ⁶⁺ 化合物	As・ As 化合物	
し尿処理施設	45(30)	120(90)									
その他の施設	15(10)	100(70)	1	1	検出されないこと。		0.01	0.1	0.05	0.05	

2 大牟田川河口の中央を中心とする半径 500m の円弧及び陸岸に囲まれた海域（大牟田川港湾区域を含む）並びにこれに流入する公共用水域（大牟田川及びこれに流入する公共用水域を除く）

業 種（施 設）	項目及び物質並びにその許容限度（単位 mg/L）						適用の日
	BOD	COD	SS	n-Hex （鉱油類）	フェノール類	Cd・ Cd 化合物	
特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く）の処理施設（し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く）		120(100)	100(70)	3	1	0.01	
その他の施設	40(30)	40(30)	100(70)	1	1	0.01	

3 1 及び 2 を除く大牟田水域

業 種（施 設）	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)					適用の日
	BOD	COD	SS	n-Hex (鉱油類)	フェノール類	
① 下水道整備地域に所在する特定事業場						
全業種	30(20)	30(20)	100(70)			
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場（S48.4.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場）						
非鉄金属製造業		40(30)	100(70)			H2.4.1～
鉱業及び水洗炭業	70(50)	70(50)				
と畜業	120(90)					
し尿処理施設（合併処理に限る）	45(30)		120(90)			
動物系飼料製造業	120(90)		100(70)			
下水道終末処理施設	30(20)		100(70)			
その他の施設	120(90)	120(90)	150(120)			
② 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場（S48.4.2以後に特定施設（これに相当する施設を含む。）を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場）						
し尿処理施設	45(30)		120(90)			H2.4.1～
追加指定施設	120(90)	120(90)	150(120)			
その他の施設	30(20)	30(20)	100(70)	1	1	

備考

- 別表 1 の備考並びに別表 2 の備考 2、11 から 15 まで、17 及び 19 の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。
- 「既設事業場」とは、昭和 49 年改正政令による改正前の施行令別表第 1 に掲げる施設を設置している特定事業場であって昭和 48 年 4 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、別表 2 の備考 4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 2 の項においてその他の施設に係るカドミウム及びその化合物の許容限度は、非鉄金属製造業に係る特定事業場から排出される排出水に限り適用する。
- 「合併処理」は、昭和 55 年建設省告示による廃止前の建築基準法施行令の規定に基づきし尿浄化槽の構造を指定する件（昭和 44 年建設省告示第 1726 号。以下「廃止前の建設省告示」という。）に定めるところによる。
- この表において「有機リン化合物」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。
- 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例第 4 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表 4 博多湾水域に係る上乗せ排水基準

- 1 那珂川、御笠川及び河口海域（福岡市博多区沖浜町中央埠頭西端、同市中央区那の津 5 丁目須崎埠頭北端及び同市博多区築港本町博多埠頭西端を上記の順に結んだ直線並びに同市博多区築港本町博多埠頭西端から同市博多区沖浜町中央埠頭西端に至る海岸線によって囲まれた海域に限る）並びにこれらに流入する公共用水域

業 種（施 設）	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)						適用の日
	BOD	COD	SS	n-Hex		フェノール類	
				動植物油脂類	鉱油類		
① 下水道整備地域に所在する特定事業場							
全業種	30(20)	30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場（S48.4.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場）							
畜産食料品製造業、水産食料品製造業、小麦粉製造業、パン製造業、菓子製造業、飲料製造業、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、繊維製品製造業及びと畜業	80(60)		100(80)	15			
砂糖製造業	80(60)	80(60)	100(80)				
パルプ製造業及び紙製造業	80(60)		100(70)				
写真現像業	80(60)	80(60)					
し尿処理施設	合併処理	45(30)	120(90)				
	単独処理	120(90)	150(120)				
下水道終末処理施設	30(20)		100(70)				
合成樹脂製造業						1	
その他の施設	120(90)		150(120)				H2.4.1～
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場（S48.4.2以後に特定施設（これに相当する施設を含む。）を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場）							
し尿処理施設	45(30)		120(90)				H2.4.1～
追加指定施設	120(90)		150(120)				
その他の施設	30(20)	30(20)	100(70)	20		1	

2 1を除く博多湾水域

業 種 (施 設)			項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)						適用の日
			BOD	COD	SS	n-Hex		フェノール類	
						動植物油脂類	鉱油類		
① 下水道整備地域に所在する特定事業場									
全業種			30(20)	30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S49.8.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)									
畜産食料品製造業、水産食料品製造業及び飲料製造業			120(90)	120(90)	150(120)	20			
セメント製品製造業					70(50)				
と畜業			80(60)	80(60)	100(70)				
し尿処理施設	し尿浄化槽	処理対象人員が2,001人以上	45(30)		100(70)				
		処理対象人員が2,000人以下	80(60)		120(90)				
	その他のし尿処理施設		45(30)		100(70)				
下水道終末処理施設			30(20)		100(70)				
その他の施設			120(90)	120(90)	150(120)			H2.4.1～	
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S49.8.2以後に特定施設 (これに相当する施設を含む。)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)									
し尿処理施設			45(30)		100(70)				
下水道終末処理施設			30(20)		100(70)				
追加指定施設			120(90)	120(90)	150(120)			H2.4.1～	
その他の施設	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの		30(20)	30(20)	30(25)	2	2	1	
	通常の排水量が500m³/日以上2,000m³/日未満のもの		50(40)	50(40)	70(50)	10	2	1	
	通常の排水量が500m³/日未満のもの		80(60)	80(60)	100(70)	15	2	1	

備考

- 別表1の備考並びに別表2の備考2、11から15まで、17及び19の規定(1の項に係る上乗せ排水基準については、同表の備考13の規定を除く)は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。
- 1の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和48年4月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 2の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、別表2の備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 「合併処理」及び「単独処理」は、廃止前の建設省告示に定めるところによる。

別表 5 遠賀川・筑後川・矢部川水域に係る上乗せ排水基準

業 種 (施 設)			項目及び物質並びにその許容限度(単位mg/L)					適用の日
			BOD 又は COD	SS	n-Hex		フェノール 類	
					動植物油脂類	鉱油類		
① 下水道整備地域に所在する特定事業場								
全業種			30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S49.8.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)								
食料品 製造業	蒸りゅう酒・混成酒製造業		120(90)	100(70)				
	その他の食 料品製造業	通常の排水量が $\geq 500\text{m}^3/\text{日}$ 以上のもの	80(60)	100(70)	15			
		通常の排水量が $\geq 500\text{m}^3/\text{日}$ 未満のもの	120(90)	150(120)	20			
染色整理業及び繊維製品製造業			120(90)	150(120)				
紙製造業、セメント製品製造業、生コンクリート製造業及び砕石業				70(50)				
と畜業			80(60)	100(70)				
し尿処理 施設	し尿 浄化槽	処理対象人員が2,001人以上	45(30)	100(70)				
		処理対象人員が2,000人以下	80(60)	100(90)				
	その他のし尿処理施設		45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設			30(20)	100(70)				
その他の施設			120(90)	150(120)				H2.4.1～
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S49.8.2以後に特定施設 (これに相当する施設を含む。)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)								
し尿処理施設			45(30)	100(70)				H2.4.1～
下水道終末処理施設			30(20)	100(70)				
追加指定施設			120(90)	150(120)				
その 他の 施設	通常の排水量が $\geq 2,000\text{m}^3/\text{日}$ 以上のもの		30(20)	30(25)	2	2	1	
	通常の排水量が $\geq 500\text{m}^3/\text{日}$ 以上 $2,000\text{m}^3/\text{日}$ 未満のもの		50(40)	70(50)	10	2	1	
	通常の排水量が $\geq 500\text{m}^3/\text{日}$ 未満のもの		80(60)	100(70)	15	2	1	

備考

- 別表2の備考2、7、11から17まで及び19の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。この場合において、同表の備考15中「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。
- 「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、別表2の備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。

別表 6 筑前海水域に係る上乗せ排水基準

業 種 (施 設)		項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)					適用の日
		BOD 又は COD	S S	n - H e x		フェノール類	
				動植物油脂類	鉱油類		
① 下水道整備地域に所在する特定事業場							
全業種		30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S53. 1. 1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)							
食料品製造業	通常の排水量が500m ³ /日以上のもの	80(60)	100(70)				
	通常の排水量が500m ³ /日未満のもの	120(90)	150(120)				
金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設及び畜房施設		80(60)	100(70)				
し尿処理施設		45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
その他の施設		120(90)	150(120)				H2. 4. 1～
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S53. 1. 2以後に特定施設 (これに相当する施設を含む。) を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)							
し尿処理施設		45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
追加指定施設		120(90)	150(120)				
その他の施設	通常の排水量が2, 000m ³ /日以上のもの	30(20)	30(25)	2	2	1	H2. 4. 1～
	通常の排水量が500m ³ /日以上2, 000m ³ /日未満のもの	50(40)	70(50)	10	2	1	
	通常の排水量が500m ³ /日未満のもの	80(60)	100(70)	15	2	1	

備考

- 別表 2 の備考 2、7、11 から 17 まで及び 19 の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。この場合において、同表の備考 15 中「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。
- 「既設事業場」とは、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 54 年政令第 132 号）による改正前の水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和 53 年 1 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、別表 2 の備考 4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 「畜房施設」とは、施行令別表第 1 第 1 号の 2 に掲げる特定施設に係るものをいう。

福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領

第1 （目的）

この要領は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定に基づく特定事業場のうち、1日当たりの平均排水量50立方メートル未満の特定事業場（以下「小規模事業場」という。）について、排水の水質改善につき適正な指導を行うために必要な事項を定めるもので、もって公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

第2 （指導対象事業場）

環境部及び保健福祉環境事務所（以下「保健福祉環境事務所等」という。）において、重点的に指導する小規模事業場は、1日当たりの平均排水量30立方メートル以上50立方メートル未満の事業場及び1日当たりの平均排水量30立方メートル未満の事業場であっても特に負荷量が多いと認められる事業場（以下「指導対象事業場」という。）とする。

第3 （事業者への啓発）

保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場の届出者に対して、この要領の円滑な推進を図るため、当該事業場が第5に定める指導基準を遵守することはもとより、進んで公共用水域の水質保全に努めるよう啓発するものとする。

第4 （指導）

- 1 保健福祉環境事務所等は、他の県関係機関と緊密な連携をとり、必要に応じ関係市町村長の協力を得て、指導対象事業場の届出者に対し、水質改善対策の実施について適切な指導及び助言を行うものとする。
- 2 前項の具体的な指導及び助言は、次の各号に掲げる事項によるものとする。
 - 1) 作業工程の合理化等による汚濁負荷量の削減に係る技術的助言
 - 2) 汚水等の処理の方法に係る技術的助言
 - 3) 汚水等処理施設の適正管理に係る技術的指導
 - 4) 排水等の水質測定に係る技術的指導
 - 5) 汚水等処理施設の設置等公害防止施設整備に関する各種制度資金のあっ旋等に係る助言
 - 6) その他保健福祉環境事務所等が必要と認める事項に係る指導及び助言

第5 （指導基準）

- 1 第4に定める指導及び助言の目標とする排水の水質の基準（以下「指導基準」という。）は、別表に定めるとおりとする。
- 2 保健福祉環境事務所等は、排出先公共用水域の水質に与える影響、汚水等処理技術の開発状況その他の社会的条件及び自然的条件等を勘案し、前項の指導基準による指導が適切でないと判断される場合には、必要に応じて前項の指導基準にかえて適用する特別の指導基準を定め得るものとする。

第6 （立入調査等）

- 1 保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場に立ち入り、排水の性状等について調査を行うものとする。
- 2 前項の具体的調査事項は、次の各号に掲げる事項によるものとする。
 - 1) 特定施設の使用状況
 - 2) 汚水等処理施設の管理及び運転状況
 - 3) 用排水の系統に関する状況
 - 4) 排水等の汚染状態及び量
 - 5) 排水口付近の公共用水域の状況
 - 6) その他保健福祉環境事務所等が必要と認める事項

第7 （行政措置）

保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場の届出者が、当該事業場の排水口において、指導基準に適合しない排水を継続して排出する場合、若しくは排出するおそれがあると認められる場合には、その者に対して、汚水等の処理の方法の改善等の水質改善対策を講ずるよう指導、勧告を行うものとする。

別表 （第 5 関係）

指導基準

項 目		基 準 値	適 用
水素イオン濃度 (pH)		5.8 以上 8.6 以下	海域に排出されるものについては5.0 以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160 mg/L 以下 (日間平均120 mg/L 以下)	海域及び湖沼以外に排出されるものに 適用
化学的酸素要求量 (COD)		160 mg/L 以下 (日間平均120 mg/L 以下)	海域及び湖沼並びに瀬戸内海水域に排 出されるものに適用
浮遊物質 (SS)		200 mg/L 以下 (日間平均150 mg/L 以下)	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (n-Hex)	動植物油脂類 含有量	30mg/L 以下	
	鉱油類含有量	5mg/L 以下	
大腸菌群数		日間平均3,000個/cm ³ 以下	

(3) 水質汚濁防止法による届出特定事業場数

(瀬戸内海環境保全特別措置法による許可を含む)

(令和5年度末現在)

号・番号	業 種 (施 設)	事業場数(うち、有害物質使用特定事業場)				
		県	北九州市	福岡市	久留米市	合 計
1	鉱業又は水洗炭業	6				6
1の2	畜産農業又はサービス業	335	2	15	31	383
2	畜産食料品製造業	75 (1)	3	2	7	87 (1)
3	水産食料品製造業	63	7	6	10	86
4	野菜、果実保存食料品製造業	91	2		6	99
5	みそ、しょう油等調味料製造業	128	2	4	10	144
6	小麦粉製造業	1				1
7	砂糖製造業		1	1		2
8	パン、菓子、あんの製造業	10			4	14
9	米菓、こうじ製造業	4				4
10	飲料製造業	67 (1)	3	2	24	96 (1)
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	8	2			10
12	動植物油脂製造業	10	1			11
13	イースト製造業					0
14	でん粉又は化工でん粉製造業	2				2
15	ぶどう糖、水あめ製造業					0
16	麺類製造業	45		2	5	52
17	豆腐、煮豆製造業	140	3	5	16	164
18	インスタントコーヒー製造業	1				1
18の2	冷凍調理食品製造業	19		2	1	22
18の3	たばこ製造業					0
19	紡績業、繊維製品製造業	32		1	4	37
20	洗毛業					0
21	化学繊維製造業					0
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	3			1	4
21の3	合板製造業	32			2	34
21の4	パーティクルボード製造業					0
22	木材薬品処理業	4	1			5
23	パルプ、紙、紙加工品製造業	13	1			14
23の2	新聞業、出版業、印刷又は製版業	16 (2)	2	4 (1)	5	27 (3)
24	化学肥料製造業	1	2 (2)			3 (2)
25	削除					
26	無機顔料製造業		1			1
27	無機化学工業製品製造業(25、26号を除く)	11 (7)	9 (3)	1		21 (10)
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業		1			1
29	コールタール製品製造業		1 (1)			1 (1)
30	発酵工業					0
31	メタン誘導品製造業					0
32	有機顔料又は合成染料の製造業		1 (1)			1 (1)
33	合成樹脂製造業	3 (1)	2	1		6 (1)
34	合成ゴム製造業					0
35	有機ゴム薬品製造業					0
36	合成洗剤製造業					0
37	石油化学工業(31～36、51号を除く)		1 (1)			1 (1)
38	石けん製造業	2			1	3
38の2	界面活性剤製造業					0
39	硬化油製造業					0
40	脂肪酸製造業		1			1
41	香料製造業					0
42	ゼラチン又はにかわの製造業					0
43	写真感光材料製造業					0
44	天然樹脂製品製造業	1				1
45	木材化学工業					0
46	有機化学工業製品製造業(28～45号を除く)	7 (6)	2 (1)			9 (7)

号・番号	業 種 (施 設)	事業場数(うち、有害物質使用特定事業場)				
		県	北九州市	福岡市	久留米市	合 計
47	医薬品製造業					0
48	火薬製造業					0
49	農薬製造業	1				1
50	試薬の製造業					0
51	石油精製業		2			2
51の2	ゴム製品製造業	1 (1)	2		1	4 (1)
51の3	医療用若しくは衛生用ゴム製品製造業					0
52	皮革製造業					0
53	ガラス又はガラス製品の製造業	9 (3)	1 (1)			10 (4)
54	セメント製品製造業	68	7	6	5	86
55	生コンクリート製造業	69	11	17	8	105
56	有機質砂かべ材製造業	2 (1)				2 (1)
57	人造黒鉛電極製造業					0
58	窯業原料の精製業		1			1
59	砕石業	10	2			12
60	砂利採取業	5	1	3		9
61	鉄鋼業	2	5 (3)			7 (3)
62	非鉄金属製造業	5 (3)	2 (1)			7 (4)
63	金属製品又は機械器具製造業	37 (15)	4 (1)	3 (3)	3	47 (19)
63の2	空きびん卸売業				1	1
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設	2	3			5
64	ガス供給業又はコークス製造業		2 (2)			2 (2)
64の2	水道施設	23	1	2		26
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	63 (33)	14 (5)	2	3 (1)	82 (39)
66	電気めっき施設	7 (6)	4 (4)	1 (1)	4 (4)	16 (15)
66の2	エチレンオキシド又は1,4-ジオキサン混合施設					0
66の3	旅館業	610	13	30	37	690
66の4	共同調理場	15				15
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	22	1		4	27
66の6	飲食店(66の7及び66の8を除く)	31	2	6	1	40
66の7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店等	1				1
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等	1				1
67	洗濯業	311 (11)	2	31	42	386 (11)
68	写真現像業	65 (6)	1		6	72 (6)
68の2	病院	26 (5)	4 (1)	4	2 (1)	36 (7)
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1				1
69の2	卸売市場	2				2
70	廃油処理施設		1			1
70の2	自動車特定整備事業	19	6	5	1	31
71	自動式車両洗浄施設	588	36	53	65	742
71の2	試験研究機関	42 (14)	7 (7)	1 (1)	6 (4)	56 (26)
71の3	ごみ処理施設	11				11
71の4	産業廃棄物処理施設	5	5 (4)	2		12 (4)
71の5	トリクロエレン、テトラクロエレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	5 (4)	1 (1)			6 (5)
71の6	トリクロエレン、テトラクロエレン又はジクロロメタンの蒸留施設		1 (1)			1 (1)
72	し尿処理施設	302	2	6	18	328
73	下水道終末処理施設	32	5	8	3	48
74	特定事業場から排出される水の処理施設	5 (1)	2		1	8 (1)
指定地域特定施設		100	9			109
有害物質使用特定施設(公共用水域等への排水なし)		36 (36)	101 (101)	118 (118)	14 (14)	269 (269)
計		3,664 (157)	312 (141)	344 (124)	352 (24)	4,672 (446)
上記のうち排水基準適用特定事業場	排水量50 m³/日以上のもの	636	53	25	39	753
	排水量50 m³/日未満で有害物質に係るもの	75	17	3	7	102
	計	711	70	28	46	855
有害物質貯蔵指定施設を設置している工場又は事業場		57	61	11	2	131
(うち特定施設を設置していない工場又は事業場)		(6)	(9)	(4)	(2)	(21)

(注1)「号・番号」は、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる業種又は施設ごとの号、番号を示す。

(注2)複数の特定施設を有する事業場については、主要な1業種又は1施設の号・番号に計上している。

12 土壌関係資料

(1) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

令和3年4月1日改正

(備考)

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表（略）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

(2) 土壤汚染に係る指定基準

ア 土壤含有量基準

特 定 有 害 物 質 の 種 類		基 準 値
第2種特定有害物質 (重金属類)	カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム45mg以下であること
	六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること
	シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること
	水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること
	セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること
	鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること
	砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつきふっ素4000mg以下であること
	ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素4000mg以下であること

イ 土壤溶出量基準

特 定 有 害 物 質 の 種 類		基 準 値
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること
	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
第2種特定有害物質 (重金属類)	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること
	六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと
	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること
	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること
	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること
	ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること
第3種特定有害物質 (農薬種類)	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること
	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること
	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること
	P C B	検液中に検出されないこと
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと

備考：法に基づく土壤汚染状況調査の結果が上記基準を満たしていない場合、「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定されることになります。

13 一般廃棄物関係資料

(1) 可燃ごみ処理施設

(令和6年9月1日現在)

市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (トン／日)
福岡	福岡市	—	西部工場	平成4年3月	ス・全連	250 × 3炉
			臨海工場	平成13年3月	ス・全連	300 × 3炉
	(株)福岡クリーンエナジー	福岡市	株式会社福岡クリーンエナジー東部工場	平成17年8月	ス・全連	300 × 3炉
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	クリーンパークわか・すぎごみ燃料化施設	平成14年12月	RDF	59 × 3炉
	糸島市	—	クリーンセンターごみ溶融処理施設	平成12年3月	ガ溶・全連	100 × 2炉
	玄界環境組合	宗像市・古賀市・福津市・新宮町	古賀清掃工場焼却施設	平成15年3月	ガ溶・全連	130 × 2炉
			宗像清掃工場ガス化溶融施設	平成15年6月	ガ溶・全連	80 × 2炉
	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	小郡市・筑紫野市・基山町	クリーンヒル宝満熱回収施設	平成20年3月	ガ溶・全連	125 × 2炉
福岡都市圏南部環境事業組合	福岡市・春日市・大野城市・ 太宰府市・那珂川市	久留米市・朝倉市・筑前町・大刀洗町・東峰村	福岡都市圏南部工場	平成28年3月	ス・全連	170 × 3炉
			サン・ポート溶融施設	平成14年12月	ガ溶・全連	60 × 2炉
久留米	久留米市	—	上津クリーンセンター	平成5年3月	ス・全連	100 × 3炉
			宮ノ陣クリーンセンター	平成28年6月	ス・全連	81.5 × 2炉
	大川市	—	大川市清掃センター	平成4年8月	流・准連	45 × 2炉
	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納クリーンステーション	平成16年8月	RDF	61 × 1炉
八女・筑後	八女西部広域事務組合	八女市・筑後市・大川市・大木町・広川町	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	ガ溶・全連	110 × 2炉
有明	有明生活環境施設組合	柳川市・みやま市	有明生活環境施設組合クリーンセンター	令和4年2月	ス・全連	46 × 2炉
	大牟田・荒尾清掃施設組合	大牟田市・荒尾市	大牟田・荒尾RDFセンター	平成14年11月	RDF	75 × 3炉
	大牟田リサイクル発電(株)	大牟田市	大牟田リサイクル発電所	平成14年12月	流・全連	315 × 1炉
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町	飯塚市クリーンセンター	平成10年4月	ガ溶・全連	90 × 2炉
			嘉麻市嘉麻クリーンセンター	昭和62年3月	ス・准連・＋溶	20 × 2炉
			桂苑	平成6年3月	流・准連	37 × 2炉
田川	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町	田川市川崎町清掃センター	昭和62年3月	ス・全連	45 × 2炉
	下田川清掃施設組合	糸田町・福智町	下田川塵芥清掃センター	昭和50年3月	ス・バ	20 × 2炉
	田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	田川郡東部じん芥処理センター	平成7年12月	ス・バ	22 × 2炉
直方・鞍手	直方市	—	直方市可燃物中継所	平成13年3月	中継	113
	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	くらじクリーンセンター	平成14年9月	RDF	66 × 1炉
北九州	北九州市	—	日明工場	平成3年3月	ス・全連	200 × 3炉
			新門司工場	平成19年3月	ガ溶・全連	240 × 3炉
			皇后崎工場	平成10年7月	ス・全連	270 × 3炉
	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	遠賀・中間リレーセンター	平成19年3月	中継	199
京築	苅田エコプラント(株)	苅田町	苅田エコプラント	平成10年11月	RDF	42 × 1炉
	築上町	—	ごみ固形燃料化施設	平成12年3月	RDF	25 × 1炉
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	豊前市外二町清掃センター	平成14年2月	ス・准連・＋溶	35 × 2炉
	行橋市みやこ町清掃施設組合	行橋市・みやこ町	みやこ処理場	平成17年3月	中継	143
計			34施設			7,898

(2) 粗大ごみ処理施設等

(令和6年9月1日現在)

市町村圏	設 置 者	構 成 市 町 村	施 設 名	竣工年月	型式	能力 (トン/日)
福岡	福岡市	—	西部工場粗大ごみ処理施設	平成4年3月	破碎	50.0
			東部資源化センター	昭和61年9月	併用	175.0
			西部資源化センター	平成6年7月	併用	100.0
			臨海工場粗大ごみ処理施設	平成13年3月	破碎	50.0
	太宰府市	—	環境美化センター	平成3年3月	併用	21.0
	那珂川市	—	エコピア・なかがわ	平成17年10月	選別	16.0
	糸島市	—	糸島市クリーンセンターリサイクルプラザ	平成12年3月	選別 圧縮梱包	35.0
	玄界環境組合	宗像市・古賀市・福津市・新宮町	古賀清掃工場	平成15年3月	選別、破碎 圧縮梱包	48.0
			宗像清掃工場	平成15年6月	選別、破碎 圧縮梱包	40.0
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	クリーンパークわかさぎリサイクルプラザ	平成15年2月	併用	30.0
	宇美町・志免町衛生施設組合	宇美町・志免町	宇美志免リサイクルセンター	平成21年7月	選別、破碎 圧縮梱包	12.0
	春日大野城衛生施設組合	春日市・大野城市	春日大野城リサイクルプラザ	平成7年3月	選別、破碎 圧縮	45.0
朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	久留米市・朝倉市・筑前町・大刀洗町・東峰村	サン・ポートリサイクルプラザ	平成14年12月	選別、破碎 圧縮梱包	30.0
久留米	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納クリーンステーション	平成16年8月	選別 その他	18.0
	久留米市	—	宮ノ陣クリーンセンター	平成28年2月	選別圧縮	22.5
八女・筑後	八女西部広域事務組合	八女市・筑後市・大川市・大木町・広川町	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	選別 その他	50.0
			八女西部リサイクルプラザ	平成12年4月	選別圧縮	22.0
有明	大牟田市	—	大牟田市リサイクルプラザ	平成15年3月	併用	66.0
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町	飯塚市リサイクルプラザ	平成10年3月	併用	35.0
			桂苑	平成6年3月	併用	20.0
			リサイクルプラザ	平成11年3月	併用	12.0
田川	田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	田川郡東部じん芥処理センター	平成7年12月	併用	12.0
	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町	田川市川崎町清掃センター資源回収施設	昭和62年3月	破碎	30.0
直方・鞍手	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	泉水最終処分場	昭和62年1月	併用	40.0
北九州	北九州市	—	日明かんびん資源化センター	令和3年3月	選別 圧縮	32.6
			新門司工場	平成19年3月	破碎	50.0
			皇后崎工場	平成10年6月	破碎	50.0
			本城かんびん資源化センター	平成9年10月	選別 圧縮	63.0
	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	中間・遠賀リサイクルプラザ	平成13年3月	選別 圧縮梱包	27.6
			遠賀・中間リレーセンター	平成19年3月	選別圧縮	24.0
京 築	苅田エコプラント(株)	苅田町	苅田エコプラント	平成10年11月	併用	10.0
	苅田町	—	リサイクルセンター	平成20年6月	選別 圧縮	4.9
	築上町	—	リサイクル施設	平成16年7月	選別 破碎	7.0
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	豊前市外二町清掃センターリサイクルセンター	平成19年7月	選別 破碎	20.0
計			35施設			1,312.6

(3) 最終処分場

(令和6年3月31日現在)

市町村圏	設置者	構成市町村	最終処分場名	埋立開始年	埋立地面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	令和5年度 埋立実績(㎡)	残余容量 (㎡)
福岡	福岡市	—	伏谷埋立場	昭和63年	225,000	5,027,000	65,644	1,849,956
			中田埋立場	平成8年	180,000	2,345,000	24,416	1,221,020
	宗像市	—	最終処分場	平成10年	1,400	3,560	7	2,904
	太宰府市	—	環境美化センター最終 処分場	平成3年	7,000	42,550	248	13,445
	古賀市	—	不燃物埋立地	昭和62年	7,412	25,381	317	13,665
	福津市	—	不燃物処理場	昭和58年	8,657	33,983	520	9,406
	宇美町	—	最終処分場	平成5年	19,359	154,742	1,715	79,848
	春日大野城衛生施設組合	春日市・大野城市	最終処分場	平成6年	7,900	38,900	660	19,445
	糸島市	—	糸島市クリーンセンター	平成11年	4,800	25,600	0	4,630
	玄界環境組合	宗像市・古賀市・福津市・新 宮町	古賀清掃工場	平成15年	1,770	11,505	0	11,397
			宗像清掃工場埋立処分 地施設	平成15年	1,330	9,340	0	9,340
	福岡都市圏南部環境事業組 合	福岡市・春日市・大野城市・ 太宰府市・那珂川市	福岡都市圏南部最終 処分場	平成28年	25,000	516,000	10,516	431,359
久留米	久留米市	—	最終処分場	平成17年	12,300	204,000	2,277	116,967
八女・ 筑後	八女西部広域事務組合	八女市・筑後市・大川市・大 木町・広川町	立花最終処分場	平成23年	3,260	25,000	460	11,909
有明	大牟田市	—	第三大浦谷埋立地	平成7年	25,300	288,277	2,127	90,774
	みやま市	—	埋立処分地施設	平成9年	17,170	60,488	1,290	20,761
	柳川市	—	大和干拓最終処分場	平成27年	14,200	9,600	0	6,856
飯 塚	ふくおか県央環境広域施設 組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町	飯塚市埋立処分場	平成10年	5,000	26,800	0	2,276
			嘉麻市嘉麻クリーンセ ンター最終処分場	平成13年	12,000	55,000	226	30,767
			最終処分場	平成11年	8,180	40,690	221	20,321
田 川	田川郡東部環境衛生施設組 合	香春町・添田町・大任町・赤 村	最終処分場	平成8年	11,100	62,462	2,633	8,327
	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町・糸田町・福 智町	最終処分場	昭和62年	15,800	146,450	2,161	4,713
直方・ 鞍手	宮若市外二町じん芥処理施 設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	泉水最終処分場	平成8年	10,565	64,223	15,480	26,343
北九 州	北九州市	—	(西地区)廃棄物処分場	平成10年	574,000	7,150,000	139,858	442,621
	遠賀・中間広域行政事務組 合	中間市・水巻町・芦屋町・岡 垣町・遠賀町	最終処分場	平成元年	29,058	209,020	1,799	23,403
京 築	築上町	—	最終処分場	平成12年	2,571	9,820	41	1,953
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	清掃センター埋立処分 地	昭和60年	10,100	46,000	963	0
計				27施設	1,240,232	16,631,391	273,579	4,474,406

(4) し尿処理施設

(令和6年9月1日現在)

市町村圏	設 置 者	構 成 市 町 村	施 設 名	竣工年月	型式	能力 (kL/日)
福岡	福岡市	—	中部汚泥再生処理センター	平成27年11月	固液分離	65.0
	古賀市	—	古賀市海津木苑	昭和58年5月	標脱	67.0
	宇美町・志免町衛生施設組合	宇美町・志免町	宇美志免浄化センター	平成13年3月	高負荷	70.0
	糸島市	—	糸島市し尿処理センター	平成7年3月	高負荷	96.0
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	酒水園	昭和57年10月	標脱	100.0
朝倉	朝倉市	—	環境センター	平成19年4月	高負荷 膜分離	73.0
久留米	両筑衛生施設組合	久留米市・小郡市・筑紫野市・太宰府市・筑前町・大刀洗町	両筑苑	昭和57年10月	標脱	300.0
	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納衛生センター	平成6年3月	標脱	91.0
八女・筑後	八女市	—	八女市星野自給肥料供給施設	昭和56年3月	液肥堆肥化	9.7
	筑後市	—	筑後市衛生センター	昭和58年11月	標脱	75.0
	大木町	—	おおき循環センター	平成18年10月	高負荷 嫌気消化	41.4
	八女中部衛生施設事務組合	八女市・広川町	汚泥再生処理センター	令和3年3月	高負荷 堆肥化	171.0
有明	大牟田市	—	大牟田市東部環境センター	平成15年3月	高負荷	359.0
	大川柳川衛生組合	柳川市・大川市	筑水園	平成6年6月	高負荷	195.0
	みやま市	—	バイオマスセンター	平成30年12月	高負荷 膜分離	130.0
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町	環境センター	平成8年3月	高負荷	108.0
			汚泥再生処理センター	平成18年6月	高負荷 膜分離	146.0
			嘉麻市嘉麻浄化センター	平成9年3月	高負荷	60.0
			穂波苑	平成15年2月	高負荷 膜分離	152.0
田川	田川地区広域環境衛生施設組合	田川市・香春町・添田町・川崎町・糸田町・大任町・福岡町・赤村	田川地区クリーンセンター	令和3年8月	標脱	390.0
直方・鞍手	直方市	—	直方市汚泥再生処理センター	令和3年7月	高負荷	113.0
	鞍手町	—	鞍手町衛生センター	昭和55年4月	好気消化	45.0
	宮若市	—	緑水園	平成9年2月	高負荷 膜分離	97.0
北九州	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	曲水苑	平成8年3月	標脱	220.0
京 築	行橋市	—	音無苑	昭和60年12月	標脱	191.0
	荏田町	—	荏田町清掃事務所第二工場	昭和55年3月	標脱	100.0
	築上町	—	築上町有機液肥製造施設	平成6年3月	液肥堆肥化	23.0
			築上町第2有機液肥製造施設	平成29年10月	液肥堆肥化	19.5
計				28施設		3,507.6

(5) コミュニティ・プラント

(令和6年9月1日現在)

市町村圏	設 置 者	構 成 市 町 村	施 設 名	竣工年月	方式	能力 (m ³ /日)
飯塚	嘉麻市		木城団地污水处理施設	昭和59年2月	長時間ばっ気	174
			鶴谷団地污水处理施設	平成3年3月	長時間ばっ気	103
			望ヶ丘団地污水处理施設	平成14年3月	長時間ばっ気	74
	飯塚市		中央東団地地域し尿処理施設	昭和62年1月	接触ばっ気	85
	桂川町		桂川町泉ヶ丘団地污水处理施設	昭和58年3月	長時間ばっ気	120
			桂川町桂ヶ丘団地污水处理施設	昭和63年3月	長時間ばっ気	105
田川	田川市		星美台污水处理施設	平成10年3月	膜分離活性汚泥	410
	糸田町		糸田町大熊団地コミュニティプラント	平成8年	長時間ばっ気	68
	福智町		福智町赤池二反ヶ浦地区污水处理施設(1号施設)	昭和58年4月	接触ばっ気	395
			福智町赤池二反ヶ浦地区污水处理施設(2号施設)	昭和62年3月	長時間ばっ気	430
			福智町伊方東ヶ丘地区污水处理施設	昭和59年4月	接触ばっ気	170
直方・鞍手	直方市		直方市頼野住宅団地污水处理場	昭和52年3月	標準活性汚泥	1,820
計			12施設			3,954

14 騒音・振動関係資料

(1) 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

ア 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(備考)

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

※ 騒音に係る環境基準の類型当てはめ（平成11年3月31日福岡県告示第633号）

地域の類型	当てはめる地域	参考：法に基づく規制基準		
		昼	朝・夕	夜
A	騒音規制法に基づく第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
B	騒音規制法に基づく第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
		70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

(備考) この表は、都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に規定する飛行場については適用しない。

イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。

※ 平成10年9月30日環境庁大気保全局長通知

ア 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- (ア) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
- (イ) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

イ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (ア) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (イ) 2車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路 20メートル

エ 達成期間

道路に面する地域以外の地域	直ちに
既設の道路に面する地域（幹線交通を担う道路に面する地域以外）	10年以内を目途
幹線交通を担う道路に面する地域	10年を越える期間で可及的速やかに
道路に面する地域以外の地域が、新たに道路に面することとなった場合	当該道路供用後直ちに

(2) 航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）

ア 環境基準

地 域 の 類 型	基準値 (L _{den} ※)
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

※平成25年4月1日から適用

イ 達成期間

飛 行 場 の 区 分			達 成 期 間	改 善 目 標
新 設 飛 行 場			直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの			
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	ジェット機以外の機種のみ就航	5 年以内	①
		ジェット機就航	10 年以内	
	新 東 京 国 際 空 港			
第一種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		10 年をこえる期間内に可及的速やかに	①及び②	

(備 考)

- 1 自衛隊等が利用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又維持されるように努めるものとする。芦屋飛行場及び築城飛行場については第一種空港に準ずる。
- 2 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、達成期間内で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。
- 3 改善目標は次のとおり
 - ①は 5 年以内に、70 デシベル未満とすること又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。
 - ②は 10 年以内に、62 デシベル未満とすること又は 62 デシベル以上の地域において屋内で 47 デシベル以下とすること。

※ 航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ（平成4年4月6日福岡県告示第672号）

地 域 の 類 型	当 て は め る 地 域
I	別表に掲げる地域のうち、都市計画法に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
II	別表に掲げる地域のうち、類型 I を当てはめた地域以外の地域。 ただし、都市計画法に規定する工業専用地域、国土利用計画法に規定する森林地域であって、かつ、都市計画法に規定する市街化区域以外の地域並びに河川法に規定する河川区域、海上、湖沼及び空港敷地又は飛行場敷地である地域は除く。

別 表

1 福岡空港関係 福岡市（東区、博多区、中央区、南区）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町
2 芦屋飛行場関係 北九州市（八幡西区、若松区）、芦屋町、遠賀町、水巻町、岡垣町
3 築城飛行場関係 行橋市、豊前市、みやこ町のうち旧犀川町及び旧豊津町の区域、築上町

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）

ア 環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

イ 達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の部分		達成目標期間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80 デシベル以上の区域	3 年以内	開業時直ちに	開業時直ちに
b	75 デシベルを超え、80 デシベル未満の区域	イ 7 年以内	開業時から	
		ロ 10 年以内	3 年以内	
c	70 デシベルを超え、75 デシベル以下の区域	10 年以内	開業時から 5 年以内	

（備 考）

- 1 b の区域中イとは地域の類型 I に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間中既設新幹線鉄道とは東京・博多間の区間の新幹線鉄道をいう。

※ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型当てはめ（平成 14 年 3 月 29 日福岡県告示第 538 号）

地 域 の 類 型	基 準 値
I	地域類型を当てはめる地域のうち (1) 都市計画法に基づく用途地域が定められている地域にあっては、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域。 (2) 都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域にあっては、騒音規制法に基づく指定地域のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域。
II	地域類型を当てはめる地域のうち (1) 都市計画法に基づく用途地域が定められている地域にあっては、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。 (2) 都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域にあっては、騒音規制法に基づく指定地域のうち、第 3 種区域及び第 4 種区域。

（備 考）

「地域類型を当てはめる地域」とは、新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 300m（遠賀川鉄橋及び筑後川橋りょう取付け付近は、400m）以内で図面に表示する地域。（図面は福岡県環境部環境保全課及び関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する）

(4) 自動車騒音の要請限度（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）

要請限度の限度値

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

（備 考）

幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲をいう）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

※ 自動車騒音の要請限度の区域の指定（平成 12 年 3 月 31 日福岡県告示第 586 号の 4）

地 域 の 区 分	指 定 す る 地 域
a	騒音規制法に基づく第 1 種区域
b	騒音規制法に基づく第 2 種区域
c	騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域

（備 考）

この表は、都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に規定する飛行場については適用しない。

(5) 自動車交通振動の要請限度（振動規制法施行規則 別表第2）

区域の区分 \ 時間の区分	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

（備 考）

昼間及び夜間とは、それぞれ次に掲げる時間の範囲内において都道府県知事が定めた時間をいう。

1 昼間 午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで

2 夜間 午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで

※ 自動車交通振動の要請限度の区域及び時間の区分（昭和61年11月15日福岡県告示第1719号）

区域及び時間の区分は、知事が定めており、振動規制法に基づく特定工場等の規制基準の区分と同じである。

1 昼間 午前8時から午後7時まで

2 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

地 域 の 区 分	指 定 す る 地 域	参考：法に基づく規制基準	
		昼	夜
第 1 種 区 域	振動規制法に基づく第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区 域	振動規制法に基づく第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

1.5 ダイオキシン類関係資料

(1) ダイオキシン類に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

媒 体	基 準 値
大 気	年間平均値 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	年間平均値 1 pg-TEQ/L以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下

(2) 大気基準適用施設及び大気排出基準（D×N特措法施行令 別表第1）

（単位：ng-TEQ/m³N）

号番号	特定施設の種類の	施 設 規 模	新設施設 排出基準	既存施設(※) 排出基準	換算する 酸素濃度
1	鉄鉄製造の用に供する焼結炉（原料処理能力 1t/h以上）		0.1	1	15%
2	製鋼の用に供する電気炉（変圧器定格容量1000KVA以上）		0.5	5	-
3	亜鉛回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉（原料処理能力0.5t/h以上）		1	10	-
4	アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉・乾燥炉(原料処理能力0.5t/h以上)、溶解炉(容量1t以上)		1	5	-
5	廃棄物焼却炉 (火床面積0.5m ² 以上又は 焼却能力50kg/h以上)	4t/h以上	0.1	1	12%
		2t/h以上4t/h未満	1	5	
		2t/h未満	5	10	

※ ダイオキシン類対策特別措置法施行日(H12.1.15)前に設置された施設

(3) 水質基準対象施設及び水質排出基準（D×N特措法施行令 別表第2）

（単位：pg-TEQ/L）

号番号	特定施設の種類の	排出基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及びその廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記の施設(1～17、19)に係る汚水又は廃液を含む下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記の施設(1～17)を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

16 市町村の環境行政

(令和6年11月1日現在)

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境 審議 会の 有無	環 境 白 書 の 有 無	所管環境関連条例
					環境に関する各種計画等
北九州市	(環境局) 総務政策部総務課 〃 環境学習課 グリーン成長推進部グリーン成長推進課 〃 再生可能エネルギー導入推進課 〃 サーキュラーエコノミー推進課 環境国際部環境国際戦略課 環境監視部環境監視課 〃 産業廃棄物対策課 循環社会推進部循環社会推進課 〃 業務課 〃 施設課 〃 新門司工場 〃 日明工場 〃 皇后崎工場 新門司環境センター 日明環境センター 皇后崎環境センター	093-582-2173 093-582-2784 093-582-2286 093-582-2238 093-582-2630 093-662-4020 093-582-2290 093-582-2177 093-582-2187 093-582-2180 093-582-2184 093-481-4727 093-581-7976 093-642-6731 093-481-7053 093-571-4481 093-631-5337	○	○	北九州市環境基本条例 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例 北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 北九州市公害防止条例 北九州市環境影響評価条例 北九州市環境ミュージアム条例 北九州市響灘ビオトープ条例 北九州市エコタウンセンター条例 北九州市環境保全基金条例 あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例
					北九州市環境基本計画 北九州市地球温暖化対策実行計画 第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画(食品ロス削減推進計画を含む) 第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度) 北九州市環境配慮指針 北九州市PCB廃棄物処理計画 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想
福岡市	(環境局) 環境政策部総務課 〃 環境政策課 〃 環境経営推進担当 脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課 〃 脱炭素事業推進課 環境監理部環境調整課 〃 環境保全課 〃 廃棄物試験研究センター 〃 産業廃棄物指導課 循環型社会推進部計画課 〃 ごみ減量推進課 〃 収集管理課 施設部事業推進課 〃 工場整備課 〃 西部工場再整備課 〃 施設課 〃 西部工場 〃 臨海工場 〃 埋立管理事務所	092-711-4293 092-733-5381 092-711-4103 092-711-4282 092-711-4204 092-733-5389 092-733-5386 092-642-4570 092-711-4303 092-711-4308 092-711-4039 092-711-4346 092-711-4316 092-711-4318 092-711-4764 092-711-4312 092-891-3433 092-642-4577 092-807-5553	○	○	福岡市環境基本条例 福岡市環境影響評価条例 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 福岡市環境審議会条例 福岡市環境市民ファンド条例 福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド条例 福岡市リサイクルプラザ条例 福岡市環境基本計画(第3次) 福岡市新世代環境都市ビジョン 福岡市環境配慮指針(改定版) 博多湾環境保全計画(第2次) 福岡市環境教育・学習計画(第3次) 循環のまち・ふくおか推進プラン(第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画) 福岡市地球温暖化対策実行計画 福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画 アイランドシティ環境配慮指針(改定版) 生物多様性ふくおか戦略
大牟田市	環境部環境総務課 〃 環境保全課 〃 環境業務課 〃 環境施設課 リサイクルプラザ 〃 東部環境センター	0944-41-2725 0944-41-2721 0944-41-2720 0944-41-2723 0944-59-1220 0944-59-3500	○	○	大牟田市環境基本条例 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大牟田市空き地及び空家等の適正管理に関する条例 大牟田市ごみ散乱防止条例 大牟田市環境審議会条例 大牟田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 大牟田市第3次環境基本計画 大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 第3次大牟田市及び大牟田・荒尾清掃施設組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 大牟田市ごみ処理基本計画 大牟田市生活排水処理基本計画 大牟田市生活排水対策推進計画 大牟田市災害廃棄物処理計画
久留米市	環境部総務 〃 環境政策課 〃 廃棄物指導課 〃 環境保全課 〃 斎場 〃 資源循環推進課 〃 建設課 〃 施設課 田主丸総合支所環境建設課 北野総合支所環境建設課 城島総合支所環境建設課 三潅総合支所環境建設課	0942-30-9142 0942-30-9146 0942-30-9148 0942-30-9043 0942-21-4433 0942-37-3342 0942-65-3229 0942-27-5371 0943-72-2156 0942-78-3696 0942-62-2114 0942-64-2314	○	○	久留米市廃棄物の処理施設設置条例 久留米市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 久留米市産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例 久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 久留米市斎場条例 久留米市環境基本条例 久留米市環境美化促進条例 久留米市環境交流プラザ条例 久留米市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 久留米市環境整備基金条例 久留米市環境基本計画 久留米市環境基本計画に基づく行動計画 久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 久留米市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 久留米市一般廃棄物(ごみ)処理計画(基本計画) 久留米市生活排水処理基本構想 くるめ生きものプラン(久留米市生物多様性地域戦略)

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例
					環境に関する各種計画等
直方市	上下水道・環境部 環境政策課 // 循環社会推進課	0949-25-2120 0949-26-4992		○	直方市環境審議会設置条例 直方市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 直方市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果縦覧等の手続に関する条例 直方市ごみ散乱防止に関する条例 直方市空き地等における雑草等の除去に関する条例 直方市太陽光発電設備設置事業に関する条例 第3次直方市環境基本計画 第2次直方市環境保全行動計画 直方市ごみ処理基本計画 直方市生活排水処理基本計画 第10期直方市分別収集計画 直方市災害廃棄物処理計画
飯塚市	市民環境部環境整備課 // 環境対策課	0948-22-5502 0948-22-7272		○	飯塚市環境基本条例 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例 飯塚市環境保全推進基金条例 飯塚市自然環境保全条例 飯塚市生活環境の保全に関する条例 第3次飯塚市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)含む) 第3次飯塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 容器包装リサイクル第10期飯塚市分別収集計画 飯塚市一般廃棄物処理基本計画 飯塚市災害廃棄物処理計画
田川市	市民生活部環境政策課	0947-85-7142		○	田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 田川市環境基本条例 田川市人に優しくつくりまちなみ条例 田川市地域新エネルギービジョン 第2次田川市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む) 田川市一般廃棄物処理基本計画 第10期田川市分別収集計画
柳川市	市民部生活環境課	0944-77-8485		○	柳川市クリーン条例 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第2次柳川市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む) 柳川市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 柳川市一般廃棄物処理基本計画 柳川市災害廃棄物処理計画 柳川市第10期分別収集計画 柳川市空家等対策計画
八女市	市民部環境課	0943-23-1462		○ ○	八女市環境保護条例 八女市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 八女市環境基本計画 八女市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 八女市地域新エネルギービジョン 八女市一般廃棄物処理計画 八女市災害廃棄物処理計画
筑後市	市民生活部かんきょう課	0942-53-4120		○	筑後市美しい環境をつくる条例 筑後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 筑後市衛生処理場条例 筑後市環境基本条例 筑後市地域新エネルギービジョン 筑後市一般廃棄物処理基本計画 筑後市地球温暖化対策実行計画 筑後市災害廃棄物処理計画 第2次筑後市環境基本計画(筑後市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)基本方針、筑後市気候変動適応計画、筑後市食品ロス削減推進計画を含む)
大川市	環境課	0944-87-6789		○	大川市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大川市地球温暖化対策実行計画 大川市一般廃棄物処理基本計画
行橋市	環境水道部環境課	0930-25-1111		○	行橋市環境基本条例 空き地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例 行橋市環境美化に関する条例 行橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 行橋市環境基本計画 行橋市ごみ処理基本計画 行橋市生活排水処理基本計画 行橋市災害廃棄物処理計画 行橋市地域新エネルギービジョン
豊前市	生活環境課	0979-82-8018		○	豊前市地下水の保全に関する条例 豊前市環境美化に関する条例 豊前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 豊前市空き地及び空き家等管理の適正化に関する条例 豊前市土砂等のたい積の規制に関する条例

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例
					環境に関する各種計画等
中間市	環境上下水道部環境保全課	093-246-6265	○		中間市都市環境美化条例 中間市環境基本条例 空き地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例 中間市放置自動車の処理に関する条例 中間市飼犬条例 中間市第2次環境基本計画 中間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 中間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
小郡市	環境経済部生活環境課	0942-72-2111	○		小郡市環境保全条例 小郡市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 小郡市空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 小郡市空き地等の適正な管理に関する条例 小郡市飼い犬管理条例 小郡市役所の環境保全に向けた率先行動計画 小郡市一般廃棄物処理基本計画 小郡市地域温暖化対策ビジョン
筑紫野市	環境経済部環境課	092-923-1111	○	○	筑紫野市環境基本条例 筑紫野市環境審議会設置条例 筑紫野市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 筑紫野市畜犬管理条例 筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第三次筑紫野市環境基本計画(筑紫野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び筑紫野市気候変動適応計画を含む) 筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートV(筑紫野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)) 筑紫野市循環型社会形成アクションプログラム 筑紫野市一般廃棄物処理基本計画 筑紫野市第10期分別収集計画
春日市	協働推進部環境課	092-584-1111	○	○	春日市環境基本条例 春日市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 春日市愛犬条例 春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 あき地の除草等に関する条例 第3次春日市環境基本計画 第3期春日市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 第5期エコオフィスプランかすが(春日市環境配慮率先実行計画) 春日市一般廃棄物処理基本計画 春日市分別収集計画第10期 春日市災害廃棄物処理計画 春日市アライグマ防除実施計画
大野城市	環境経済部循環型社会推進課 環境経済部生活安全課	092-580-1886 092-580-1887 092-580-1889 092-580-1897	○	○	大野城市環境基本条例 大野城市自然環境保護条例 大野城市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例 おおのじょう緑のトラスト基金条例 大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 大野城市あき地の環境保全に関する条例 大野城市環境基本計画 地方公共団体実行計画(区域施策編) 大野城市地方公共団体実行計画(事務事業編)～第3次まどかエコ・オフィスプラン～ 大野城市一般廃棄物処理基本計画 大野城市第10期分別収集計画 大野城市迷惑行為防止基本計画(第3次計画)
宗像市	環境部環境課 環境部脱炭素社会推進課	0940-36-1421 0940-36-9875	○		宗像市環境基本条例 宗像市釣川水系水質保全条例 宗像市地下水の採取に関する条例 宗像市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 宗像市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 宗像市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例 宗像市市街化調整区域等の開発行為に関する条例 第2次宗像市環境基本計画(中間見直し) 宗像市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 釣川グリーンネット基本構想・計画 宗像市一般廃棄物処理基本計画(生活排水) 宗像市一般廃棄物処理基本計画(ごみ) 宗像市第10期分別収集計画

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例
					環境に関する各種計画等
太宰府市	市民生活部環境課	092-921-2121	○	○	太宰府市環境基本条例 太宰府市空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例 太宰府市環境美化センター条例 あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 第四次太宰府市環境基本計画 太宰府市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 太宰府市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 太宰府市一般廃棄物処理基本計画 太宰府市第10期分別収集計画
古賀市	市民部環境課	092-942-1127	○	○	古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例 古賀市環境基本条例 古賀市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第3次古賀市環境基本計画 第2次古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)改訂版 第3次古賀市ごみ処理基本計画 古賀市分別収集計画 古賀市災害廃棄物処理計画 生物多様性古賀戦略
福津市	市民共働部うみがめ課	0940-62-5019	○	○	福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 福津市環境基本条例 福津市環境創造条例 福津市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 福津市あき地等管理の適正化に関する条例 福津市ウミガメ保護条例 福津市人と犬・ねこの共生に関する条例 第2次福津市環境基本計画 第2次福津市一般廃棄物処理基本計画 福津市災害廃棄物処理計画
うきは市	市民生活課	0943-75-4972	○		うきは市環境基本条例 うきは市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 うきは市環境美化促進条例 うきは市環境基本計画 うきは市ゼロカーボンビジョン
宮若市	環境保全課	0949-32-0516	○		宮若市環境基本条例 宮若市公害防止条例 宮若市空き缶等の散乱防止条例 宮若市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第2次宮若市環境基本計画 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 宮若市災害廃棄物処理計画
嘉麻市	環境課	0948-42-7428	○		嘉麻市環境基本条例 嘉麻市地下水採取規制条例 嘉麻市自然環境保全条例 嘉麻市浄化槽の普及に関する条例 嘉麻市環境美化条例 第2次嘉麻市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)含む) 嘉麻市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 嘉麻市一般廃棄物処理基本計画 第10期嘉麻市分別収集計画 嘉麻市災害廃棄物処理計画
朝倉市	市民環境部環境課	0946-22-1111	○		朝倉市環境美化推進条例 朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 朝倉市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果縦覧等の手続に関する条例 朝倉市浄化槽条例 朝倉市環境審議会条例 朝倉市環境基本計画 朝倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 朝倉市災害廃棄物処理計画

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例
					環境に関する各種計画等
みやま市	環境経済部環境政策課	0944-64-1521	○		みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 みやま市環境審議会条例 みやま市環境を美しくする条例 みやま市環境基本計画 みやま市廃棄物不法投棄防止推進員設置要綱
糸島市	生活環境部環境政策課	092-332-2068	○	○	糸島市環境基本条例 糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 糸島市あき地等の管理及び環境保全に関する条例 糸島市環境基本計画 第2次糸島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編) 糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略 糸島市生物多様性地域戦略
那珂川市	市民生活部環境課	092-953-2211	○		那珂川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 那珂川市環境基本条例 那珂川市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 那珂川市あき地の環境保全に関する条例 那珂川市空き缶等の散乱防止及び再資源化の促進に関する条例 第3次那珂川市環境基本計画 那珂川市再生可能エネルギー導入戦略 那珂川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 那珂川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 第2次那珂川市一般廃棄物処理基本計画
宇美町	環境課	092-934-2226	○		宇美町環境基本条例 宇美町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 宇美町合併処理浄化槽の普及に関する条例 宇美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 宇美町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 宇美町飼い犬等のふん害防止に関する条例
篠栗町	都市整備課	092-947-1111			篠栗町空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 篠栗町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 篠栗町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 篠栗町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 篠栗町一般廃棄物処理実施計画 篠栗町地下水の採取に関する条例 篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例
志免町	生活安全課	092-935-1001	○		志免町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 志免町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 志免町空き地の環境保全に関する条例 志免町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 志免町一般廃棄物処理基本計画 志免町災害廃棄物処理計画 志免町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 志免町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 志免町分別収集計画
須恵町	地域振興課	092-932-1438	○		須恵町水道水源保護条例 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 須恵町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 須恵町空き地等の環境保全に関する条例 須恵町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例 須恵町一般廃棄物処理基本計画 須恵町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
新宮町	環境課	092-963-1732	○		新宮町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 新宮町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新宮町環境基本条例 第2次新宮町環境基本計画 新宮町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
久山町	町民生活課	092-976-1111			久山町環境保全条例 久山町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 久山町一般廃棄物処理基本計画 久山町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
粕屋町	道路環境整備課	092-938-2311	○		粕屋町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 粕屋町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 粕屋町あき地の雑草等の除去に関する条例 粕屋町飼い犬等のふん害等防止に関する条例 粕屋町一般廃棄物処理基本計画 粕屋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 粕屋町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例
					環境に関する各種計画等
芦屋町	環境住宅課	093-223-3538	○		芦屋町環境美化条例 芦屋町環境審議会設置条例 芦屋町環境基本条例 芦屋町環境美化推進委員会設置条例 第2次芦屋町環境基本計画 芦屋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 芦屋町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
水巻町	産業環境課	093-201-4321	○		水巻町空き缶等散乱防止条例 水巻町環境審議会条例 水巻町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例 水巻町環境基本計画 水巻町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 水巻町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
岡垣町	住民環境課	093-282-1211	○		岡垣町生活環境の保全に関する条例 岡垣町環境基本条例 岡垣町環境美化に関する条例 岡垣町飼犬条例 岡垣町地下水の保全に関する条例 岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 岡垣町第3次環境ビジョン 岡垣町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 岡垣町地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)
遠賀町	住民課	093-293-1241	○		遠賀町環境基本条例 遠賀町環境美化に関する条例 遠賀町環境基本計画 遠賀町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 遠賀町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
小竹町	農政環境課	0949-62-1946			小竹町の環境をよくする条例 小竹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 小竹町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
鞍手町	住民環境課	0949-42-2111	○		鞍手町公害防止条例 鞍手町環境美化に関する条例 鞍手町空き地等管理条例 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 鞍手町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 鞍手町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
桂川町	保険環境課	0948-65-1097			桂川町公害防止条例 桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 桂川町環境美化推進条例 桂川町環境基本計画
筑前町	環境防災課	0946-42-6613	○		筑前町環境基本条例 筑前町環境美化推進条例 筑前町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 第二次筑前町環境基本計画 第四次筑前町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
東峰村	住民福祉課	0946-74-2311			東峰村自然環境保全条例 東峰村河川をきれいにする条例 東峰村ごみ散乱防止条例 東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 東峰村地域新エネルギービジョン
大刀洗町	住民課	0942-77-2141	○		大刀洗町環境美化に関する条例 大刀洗町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 大刀洗町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
大木町	環境課	0944-32-1120	○		大木町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 大木町美しく住みよい環境を創る条例 大木町バイオマスタウン構想 大木町2050年温室効果ガス排出量実質ゼロロードマップ 大木町公共施設地球温暖化対策実行計画
広川町	環境課	0943-32-1138	○		広川町空缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例 広川町環境保全条例 広川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 広川町環境審議会条例 広川町一般廃棄物処理基本計画 広川町災害廃棄物処理計画 広川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 広川町脱炭素ロードマップ

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例
					環境に関する各種計画等
香春町	税務住民課	0947-32-8400	○		香春町環境基本条例 香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 香春町みんなで美しいまちをつくる条例 香春町空家等対策協議会設置条例 環境基本計画 香春町役場エコオフィス推進プラン(香春町地球温暖化対策実行計画事務事業編) 香春町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
添田町	福祉環境課	0947-82-1232			添田町ごみ散乱防止条例 添田町畜犬取締条例 添田町一般廃棄物処理基本計画 添田町生活排水処理基本計画
糸田町	税務町民課	0947-26-1235	○		糸田町環境美化に関する条例 糸田町生活排水処理基本計画 第10期糸田町分別収集計画
川崎町	住宅環境課	0947-72-3000	○		自然にやさしい地域づくりのための川崎町環境基本条例 川崎町ごみ散乱防止条例 川崎町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 川崎町水環境保全条例 川崎町環境基本計画 川崎町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
大任町	住民課	0947-63-3003			大任町しじみ育成保護条例 大任町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 大任町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 大任町飼い主等のふん害の防止に関する条例 大任町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大任町ごみ散乱防止条例
赤村	産業建設課 住民課	0947-62-3000	○		赤村ホテル保護条例 赤村ごみ散乱防止条例 赤村環境保全条例 赤村地下水保全条例 一般廃棄物処理基本計画 赤村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福智町	税務住民課	0947-22-7761	○		福智町自然環境保護条例 福智町ごみ散乱防止条例 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 福智町飼い犬取締条例 福智町生活排水処理基本計画 第9期福智町分別収集計画
苅田町	環境課	093-434-1834	○		苅田町環境美化に関する条例 第3次かんた環境未来図(苅田町環境基本計画)
みやこ町	住民課 都市整備課	0930-32-2510 0930-32-6007	○		みやこ町環境保全条例 みやこ町公害防止条例 みやこ町空き家及び空き地等の適正管理に関する条例 みやこ町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例 みやこ町環境基本計画
吉富町	住民課	0979-24-1124	○		吉富町環境美化に関する条例 吉富町ポイ捨て等防止条例 吉富町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 吉富町土砂等のたい積の規制に関する条例 吉富町環境審議会条例 吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 吉富町地球温暖化対策実行計画
上毛町	住民課	0979-72-3116	○		上毛町環境保全条例 上毛町環境審議会条例 上毛町土砂等のたい積の規制に関する条例 上毛町環境美化推進及び生活環境保全に関する条例 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 上毛町地球温暖化対策実行計画
築上町	住民生活課	0930-56-0300			築上町環境美化推進及び生活環境保全に関する条例 築上町環境美化推進基金事業交付金交付要綱 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 築上町空き家等の適正管理に関する条例 一般廃棄物処理計画 築上町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 築上町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

索引

【あ】

悪臭防止法 193、214
アライグマ 25、82、134、231
有明海
 . . . 46、128、139、143、166、172、214、230
石綿（アスベスト）. 157、213
美しいまちづくり条例 147
上乗せ排水基準 170、251
エコアクション21 42、74、208
エコ事業所 42、54、74、211、232
エコタウン 44、104
エコドライブ 72
エコトン 目次裏面
エコファミリー 43、54、74、211、232
エネルギー対策特別融資制度 71、205
污水处理構想 173、231
温泉 127、216

【か】

カーボンニュートラル
 . . . 28、42、45、64、66
カーボンニュートラルレポート（CNP）. . . 71
海洋ごみ（海岸漂着物）. . 16、113、215、231
外来生物 25、82、133、216
家電リサイクル法 99、163、215
紙おむつリサイクル 110
環境影響評価（アセスメント）
 . . . 136、213、222、225
環境家計簿 73、211
環境教育ガイド（データベース） . . 56、208
環境教育副読本 58、201
環境月間 55
環境県民会議 36、60、67、222、226

環境審議会 36、67、127、222、223
環境対策協議会 36、67、219、222
環境美化の日 113、215
環境物品等調達方針 42、104、162、231
気候変動適応法 64、66、213、230
希少野生動植物種の保護に関する条例
 . . . 130、216
九州自然歩道 124
九州まちの修理屋さん 92、212
グリーンアジア国際戦略総合特区
 . . . 44、47、203
グリーンE Vバッテリーネットワーク福岡
 （GBNet福岡） 12、111
グリーン購入 42、213
グリーンデバイス 45
クリーンビーチ推進事業 55、113、212
クリーンリバー推進対策事業 . . 55、113、212
県産リサイクル応援事業所 104、212
県産リサイクル製品認定制度 42、103
建設リサイクル法 102、215
公害審査会 145、222、224
公害専門委員 222、225
公害防止管理者 146、213
公害防止等生活環境の保全に関する条例
 171、173、189、192、213
光化学オキシダント
 . . . 83、149、152、154、161、234
公共工事生物多様性配慮指針 43、137
コージェネレーション 70、205、209
小型家電リサイクル法 100、215
国際環境協力 26、162、199
国連ハビタット 204
こどもエコクラブ 21、43、60、211

【さ】

再生可能エネルギー導入支援アドバイザー
・・・ 43、70、205
再生可能エネルギー導入支援システム
・・・ 43、70、209
里地里山里海 ・・・ 143
産業廃棄物管理票(マニフェスト) ・・・ 17、116
産業廃棄物税 ・・・ 47、92、103、115、118、215
自然海浜保全地区 ・・・ 126、216
自然環境保全地域 ・・・ 126、216
自然公園 ・・・ 124、137、216、227
自動車リサイクル法 ・・・ 101、163、215
し尿 ・・・ 87、177、269
地盤沈下 ・・・ 195、214
循環型社会基本法 ・・・ 98、215
省エネルギー住宅 ・・・ 23、78
浄化槽 ・・・ 87、173、177、215、231
小規模事業場排水水質改善指導要領 ・・・ 171、260
食品リサイクル法 ・・・ 101、215
食品ロス ・・・ 15、95、210、215、222、231、232
振動規制法 ・・・ 189、214、274
侵略的外来種 ・・・ 133
森林環境税 ・・・ 47、79、142
水質汚濁防止法 ・・・ 164、170、214、246、262
水素エネルギー ・・・ 45、72、207
生物多様性戦略 ・・・ 43、123、230
瀬戸内海環境保全特別措置法
・・・ 164、170、214、231、262
騒音規制法 ・・・ 189、214、271

【た】

ダイオキシン類 ・・・ 185、214、275
大気汚染防止法 ・・・ 157、213、234
大気汚染予測システム ・・・ 149
太陽光発電
・・・ 22、23、28、33、69、74、75、109、205
食べもの余らせん隊 ・・・ 95、211
地域環境協議会 ・・・ 54、61、67

地域循環共生圏 ・・・ 57
地域連絡協議会 ・・・ 118、222
地球温暖化対策ワークブック ・・・ 58
地球温暖化防止活動推進員 ・・・ 54、73
地球温暖化防止活動推進センター
・・・ 67、73、210
地産地消応援の店 ・・・ 54
地産地消応援ファミリー ・・・ 54
鳥獣保護管理事業計画 ・・・ 132、216
鳥獣保護区 ・・・ 132
テレメータシステム(遠隔監視装置) ・・・ 149
特定鳥獣管理計画 ・・・ 132
都市計画基本方針 ・・・ 77
土壌汚染対策法 ・・・ 180、214

【な】

日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業 ・・・ 201
農薬 ・・・ 46、80、171、187

【は】

バイオマス ・・・ 69、76、95、105
廃棄太陽光パネルスマート回収システム ・・・ 110
廃棄物不法処理防止連絡協議会 ・・・ 115、118、222
ハザードマップ ・・・ 82
パリ協定 ・・・ 64
ヒアリ ・・・ 134
平尾台自然観察センター ・・・ 61、233
フードバンク ・・・ 96
風力発電 ・・・ 27、44、69、207
福岡アジアビジネスセンター
(福岡ABC) ・・・ 203
福岡生きものステーション ・・・ 56、131、135
ふくおかエコ農産物認証制度 ・・・ 46
ふくおかエコライフ応援サイト ・・・ 56、67、208
ふくおか環境ひろば ・・・ 55、213、232
福岡県気候変動適応センター
(FLCCAC) ・・・ 49、67、81

福岡県水素グリーン成長戦略
 . . . 19、45、52、72、206、207
 福岡県風力発電産業振興会議 44
 ふくおか農林漁業応援団 54、76、143
 ふくおかのエネルギー 70、208
 ふくおかプラごみ削減応援サイト
 . . . 13、94、212
 ふくおかプラごみ削減協力店 94、212
 ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク
 . . . 94
 福岡方式廃棄物処分場 200、202
 ふくおか放射線・放射能情報サイト . . . 195
 不法処理防止推進員制度 118
 プラスチック資源循環法 99、102、215
 フロン排出抑制法 78、157、163、213
 閉鎖性水域 164、172
 保健環境研究所 24、48、149、195

【や】

容器包装リサイクル法 99、215、230

【ら】

リサイクル製品認定制度 42、103
 リサイクル総合研究事業化センター
 . . . 14、52、107、207
 類型指定 166、169、191
 レアメタル 12、33、100、108、111
 レッドデータブック 126、130、135

【わ】

ワンヘルスセンター 24

【アルファベット・数字】

30・10(さんまる・いちまる)運動 . . . 96
 3Rの達人 92、210
 COP(締約国会議) 64、123

ESD(持続可能な開発のための教育) . . . 58
 PM_{2.5}(微小粒子状物質) . . 149、155、162、234
 PRTR 182
 RDF(ごみ固形化燃料) 112
 SDGs(持続可能な開発目標) . . . 11、39
 SFTS 135

令和6年版 環 境 白 書

令和6年12月発行

編集・発行 福岡県環境部環境政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

電 話 (092) 643-3355 (直通)

FAX (092) 643-3357

Eメール kansei@pref.fukuoka.lg.jp



福岡県

福岡県行政資料	
分類記号 MA	所属コード 1900103
登録年度 06	登録番号 0001

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

リサイクル適性 **A**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。